

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

平成24年6月26日	開会	} 24日
平成24年7月19日	閉会	

沖 縄 県 議 会

1. 会期日程	7
1. 開会日に応招した議員	9

○第1号（6月26日）

1. 開会年月日時	11
1. 議事日程	11
1. 本日の会議に付した事件	11
1. 出席議員	12
1. 説明のため出席した者の職、氏名	13
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	13
1. 臨時議長の紹介・あいさつ	13
1. 開 会	13
1. 仮議席の指定	13
1. 日程第1 議長の選挙	13
1. 議長当選の告知	14
1. 議長の紹介・あいさつ	14
1. 日程第2 副議長の選挙	14
1. 副議長当選の告知	15
1. 副議長の紹介・あいさつ	15
1. 日程第3 議席の指定	15
1. 日程第4 会議録署名議員の指名	15
1. 日程第5 会期の決定	15
1. 諸般の報告	16
1. 日程第6 常任委員の選任	16
1. 日程第7 議会運営委員選任の件	16
1. 黙 禱（元副議長高良政彦氏逝去）	16
1. 一括議題 { 日程第8 議員提出議案第1号 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び 県内へのオスプレイ配備計画撤回を 求める意見書 日程第9 議員提出議案第2号 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び 県内へのオスプレイ配備計画撤回を 求める抗議決議 }	16
1. 崎山 嗣幸君の提案理由説明	17
1. 採 決	17
1. 議員派遣	17
1. 日程第10 乙第1号議案から乙第28号議案まで	17
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	17
1. 休会の議決	18
1. 散 会	18

○第2号（7月3日）

1. 開議年月日時	21
1. 議事日程	21
1. 本日の会議に付した事件	21
1. 出席議員	21
1. 説明のため出席した者の職、氏名	22
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	22
1. 開 議	22
1. 諸般の報告	22
1. 日程第1 常任委員の所属変更の件	22
1. 日程第2 議会運営委員辞任の件	22
1. 日程追加 議会運営委員選任の件	23
1. 日程第3 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙	23
1. 沖縄県離島医療組合議会議員の当選の告知	23
1. 日程第4 那覇港管理組合議会議員の選挙	23
1. 那覇港管理組合議会議員の当選の告知	24
1. 日程第5 代表質問	24
新垣 哲司君	24
照屋 守之君	34
崎山 嗣幸君	44
高嶺 善伸君	50
1. 散 会	59

○第3号（7月4日）

1. 開議年月日時	61
1. 議事日程	61
1. 本日の会議に付した事件	61
1. 出席議員	61
1. 説明のため出席した者の職、氏名	61
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	62
1. 開 議	62
1. 諸般の報告	62
1. 日程第1 代表質問	62
玉城 義和君	62
玉城ノブ子さん	75
金城 勉君	86
1. 散 会	99

○第4号（7月5日）

1. 開議年月日時	101
1. 議事日程	101
1. 本日の会議に付した事件	101
1. 出席議員	101
1. 説明のため出席した者の職、氏名	102
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	102

1. 開 議	103
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで }	103
1. 一般質問・質疑	103
奥平 一夫君	103
瑞慶覧 功君	111
西銘 純恵さん	119
比嘉 京子さん	128
渡久地 修君	135
新垣 清涼君	144
照屋 大河君	151
前田 政明君	157
1. 散 会	165

○第5号（7月6日）

1. 開議年月日時	167
1. 議事日程	167
1. 本日の会議に付した事件	167
1. 出席議員	167
1. 説明のため出席した者の職、氏名	168
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	168
1. 開 議	169
1. 諸般の報告	169
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで }	169
1. 一般質問・質疑	169
新田 宜明君	169
狩俣 信子さん	176
玉城 満君	183
赤嶺 昇君	192
嘉陽 宗儀君	202
山内 末子さん	211
大城 一馬君	220
仲宗根 悟君	225
1. 散 会	232

○第6号（7月9日）

1. 開議年月日時	235
1. 議事日程	235
1. 本日の会議に付した事件	235
1. 出席議員	235
1. 説明のため出席した者の職、氏名	236
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	236
1. 開 議	237

1. 諸般の報告	237
1. 一括議題 { 日程第1 一般質問 日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで }	237
1. 一般質問・質疑	237
仲村 未央さん	237
新垣 安弘君	245
儀間 光秀君	253
呉屋 宏君	256
當間 盛夫君	263
吉田 勝廣君	271
座喜味一幸君	281
中川 京貴君	288
1. 散 会	297

○第7号（7月10日）

1. 開議年月日時	299
1. 議事日程	299
1. 本日の会議に付した事件	299
1. 出席議員	300
1. 説明のため出席した者の職、氏名	300
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	301
1. 開 議	301
1. 諸般の報告	301
1. 日程第1 選挙管理委員及び補充員の選挙	301
1. 一括議題 { 日程第2 一般質問 日程第3 乙第1号議案から乙第28号議案まで }	302
1. 一般質問・質疑	302
島袋 大君	302
末松 文信君	311
前島 明男君	315
1. 黙 禱（元副議長崎浜盛永氏逝去）.....	317
又吉 清義君	323
具志堅 透君	329
砂川 利勝君	333
新垣 良俊君	340
上原 章君	347
1. 日程第4 乙第29号議案から乙第31号議案まで	355
1. 知事（仲井眞弘多君）の提案理由説明	355
1. 委員会付託	355
1. 日程追加 特別委員会設置の件（米軍基地関係特別委員会）	356
1. 特別委員会委員の選任	356
1. 日程追加 陳情第63号、第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号、第124号 第128号、第129号の2及び第131号の付託の件	356
1. 委員会付託	356
1. 日程追加 特別委員会設置の件（公共交通ネットワーク特別委員会）	356

1. 特別委員会委員の選任	357
1. 日程追加 陳情第116号の付託の件	357
1. 委員会付託	357
1. 休会の議決	357
1. 散 会	357

○第8号（7月19日）

1. 開議年月日時	359
1. 議事日程	359
1. 本日の会議に付した事件	359
1. 出席議員	360
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	361
1. 開 議	361
1. 諸般の報告	361
1. 日程第1 乙第2号議案から乙第6号議案まで	361
1. 委員長報告（総務企画委員長）	361
1. 採 決	363
1. 日程第2 乙第12号議案及び乙第13号議案	363
1. 委員長報告（経済労働委員長）	363
1. 採 決	364
1. 日程第3 乙第8号議案から乙第11号議案まで	364
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	364
1. 採 決	366
1. 日程第4 乙第7号議案、乙第14号議案及び乙第15号議案	366
1. 委員長報告（土木環境委員長）	366
1. 採 決	367
1. 日程第5 乙第24号議案及び乙第26号議案から乙第29号議案まで	367
1. 委員長報告（総務企画委員長）	367
1. 採 決	368
1. 日程第6 乙第30号議案及び乙第31号議案	368
1. 委員長報告（総務企画委員長）	368
1. 採 決	369
1. 日程第7 乙第16号議案及び乙第23号議案	369
1. 委員長報告（経済労働委員長）	369
1. 採 決	370
1. 日程第8 乙第22号議案	370
1. 委員長報告（文教厚生委員長）	370
1. 採 決	371
1. 日程第9 乙第17号議案から乙第21号議案まで及び乙第25号議案	371
1. 委員長報告（土木環境委員長）	371
1. 採 決	372
1. 日程追加 真地久茂地線識名トンネル工事契約問題の調査に関する件 （識名トンネル工事契約問題調査特別委員会の設置）	372
1. 嘉陽 宗儀君の提出理由説明	372
1. 質 疑	372

照屋 守之君	373
1. 討 論	376
座喜味一幸君	376
仲村 未央さん	377
桑江朝千夫君	378
1. 採 決	378
1. 識名トンネル工事契約問題調査特別委員の選任	378
1. 日程第10 陳情第87号、第93号及び第100号	378
1. 委員長報告（総務企画委員長）	379
1. 採 決	379
1. 日程第11 陳情第88号	379
1. 委員長報告（土木環境委員長）	379
1. 採 決	379
1. 日程第12 陳情第75号、第78号、第80号、第115号、第117号、第118号及び第124号	379
1. 採 決	379
1. 日程第13 閉会中の継続審査の件	379
1. 討 論	380
末松 文信君	380
照屋 大河君	381
1. 採 決	381
1. 閉 会	381

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	383
1. 議員提出議案	409
1. 諸般の報告	413
1. 議案付託表	419
1. 委員会審査報告書	421
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	431
1. 常任委員・議会運営委員・特別委員名簿	439
1. 陳情文書表	443
1. 議案等処理一覧表	477

平成24年第3回沖縄県議会（定例会）会期日程

会期24日間

自 平成24年 6 月26日
至 平成24年 7 月19日

	月	日	曜日	日 程	備 考
1	6 月	26 日	火	（正副議長の選挙） （議席の指定） （会議録署名議員の指名） 本 会 議 （会期の決定） （常任・議会運営委員の選任） （議員提出議案の説明、採決） （知事提出議案の説明）	請願・陳情付託
2		27 日	水	議案研究	
3		28 日	木	議案研究	代表質問通告締切（正午）
4		29 日	金	議案研究	一般質問通告締切（正午）
5		30 日		休 会	
6	7 月	1 日		休 会	
7		2 日	月	議案研究	
8		3 日	火	本 会 議 （代表質問）	
9		4 日	水	本 会 議 （代表質問）	請願・陳情提出期限 （常任委）
10		5 日	木	本 会 議 （一般質問）	請願・陳情提出期限 （特別委）
11		6 日	金	本 会 議 （一般質問）	
12		7 日		休 会	
13		8 日		休 会	
14		9 日	月	本 会 議 （一般質問）	請願・陳情付託（常任委）
15		10 日	火	（選挙管理委員の選挙等） 本 会 議 （一般質問）	議案付託 請願・陳情付託（特別委）
16		11 日	水	委 員 会 （常任委員会）	
17		12 日	木	委 員 会 （常任委員会）	
18		13 日	金	委 員 会 （常任委員会）	
19		14 日		休 会	
20		15 日		休 会	
21		16 日		休 会	海の日
22		17 日	火	委 員 会 （特別委員会）	
23		18 日	水	議案整理 委 員 会 （議会運営委員会）	
23		18 日	木	本 会 議 （委員長報告、採決）	

開会日に応招した議員

喜 納 昌 春 君
 浦 崎 唯 昭 君
 上 原 章 君
 砂 川 利 勝 君
 具志堅 透 君
 又 吉 清 義 君
 末 松 文 信 君
 儀 間 光 秀 君
 新 田 宜 明 君
 仲 村 未 央 さん
 玉 城 満 君
 西 銘 純 恵 さん
 比 嘉 京 子 さん
 吉 田 勝 廣 君
 島 袋 大 君
 中 川 京 貴 君
 桑 江 朝千夫 君
 座喜味 一 幸 君
 呉 屋 宏 君
 仲宗根 悟 君
 崎 山 嗣 幸 君
 山 内 末 子 さん
 瑞慶覧 功 君
 渡久地 修 君

大 城 一 馬 君
 嶺 井 光 君
 前 島 明 男 君
 照 屋 守 之 君
 新 垣 良 俊 君
 仲 田 弘 毅 君
 新 垣 安 弘 君
 當 間 盛 夫 君
 照 屋 大 河 君
 狩 俣 信 子 さん
 赤 嶺 昇 君
 新 垣 清 涼 君
 前 田 政 明 君
 金 城 勉 君
 糸 洲 朝 則 君
 翁 長 政 俊 君
 新 垣 哲 司 君
 具 志 孝 助 君
 新 里 米 吉 君
 高 嶺 善 伸 君
 奥 平 一 夫 君
 玉 城 義 和 君
 玉 城 ノブ子 さん
 嘉 陽 宗 儀 君

平成24年 6 月26日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 1 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第 1 号）

平成24年 6 月26日（火曜日）午後 1 時35分開会

議 事 日 程 第 1 号

平成24年 6 月26日（火曜日）

午前10時開議

- 第 1 議長の選挙
第 2 副議長の選挙
第 3 議席の指定
第 4 会議録署名議員の指名
第 5 会期の決定
第 6 常任委員の選任
第 7 議会運営委員の選任の件
第 8 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書
 崎 山 嗣 幸 君 中 川 京 貴 君
 新 垣 哲 司 君 奥 平 一 夫 君
 渡 久 地 修 君 糸 洲 朝 則 君 提出 議員提出議案第 1 号
 大 城 一 馬 君 當 間 盛 夫 君
 新 垣 安 弘 君 嶺 井 光 君
第 9 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議
 崎 山 嗣 幸 君 中 川 京 貴 君
 新 垣 哲 司 君 奥 平 一 夫 君
 渡 久 地 修 君 糸 洲 朝 則 君 提出 議員提出議案第 2 号
 大 城 一 馬 君 當 間 盛 夫 君
 新 垣 安 弘 君 嶺 井 光 君
第10 乙第 1 号議案から乙第28号議案まで（知事説明）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長の選挙
日程第 2 副議長の選挙
日程第 3 議席の指定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 会期の決定
日程第 6 常任委員の選任
日程第 7 議会運営委員選任の件
日程第 8 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書
日程第 9 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議
日程第10 乙第 1 号議案から乙第28号議案まで
 乙第 1 号議案 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
 乙第 2 号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
 乙第 3 号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 乙第 4 号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例

乙第5号議案	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
乙第6号議案	沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
乙第7号議案	食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
乙第8号議案	沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
乙第9号議案	沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
乙第10号議案	沖縄県がん対策推進条例
乙第11号議案	沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
乙第12号議案	沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
乙第13号議案	沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
乙第14号議案	沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
乙第15号議案	沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
乙第16号議案	工事請負契約について
乙第17号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第18号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第19号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第20号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第21号議案	工事請負契約についての議決内容の一部変更について
乙第22号議案	損害賠償額の決定について
乙第23号議案	指定管理者の指定について
乙第24号議案	那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
乙第25号議案	県道の路線の廃止について
乙第26号議案	沖縄県人事委員会委員の選任について
乙第27号議案	沖縄県収用委員会委員の任命について
乙第28号議案	沖縄県公安委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	喜納昌春君	18番	仲宗根 悟君
副議長	浦崎唯昭君	19番	崎山 嗣幸君
1番	上原 章君	20番	山内 末子さん
2番	砂川 利勝君	21番	瑞慶覧 功君
3番	具志堅 透君	22番	渡久地 修君
4番	又吉 清義君	23番	大城 一馬君
5番	末松 文信君	24番	嶺井 光君
6番	儀間 光秀君	25番	前島 明男君
7番	新田 宜明君	26番	照屋 守之君
8番	仲村 未央さん	27番	新垣 良俊君
9番	玉城 満君	28番	仲田 弘毅君
10番	西銘 純恵さん	29番	新垣 安弘君
11番	比嘉 京子さん	30番	當間 盛夫君
12番	吉田 勝廣君	31番	照屋 大河君
13番	島袋 大君	32番	狩俣 信子さん
14番	中川 京貴君	33番	赤嶺 昇君
15番	桑江 朝千夫君	34番	新垣 清涼君
16番	座喜味 一幸君	35番	前田 政明君
17番	呉屋 宏君	37番	金城 勉君

38 番 糸 洲 朝 則 君
 39 番 翁 長 政 俊 君
 41 番 新 垣 哲 司 君
 42 番 具 志 孝 助 君
 43 番 新 里 米 吉 君

44 番 高 嶺 善 伸 君
 45 番 奥 平 一 夫 君
 46 番 玉 城 義 和 君
 47 番 玉 城 ノブ子 さん
 48 番 嘉 陽 宗 儀 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
 副 知 事 与世田 兼 稔 君
 知 事 公 室 長 又 吉 進 君
 総 務 部 長 川 上 好 久 君
 企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
 環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
 福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
 農 林 水 産 部 長 知 念 武 君
 商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
 文 化 観 光 平 田 大 一 君
 ス ポ ー ツ 部 長
 土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
 企 業 局 長 兼 島 規 君
 病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 真栄城 香代子 さん
 知 事 公 室 新 城 清 君
 秘 書 広 報 統 括 官
 総 務 部 仲 本 朝 久 君
 財 政 統 括 官 安次嶺 馨 君
 教 育 委 員 会 長 大 城 浩 君
 教 育 長 幸 喜 徳 子 君
 公 安 委 員 会 長 村 田 隆 君
 委 員 長 平 良 宗 秀 君
 警 察 本 部 長
 労 働 委 員 会 長
 事 務 局 長
 人 事 委 員 会 委 員 長 嶺 恭 子 さん
 代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
 次 長 鉢 嶺 元 君
 議 事 課 長 平 田 善 則 君
 課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
 主 幹 佐久田 隆 君

主 査 嘉 陽 孝 君
 政 務 調 査 課 長 知 念 正 治 君
 副 参 事 大 村 浩 三 君
 主 幹 宮 城 優 君

○事務局長（嘉陽安昭君） 事務局長の嘉陽安昭でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、この際、私から臨時議長を御紹介申し上げます。

一般選挙後最初の議会でありますことから、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、狩俣信子議員が年長者でございます。

狩俣信子議員、議長席にお着き願います。（拍手）

〔臨時議長 狩俣信子さん議長席に着く〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました狩俣信子でございます。

長々とお待たせいたしましたけれども、ただいまから始めてまいりたいと思います。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（狩俣信子さん） ただいまより平成24年第3回沖縄県議会（定例会）を開会いたします。

○臨時議長（狩俣信子さん） これより本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。
 仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

○中川 京貴君 議長。

○臨時議長（狩俣信子さん） 休憩いたします。

午後1時35分休憩

午後2時3分再開

○臨時議長（狩俣信子さん） 再開いたします。

日程第1 議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（狩俣信子さん） ただいまの出席議員数は48人であります。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

2番 砂 川 利 勝 君 及び

8番 仲 村 未 央 さん

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、投票に当たっては被選挙人の氏名まで記載するようお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 異状なしと認めます。これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

砂川利勝君及び仲村未央さん、立ち会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○臨時議長（狩俣信子さん） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 48票

有効投票 46票

無効投票 2票

有効投票中

喜納 昌春君 24票

新里 米吉君 22票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、喜納昌春君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（狩俣信子さん） ただいま議長に当選されました喜納昌春君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○臨時議長（狩俣信子さん） 喜納昌春君。

〔議長 喜納昌春君登壇〕

○議長（喜納昌春君） ただいま議員各位の御推挙によりまして、復帰後第16代目の沖縄県議会議長の要職を担うことになりました。まことに身に余る光栄でありますとともに、その使命と職責の重大さに身の引き締まる思いであります。

私は、常に厳正公平を旨とし、議員各位の御協力を得て、誠心誠意議会運営に努力してまいり所存であります。

私どもは、これからの4年間、県政に携わっていくこととなりますが、この期間は、今後10年間の新たな沖縄振興計画となる「沖縄21世紀ビジョン基本計画」がスタートし、本県の将来展望を切り開く重要な時期に当たるとともに、米軍基地問題を初め本県の重要課題の解決を図るべく幅広い論議が期待されているものと考えております。

このような重要な時期に当たり、私ども沖縄県議会としては、去る4月に施行された沖縄県議会基本条例の基本理念を踏まえつつ、二代表制の一翼を担う者として県民から選ばれた県民全体の奉仕者であることの誇りと果たすべき役割を自覚し、県民の意向を的確に反映するとともに、県民に開かれた議会、県民に信頼される議会を構築することが極めて肝要であると考えて次第であります。

これからの議員各位の御協力と御鞭撻をお願い申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（狩俣信子さん） 喜納昌春議長、議長席にお着き願います。

休憩いたします。

〔議長 喜納昌春君議長席に着く〕

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

日程第2 副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（喜納昌春君） ただいまの出席議員数は48人
であります。

会議規則第31条第2項の規定により立会人に

2番 砂川利勝君 及び

8番 仲村未央さん

を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、投票に当たっては被選挙人の氏名まで記載するようお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（喜納昌春君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（喜納昌春君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼いたします。

〔氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（喜納昌春君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

砂川利勝君及び仲村未央さん、立ち会いを願います。

〔開票〕

〔立会人点検〕

○議長（喜納昌春君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 48票

有効投票 48票

無効投票 0票

有効投票中

浦崎 唯昭君 26票

奥平 一夫君 22票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。

よって、浦崎唯昭君が副議長に当選されました。

（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（喜納昌春君） ただいま副議長に当選されました浦崎唯昭君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（喜納昌春君） 浦崎唯昭君。

御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 浦崎唯昭君登壇〕

○副議長（浦崎唯昭君） 皆さん、こんにちは。

ただいま皆様方の御推挙によりまして、復帰後第18代目の沖縄県議会副議長に選任させていただき、まことに光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感している次第であります。

この上は、先ほど選出されました喜納昌春議長を補佐し、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいる所存でございます。

議員各位の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。就任のごあいさつとします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（喜納昌春君） 日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の仮議席のとおり指定いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により

1番 上原 章君 及び

7番 新田 宜明君

を指名いたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月19日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月19日までの24日間と決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） この際、諸般の報告をいたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案28

件並びに平成23年度繰越計算書、平成24年5月末現在の平成24年度一般会計予算執行状況報告書、同一般会計繰越予算執行状況報告書の提出及び交通事故に関する和解等に係る専決処分の報告がありました。

次に、本日、崎山嗣幸君外9人から、議員提出議案第1号「普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書」及び議員提出議案第2号「普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議」の提出がありました。

次に、これまでに受理いたしました陳情40件は、お手元に配付の陳情文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、説明員として出席を求めた副知事上原良幸君は、別用務のため本日午後からの会議に出席できない旨の届け出がありました。

また、人事委員会委員長仲吉朝信君は、所用のため本日、7月3日から6日まで、9日及び10日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日の会議に人事委員会委員長嶺恭子さん、7月3日から6日まで、9日及び10日の会議に同委員会事務局長岩井健一君の出席を求めました。

また、労働委員会会長藤田広美君は、所用のため本日の午後、7月3日から6日まで、9日及び10日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として労働委員会事務局長平良宗秀君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第6 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の常任委員一覧表のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配付の常任委員一覧表のとおり選任することに決定いたしました。

〔常任委員一覧表 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第7 議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

〔議会運営委員名簿 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後3時50分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

次の日程に入ります前に申し上げます。

去る6月11日、元副議長高良政彦氏が逝去されました。

つきましては、高良氏の長逝に対しまして哀悼の意を表し、その御冥福を祈るため黙祷をささげたいと思います。

全員御起立願います。

黙祷。

〔全員起立 黙祷〕

○議長（喜納昌春君） 黙祷を終わります。

御着席願います。

○議長（喜納昌春君） 次に報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、

総務企画委員長 山内 末子さん

同 副委員長 末松 文信君

経済労働委員長 上原 章君

同 副委員長 砂川 利勝君

文教厚生委員長 呉屋 宏君

同 副委員長 狩俣 信子さん

土木環境委員長 中川 京貴君

同 副委員長 仲宗根 悟君

議会運営委員長 前田 政明君

同 副委員長 桑江朝千夫君

をそれぞれ互選したとの報告がありました。

○議長（喜納昌春君） この際、日程第8 議員提出議案第1号 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内

へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書及び日程第9 議員提出議案第2号 普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

崎山嗣幸君。

〔議員提出議案第1号及び第2号 巻末に掲載〕

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 ただいま議題となりました議員提出議案第1号及び第2号につきましては、6月22日に開催した各派調整会議の各派代表等により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表しまして提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第1号を朗読いたします。

〔普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、あて先だけを申し上げます。

〔普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議のあて先朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、本案につきましては、その趣旨を関係要路に要請するため議会代表を県外へ派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号及び第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） これより議員提出議案第1号「普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める意見書」及び議員提出議案第2号「普天間飛行場の早期閉鎖・返還及び県内へのオスプレイ配備計画撤回を求める抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号及び第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま可決されました議員提出議案第1号及び第2号に関し、提案理由説明の際提出者から、県外の関係要路についてはその趣旨を要請するため議員を派遣してもらいたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第1号及び第2号の趣旨を県外の関係要路に要請するため議員5人を派遣することとし、その期間及び人選については議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第10 乙第1号議案から乙第28号議案までを議題といたします。

知事から提案理由の説明を求めます。

仲井眞知事。

〔知事提出議案 巻末に掲載〕

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） こんにちは。

平成24年第3回沖縄県議会（定例会）の開会に当たり、提出しております議案の説明に先立ち、議員各位にごあいさつを申し上げます。

さきの沖縄県議会議員選挙におきまして、県民の多くの支持を得て当選の栄を得られました議員の皆様から心からお祝いを申し上げます。

さて、ことしは沖縄が日本に復帰して40周年の大きな節目の年であり、また、新たな沖縄振興のための2つの法律が成立し、より自由度の高い交付金制度が創設されるなど、県民主導で「新生沖縄の創造」に向けスタートする重要な年であります。

「沖縄21世紀ビジョン」で描きました県民が望む将来像の実現に向け、5月に策定しました「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の施策を着実に展開し、沖縄県の固有の課題を解決するとともに、強くしなやかな経済と沖縄らしい優しい社会の構築を図ってまいり所存でございます。

また、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、同飛行場の県外移設及び早期返還並びに日米地位協定の抜本的な見直しを県民は強く希望しており、その実現に全力を尽くす決意であります。

このたび、県民の代表として選ばれた議員の皆様におかれましても、執行部とともに本県の振興に取り組んでいただきたく、県政運営に対する特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、条例議案15件、議決議案10件、同意議案3件の合計28件でございます。

まず、乙第1号議案から乙第15号議案までの条例議案15件のうち、その主なものを御説明申し上げます。

乙第1号議案「沖縄県知事の給与の特例に関する条例」は、識名トンネル工事に関する不適正な経理処理について、県民に県行政への不信感を抱かせ、多額の国庫補助金の返還を行うという重大な事態に至ったことを踏まえ、私みずからを戒めるため知事の給料の額を減ずる特例措置を講ずる必要があることから条例を制定するものであります。

乙第4号議案「沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例」は、地方自治法施行令の一部が改正されたことに伴い、知事の調査等の対象となる法人の範囲を拡大するため条例を制定するものであります。

乙第6号議案「沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例」は、沖縄ライフサイエ

ンス研究センターを設置及び管理するため条例を制定するものであります。

乙第10号議案「沖縄県がん対策推進条例」は、がん対策に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的にがん対策を推進する必要があることから条例を制定するものであります。

次に、乙第16号議案から乙第25号議案までの議決議案については、「工事請負契約についての議決内容の一部変更について」、「損害賠償額の決定について」、「那覇市の中核市指定に係る申出の同意について」など10件について議決を求めるものであります。

最後に、乙第26号議案から乙第28号議案までの同意議案3件は、沖縄県人事委員会委員、沖縄県収用委員会委員及び沖縄県公安委員会委員の一部の委員が任期満了することに伴い、その後任を選任または任命するため同意を求めるものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事の提案理由の説明は終わりました。

休憩いたします。

午後4時21分休憩

午後4時24分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、お諮りいたします。

議案研究のため、明6月27日から7月2日までの6日間休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、明6月27日から7月2日までの6日間休会とすることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、7月3日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

臨時議長 狩 俣 信 子

議長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月 3 日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 2 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第2号）

平成24年7月3日（火曜日）午前10時3分開議

議 事 日 程 第2号

平成24年7月3日（火曜日）

午前10時開議

- 第1 常任委員の所属変更の件
- 第2 議会運営委員辞任の件
- 第3 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙
- 第4 那覇港管理組合議会議員の選挙
- 第5 代表質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員の所属変更の件
- 日程第2 議会運営委員辞任の件
- 日程追加 議会運営委員選任の件
- 日程第3 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙
- 日程第4 那覇港管理組合議会議員の選挙
- 日程第5 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	喜 納 昌 春 君	20 番	山 内 末 子 さん
副議長	浦 崎 唯 昭 君	21 番	瑞慶覧 功 君
1 番	上 原 章 君	22 番	渡久地 修 君
2 番	砂 川 利 勝 君	23 番	大 城 一 馬 君
3 番	具志堅 透 君	24 番	嶺 井 光 君
4 番	又 吉 清 義 君	25 番	前 島 明 男 君
5 番	末 松 文 信 君	26 番	照 屋 守 之 君
6 番	儀 間 光 秀 君	27 番	新 垣 良 俊 君
7 番	新 田 宜 明 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
8 番	仲 村 未 央 さん	29 番	新 垣 安 弘 君
9 番	玉 城 満 君	30 番	當 間 盛 夫 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	31 番	照 屋 大 河 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	32 番	狩 俣 信 子 さん
12 番	吉 田 勝 廣 君	33 番	赤 嶺 昇 君
13 番	島 袋 大 君	34 番	新 垣 清 涼 君
14 番	中 川 京 貴 君	35 番	前 田 政 明 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	37 番	金 城 勉 君
16 番	座喜味 一 幸 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
17 番	呉 屋 宏 君	39 番	翁 長 政 俊 君
18 番	仲宗根 悟 君	41 番	新 垣 哲 司 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	42 番	具 志 孝 助 君

43 番 新 里 米 吉 君
44 番 高 嶺 善 伸 君
45 番 奥 平 一 夫 君

46 番 玉 城 義 和 君
47 番 玉 城 ノブ子 さん
48 番 嘉 陽 宗 儀 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事 仲井眞 弘 多 君
副 知 事 上 原 良 幸 君
副 知 事 与世田 兼 稔 君
知 事 公 室 長 又 吉 進 君
総 務 部 長 川 上 好 久 君
企 画 部 長 謝 花 喜一郎 君
環 境 生 活 部 長 下 地 寛 君
福 祉 保 健 部 長 崎 山 八 郎 君
農 林 水 産 部 長 知 念 武 君
商 工 労 働 部 長 平 良 敏 昭 君
文 化 観 光 平 田 大 一 君
ス ポー ツ 部 長
土 木 建 築 部 長 当 間 清 勝 君
企 業 局 長 兼 島 規 君
病 院 事 業 局 長 伊 江 朝 次 君

会 計 管 理 者 真栄城 香代子 さん
知 事 公 室 新 城 清 君
秘 書 広 報 統 括 官
総 務 部 仲 本 朝 久 君
財 政 統 括 官
教 育 委 員 会 安次嶺 馨 君
委 員 長
教 育 長 大 城 浩 君
公 安 委 員 会 委 員 翁 長 良 盛 君
警 察 本 部 長 村 田 隆 君
労 働 委 員 会 平 良 宗 秀 君
事 務 局 長
人 事 委 員 会 岩 井 健 一 君
事 務 局 長
代 表 監 査 委 員 又 吉 春 三 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長 嘉 陽 安 昭 君
次 長 鉢 嶺 元 君
議 事 課 長 平 田 善 則 君

課 長 補 佐 上 原 貴 志 君
主 幹 佐久田 隆 君
主 査 嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めた公安委員会委員長幸喜徳子さんは、別用務のため本日から５日までの会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び４日の会議に公安委員会委員翁長良盛君、５日の会議に同委員会委員安里昌利君の出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第１ 常任委員の所属変更の件を議題といたします。

本件については、議員の所属会派の異動に伴い、それぞれ常任委員の所属を変更する必要があります。

よって、お諮りいたします。

委員会条例第４条第２項の規定により総務企画委員の喜納昌春君を経済労働委員に、経済労働委員の大城

一馬君を総務企画委員にそれぞれ委員会の所属を変更したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 日程第２ 議会運営委員辞任の件を議題といたします。

６月２７日に浦崎唯昭君から、都合により議会運営委員を辞任したい旨の願い出がありました。

お諮りいたします。

浦崎唯昭君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。よって、浦崎唯昭君の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 次に、お諮りいたします。ただいま浦崎唯昭君の議会運営委員の辞任が許可さ

れたことに伴い、その補欠委員を選任する必要があります。

この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議会運営委員選任の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、照屋守之君を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に照屋守之君を選任することに決定いたしました。

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 日程第3 沖縄県離島医療組合議会議員の選挙を行います。

本件は、沖縄県離島医療組合規約第5条の規定により、本県議会議員のうちから同組合議会議員の3人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 沖縄県離島医療組合議会議員

には、比嘉京子さん、呉屋宏君、新垣良俊君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を沖縄県離島医療組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました比嘉京子さん、呉屋宏君、新垣良俊君、以上の諸君が沖縄県離島医療組合議会議員に当選されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま沖縄県離島医療組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 呉屋 宏君。

〔呉屋 宏君 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 新垣良俊君。

〔新垣良俊君 起立 会釈〕

----- ・ ・ -----

○議長（喜納昌春君） 日程第4 那覇港管理組合議会議員の選挙を行います。

本件は、那覇港管理組合規約第6条の規定により、本県議会議員のうちから同組合議会議員の5人を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

○議長（喜納昌春君） 那覇港管理組合議会議員には、狩俣信子さん、赤嶺昇君、前田政明君、糸洲朝則君、具志孝助君、以上の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を那覇港管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（喜納昌春君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました狩俣信子さん、赤嶺昇君、前田政明君、糸洲朝則君、具志孝助君、以上の諸君が那覇港管理組合議会議員に当選されました。

○議長（喜納昌春君） ただいま那覇港管理組合議会議員に当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

○議長（喜納昌春君） 狩俣信子さん。

〔狩俣信子さん 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 赤嶺 昇君。

〔赤嶺 昇君 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

〔前田政明君 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 糸洲朝則君。

〔糸洲朝則君 起立 会釈〕

○議長（喜納昌春君） 具志孝助君。

〔具志孝助君 起立 会釈〕

・ ・

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

この際、念のため申し上げます。

本日から6日まで、9日及び10日の6日間にわたって行われます代表質問並びに一般質問及び議案に対する質疑につきましては、去る6月22日の各派調整会議において決定されました質問要綱に従って行うことにいたします。

○議長（喜納昌春君） 日程第5 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

新垣哲司君。

〔新垣哲司君登壇〕

○新垣 哲司君 おはようございます。

自由民主党を代表いたしまして代表質問をさせていただきますと思います。

きょうの新聞の紙面を見ましたら、沖縄の国会議員が本当に四苦八苦、多難だなど。沖縄問題をどういうふうに考えていくかなど、こういうふうに実感をいたしました。そのためにもやはり県議会議員がしっかり頑張らんといかぬなど、こういうふうな感じでございます。

それでは質問をさせていただきたいと思います。

自由民主党を代表して代表質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

(1)、第11回県議会議員選挙の結果について。

去る6月10日に行われた第11回県議会議員選挙は、定数48議席に対し与党系21議席と過半数を獲得できず、与党敗北の結果となりました。特に我が自民党は仲井眞知事を支える第一党であることから、公認・推薦全員当選を掲げ選挙戦を戦ってまいりましたが、議席を伸ばすことができず大きな責任を感じております。仲井眞知事におかれましては引き続き厳しい議会対応となりますが、我が自民党も他の与党会派と協力し、仲井眞知事を支えていく決意でございます。

そこで質問をいたします。

ア、去る6月10日の県議会議員選挙について、仲井眞知事を支える与党議員は残念ながら過半数に届かず敗北した。選挙結果について知事の所感を伺いたい。

イ、改正沖縄振法や新たな跡地利用特措法がスタートし、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」も認められた。今後、具体的な施策・事業を推進していく上での議会対応について、知事はどのような姿勢で臨むか伺いたい。

(2)、識名トンネル補助金問題について。

去る6月21日、仲井眞知事は識名トンネル補助金問題に関し、知事自身を初め関係職員に対する処分を正式に発表しております。問題が発覚してから幾度となく県議会においても事実解明に向け、県に対する厳しい追及がなされましたが、今回、県として責任の所在を明確にいたしました。県は、今後ともこの問題に対する真摯な対応はもちろん、再発防止の徹底した取り組みが必要であります。

次の質問を行います。

ア、県は、識名トンネル補助金問題について総括を発表した。その内容と総括がこの時期になった理由は何か。

イ、県が行った補助金適正化法に基づく国への不服

申し立てについては却下されたが、県はなぜ不服の申し出を行ったのか伺いたい。

ウ、国は、県の契約手続における違法性を理由に刑事告発したが、今後の県の対応について伺います。

エ、この問題について、県は、職員に地方自治法上の損害賠償を求めることはできないとの見解を示しているが、その理由について伺いたい。

オ、不適正事務処理などで職員を懲戒処分したということだが、この問題に関係した職員で既に退職した者について、県はどのような対応を考えているかお尋ねをいたします。

カ、県は、識名トンネル補助金問題についての総括を行ったが、この問題に対する知事の感想を伺いたい。

大きい2番目、新たな沖縄振興について。

沖縄の未来をみずから切り開く新たな制度である改正沖縄振興特別措置法及び新たな沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法が制定されました。そのスタートが復帰40周年の節目を迎え、2012年から始まることに歴史的意義を感じるものであります。そして新たな振興に係る法制度、自由度の高い一括交付金、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」が整った今、自立に向けた土台は整いました。今後は、県の努力、発想、実行力が問われると考えるものであります。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、改正沖振法や新たな跡地利用推進特措法が成立し、県が求める自立型経済の構築に向けた土台が整ったが、今後、県の自主性と民間活力をどのように生かしていくのか。発想の転換と実行力が問われている。県の考え方をお尋ねをいたします。

(2)、改正沖振法で一括交付金の非公共部分について、県は基金を積み立てることが可能となったが、積み立てには何らかの条件があるのか、県の自由度は認められているのかお尋ねをいたします。

(3)、沖縄振興特別推進交付金の市町村負担分について、国は、県の一括交付金を充ててことを容認したが、県は、市町村からの支援要請についてどのように対応するか、県の考え方をお尋ねをいたします。

(4)、国の沖縄振興特別推進交付金の市町村への交付決定がおくれぎみのようであるが、その理由は何か。年内執行に支障は出ないか伺いたい。

(5)、政府は、国営首里城公園の管理運営を県に移管することを検討していると言われるが、年間の管理費や人件費、そして中長期的な整備・補修にかかる費用など膨大な財政負担が見込まれる。県の考え方をお尋ねをいたします。

3、観光振興について。

県は、今後10年間の沖縄観光の基本方針となる第5次県観光振興基本計画を決定し、2021年までに観光収入1兆円、入域観光客1000万人、観光客1人当たりの消費額を10万円、平均滞在日数を5日間と具体的に目標設定をしております。今、国内観光は多くの観光地が世界遺産などの観光目玉を前面に打ち出し激しい競争が展開する中、これまでの沖縄観光のあり方からどのように質的転換を図っていくかが重要であると思います。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、第5次県観光振興基本計画が決定され、今後10年間の沖縄観光の基本方針が示された。国内外との競争が激しさを増す中で、具体的な数値目標を達成するためにこれまでの沖縄観光のあり方からどのように質的転換を図っていくかお尋ねをいたします。

(2)、海外からの観光客の誘致には、高付加価値な観光メニューが必要である。日本の高度医療技術は海外からも評価が高く、中国の富裕層をターゲットとした医療ツーリズムが注目を集めているが、県の観光戦略での位置づけを伺いたい。

(3)、大阪市の吉本興業は、沖縄県をエンターテインメント産業の創出拠点として世界に発信するまちづくり構想を提案しているが、自立型経済の構築を目指す本県にとって観光産業に続く新たな核となる産業の創出につながると考えるが、県の認識と対応を伺いたい。

4、離島・過疎地域の振興について。

本県は、多くの離島から成る島嶼県であり、それぞれの島々に住む住民が住みなれた島で安全で安心して暮らしていけることが何よりも重要であり、県政の大きな課題であります。そのため、今年度から始まった沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業は、離島の住民や離島出身の高校の航空運賃や船舶を鉄道並みに軽減するほか、離島住民の交通移動を安易にするものであり、今後とも事業が継続されるよう期待をしております。

そこで伺います。

(1)、離島・過疎地域における人口の流出や若者の定着を図るためには、地域経済を活性化し雇用を確保することが必要であるが、沖縄振興一括交付金を活用した新たな取り組みについて県の考え方をお尋ねをいたします。

(2)、県の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業が今年度から始まったが、これまでの事業の評価と事業の拡大を含め次年度以降の取り組みについて伺います。

(3)、沖縄振興一括交付金を活用し県が計画している離島・僻地出身の高校生の寄宿舎も含めた「離島児童・生徒支援センター（仮称）」について、計画の概要と実施時期をお尋ねをいたします。

(4)、政府は、2012年度から高校のない離島高校生への通学費や居住費を支援する離島高校生修学支援事業を実施するが、対象15市町村の取り組み状況と県の対応について伺いたい。

5、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）等について。

野田総理が、昨年11月にＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）参加に向けて事前協議入りを表明してから早くも半年が経過しておりますが、県内における調整は一向に進んでいないのが現状であります。本県においても、県内農業、医療関係者からＴＰＰ交渉参加に反対する声が高まっており、政府においては、ＴＰＰに関する情報を適時・的確に国民の前に公開し、国民の理解を得る努力が必要であると考えます。

そこでお伺いします。

(1)、県内農業・医療関係者ら約1000人が集結し、ＴＰＰ交渉参加に反対する県民集会が開かれ、ＴＰＰ交渉参加阻止を実現するまで不退転の決意で行動するとの集会アピールが採択された。県として今後の対応について伺います。

(2)、政府は、ＴＰＰ交渉参加に向けた事前交渉を進める一方、カナダとのＥＰＡや日中韓ＥＴＡ、アジア16カ国ＦＴＡ交渉入りを表明している。我が国農業に及ぼす影響をどう考えているかお尋ねをいたします。

(3)、我が国の農林水産業は、毎年莫大な予算が過ぎ込まれながら衰退に歯どめがかかっていない。政府はＴＰＰ交渉参加の前に、7割を占める兼業農家のあり方や戸別所得補償のような補助金で赤字を埋める農業のあり方からの転換を図る具体策を国民に示すのが先ではないか、県の考え方を伺います。

6、土木建築関係について。

県内建設業の経営環境は厳しさを増す一方である。国内直轄工事の受注機会の増大や米軍発注工事への参加を容易にすることが求められております。2011年から県や県内の建設業の要望に応じて国発注直轄工事について受注基準の見直しが行われ、県内企業の参加機会もふえておりますが、沖縄振興のための予算が本土企業に多く受注されている実態は変わらないとの声も聞かれます。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、米軍発注工事への県内企業の参入についてはボンド枠の確保が欠かせないが、県はどのような方策を考えているのか、内容を伺いたい。

(2)、沖縄観光のイメージアップと観光地の景観改善のため電線地中化が必要であるが、2012年度以降の電線地中化推進計画について伺います。

(3)、プロサッカー公式戦の誘致や県内競技力向上を目指す県のプロサッカースタジアム整備に向けた計画の概要と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

(4)、県は、県発注工事の一般競争入札手続を効率化するため、試験的に事後審査型一般競争入札を導入したが、そのねらいと新システム導入時期について伺います。

7、福祉問題について。

本県は全国で2番目に待機児童数が多く、2600人余の児童が入所待ちをしている状況でございます。さらに、本県における待機児童は、認可外施設へ入所をしている児童を含め潜在的な待機児童をいかに解消するかという大きな課題を抱えております。そのため、県における新たな子育て施策や県の一括交付金を活用した新たな子育て支援の展開により、保育サービスのさらなる充実や市町村の保育所の増加に対する認識の向上が求められております。

そこでお尋ねをいたします。

(1)、子育て支援については、子育て世代や働く母親に対する支援策のいかに重要であるが、沖縄振興一括交付金がスタートしたことを受け、これまでの支援策との違いと今後の支援計画について伺います。

(2)、本県の放課後学童クラブは、民間経営が多く保育料が高いことから保護者の負担が大きいと言われていたが、公的施設の設置について、県の基本的な考え方と今後の設置計画について伺います。

(3)、待機児童の解消を図るには保育所の増加と保育士の確保が不可欠であるが、都市部を中心に保育士の不足が心配されている。一括交付金を活用した待機児童解消策と那覇市など保育士不足が深刻と言われる状況についてお尋ねをいたします。

(4)、民主・自民・公明の3党合意により、新たな子育て新施策の拡充が確認された。既存の幼保一体化施設認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず施設利用が可能と言われるが、本県の現状をお尋ねをいたします。

(5)、こども医療費助成事業について、入院費を中学卒業まで拡大するとしているが、県と市町村の負担割合、所得制限、通院費の助成等について伺います。

(6)、がん条例の制定に向けて支援体制や財源確保は重要であるが、県の対応をお尋ねをいたします。

8、教育・文化の振興について。

文部科学省は、2012年から高等学校のない離島の高校生の通学費や居住費を補助する離島高校生修学支援事業を始めるとしております。それを受け、本県においては対象となる15市町村で修学支援に向けた取り組みを進めておられます。また、今年度から県は沖縄振興一括交付金を活用し、教育・文化の振興に向けた具体的な取り組みも行っております。

そこで伺います。

(1)、県教育庁が労働基準法で交付が義務づけられている労働条件通知書を県内公立小中校に勤務する正規・臨時教員に対し交付していなかった問題について、調査の結果と今後の対応を伺いたい。

(2)、文科省は、ゼロ校時などで教員が報酬を得るのは不適切との見解を全国の教育委員会に通知をしたようだが、本県における実態と県教育庁として今後どのような指導や対応をするか伺います。

(3)、公立小中学校の校舎や体育館などの老朽化で、地方自治体の財政負担もあり改修がおくれているようだが、本県における改修や建てかえの進捗状況はどのようになっているか伺いたい。

(4)、本県はサッカーキャンプ場の誘致を進めておりますが、市町村が管理する競技場は芝質が悪く土もかいたため、キャンプ地としての見送りや撤退がふえているようだが、県の認識と対応を伺いたい。

(5)、中学教育の学び直し支援事業について、2012年度の実際の希望者は極めて少ないようだが、その要因と今後受講希望者をふやすには何が必要と考えているのかお尋ねをします。

(6)、本県における文化の振興を目指す県文化振興基本条例の制定に向け、県内文化団体の活動が活発化しているが、県の考え方と取り組みについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

新垣哲司議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、県議選の結果についての御質問にお答えをいたします。

今回の選挙結果につきましては、県民の選択として謹んで真摯に受けとめ、議会の御理解と御協力のもと、諸課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、識名トンネル問題に対する知事の所感いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

今回の問題により、県民の皆様の信頼を損ねたことに対して深くおわびをいたします。

今後は、行政考査の結果判明しました関係職員の法令等に対する安易な考え方などの問題点を改善をし、二度とこのような問題を起こさぬよう再発防止策に万全を期することといたしております。そして県民の皆様の期待にこたえられるよう県政運営に取り組んでまいり決意でございます。

次に、同じく新垣議員の福祉関係に係る御質問の中で、がん対策における支援体制や財源の確保などについての御質問にお答えをいたします。

沖縄県がん対策推進条例は、がんの予防と早期発見、そして医療の充実及び患者支援等に関する施策を実施していくことを基本といたしております。

平成24年度におきましては、がん患者支援モデル事業などの新規事業を含め約3億8000万円の予算を確保いたしております。

がん対策への支援体制などにつきましては、「新たな沖縄県がん対策推進計画」を今年度中に策定することとしており、関係者の皆様の御意見を伺いながら引き続き検討を深め対応をしてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） おはようございます。

4月1日付で企画部長を拝命いたしました謝花でございます。沖縄の振興・発展のために微力ではございますが、全力で頑張る所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻のほどをどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは答弁をさせていただきます。

新垣哲司議員の知事の政治姿勢についての中での、施策・事業を推進する上での議会对応についての御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、県議会議員の皆様を初め各界各層の御意見を集約し、県民の皆様とともに策定した初めての総合的な基本計画でございます。沖縄県ではこれまでも施策・事業について議会に対して説明してまいりましたが、本計画の推進に際しましても丁寧な説明を心がけ、よりよい施策展開が図られるよう取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、新たな沖縄振興についての県の自主性と民間活力の活用についての御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、沖縄県が策定主体となった初めての総合的な基本計画であります。本計画の推進に当たり、沖縄県が自主的な選択に基づき活用できる一括交付金制度が創設され、沖縄県の主体性のさらなる発揮ときめ細かな施策展開が可能となりました。また、産業振興を初めとする各種特例措置の拡充により、民間主導の自立型経済の構築に向けた施策展開を後押しする環境が整いました。

沖縄県といたしましては、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた将来像の実現に向け、県職員の政策立案及び実行能力の向上に努め、みずからの責任や創意工夫による自主性・自立性を生かした施策を推進してまいります。あわせて、産業振興を担う人材を育成する施策、地域経済を支える中小企業を支援する施策を推進するなど、民間の活力が拡大し、雇用創出及び新たなリーディング産業の構築が図られる施策を展開いたします。

同じく新たな沖縄振興についての御質問の中の、沖縄振興特別推進交付金の活用による基金の設置についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興特別推進交付金を活用した基金の設置については、沖縄振興特別措置法に新たな規定が設けられ、その設置条件が定められております。これに基づき、交付要綱においても、沖縄振興に必要不可欠であるなどの特段の事情が認められる場合には、当該基金の積み立て財源として当該交付金の活用が認められております。

基金設置が認められる事業の具体的な要件として、1つ目に、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であること、2つ目に、複数年度にわたり事業等の進捗に応じた助成が必要であること、3つ目に、各年度の所要額をあらかじめ見込みがたく、弾力的な支出が不可欠であることなどがあります。

沖縄県といたしましては、効率的かつ効果的な施策の展開に向けて、基金による実施が必要な事業については、その活用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、県の一括交付金による町村負担分への支援についての御質問にお答えいたします。

国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱において、町村が行う交付対象事業の町村負担分に支援することが可能となっております。県においては、財政力の弱い町村が一括交付金を活用し、事業を円滑に推進できる

よう、さきの5月臨時議会において、離島・過疎地域等の18町村を対象として6億8125万円の町村支援事業を予算措置したところであります。

同じく新たな沖縄振興についての、市町村事業の交付決定のおくれの理由と執行への支障についての御質問にお答えいたします。

市町村の一括交付金事業につきましては、4月19日に国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱が示されたことから、各市町村において交付要綱を踏まえた事業の見直しが行われました。県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。事業数は約1300事業で、その数が膨大で事業内容も多岐にわたっていることや、初年度ということもありまして慎重に内容を確認していることから時間を要しておりますが、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650の事業の内諾を得て市町村に伝達したところでございます。そのほかの事業につきましても、年度内の事業執行に支障がないよう、早期の事業着手に向け調整を進めてまいります。

続きまして、離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、沖縄振興交付金を活用した離島振興施策についての御質問にお答えいたします。

県としては、離島の持つ活力の維持・向上に向けて、沖縄振興交付金を活用し、観光・リゾート産業、農林水産業、食品加工業、伝統工芸など地域に根差した産業の総合的・一体的な振興を図ることで、地域経済の活性化、雇用の場の創出、交流人口の増大を目指すこととしております。具体的には、小規模離島を対象とする観光客などの航空運賃の低減に取り組むほか、海外航路・航空路の充実を図り、近隣諸国などからの観光客の増大に向けた誘客活動等を推進してまいります。また、農林水産業の基盤整備を推進するとともに、含みつ糖生産地域におけるさとうきび農家や製糖事業者の経営安定を図るための施策、輸送コスト低減など農林水産物の流通条件の不利性を解消するための施策などを実施してまいります。このほか、離島固有の素材・資源を活用した特産品開発や戦略的なプロモーションによる販売力の強化など、総合的なマーケティング支援などの強化に取り組んでまいります。

同じく離島・過疎地域の振興についての御質問の中の、離島住民等交通コスト負担軽減事業の評価と今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

本事業については、航空路は10路線を対象に約4割、航路では24航路で約3割から最大約7割の運賃低減が

図られ、航空路における開始後2カ月の利用状況が対前年同月比約40%増となるなど、離島住民の経済的負担の軽減に大きく寄与しているものと認識しております。次年度以降の取り組みといたしましては、離島住民の経済的負担の軽減など事業効果の検証を行い、継続的な事業の実施ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、T P Pなどについての御質問の中の、T P P交渉参加に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

T P Pは原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となり、国内農業への影響などが懸念されております。このようなことから、沖縄県としましては、十分な農業対策が打ち出されない状況において、T P Pに参加しないよう適切な対応を求めるとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請しているところであります。

今後ともT P P交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） おはようございます。

去る4月1日に総務部長を拝命いたしました川上でございます。県勢発展のために一生懸命頑張る所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻のほどをよろしく願いいたします。

それでは新垣議員の質問にお答えさせていただきます。

知事の政治姿勢についての中、識名トンネル補助金問題の総括についての御質問にお答えいたします。

行政審査を通して明らかになったこの問題の主たる要因は、補助事業による実施が困難な部分については、県費の投入など財源の検討を含め、適法・適切な事業の実施に努めるべきであります。その判断を誤り、補助事業として実施してしまったことに見られるように、職員の法令等に対する安易な考え方にあったと考えております。

また、低入札の契約であったにもかかわらず、想定される追加工事の工事費に関する取り決めが十分でなかったという発注段階の問題、十分な積算を行わずになされた現場指示、上司の適切な指揮監督の欠落、本庁が適切な関与を行わなかったことなど業務遂行上の問題点もあったと考えております。

さらに、リスク・マネジメントに対する意識が欠落し、将来起こり得る危機を予見できずに問題を先送りさせていたことが事態を悪化させた根本的な原因であったと考えております。

次に、再発防止策として、職員の資質を高めるため全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施するほか、設計変更要領等の内規を見直し、設計変更の手続の明確化など業務遂行上の問題点を改善していくほか、職員の危機管理能力を高めていくことが重要であると考えております。また、この問題に対する責任を明らかにするため、知事は自戒を行うこととし、給料月額100分の50に相当する額を3カ月間減額することとしております。さらに、不適正事務処理などの非違行為のあった職員のうち、在職する職員4人については減給及び戒告の懲戒処分を、関与及び責任の度合いの低かった5人については文書訓告を行ったほか、土木建築部長を本議会閉会後速やかに交代することを決定したところであります。

なお、総括の公表がこの時期となったのは、原因究明のための行政審査及び職員の懲戒処分を決定するための手続を慎重に行う必要があったことによるものであります。

同じく知事の政治姿勢について、識名トンネル補助金問題に関連をして、退職した職員への対応についてお答えいたします。

不適正事務処理等の非違行為のあった職員のうち、既に退職している職員6人については、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象外となるものの、今回の問題の重大性を真摯に受けとめていただきたい旨を文書をもって通知したところであります。

なお、これらの退職者からは、今回の問題に関し、みずからを厳しく戒めるため、処分量定に相当する額（減給処分相当額）を自主的に返上したい旨の申し入れがあり、現在、県において納付の受け入れ手続を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） おはようございます。

土木建築部長の当間でございます。よろしくお願いいたします。

知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル補助金問題に係る不服の申し出を行った理由についてお答えいたします。

不服の申し出については、補助金適正化法第25条の規定に基づき行ったものであります。

県としては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から、安全性、経済性を考慮し早期完成を図るため、沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。このようなことから、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するため、不服の申し出を行ったものであります。しかしながら、国は、交付決定前に施工した工事は補助対象にならないこと等を理由に棄却したものであります。

同じく知事の政治姿勢で、刑事告発と今後の対応についてお答えいたします。

沖縄総合事務局は、去る6月4日に那覇警察署に被疑者不詳で補助金適正化法及び刑法に違反するものとして刑事告発を行いました。県としては、警察の捜査に協力しつつ、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢で、職員の賠償責任についてお答えいたします。

地方自治法第243条の2の規定において、1、予算執行職員等であること、2、これらの職員に故意または重大な過失があること、3、法令の規定に違反して当該行為をしたまたは怠ったこと、4、損害があること、これらの4つの要件に該当した場合に賠償責任を負うこととされております。これらの要件のうち、職員の故意または重大な過失については、通常の工事と同様に補助金申請手続を行い、すべて識名トンネル工事に充てており、故意との認識はなかったこと、また、通常の工事において清算変更を行うことは一般的であり、国庫補助金の返還を求められるおそれがあるとの予測は難しく、注意義務を甚だしく欠いたとまでは言えないことから、故意または重大な過失はなかったと判断したものであります。

損害の有無につきましては、1、識名トンネル新設工事として、公費で負担すべき用途にすべて支出していること、2、私的流用や裏金に相当するようなものはないこと、3、成果物である識名トンネルは、県民の利便に供されていること、4、送水管沈下対策工等は、国庫を充てることが困難であるとした場合でも、安全性を重視し、県単事業としてでも実施する必要があったことなどから、県に損害を与えたとは言えないと判断したものであります。さらに、最高裁判例等も踏まえて総合的に検討した結果、職員に賠償責任

を求めることはできないと判断したものであります。

次に、新たな沖縄振興についての御質問の中で、首里城公園の県への移管に伴う財政負担についてお答えいたします。

首里城公園の首里城等の主要施設については、沖縄復帰40周年記念式典で野田総理の式辞において、平成30年度をめどに沖縄県に移譲するとの御発言がありました。これを受け、内閣府、沖縄総合事務局、国土交通省、沖縄県、都市再生機構の5関係機関で設立する連絡調整のための会議において、移譲の方法や諸費用の対応方針等について財政負担などの課題や問題点を整理した上で望ましい移譲のあり方を協議していきたいと考えております。

次に、土木建築関係についての御質問の中で、米軍発注工事に県内企業が参入するための方策についてお答えいたします。

県では、これまで在沖米軍に対し、ポンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、日米両政府の関係機関に対しても、要請の実現に向けた支援を求めてきたところであります。今年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して、「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施することとしており、その調査の中で実現可能性のある新たな方策や実施方法等を検討していく考えてございます。

同じく土木建築関係で、2012年度以降の電線地中化推進計画についてお答えいたします。

電線類地中化事業は、安全で快適な歩行空間の確保や防災対策及び景観向上の観点から整備を推進しております。現在、平成21年度から25年度までの第2期無電柱化推進計画に基づき38キロメートルを整備する計画であります。今後、県として重点的に整備する路線としては、観光地アクセス道路の那覇市の龍潭線や歩行者の多い沖縄市の県道20号線、台風対策としての宮古島市、石垣市の国道390号等であります。また、沖縄振興特別推進交付金を活用して、首里城周辺や沖縄海洋博公園へのアクセス路線等も取り組む予定であります。

同じく土木建築関係で、事後審査型一般競争入札の導入目的と新システム導入時期についてお答えいたします。

沖縄県においては、資格確認申請書類の簡素化、審査事務の効率化を図るため、ことし4月から、参加資格の審査を入札執行後に行う「事後審査型一般競争入札」を試行しており、入札参加者及び発注者双方の負担が軽減されております。また、ことし11月からは新たな電子入札システムへの移行を予定しており、新シ

システムの移行に合わせて、総合評価落札方式による事後審査も導入することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） ハイサイ、皆さん。おはようございます。

2年目に入りました文化観光スポーツ部部長の平田大一でございます。この1年間も全力で頑張ります。よろしくお願いいたします。

それでは観光振興についての中の御質問の、沖縄観光の質的転換をどのように図っていくかについて答弁いたします。

第5次沖縄県観光振興基本計画において、沖縄観光の将来像として「世界水準の観光リゾート地」を掲げており、国内はもとより世界で認知され、評価される観光地への転換を図ってまいりたいと考えております。そのため、1、那覇空港第2滑走路や国際線ターミナル等のインフラ整備の促進、2、海外プロモーションの強化による認知度の向上と航空路線の拡充、3、自然、文化、スポーツ、エンターテインメントなどを活用した多様なツーリズムの展開、4、国際化に対応できる観光人材の育成や情報通信インフラの整備などに取り組み、アジア・太平洋地域を代表する観光・リゾート地としての地位を確立し、観光収入1兆円、観光客数1000万人の目標達成を目指してまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての中の、医療ツーリズムの位置づけについてとの問いにお答えいたします。

沖縄県においては、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げる「世界水準の観光リゾート地の形成」に向け、第5次沖縄県観光振興基本計画を策定したところであります。本計画においては、沖縄らしい観光体験を高品質で提供するとともに、多様なツーリズムを展開することで新たな市場を開拓することを施策の基本方向としており、医療ツーリズムについては、その具体的な施策の一つに位置づけております。今後は、観光と医療サービス、エステ・スパなど健康サービス産業とのコーディネート機能を強化することにより、検診やリハビリなどを目的とした医療ツーリズムの振興を図ってまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての中の、吉本興業のエンターテインメント構想に対する県の認識と対応についてとの問いにお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、沖縄の個性豊かで多様性のある文化資源や芸能人材を活用

し、その魅力を最大限に生かした文化コンテンツの創出及び産業化を図ることとしております。一方、観光産業の持続的発展のためには、都市型ナイトカルチャーなどの通年・滞在型の質の高い文化観光資源を発掘・活用するとともに、県内消費額の向上と滞在日数の長期化に寄与する新たなエンターテインメントの創出が重要だと認識しております。

県としましては、今回、提案のありました吉本興業の「エンターテインメント・ビレッジ」構想につきましても、県の目指すべき方向性に沿うものと考えており、今後とも、同構想を初めとしてさまざまな企画提案なども含め、関係事業者や市町村などと連携し、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力ある感動産業の創出を推進してまいりたいと考えております。

次に、土木建築関係についての御質問の中の、サッカースタジアムの整備計画と今後の取り組みについてお答えいたします。

公式サッカー場の整備につきましては、今年度、沖縄県総合運動公園陸上競技場をJ2対応に改修するための設計業務を実施します。その設計業務の中で、Jリーグや沖縄陸上競技協会等関係機関と改修に向けた協議を進め、次年度以降、改修工事を行う予定となっております。J1規格のサッカースタジアムにつきましては、昨年度、スタジアムに必要な機能のほか、多目的利用や複合施設としての可能性に関する基礎調査を行い、報告書を取りまとめたところであります。今年度はこの調査報告書をもとに沖縄に適したサッカースタジアムの整備方針や立地条件等を盛り込んだ基本構想を策定し、サッカースタジアムの整備に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、教育・文化の振興についての中の、サッカーキャンプの誘致と課題についてとの問いにお答えいたします。

サッカーキャンプの誘致につきましては、平成22年度が7クラブ、平成23年度が12クラブとなっており、順調に増加しております。一方、サッカーキャンプ地の選定に当たっては、競技場の芝生の質が重要視されており、昨年度は2つのクラブが競技場の芝生の質等を理由にキャンプを見送っております。

沖縄県では、サッカーキャンプの誘致に当たっては、市町村が管理する競技場の芝生の整備や維持管理が重要であると認識しており、今年度から新たに芝生管理の専門知識と技術を兼ね備えた人材の養成を行う芝人養成事業を実施することとしております。当該事業の中では、座学講習のほか、実地研修として、モデル的に市町村の競技場2カ所を集中管理するとともに、市

町村の競技場を巡回し、サッカーキャンプに適した芝生管理や芝生の目ききができる、いわゆる芝ソムリエのような人材を養成してまいります。県としては、芝人養成事業を通して市町村と連携しながら、サッカーキャンプの誘致と定着化をさらに図っていききたいと考えております。

同じく教育・文化の振興についての中、文化芸術振興条例の考えと取り組みについてとの質問にお答えいたします。

文化芸術振興条例につきましては、沖縄の伝統文化を保存・継承するとともに、現在の時代背景や文化を取り巻く環境の変化に対応したものとする必要があると考えております。そのため、県では、現在、先進県の調査に取り組んでいるほか、今後は識者で構成する懇話会を設置し議論を進めるとともに、専門家、関係団体などに対する意見聴取などを行い、平成25年度中の条例制定を目指して取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 県教育長の大城でございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

離島・過疎地域の振興についての御質問で、離島児童・生徒支援センター（仮称）についてお答えいたします。

同施設につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として計画をしております。実施時期につきましては、一括交付金を活用した事業として平成25年度の着工を目指し取り組んでいるところでございます。

次に、離島高校生修学支援事業についてお答えいたします。

県内対象市町村の取り組み状況につきましては、現在、高校未設置の離島を抱える16市町村のうち12市町村が予算化し、残る4市町村は検討中でございます。

県教育委員会としましては、対象市町村への支援のあり方を検討しているところでございます。

次に、教育・文化の振興についての御質問で、労働条件通知書の交付についてお答えいたします。

労働条件通知書が未交付であった臨時的任用教員延べ1915人、正規採用教員570人につきましては5月末までに交付したところでございます。

県教育委員会としましては、今後、すべての教員に対しまして、採用時に同通知書を交付してまいります。

次に、早朝講座の実態と今後の対応についてお答え

いたします。

県立高等学校の早朝講座等につきましては、PTA主催事業として平成23年度は60校中51校で報酬等を得て実施していました。

県教育委員会としましては、文部科学省から指摘のあった点について、各学校へ改善を図るよう通知しております。また、「県立高等学校早朝講座等在り方検討委員会」を立ち上げ、報酬等を含め今後のあり方等を検討しているところでございます。

次に、老朽校舎等の改修や建てかえの進捗状況についてお答えいたします。

公立小中学校の老朽校舎等は、沖縄振興計画に基づきこれまで改築を重点的に実施してまいりました。平成23年5月現在、旧耐震基準で建築された昭和56年度以前の校舎等は約54万6000平米、率にして25.8%となっております。振興計画当初の10年前と比較しますと約36万8000平米、率にいたしまして18.7ポイントの改善が図られております。さらに、平成23年度においては約3万2000平米の改築を実施しており、平成24年度以降も同様の規模で解消を図っていく計画であります。

県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境を整備するため、引き続き老朽校舎等の改築を重要な事業ととらえて年次的に推進をしてまいります。

次に、学び直し支援事業の希望者についてお答えいたします。

義務教育未修了者支援事業は、戦中戦後の混乱期に中学校を卒業できず、学ぶことを希望する方々を対象に実施している事業でございます。

広報活動としてポスターの掲示やチラシ配布、新聞やホームページへの掲載、テレビ放映等の広報活動を実施してまいりました。しかしながら、対象者への周知が不十分であったこと、学習支援を行っている施設への交通の便等が希望者の少なかった要因として考えられます。

県教育委員会としましては、受講希望者がふえるよう広報活動を継続するとともに、学習支援施設の増設等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 皆さん、おはようございます。農林水産部長の知念でございます。

農林水産業の振興、農山漁村及び離島地域の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の御指導、御鞭撻よろしくお願い申し上げます。

それでは答弁したいと思います。

ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）等についてのＥＰＡ、ＦＴＡ協定による国内農業の営業についての御質問にお答えします。

我が国の農産物を含む各国との経済連携協定等の交渉については、現在、ＥＰＡ（経済連携協定）、ＦＴＡ（自由貿易協定）交渉が進められているところでございます。今後、各国との間でＥＰＡ等の経済連携協定が締結され、我が国の重要品目の関税が撤廃された場合、国内農産物生産の減少や関連産業への影響、就業機会の喪失などが見込まれております。このため、県としましては、ＥＰＡ等各国との経済連携協定において、本県の重要な農産物を関税撤廃の対象から除外するなどの例外措置の確保について、農業団体等と連携し、国に対し強く要請しているところであります。今後とも、ＥＰＡ等経済連携協定に関する動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関と連携し適切に対応してまいります。

次に、同じくＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）等についての中、国の農業政策と県の考え方についての御質問にお答えします。

国は、平成23年10月に新規就農の増加や規模拡大の加速、6次産業化、再生可能エネルギーの導入促進など7つの戦略を盛り込んだ「我が国の食と農林水産業の再生のための基本方針・行動計画」を決定したところであります。しかしながら、本県農業を取り巻く環境は台風等の気象災害が多いこと、担い手の減少や高齢化の進行、市場遠隔性などの課題を抱えております。

県としましては、これらの課題を解消し、市場競争力の強化等による農業の振興・発展を図るため、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備、農林漁業者の担い手育成確保及び経営安定対策の強化、フロンティア型農林水産業の振興などの7つの基本施策を掲げております。平成24年度は、沖縄振興交付金を活用し、災害に強いハウスの整備による農産物の安定生産対策、農林水産物の輸送コストの低減対策や国内外を見据えた流通・販売・加工対策、就農相談から定着まで一貫した支援の実施による就農・担い手の対策、地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤の整備などを実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携し、本県農林水産業の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） おはようございます。

4月1日付で福祉保健部長を拝命いたしました崎山でございます。福祉保健、医療行政に誠心誠意取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御指導、御助言よろしくお願いいたします。

それでは新垣哲司議員の福祉関係についての御質問の中で、沖縄振興一括交付金を活用した子育て支援についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用して、本県独特の課題である待機児童対策や放課後児童クラブの支援、拡充強化を行うこととしております。具体的には、認可外保育施設の保育の質を高め、認可化を促進するための事業を継続するほか、新たに保育士確保のための支援事業及び放課後児童クラブの公的施設活用に向けた事業などであります。

県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいります。

次に、放課後児童クラブの公的施設の設置についてお答えいたします。

沖縄県は、全国に比べて民立民営の放課後児童クラブが多く、公的施設活用の割合が低いことから、家賃の負担などのため保育料が全国より高くなっている状況にあります。

平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して公的施設の活用を促進することとしており、現在、活用可能な公的施設について実態調査を実施しているところであります。今後はこの調査に基づき、実施主体である市町村に対し公的施設活用の計画を策定するよう働きかけてまいります。あわせて公的施設へ移行する予定のクラブに対し家賃補助を行うことにより、利用料の低減を図ってまいります。

次に、待機児童対策及び保育士の状況についてお答えいたします。

待機児童対策としまして、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業による認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用した保育所の創設等を進めていくこととしております。一方で、認可化等に伴い保育関係者からは、保育士が不足しつつあり確保が困難となっているとの課題が提起されております。

沖縄県としましては、待機児童対策特別事業により潜在保育士に対する研修会及び就職希望者を対象とした合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援してまいります。

次に、認定こども園の現状についてお答えいたしま

す。

本県における認定こども園の認定件数は、平成24年4月1日現在で1件となっております。当該認定こども園の利用児童数は、満3歳以上が105人、満3歳未満が21人の計126人となっており、そのうち保育に欠ける子は78人、保育に欠けない子は48人となっております。

次に、医療費助成事業についてお答えいたします。

こども医療費助成事業では、医療費の自己負担分について市町村が助成しており、このうち2分の1を県が補助しております。

入院費については、現在、就学前までを対象としておりますが、平成24年10月からは中学校卒業まで拡大し、通院費については3歳児までを対象としております。

所得制限については、平成24年10月から廃止することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

自由民主党の照屋守之です。

6月10日の県議選挙の結果、県議3期目、そして県議会議員として、自由民主党の役員として役に立てるよう努めてまいります。県民の皆様、そしてまた仲井眞知事を初め執行部の皆様、どうぞよろしくお願いします。

自由民主党を代表して質問を行います。

私は、1番目の普天間飛行場移設問題から7点目の尖閣諸島について、現在の県政の重要な課題を取り上げ質問を行います。さらには、特にオスプレイ配備問題につきましては、7月1日の森本防衛大臣と仲井眞県知事との会談、その内容につきましては再質問で取り上げさせていただきます。

まず1点目の普天間飛行場移設問題について。

(1)、混迷を深める移設問題について。

ア、普天間移設問題については、辺野古断念を求める米議会への対応で苦しむ米政府、防衛大臣が頻繁に交代し、国内の意見調整ができない日本政府、そして地元沖縄は一致して県外移設を求めている状況の中、今後どのような方向に進むと考えているか、知事の見解を伺います。

イ、沖縄の海兵隊のグアムなどへの分散配置は、グアムへの移転のためのアセスの完成2015年以降になると言われております。その間の普天間飛行場の危険性の除去はどのように行われますか伺います。

ウ、国は、環境影響評価補正書の提出、公有水面埋立法に基づく埋立許可の申請を当初の予定より大幅におくれ年明けになるとしておりますけれども、これは辺野古移設に対する米側と日本政府との思惑の違いが出ていることも要因ではないでしょうか伺います。

エ、米議会は、普天間飛行場移設の代替案として嘉手納飛行場統合案のほか、那覇空港代替案も考えているのではないのでしょうか。日米両政府間のやりとりを県は把握しておりますか伺います。

(2)、オスプレイ配備について。

ア、オスプレイの県内配備についてさまざまな報道がございます。日米両政府は、配置時期や搬入方法などをどのように行うとしておりますか伺います。

イ、オスプレイは、4月モロッコ、6月米国フロリダ州で墜落事故が起き、米本国でも危険性が高いとして配備中止の声が出ている中、県内配備を進めようとする日本政府の姿勢は県民軽視ではないのでしょうか。オスプレイ配備に対する県の基本姿勢と県民大会の開催について伺います。

ウ、知事は、新たに就任した森本防衛大臣に対し、辺野古移設問題やオスプレイ配備問題等を含め何を期待しているか伺いをいたします。

(3)、嘉手納以南の返還と跡地利用について。

ア、日米両政府は、嘉手納以南の5施設・区域の返還について条件別に区分けしたようであります。県は、正式に通知を受けておりますか。また、このような返還方法について県の考えを伺います。

イ、内閣府は、新たな跡地利用特措法に基づき5基地・区域を特定駐留軍用地に指定をしております。今後の土地の先行取得に向け、県と関係市町村の取り組みを伺います。

ウ、宜野湾市は、普天間飛行場等米軍基地が所在することにより生ずるさまざまな被害と都市形成が制限をされております。世界一危険性の高い基地が存在する特異な状況に対し、何らかの特別な支援制度が必要と考えます。県の基本的な考えを伺います。

エ、宜野湾市は、宜野湾市に特化した国の支援を求めており、そのあり方として国・県、宜野湾市の3者による協議会の設置が必要としております。県として、3者協議会の設置に積極的に取り組む考えはあるか伺います。

2、雇用失業問題について。

全国で最も失業率が高く、特に若者の雇用環境が厳しい本県の状況に対処するため、沖縄労働局、沖縄県、県経営者協会、そして連合沖縄が一体となり新たな沖

縄県雇用対策推進協議会が設立されております。同協議会では、新卒者や既卒者、子育て中の女性などにそれぞれの事情に応じた県の就職訓練や生活相談の実施、求職者に対しては労働局による求人紹介を一体となっていくとしております。県も新たに設置された協議会と連動し、プロジェクトチームを立ち上げ、若年者のキャリア形成支援、就職支援や職場定着支援などの対策を促進することとしております。

そこで伺います。

(1)、若者や女性、障害者等の就職支援を行うため設置された県総合就業支援拠点について、県の役割と具体的に実施する事業内容を伺います。

(2)、政府は、2013年度国家公務員新規採用を56%減とする方針を固めております。地方への影響、本県における対応を伺います。

(3)、改正労働者派遣法が成立しております。失業率が高く、有効求人倍率が全国最下位の本県の雇用環境に与える影響について伺います。

(4)、本県における企業と求職者のミスマッチについて、企業の求める専門知識を持つ人材の不足が要因との指摘もございます。県の認識と企業の求める人材教育はどのように行われているかお伺いをいたします。

3、県内産業の振興について。

これまで本県は、経済の活性化を図るため特別自由貿易地域を活用した企業の誘致・立地を進めるほか、県内中小企業の振興・育成に向けた施策を展開しております。特に、情報通信関連産業の集積については大きな成果を上げており、県による通信コストの低減化や沖縄IT津梁パークの整備による企業立地環境が改善されたことで、これまでに230社を超える情報通信関連企業が立地し、2万人の雇用を創出しております。また、沖縄IT津梁パークは、新たに整備される企業集積施設が供用開始されると、全体の従業員数は1000名を超える規模に拡大されると期待されております。

そこで伺います。

(1)、改正沖縄振興特別措置法の施行、沖縄振興一括交付金の創設を受け、県内中小企業に対する支援や育成方策はどのように変わっていきますか。また、新たな中小企業振興策をどのように考えているか、県の取り組みを伺います。

(2)、県が今年度から開始する県内中小企業に貸し出した運転資金や設備資金などに対する利子補給について、その概要と対象範囲を伺います。

(3)、うるま市の特別自由貿易地域内の賃貸工場整備の進捗状況と今後の入居予定について伺います。

(4)、2011年の琉球泡盛の生産・出荷量は7年連続で

減少し、特に県外向け出荷量の減少が著しく、ピークの2004年に比べ48%も減少しているようでございます。その要因とこれまでの県が取り組んできた対策について伺います。

(5)、県内への立地・進出を検討している製造業は、特別自由貿易地域における優遇策を評価する一方で、電気料金の割高を懸念材料に挙げております。県の考えととり得る対応策について伺います。

(6)、国内輸送を自国籍船に限るカボタージュ制度について、関係業界は制度の存続を求めています。県の対応を伺います。

4、鉄軌道の導入について。

本県における鉄軌道の導入については、国会における与野党協議による修正を経て、去る4月からスタートした改正沖縄振興特別措置法に鉄軌道の整備が明記され、県民が長く望んだ鉄道の導入が実現する可能性が出てまいりました。当初、政府の法案では「国及び地方公共団体は、新たな沖縄における公共交通機関に関し」との表現になっており、鉄軌道の文言は入っておりませんでした。これに対し、私ども自由民主党本部で沖縄における新たな鉄道・軌道、その他の公共交通機関として鉄軌道の整備を明確にするよう求め、結果、条文修正の上、鉄軌道の整備の文言が挿入されたのであります。つまり、自由民主党の働きによって沖縄振興法の法律に鉄軌道の整備が明記されたわけでございます。

自由民主党は、国政の与党にあっても野党にあっても、常に沖縄県のためになる政党でございます。そして、そのような働きを促してきたのは文字どおり自由民主党、我が沖縄県連でございます。このことを私は特に強調したいのでございます。

仲井眞県知事は、改正沖縄振興特別措置法で鉄軌道の導入が明記されたことを受け、5年以内には事業化に向け取り組みを進めたいとの意向を示したようであり、県民は鉄軌道の実現に大きく期待をしております。

そこで伺います。

(1)、政府の沖縄振興基本方針が決定し、その中で鉄軌道など公共交通機関の整備について調査検討を踏まえ一定の方向を取りまとめるとしております。これは、国として財政負担を含め建設を決定したと考えてよいのか伺います。

(2)、県は、鉄軌道の早期導入に向け5年以内の事業化の意向を示しております。事業化に向けクリアすべき課題等について伺います。

(3)、内閣府は、鉄軌道を導入した場合の事業採算性など予測調査の結果を示しております。その内容につ

いて県の考えを伺います。

(4)、鉄軌道の導入には財政問題のクリアや時間がかかるため、その間、バス網を再構築した基幹バスの導入が検討されております。これまでの経緯と今後の見通しについて伺います。

(5)、浦添市への延伸作業が進められている都市モノレールについて、今後の中南部への延伸計画はあるのか、県の考えを伺います。

5、那覇空港滑走路の拡張整備についてでございます。

2012年度から10年間の沖縄の新たな振興を図る政府の沖縄振興方針が決定し、2020年度の完成を目指す那覇空港の滑走路拡張整備が盛り込まれております。しかし、経済の低迷や長引く国の財政逼迫が続いている状況の中で、東日本大震災復興や福島原発事故に対応した財政確保の必要性から、本県的那覇空港滑走路拡張整備への本格的な財政支出等がなされるか懸念されるところでございます。そのため、去る5月14日、本県経済界を中心とする40団体が結集し、政府に対し那覇空港第2滑走路の整備を早期着工するよう求める「滑走路増設早期着工県民総決起大会」が開かれております。

野田総理は、5月15日の復帰40周年記念式典で、那覇空港の第2滑走路を2013年度の予算編成の過程で財源の検討をし整備を進めることを表明しております。首相の発言であるだけに、政府の建設に向けた決意と財政の確保を約束したものと期待するものでございます。

そこで伺います。

(1)、政府の沖縄振興方針が決まり、2020年度完成を目指す那覇空港滑走路の拡張整備も盛り込まれておりますけれども、建設に係る財政負担がネックと言われる中、沖縄振興一括交付金とは別枠での建設予算をいかに確保するか、県の考えを伺います。

(2)、日本からアジア、アジアから日本へとアジア主要都市を結ぶ本県の地理的優位性を生かし、24時間稼働の那覇空港を国際物流拠点のハブ空港としての機能整備と県産品の取り扱いの増加をいかに図っていくか、県の取り組みを伺います。

(3)、下地島空港の利活用について、地元から国際線の受け入れ体制の整備、国際的な災害時の緊急支援物資の備蓄拠点、国際的な航空機整備基地として、国際空港として再利用するよう要望がございます。県の基本的な考え方を伺います。

6、新エネルギーの開発について。

現状のまま地球温暖化が進展していけば、21世紀末

には平均気温、海水面の上昇等の気象変動により食料生産、降雨量の減少、砂漠化による国土の減少など人類の生存にとって深刻な影響が出てくると言われております。このような状況に対応するため、我が国においては、政府・地方を挙げて既存エネルギーにかわる新エネルギーの導入に向けた取り組みが進められており、特に福島第一原発事故による放射能流出拡大の影響を受け、代替エネルギーの転換や新たなエネルギー開発が緊急の課題となっております。

そこで伺います。

(1)、県が進めるスマートエネルギーアイランド基盤構築事業のねらいと事業の概要、また、離島県という地理的特性をどのように活用していくか伺います。

(2)、県が2012年度から行う久米島周辺海域での海洋温度差発電の実証実験について、事業の内容と県内の電源エネルギー確保に及ぼす効果を伺います。

(3)、県内市町村は、温室効果ガス排出量削減の実行計画について、策定率は全国平均を大きく下回っているようでございます。その背景と今後県はどのようにかわっていくか伺います。

(4)、県は、ソフトバンクが主導する自然エネルギー協議会への加入を決めておりますけれども、県のエネルギー政策にどのようなメリットが考えられるか。また、協議会の運営方法と財政面での負担はどのようになっていくか伺います。

7、尖閣諸島について。

(1)、東京都の石原知事は、尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の個人所有の3島を都が購入する計画を発表しております。地権者とは基本合意をしているというふうに伺っております。この計画について、石原知事の真意はどこにあると考えておられますか。また、仲井眞県知事は石原知事と話し合ったことはありますか伺いをいたします。

(2)、尖閣諸島周辺近海は中国が頻繁に領海侵入しており、本来なら国が購入し国有化すべきであると考えます。県の考えを伺います。

(3)、東京都が購入計画の資金寄附口座を開設したところ、全国から数億円の寄附が集まっていると聞いております。国民の尖閣諸島に対する関心の深さを感じられますけれども、沖縄県として購入を計画してもよかつたのではないのでしょうか伺いをします。

(4)、石垣市の中山市長の共同購入の提案を、石原知事は、購入までは都単独で進める考えから断ったようであります。購入・取得後、業務分担や財政負担の参加もあるとしておりますけれども、県として何らかの協力を考えておられるか伺いをいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの照屋守之君の質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後に戻したいと思います。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前の照屋守之君の質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋守之議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、普天間飛行場移設問題についての中で、オスプレイ配備と県民大会の開催についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

オスプレイは、墜落事故が発生しており、県民が不安を抱いております。県といたしましては、事故原因が究明され、そして安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備に反対でございます。そして、渉外知事会や軍転協でも配備見直しを強く要請してまいりたいと考えております。これまでの県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。私は、今後ともさまざまな機会を活用して直接政府に対し配備反対を求めてまいる所存でございます。

県民大会への参加につきましては、これらの取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、同じく普天間飛行場移設問題の中で、森本防衛大臣に係る御質問にお答えをいたします。

森本防衛大臣におかれては、沖縄のさまざまな基地問題解決のために全力で頑張ってくださいと考えております。辺野古移設やオスプレイ配備の問題につきましても、地元の意向に最大限配慮していただきたい旨、強く申し上げたところでございます。そしてまた、この6月19日に防衛大臣にお目にかかり——これは佐喜真宜野湾市長ともどもお邪魔したんですが——さらに去る7月1日の御来県の折にもその旨直接要請をいたしております。

次に、尖閣諸島に係る御質問について、東京都の尖閣諸島購入についての御質問にお答えいたしますが、7の(1)から7の(4)までは関連いたしておりますので、恐縮ですが一括して答弁をさせていただきます。

まず、石原都知事に会って意向を確かめたのかという御趣旨の御質問ですが、これはまだお会いをする機

会がとれておりません。したがって、真意はまだ私が直接確認はしておりません。ただ、マスコミ報道その他であらあら見当はついておりますが、直接確認はいたしておりません。

そして次に、尖閣諸島が個人の土地を国が借地をして管理をしているというこの状態に今あるわけですが、これを国が所有してはいかがかという御趣旨の御質問につきましては、これはきちっと管理されておりますから、それでもいいのではないかと思います。さらに国が所有すれば安定性は増すかなという感じを持っておりますが、まだ今のところは私の考えでございますので、念のため申し添えておきます。

次に、同じく尖閣諸島の東京都による所有に係る問題と関連の御質問ですが、県が所有することについてという御趣旨の御質問につきましては、現在のところ、県が所有する方向で、ないしは部分的にも所有する方向でもまだ考えてはおりません。

そして最後になりますが、東京都が購入して後にこの跡利用といいますが、購入して後に何らかの協力を要請してきた場合とか、協力について何か県も考えているかという御趣旨の御質問だと思うのですが、今のところ私どもは見守っていきたいというスタンスをとっております。まだ具体的な構想そのものがきちっと発表されてもおりませんので、今現在は見守りたいということに尽きると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 上原副知事。

〔副知事 上原良幸君登壇〕

○副知事（上原良幸君） 副知事の上原でございます。今年度もよろしくお願いいたします。

照屋守之議員の普天間飛行場移設問題についての御質問で、宜野湾市への支援制度の必要性及び協議会設置について、関連いたしますので一括してお答えいたします。

宜野湾市の中央に位置する普天間飛行場の存在は、市のまちづくりや振興・発展の阻害要因となっており、宜野湾市が特別な支援制度を国に求めていることは、県としても理解できるものであります。また、県は沖縄全体の振興に影響を与える普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けて宜野湾市と共同で取り組んできたところですが、宜野湾市のまちづくりに関する支援制度を検討する協議会の設置についても、宜野湾市と連携してその実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 与世田副知事。

〔副知事 与世田兼稔君登壇〕

○副知事（与世田兼稔君） 副知事の与世田でございます。よろしくお願いします。

照屋守之議員の県内産業の振興についてのうち、県内中小企業に対する支援や育成方策及び中小企業振興の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県では、中小企業の振興に関する条例に基づき、関係団体や各地域の意見を反映した施策づくりを推進してきたところです。今年度からは、改正沖縄振興特別措置法において新たな制度が創設され、県内企業に対する税制上の優遇措置などを拡充しております。

また、沖縄振興特別推進交付金を活用し、1、新産業の創出、2、海外販路開拓支援など多くの事業を展開しております。これらの制度や予算を活用し、中小企業に対する創業の促進、資金調達の円滑化など総合的な支援策を講じることで中小企業の活力を高め、着実に成長発展が遂げられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事公室長、又吉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

普天間飛行場移設問題についての御質問の中で、普天間移設問題の今後の方向性についてお答えいたします。

沖縄県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。

普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。県内のこうした状況を踏まえ、米国の議会や専門家、さらに国内においても辺野古移設を困難視する意見が出てきております。日米両政府においては、こうした意見に耳を傾け、辺野古移設が固定化かという硬直化した考え方ではなく、県外移設の可能性を追求すべきであると考えております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、海兵隊のグアム等への分散配置までの間の普天間飛行場の危険性の除去についてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性除去は喫緊の課題であり、一

日も早い移設・返還の実現が必要であります。また、移設するまでの間で、その危険性を放置することはできないことから、これまでワーキングチーム会合や基地負担軽減部会において具体的な方策の検討・実施を求めてまいりました。平成23年12月の沖縄政策協議会における軍転協要請への回答の中で、政府は平成19年8月に公表した危険性除去策をすべて完了したとしております。しかしながら、普天間飛行場の危険性は依然として存在しており、訓練の分散移転など、さらなる抜本的な改善措置が必要であると考えております。

県としましては、引き続き軍転協とも連携し、同飛行場の危険性の除去について、さらに検討を加速させるよう政府に求めてまいります。

次に、環境影響評価書の補正及び公有水面埋立承認願書の提出が年明けになることについてお答えいたします。

現時点で政府から、環境影響評価書の補正の状況や公有水面埋立承認願書の提出時期等については示されておられません。しかしながら、去る4月27日の日米共同発表において、日米両政府は、辺野古移設案が「引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した」としております。

いずれにしても、県としては、地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能であり、普天間飛行場の県外移設を求める考えに変わりはありません。

次に、嘉手納統合案等についてお答えいたします。

去る4月27日の日米共同発表において、日米両政府は辺野古移設案が「引き続き、これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識を再確認した」としております。

県としましては、米議会において嘉手納統合案や那覇空港案が具体的に検討されているかについて承知しておりません。今後とも適宜情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、オスプレイの配備についてお答えいたします。

去る6月29日に米国防省がC H46ヘリをM V22オスプレイに換装するという通報を日本政府に対して行いました。また、機体は7月下旬に陸揚げのために岩国飛行場に到着する予定であること、モロッコ及びフロリダにおける事故の調査結果が日本政府に提供され、安全性が再確認されるまでの間、日本における飛行運用を控えること、この調査結果は8月に提供される見込みであることとされております。しかしながら、沖縄への具体的な配備日時、配備方法などの詳細につい

ては、いまだ説明はありません。

次に、嘉手納より南の施設・区域の返還についてお答えいたします。

去る4月27日の日米安全保障協議委員会の共同発表で、嘉手納より南の施設・区域については、「必要な手続の完了後速やかに返還可能な区域」、「沖縄において代替施設が提供され次第返還可能な区域」、「米海兵隊の兵力が沖縄から日本国外の場所に移転するに伴い返還可能な区域」の3段階に分けた返還が示されています。しかし、詳細な内容やスケジュール等は示されていないことから、現在、政府に照会を行っているところであります。

県としましては、沖縄の基地負担軽減のためには目に見える形での土地の返還が必要であり、今後、沖縄に残る施設・区域の統合計画の策定に当たっては、地元の意向を最大限踏まえていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 普天間飛行場移設問題に関する質問の中の、土地の先行取得に向けた県と関係市町村の取り組みについての御質問にお答えいたします。

国は、去る5月25日に跡地利用推進法に基づき、普天間飛行場など5施設を公有地の計画的な拡大が必要と認められる特定駐留軍用地に指定しております。県は、特定駐留軍用地の返還後の跡地において実施を予定する特定事業の見通しの策定の検討を進めているところであり、土地取得に必要な予算については、関係部局との調整が整い次第、補正予算で計上したいと考えております。また、関係市町村とも必要に応じて連絡会議を開催するなど連携して取り組みを進めているところであり、宜野湾市等において土地取得についての検討を進めているところでございます。

続きまして、鉄軌道の導入についての質問の中の、沖縄振興基本方針における鉄軌道の整備についての御質問にお答えいたします。

国の沖縄振興基本方針では、社会資本の整備について、「沖縄島内における交通の状況に鑑み、鉄道、軌道その他の公共交通機関の整備の在り方についての調査及び検討を進め、その結果を踏まえて一定の方向を取りまとめ、所要の措置を講ずる。」としております。それを踏まえ、国は、平成24年度より3年間かけて鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入課題検討に向けた基礎調査を行うとしており、引き続き調査等の

取り組みがなされていくものと考えております。

続きまして、鉄軌道導入の課題等についての御質問にお答えいたします。

鉄軌道を含む新たな公共交通システム導入に当たっては、膨大な事業コストや維持コストがかかることから、事業化に向けては県民のコンセンサスのもと、事業費の縮減、需要の拡大等による事業採算性の確保、さらには持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設が必要であると考えております。あわせて自動車交通から公共交通への転換を図るなど、県民の意識改革が必要と考えております。

続きまして、内閣府の調査結果についての御質問にお答えいたします。

今回の国の調査結果では、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの予測結果が示されておりますが、当該調査は既存の整備・運営スキームを前提としており、その結果は想定される内容と考えております。一方、事業効果に係る調査結果では、移動時間の短縮や生活圏域の拡大、移動費用の縮減等の整備効果も示されております。県は、導入実現の可能性を高める観点から、事業費の縮減、まちづくり等と連携した需要の拡大等による事業採算性の確保、さらには持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設等についての検討が必要と考えております。

続きまして、基幹バスの導入についての御質問にお答えいたします。

平成24年3月に開催した「第13回沖縄県公共交通活性化推進協議会」において、国道58号を中心とする那覇市から沖縄市の区間に基幹バスシステムの導入を図る「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」の見直しが了承されました。今回の見直しでは、平成29年度の基幹バスシステム導入を位置づけ、自家用車から公共交通への転換等の目標達成に向けて、バスレーンの段階的な延長やIC乗車券システムの導入等について各関係機関が取り組むこととしております。

モノレールの延長についての御質問にお答えいたします。

沖縄県総合交通体系基本計画では、県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、速達性・定時性を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムを導入することとしております。

モノレールについては新たな公共交通システムの一つとしてとらえており、その延伸につきましては、国

が実施する「沖縄における鉄軌道をはじめとする新たな公共交通システム導入課題検討に向けた基礎調査」の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中の、那覇空港の滑走路増設に向けた建設予算の確保についての御質問にお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設について、国は、平成24年5月11日に定めた沖縄振興基本方針において、「現在行われている環境影響評価法に基づく手続きが完了した後は、適切な財源の確保を前提とした第二滑走路の整備を図る。」としております。また、5月15日に開催した沖縄復帰40周年記念式典において、野田内閣総理大臣からは、「平成25年度予算編成過程で財源の検討を行って早急に整備を推進する。」との考えが示されたところであります。

県としましては、国が設置管理する那覇空港の整備については、国において財源を確保し推進されるものと考えており、去る5月14日の那覇空港増設滑走路早期着工県民総決起大会の決議を力強い支えとして、県民各界各層、県議会、市町村の協力を得ながら、平成25年度の事業着手に向けて強く要望してまいります。

那覇空港の国際物流拠点機能の整備と県産品取扱量の増加に関する県の取り組みについての御質問にお答えいたします。

県は、那覇空港の国際物流拠点としての機能向上に向けて、新貨物ターミナルの整備等に取り組んでまいりました。現在は、国において、滑走路の増設や駐機場等の増設に取り組んでおり、県においては、国際物流拠点産業集積地域制度を活用する臨空型産業の集積に向けて、空港に隣接する地域への物流関連施設の整備等に取り組んでおります。

県産品の取扱量拡大に向けては、海外におけるアンテナショップ運営支援を初め高級量販店での定番化に向けたプロモーション事業などを実施するとともに、輸送費支援や生産者派遣等による海外展開の促進などに取り組んでおります。その結果、県産品の取扱量は、全日空貨物ハブ事業の開始前に比べ約45倍に増加しております。

今後ともこれらの取り組みを含め、生産者などとともに県産品の海外販路の拡大等に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 商工労働部長の平良

でございます。

2年目になります。産業の振興とそれから求職者の一日も早い就業支援、こういう課題について積極的にスピード感を持って取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、照屋守之議員の雇用失業問題についての、総合就業支援拠点形成事業についての御質問にお答えいたします。

総合就業支援拠点は、国・県、経済団体、労働団体等が連携して、就職困難者や離職を余儀なくされた方に対し、生活の安定から就職までをワンストップで支援し、雇用につなげるものであります。具体的には、若者や中高年齢者、女性、障害者などの各階層に応じた職業紹介、相談サービス、職業訓練の活用促進などを一体的に実施するものであります。今年度はその先行的な取り組みとして、4月より県が実施する生活支援及び就業支援、それと沖縄労働局が実施する職業相談・紹介機能を一体的に実施しております。

沖縄県としては、今後、関係機関と連携し、求職者や事業主等のニーズに対応した総合的な就業支援拠点を形成し、雇用の創出と安定化に努めてまいります。

次に、改正労働者派遣法の成立に伴う本県の雇用環境に与える影響についてお答えいたします。

改正労働者派遣法においては、派遣労働者の保護と雇用の安定を図ることを目的として「日雇派遣の原則禁止」、「派遣元事業主に対する派遣労働者の無期雇用化を努力義務化」、「同種の業務に従事する派遣先労働者との賃金の均衡」、「派遣料金の明示」、「違法派遣に対する迅速・的確な対処」等が定められております。

今回の改正により、これまで不安定な雇用環境下に置かれていた県内派遣労働者が長期就業に結びつき、安定した収入の確保や職業能力の開発につながっていくものと考えております。

続きまして、ミスマッチに対する県の認識と人材教育についてお答えいたします。

雇用のミスマッチについては、専門性を有する人材の不足もありますが、基礎的なスキルを持つ求職者が不足しているという側面が強いものと考えております。その解消のためには、求職者や学生の能力向上を図るとともに、企業自身の人材育成能力を高める取り組みが必要だと認識しております。

沖縄県としては、公共職業訓練施設や民間教育訓練機関等における職業能力開発を実施しております。また、若年者等を対象に、キャリア支援や即戦力となる人材を育成する事業を実施しております。また、雇用吸収力の高い情報通信関連産業の振興を図る観点か

ら、IT人材力育成強化事業としてITエンジニアの知識・技術の高度化・強化を図る事業を一括交付金等を活用して実施するなど、専門知識を持った人材の育成を行う事業も展開しております。

今後とも、これらの施策を推進することでミスマッチの解消に努めてまいります。

次に、県内産業の振興についての中、利子補給の概要と対象範囲等についてお答えいたします。

沖縄県では、中小企業の経営基盤の安定強化、雇用の拡大、経営革新等を促進していくため、県融資制度の一部資金について今年度以降借り入れた者に対し、3年間、1%から1.5%の利子補給を実施することとしております。具体的には、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャー支援資金の3資金の運転資金を対象としております。また、利子補給率は雇用創出促進資金の場合、新たに1人雇用するときで1%、2人以上の雇用で1.5%としており、他の2資金については雇用人数にかかわらず1%の利子補給で設定しております。

続きまして、特自貿地域における賃貸工場整備の進捗状況と入居予定についてお答えいたします。

特別自由貿易地域については、これまでに一般賃貸工場23棟、素形材産業賃貸工場1棟を整備しており、申請中の企業を含めると全棟入居となっております。このため、新たに賃貸工場を整備することとしており、現在、発注に向けた準備を進めているところでございます。

現在、同工場については、中核企業と関連企業が一体となった入居希望などがあり、県としては、入居に向けて具体的な調整を進めているところでございます。賃貸工場については、入居希望が旺盛なことから、今後もニーズに対応して整備を進めるとともに、積極的な企業誘致に取り組んでまいります。

次に、泡盛の出荷量の減少要因とこれまでの県の取り組みについてお答えいたします。

出荷量の減少が著しい要因として、長期化する景気低迷や国内酒類市場の縮小傾向、消費者嗜好の多様化等が考えられますが、加えて泡盛業界の県外への販路拡大の取り組みが他県業界に比べて弱いことなどが考えられます。

県としましては、これまで泡盛の歴史・文化・商品特性などを体系的に整理したホームページの整備及び泡盛の新しい飲み方の提案や古酒の販売促進策の実施など、沖縄県酒造組合連合会が実施する事業に補助すること等を通して、泡盛の県外販路拡大に取り組んでまいりました。今年度は、泡盛の持つ商品特性や歴

史・文化的背景を生かして商品開発・販売展開支援、プロモーション及び調査研究事業等を総合的に実施することで、琉球泡盛の県外出荷拡大に業界と連携して取り組んでまいります。また、古酒表示違反問題もあることから、県としては、泡盛業界全体として消費者の目線に立った信頼回復の取り組みが着実に実施されるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、特自貿地域における割高な電気料金に対する県の取り組みについてお答えいたします。

沖縄県は、島嶼県であることの構造的不利性から、国内電力会社の中では割高な電気料金となっております。このため、沖縄県では県民生活や産業活動の基盤であるエネルギーの安定的かつ適正な確保を図るため、沖縄振興特別措置法における税制上の特別措置等により割高な電気料金の低減化に努めております。また、平成24年度は一括交付金を活用し、国際物流産業集積地域の旧特自貿地域において、太陽光発電などの再生可能エネルギーの効果的な活用方策や最適な電力消費に関する調査等を実施し、電気料金の低減化に努めてまいります。

次に、カボタージュ制度に対する県の対応についてお答えいたします。

沖縄県は、日本本土から遠く離れた島嶼県であることから、本土への割高な輸送費は、製造業振興や企業誘致において大きな足かせとなっており、その軽減は積年の課題であります。このため、県としては、平成22年度に旧沖縄振興特別措置法の「自由貿易地域」及び「特別自由貿易地域」に立地する企業等の貨物に限定してカボタージュに係る規制の緩和を求めたところ、日本の船舶事業者が運航する外国籍船に限り、いわゆるカボタージュ規制の一部緩和が認められたところです。しかしながら、両地域の貨物量が少ないことと、規制の緩和が日本の船舶事業者による外国籍船に限定されたことなどにより活用されていない状況にあります。また、ことし2月には、県内における石油精製事業の円滑な運営を支援するため、原油及び県内で精製する石油製品の本土輸送費についてカボタージュ規制の緩和を求める特区申請を内閣府に行っているところであります。

県としては、国が整備促進する全国的な高速道路網や鉄道インフラによる陸上輸送の恩恵が受けられない本県の特殊事情を踏まえ、県内内航海運事業者に大きな影響を及ぼさない範囲内でカボタージュ規制の緩和等による輸送費の低減化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新エネルギー開発についての中、スマート

エネルギー事業の目的と概要についてお答えいたします。

スマートエネルギーアイランド基盤構築事業は、本県の安定的なエネルギーの供給やエネルギー源の多様化を目的に、島嶼地域に適した再生可能エネルギーの利用や新エネルギー、省エネルギーモデルの実用化を目指しております。具体的には、大規模な太陽光発電、風力発電設備の設置による電力系統への安定化対策、小規模離島における太陽光発電と蓄電池を導入したエネルギーマネジメントシステムの導入、亜熱帯型省エネ住宅や省エネ機器及び改造EV——これは電気中型バスのことです——等の技術基盤の構築などの実証事業を実施しております。

次に、海洋温度差発電事業の内容と電源エネルギーの確保への効果についてお答えいたします。

海洋温度差発電は、海の温かい表層水と冷たい深層水の温度差を活用した発電システムで、天候に左右されず、かつ昼夜を問わず安定的に発電できるところに特徴があります。海水の温度差を活用することから、我が国では暖かい沖縄が唯一最適地であると言われております。一方で、発電効率において理想的な海水温度差は20度以上と言われており、沖縄においても冬場になると表層水がかなり冷たくなることから、発電効率に課題があります。これらの課題にどう対応するか技術的な検証が必要となります。このことから、今般の実証実験事業では、久米島にある沖縄県海洋深層水研究所敷地において実際に発電のための実証運転設備を整備し、安定した出力を得るための技術的検証を行うこととしております。

同じく新エネルギー開発についての御質問の中の、自然エネルギー協議会への加入のメリットと協議会の運営方法、財政面の負担についてお答えいたします。

自然エネルギー協議会は、太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーの普及促進を図るための政策提言活動や情報共有を目的に設置され、現在、36道府県と民間企業213社が参加しております。協議会は、ソフトバンクを事務局に、道府県が年間5万円、民間企業が同3万円の会費収入で約800万円の会費収入で運営されております。

沖縄県では、協議会への参加により、他道府県との情報共有と連携を図り、自然エネルギーの導入を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 雇用失業問題についての

御質問の中で、国家公務員新規採用抑制の影響についてお答えいたします。

平成25年度に採用する地方公務員の上級試験応募者数について、35都道府県で前年度を下回ったと報道されているところであります。県としましては、国家公務員の採用抑制方針にかかわらず、定数の見直しや退職者数等を踏まえ、必要な職員を採用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 那覇空港滑走路の拡張整備についての御質問の中で、下地島空港の国際空港としての再利用についてお答えいたします。

下地島空港の利活用方策については、国内外の空港の先進的な事例を調査研究し、総合的に検討するため、学識経験者や関係機関で構成する「下地島空港利活用検討協議会」を設置して、具体的な検討を始めたところであります。検討に当たっては、宮古島市が策定した「下地島空港等利活用計画書」の提案を参考に、伊良部大橋供用後の宮古空港との空港機能の役割分担を踏まえ、国際空港としての機能もあわせて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境生活部長の下地と申します。

環境の保全、廃棄物問題、安全・安心な県民生活の確保、さまざまな課題がございます。誠心誠意取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは照屋守之議員の新エネルギー開発についての御質問の中で、県内市町村の地球温暖化対策実行計画の策定状況についてお答えいたします。

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、みずからの事務及び事業に関する地球温暖化対策実行計画の策定が義務づけられております。平成24年4月1日現在、県内市町村における策定率は、41市町村中15市町で約37%となっており、全国の77%を大きく下回っております。未策定の理由といたしましては、計画策定に係る人員体制、計画に盛り込む対策の予算確保、対象業務の範囲が広く調整が難しいなどが背景として挙げられております。こうしたことから、県としましては、去る6月28日、未策定の町村に対する説明会を開催し、国が示す計画策定マニ

ュアルなどの周知を図るとともに、温室効果ガス排出量の推計や削減目標の設定などに関する技術的な支援を行うなど、同計画の早期の策定を促進しているところであります。なお、本年度中の策定を目指して、4町村が作業を進めているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 御答弁ありがとうございました。

再質問を行います。

まず、オスプレイの配備についてでございます。

7月1日に森本防衛大臣と仲井眞知事との面談がございました。私、新聞報道でしかうかがい知ることではできておりませんが、その中で仲井眞知事が、強行なら全基地即時閉鎖というそのような動き云々の記事がございました。びっくりいたしました。この報道について、ぜひ仲井眞知事のほうから森本防衛大臣との面談、その件について御説明をお願いいたします。

次に、オスプレイ反対の県民大会についてでございます。

私どもは、昨日、県議会を代表して5名でオスプレイについての抗議要請行動を行ってまいりました。防衛省やあるいは外務省、総理官邸、それぞれの機関に要請をしてきたわけでございますけれども、トータルして我が沖縄県議会の意思が即座に相手に伝わらないというそういうふうな状況でございました。事故の調査報告を受けて、今後どのような形で取り組むかというそういうふうなことだと考えております。

それで、この問題につきましては県知事あるいは市長会も、あるいは町村会も、あるいは地元の宜野湾市もそうありますけれども、その反対の意思の表明をして独自に行動をしてきました。私ども自民党も先ほど、昼間、いろいろ協議を重ねて、県民大会については積極的にかかわっていかうというそういう意思決定をさせていただいたところでもあります。これから他党派あるいはまた県議会議長に対してそういう申し入れを行って、県民大会についての動きが出てくるというふうに考えておりますけれども、先ほど仲井眞知事はこの県民大会について、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものという位置づけと、これから取り組みを踏まえて検討してまいりたいというそういう答弁でございました。これからどのような形でその仕組みがつくられていくかはわかりませんが、実行委員会等々も含めて県民を網羅した、先ほど知事が御指摘のような形で各界各層の取り組み

の主体がつくられていくというふうに考えております。そのときにはぜひひかるべき組織あるいは実行委員会等々も含めて、知事の御出席というふうなことにつながっていく可能性もあります。ですから、その時点ではぜひ仲井眞知事もこの県民大会への参加について御検討をお願いいただければというふうに思っております。再度御答弁をお願いいたします。

鉄軌道の導入です。

これはぜひこれから新たな沖縄県づくりのための交通体系をつくっていくということで積極的に進めていただきたいわけでございます。この鉄軌道の導入によって、もちろん南部もそうありますけれども、中部もあるいはまた北部も新たな発展の基盤がつくられていくというふうに考えております。現在は那覇主体、那覇を中心にしておりますけれども、ぜひ我々沖縄県全体を考えていく上で、沖縄市を核とする中部、沖縄市に13万余り、あるいはまたうるま市には12万、トータルで25万余りの人口を擁する地域になっております。ですから、この鉄軌道の導入によってこの中部地域の圏域、あるいはまた北部地域をさらに発展をさせていくというそういうふうなねらいもございます。ですから、ぜひこれから具体的な計画、その策定についての御案内をいただければというふうに思っておりますけれども、今後10年間で新たな振興計画が完了する時点でこの鉄軌道の導入がどのような形で進んでいくのかお示しをお願いいたします。

さらに、先ほどの普天間飛行場との関連でありますけれども、宜野湾市に特化した国の支援を宜野湾市の佐喜真市長は求めております。その中で国・県・宜野湾市の3者の協議会の設置、これは仲井眞知事、ぜひ国に強力に働きかけてこの協議会をつくっていただいて、宜野湾市民のこれまでの長年の御苦労も含めて、厳しい状況に置かれている分を何とか国も、あるいは県も一緒に支援をしていくその仕組みを宜野湾市の佐喜真市長は今、強く求めておりますので、ぜひ県知事も力を合わせていただいて、できれば非常に強力な組織をつくっていただいて、財政支援も直につながっていけるような、そういうふうな仕組みをぜひお願いをできればというふうに思っております。この件につきましてもぜひ仲井眞知事の御見解を賜りたくお願いをいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、オスプレイに係る御質問で、先日、7月1日に森本大臣がお見えになったときのお話で、次の日の県内紙の表現がかなり迫力ある表現になっておりましてけれども、無論基本的に先ほども申し上げたんですが、事故の原因の究明とやっぱり安全性の証明といいますが、安全をはっきりさせることと、そしてそれを県民が受けとめられる、受け入れられるといういわばこの3つの条件が整わないとなかなかこれは現実に入れることは無理ですよということを申し上げて、日米両政府、特に米軍を主体にして決まったプロセスだから進めたいと言われても、これは無理だということを申し上げ、万が一のことが起こったときに一体だれが、どんなふうに責任を持つんですか。賠償責任についてはそれなりに日本政府が持つんでしょうか、いろんな決めが既にありますが、一体全体この地位協定で守られている米軍が自由自在にこれを動かして、飛ばして、しかも4月、6月に事故を起こしているという機体を自由に飛ばすこのイメージというのは本土の人は持つておられないんじゃないかというのが私の申し上げたい趣旨でして、もっと危険性というか不安というのは非常に大きく強いものですよというのを、万が一事故が起こったとき、そしてあなたなりどなたがこれを保証するんですかというようなちょっと表現が適切でない部分もあったかもしれませんが、そういうことで私は申し上げて、そういうことが県民の不安の中身であり、もし万が一みたいなことがあったら、少なくとも普天間は直ちに全面閉鎖という状態に持っていかざるを得ないし、ほかの基地にも影響が大きく出ますよというような気持ちで申し上げております。そういうことで、大臣もそれを聞かれて、知事の意見は県民の意見として東京に持って帰って総理にも報告をされるという御趣旨のことをおっしゃっておられました。

そのほか9項目の沖縄の基地問題に係る中身を一つは説明しましたが、初めて沖縄にお見えになるので、防衛大臣に基地の整理縮小から海における制限海域の解除であるとかいろんなことを申し上げております。

そして2番目の県民大会につきましては、我が与党第一党の幹事長さんのお話でもあるというのなんですが、きちっと重くこれらの進行状況といいますが、恐縮ですが少し検討させていただきたいと思います。きょうのお話をきちっと重く受けとめて、検討に当たって考えてまいりたいというふうにお答えさせていただ

さい。

そして3番目が、鉄軌道のお話です。

これは確かに今、国は可能性調査といいますかフィージビリティスタディーというのを約3年かけ、今23年ですから23、24、25とやって、26年度までに答えを出したいという趣旨の内容になっているわけです。我々県は県でこれまでも研究してきておりますが、国の勉強に合わせて県自身も並行してやりながら、今度は導入するにはどうしたらいいかと、どういうクリアすべき課題があるかというむしろ我々はそういうアプローチで研究を進め、国とのすり合わせも同時並行して行いながら、可能であれば、ただ勉強で終わらないで、10年計画の真ん中ぐらいには敷設のための計画が現実になり上がっていくというぐらいの見通しで取り組んでまいりたいと考えておりますし、議員のおっしゃった中部地域、うるま市とか沖縄市がセントラルステーションといいますか、あそこを中心に北である、南であるという方向への展開というのも非常に興味ある御提案として受けとめさせていただきたいと思います。

そして4番目でございますが、宜野湾市長さんからのお考えというか申し入れにつきましては、無論今、協議会という形で那覇市、浦添市が既にやっております形、国・県・市、一緒になってやる方式というのも非常に有効ですから、これはもうぜひつくりたいと思いますが、一方で北部振興策の形で北部12市町村がやってきた方式もあるかと思います。いずれにしても長い長い間、この普天間基地が町の真ん中にどんとあって、市街地の設計、活用もできないというような状況をリカバリーしていくためには思い切った措置が必要だというふうに私どもも考えておりますから、市長さん、ないしは宜野湾市の皆さんと一緒に連携をして協議会または北部振興のような形、ないしはもう少しいい形があればそれを編み出して国と折衝して必ず実現してまいりたいと考えております。ぜひ議員の皆様のお支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 こんにちは。

社民・護憲ネットを代表して代表質問を行ってきたいと思います。

まず1番目でありまして、知事の政治姿勢について伺います。

(1)、6月23日、摩文仁の全戦没者追悼式で野田首相は、国の安全保障を強調しました。沖縄県民は、米軍

基地を甘受し、犠牲はやむを得ないと聞こえなくもなかった。知事はどう受けとめたか見解を伺います。

(2)、去る県議選挙で、知事は絶対過半数はとれると思っていたとマスコミに述べているが、結果はどのように受けとめているか伺います。

(3)、防衛省幹部が、与党多数になれば知事は再び辺野古移設を容認する政策に転換する条件が整うと述べております。知事の見解を伺います。

(4)、防衛省は、普天間飛行場の辺野古移設は知事意見の補正作業を進め、年明け早々に公有水面埋立法に基づく埋立許可申請をする動きであります。知事は認めない立場を堅持するか伺います。

(5)、オスプレイの配備について、日米協議で7月下旬に米軍岩国基地、8月に普天間飛行場に配備することに変更はないとの報道があります。県は状況把握しているか伺います。

(6)、オスプレイは開発段階から墜落事故が相次いでいます。米政府は、機体に問題はなく人為的なミスだったとの見解を示しております。自動回転機能に欠陥があり、市街地の上空でエンジンが停止をしたらどこにでも墜落すると言われております。県は、安全性や原因究明をどう考えているか伺います。

(7)、オスプレイ配備反対県民大会開催の機運が盛り上がり、知事が先頭に立って開催する決意を断せないか伺います。

2 番、消費増税について。

消費増税を2014年4月に8%、2015年10月に10%の2段階で引き上げる関連8法案を26日、衆院本会議で民主、自民、公明などの賛成多数で可決をされております。年収が少ないほど負担が重くなる逆進性であり、生活困窮者や弱者の生活に打撃を与えます。知事の見解を伺います。

3、後期高齢者医療制度について。

政府は、自公政権時代に導入されたこの制度の廃止を掲げています。75歳の年齢を線引きし、年金から保険料を天引きする高齢者いじめは大きな社会問題となりました。しかし、政府はこの制度の廃止と今後どのような制度に変えていくのか不透明であります。県の見解を伺います。

4、首里城公園の管理について。

首里城公園は年間200万人の利用者がおり、年間約4億円以上の収益を上げていると言われております。また、管理財団は約100億の内部留保資金があると言われております。この特定公園施設、国営公園部分を県の管理公園と一括に引き受ける考えはないか伺います。

5 番、雇用の拡大についてであります。

県内の失業率は、旧態依然として8%台を推移し深刻な事態であります。知事は、全国平均の4%台を目指しているが、雇用対策の成果と今後の事業計画について伺います。

6 番、旧郵住協の古島団地について。

旧郵住協の古島団地は、県や市町村が関与して管理をしていたが、民間業者に売却されてから協定書が履行されず、入居者は追い出しを迫られております。1号棟に続き全入居者に明け渡し訴訟が起こされ住民が路頭に放り出されようとしております。県は、売却益から5億余の寄附を受け、業者は約13億の再開発費用の控除を受けながらその事業を進めようとしておりません。県は、住民を守る行政責任や道義的責任を感じないか伺います。

7 番、県立高校編成整備計画について。

教育庁は、10年ごとに見直す学校編成整備計画を決定しております。その中で、南部工業高校と沖縄水産高校の統合はPTA、同窓会、関係業界などから反対の運動が強く起こっております。統合の理由は、主に少子化と敷地面積を挙げておりますが、何の説得力も持たない状況と言えます。教育庁と学校関係団体との話し合いはどうなっているか伺います。

以上であります。残された時間は再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(喜納昌春君) 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事(仲井眞弘多君) 崎山嗣幸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、全戦没者追悼式での野田首相発言についての御質問にお答えをいたします。

野田首相は、国の安全保障に万全を期すとした上で、沖縄の基地負担の早期軽減に全力を尽くし、具体的に目に見える形で進展させると述べておられます。日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えます。野田首相には、沖縄の基地負担軽減を最優先に取り組んでいただきたいと思います。

次に、同じく知事の政治姿勢に係る御質問の中で、県議選の結果についての御質問にお答えをいたします。

今回の県議選の結果につきましては、県民の選択として謹んで真摯に受けとめ、議会の御理解と御協力のもとに諸課題の解決に取り組んでまいり所存でございます。

同じく知事の政治姿勢の中で、辺野古移設容認への政策転換についてという御趣旨の御質問ですが、お答えを申し上げます。

まず、防衛省幹部の発言の趣旨につきましては承知いたしておりません。普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であります。一日も早い移設、そして返還の実現、これが極めて必要であります。普天間飛行場の県外移設を求める私の考えに変わりはありません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、辺野古移設の公有水面埋め立てに係る知事の立場の堅持についてお答えいたします。

現時点で政府から、環境影響評価書の補正の状況や公有水面埋立承認願書の提出時期等については示されておられません。仮に提出された場合には、関係法令にのっとり検討してまいります。

次に、オスプレイの配備についてお答えいたします。

去る6月29日に米国防省が、CH46ヘリをMV22オスプレイに換装するという通報を日本政府に対して行いました。また、機体は7月下旬に陸揚げのために岩国飛行場に到着する予定であること、モロッコ及びフロリダにおける事故の調査結果が日本政府に提供され、安全性が再確認されるまでの間、日本における飛行運用を控えること、この調査結果は8月に提供される見込みであることとされております。しかしながら、沖縄への具体的な配備日時、配備方法などの詳細についてはいまだ説明がありません。

次に、オスプレイの安全性や原因究明についてお答えいたします。

オスプレイの開発段階の事故については、飛行制御システムの配線間違い、潤滑油漏れ、VRSと呼ばれる降下速度超過、油圧配管の問題等が原因とされており、米軍は所要の対策をとったとしております。しかしながら、ことし4月のモロッコ、また6月のフロリダにおける墜落事故については具体的な原因の説明が行われておりません。航空機事故は単に機体のふぐあいだけではなく、乗員のミスや運用形態等運航システム全体の問題により発生するものとされており、たとえば機体に問題がないとしても、現実には事故が発生している中で普天間飛行場に当該機を配備することについて県民が不安を抱くことは当然であります。

県としましては、オスプレイの配備による普天間飛

行場周辺及び北部訓練場周辺等の住民生活、環境への影響についても問題視しており、これらについて政府から納得のいく説明がない中では当該機の配備に反対する考えは変わりません。

次に、県の基本姿勢と県民大会の開催についてお答えいたします。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備の見直しを要請したところであります。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。また、これまで行われた県民大会につきましては、先ほど知事から答弁があったとおり、各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して直接政府に対して配備反対を求めていると考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 消費増税についての御質問の中で、消費税の逆進性についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で、国・県・市町村の安定財源の確保等のためその役割は重要だと考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 後期高齢者医療制度についての御質問の中で、後期高齢者医療制度の廃止と今後の見通しについてお答えいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、今国会に提出されております社会保障制度改革推進法案の中で、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとされております。

沖縄県といたしましては、今後とも国の動向を注視するとともに、必要に応じて全国知事会等と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 首里城公園の管理について、首里城公園の県への移管についてお答えいたします。

首里城公園の首里城等の県への移譲については、総理の御発言を受け、内閣府、沖縄総合事務局、国土交通省、沖縄県、都市再生機構の5関係機関で設立する連絡調整のための会議を開催することとしております。県としては、その会議の場において、首里城公園の国営部分の県への移譲に関する方法や、諸費用の対応方針等について協議していきたいと考えております。

次に、旧郵住協の古島団地について、県の行政責任と道義的責任についてお答えいたします。

旧郵住協は解散に当たり、パークレー社と事業・資産譲渡に関する協定を締結しており、当該協定の中では、「平成20年度を目途とした再開発」及び「居住者等への配慮」がうたわれております。再開発の着手につきましては、パークレー社によると、まずは老朽化により危険な建物から居住者を安全な場所へ移転させることが最優先事項であり、現時点では、再開発の見通しを立てることは難しいとの回答でありました。

寄附金につきましては、平成17年に「負担付き寄附」ではない寄附として受け入れ、広く県民に還元されるべきものとの趣旨にかんがみ、地域振興基金として積み立てられております。

再開発費用につきましては、平成17年の「郵住協だより」によると、資産合計から再開発事業費用13億8000万円を含む負債合計を差し引いた額が譲渡資産純価格となっておりますが、県としては、その詳細については把握しておりません。

同協定については、当該協会と事業者で交わされたものであり、県としては、その履行に関しては当事者の責務であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用の拡大についての中、雇用対策の成果と今後の事業計画についてお答えいたします。

沖縄県においては、厳しい雇用情勢に対応するため「みんなでグッジョブ運動」を推進するとともに、平成21年度から雇用創出基金を活用して1674事業を実施し、延べ1万3093人の雇用を創出しております。また、2008年9月のリーマンショック以降、新規学卒者等の就職支援を強化するため、専任のコーディネーターを高校・大学へ配置し、学生が就職するまで個別密着して支援する沖縄新規学卒者等総合就職支援事業を実施しており、本県の高校・大学の就職内定率は改善傾向にあります。さらに、若年者の職場訓練を行い就職につなげる若年者ジョブトレーニング事業や、地域ごとに求人企業と求職者のマッチング機会をきめ細かく提供する地域巡回マッチングプログラム事業を実施し、合わせて1524人の就職につながっております。

沖縄県としては、一括交付金等を活用し、産業振興や企業誘致等を推進するとともに、「沖縄21世紀ビジョン」雇用促進プロジェクトに基づくキャリア教育の充実、若年者の県外・海外就職へのチャレンジ、企業等の雇用環境の改善、若年者や離職者向けの就職基礎訓練の実施、地域における就業意識向上のための環境づくり、総合的な就業支援拠点の形成等、本県の雇用情勢の改善に向け全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 県立高校編成整備計画についての御質問で、沖縄水産高校の学校関係団体との話し合いについてお答えいたします。

6月4日に翔洋同窓会、6月6日に元沖縄水産高校校長、6月7日に海員組合の3団体と説明・意見交換を行いました。統合の理由といたしまして、主に南部地域の少子化と南部工業高校の小規模化の進行を挙げ、統合の際は沖縄水産高校の現在の学科の機能は保持することとして説明を行っております。

今後とも、必要に応じて説明・意見交換を実施し理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 崎山嗣幸君。

〔崎山嗣幸君登壇〕

○崎山 嗣幸君 再質問します。

5番目の雇用の拡大から再質問をさせていただきま

す。

先ほど答弁がありました、県は5月29日に完全失業率を発表しておりますが、これが8.3%、5万5000人で4カ月連続悪化しているというこの報道がありました。それから全国は4.4%で3カ月ぶりの改善ということで、これは全国との格差がますます広がっている実態だということだと思います。

知事は以前から、失業率は全国平均の4%台にすることが公約でありました。しかも知事は、この4%台はすぐそこまで来ているということを言っているんですね、覚えていると思いますが。また、この達成できなかった理由も知事は、就業者がふえた、また雇用者も先ほどは1400人ふえたと言っていますが、そうしているにもかかわらず何で4%台にいかないのかということなんですよ。ますます広がっていく。これはやはり結果的に対策がそこに追いつかないからだと思うんですよ。追いついてないことが私は原因だと思いますが、知事はずっと公約として既存産業の徹底した支援、それから新規産業の創設を言っていると思いますが、このことが実現されてないと思いますね。先ほど、雇用とか取り組みを言っていますが、公約である4%台にすることがずっと議会でも議論になっているけれども、そこに追いつかない。ここは明確にしたほうが私はいいと思いますので、ぜひこれは答弁をお願いしたいと思います。

それから、知事の政治姿勢の中でありますが、(5)、(6)、(7)の項目でオスプレイの配備について再質問します。

政府は、これまでオスプレイの配備をずっと隠し続けてきたと私は思っております。オスプレイの正式配備が去る29日、これを森本防衛大臣が「接受国通報」として表面化をしておりますが、これまでは92年の米海軍マスタープラン、それから96年、SACO合意最終報告、99年、第3海兵遠征軍が明言をしたということで明らかになっておりました。しかし、政府は一貫して現時点で何ら具体的な予定はないということにかわしておりましたが、米国防省も2011年6月に2012年配備を発表したが、それでも日本政府は県や宜野湾市へ内容をそのまま伝えて、これもまた正式な通知ではないということを政府は言ったと私は思っています。

このことからするならば、私は政府をひきょうだと思いますが、沖縄配備を一回も拒否をすることなくこの通報を迎える事態になったと私は思っております。これはまさに米国の言いなりと言われても私は仕方ないと思いますが、これは知事、再度そのことに関して政府のとした態度について、わかりながら隠してきて、

米国から言われたということで知事にこれを伝達に來ている。私はこれはひきょうではないかということで、まさに沖縄県民の頭越しに、これは日本政府がひた隠しにして、今になって通報させて知事に言ってきたと。私はこれは極めて重大な問題だと思いますので、知事は米国の言いなりになる政府に対して再度強く言うべきではないかだと思いますので、見解をもう一度お願いします。

それから、先ほど事故報告書の結果いかにによってとっておりましたけれども、私はこれは言い逃れではないかなと思っています。先ほど言ったように、7月下旬に岩国に到着すると、8月に普天間への配備、それから10月に普天間へ本格運用配備するということをおっしゃいます。でもこれは4月のモロッコ、6月の米フロリダでの墜落調査結果を日本側に提供しないうちは試験飛行しない。つまり、飛行運用の安全性が再確認されるまで、日本国内でのいかなる飛行運用も控えるとしてきたということをおっしゃいます。先ほどもありましたが、私たちはこの県議団の決議を持って防衛省にも申し入れをしましたが、そのとき防衛政務官に、この事故報告書の結果によっては配属しないこともあり得るのかということをお聞きしました。そのときに政務官は、事故報告書の結果を見ないと10月の普天間の運用は何とも言えないというお答えをしておりました。しかしながら、そのお答えが果たして事故結果報告を見て決めるということなのか、既定方針なのかについて、私はまだ疑問を持っています。しかし、10月の本格運用は明記をしておりますので、このことは単なる言い逃れというか、詭弁ではないのかということの疑問もあります。知事はこのことに関してどういうふうに理解をしているのか伺いたと思います。

それから、先ほどから安全の話がありますが、私はこれは根拠の全くない安全性をずっと日米両政府は言っているというふうに思います。米国防省も、4月のモロッコでの墜落事故は、追い風を受けて旋回しながらエンジン部分を前方に傾けてバランスを失って墜落をした、操縦ミスだったということをおっしゃいます。それから、機体に安全上問題はないということの見解を発表しております。それから、6月のフロリダでの墜落は、転換モードで低い高度の飛行中に起きたと。原因は現時点では推測できないが、事故後も飛行をとめないで運用しているから、機種のが安全性が推測されると。

こんなでたらめな分析とか状況は私はないと思います。森本防衛大臣も、もう少し地元が理解できる情報が必要だと述べていると言っておりますが、こんな不

正確な情報でよくもこの沖縄にこういった欠陥機のオスプレイを配備するということを伝達に来たかなという点は、私はこれは県民の怒りは相当だということは知事もわかると思います。

それから、日本政府は4月のモロッコは7月下旬、6月のフロリダは8月下旬ということを言っておりますが、これを待たずに米国が安全を言って伝達してきたことを私は問題にしておりますので、ぜひこれは追加情報というか、事故結果報告も左右されることなく沖縄に押しつけてくるのではないかと私は思っています。知事は先ほどの答弁でも、この結果によって安全性云々ありましたが、私はこの結果報告に関係なく沖縄にこの10月にオスプレイの配備をしてくるのではないかとことを思っていますが、これに対して知事はどういうふうに対応するのかについても伺いたいと思います。

それから次に行きます。

6番目の古島団地の件であります、古島団地の件については、23年11月定例議会で与世田副知事は、裁判で解決を図るべきであり、県は一切関与できる状況ではないということを答弁をしております。この副知事答弁、行政責任から私は逃れようとする不誠実な態度だと思います。私は、住民から失望と不信が出ていることについて指摘をしておきます。行政や県の関与はこれまでももちろんあったわけです。平成17年3月27日、土木委員会で当時の末吉部長はこう言っているんですよ。協定書の履行は十分守るように要請している。今後も絶えず見守っていく。それから、陳情処理方針も団地居住者に十分配慮されるよう要請すると言っております。このような経緯があったにもかかわらず、いきなりひっくり返したと。行政の無責任さを私は感じるんですけれども、これは何も法的な問題ではなくて、議会とか住民と約束をしたことが数年もたったら行政がひっくり返していいのかと私は言っているんです。このことを含めてぜひ答弁をお願いします。

それから、再開発のための推進協議会、当然機能させるべきだと思いますが、このことに対しての見解もあわせてお願いしたいというふうに思います。

それから最後に、学校編成整備計画で教育長の話は、南部総合実業高校という仮称があったと思いますが、これはどうなったかということを含めて答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 崎山議員の失業率関連の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内の完全失業率は、特にこれとして入ってまだ現状で厳しい状況が続いております。県としては、全国並みに向けてさまざまな施策をこの数年間取り組んでいるところです。

ここ3年間の状況を申し上げますと、7.7%、それから7.6%、昨年は7.1%と一応若干ではありますが、それなりに改善はしてきております。一方で、やはり労働力人口も全体として増加傾向にあり、特に去る4月是对前年比で約2万3000人から2万4000人と労働力人口も増加したということもありまして、かなり悪化しております。このことについては、我々としても非常に大きなことと受けとめ、一方でやはり労働力人口がふえるということはまた歓迎すべきことでもあります。要はこれをどうやって就職に結びつけていくのか、その辺の対策を県内・県外そして海外とこの辺も含めてしっかりやっていく必要があるということで今年度はそういう予算も計上して、例えば学生の就活、これは本土へ行く場合の航空賃、宿泊費、それから海外インターンシップ、こういう予算もしっかり確保して対策していきたいと考えておりますので、ぜひその辺をしっかりとっていききたいと思っております。

それからあわせて県はグッジョブ運動において、経済界、それから高等学校、大学、それからPTA、労働団体など60団体全体でこの失業問題をみんなの課題として考えて取り組んでいこうということで、若年者の就業意識の問題とかあるいは学生のころからのそういう就業意識をしっかりとつくっていこうということで、それぞれのさまざまな団体、異業種を含めて団体が参加してそういう雇用失業問題を県民全体の課題として取り組んでいこうということでやっておりますので、ぜひこの辺を御理解いただき、また議員各位の叱咤激励もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイの配備に関する御質問が3件あったと思いますが、お答えをいたします。

まず米国が日本あるいは沖縄に対して、通報あるいは告知が大変おくれ、また頭越しであったことは極めて重大であるという趣旨の御質問につきましては、オ

スプレイの配備につきましては、議員の御指摘のとおりさまざまな情報が従前からございまして、その配備が行われるのではないかと、あるいはC H46に代替するのではないかという情報は入っていたわけでございます。昨年6月に米側の計画としてそれを通報するという形で、連絡するという形で政府からオスプレイを配備する計画があるということが沖縄県にもたらされております。その時点で沖縄県といたしましては、この機体の安全性、あるいは開発段階で事故を起こしていたという情報はつかんでおりまして、直ちに29項目の配備に関する質問状を防衛省に出し、さらにこの回答が返ってきたわけですが、不備な点があると考えまして、さらに12月にはさらなる質問状を送付しております。この質問に関しましては、まだ回答が不十分であると考えております。このような中、去る6月29日に外交上の正式な手続として「接受国通報」という形でオスプレイの配備が示されたというところでございます。

県としましては、これまで再三照会をしてきた事項につきまして、いまだ回答が不十分である。さらに先ほど来から答弁させていただいていますように、安全性に疑問があり、県民が不安を抱いているという状況でございまして、議員御質問の現在の状況をどう思うかということにつきましては、極めて遺憾であるというふうに申し上げておきたいと思っております。

次に、この安全が証明されていないという中で10月の運用を強行してくること、この説明は詭弁ではないかということなんですが、先ほど来再三申し上げておりますように、県におきましてもこのオスプレイの機体の安全性は証明されているとは考えておりません。県民の不安はむしろ増大している、こういう中で運用が強行されるようなことがあってはならないというのが県の考えでございます。

次に、このような中でどのように対応していくかという趣旨の御質問であったと思いますが、この件につきましては先ほど来答弁させていただいていますように、軍転協や渉外知事会とも既に話し合いを進めてございます。今後、この一時配備等が予定されている山口県等とも連携をしながら、政府にこの配備計画の見直しを求めていくということを考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 旧郵住協の古島団地についての再質問の中で、平成17年の土木建築部長発言の方針との関係についてお答えいたします。

同発言の時点においては、協定締結の時期であり、推進協議会は設置されていなかったことから、そのような発言になったものと理解され、同発言の趣旨は推進協議会の中で反映されているものと考えております。行政や法的な立場から要請ができないことから、推進協議会における情報の共有や相互理解において十分な配慮がなされるよう要請する意味であると理解しております。

次に、同じく古島団地で、推進協議会の再開についてお答えします。

県としましては、事業者が行う再開発事業を円滑に推進するため、事業者に対し推進協議会の参加を呼びかけるとともに、これまでに推進協議会を4回開催し協議したところであります。しかしながら、平成22年度以降、推進協議会についてはパークレー社が古島団地自治会と係争中であることから、参加に応じておりません。

県としては、現在も控訴審の係争中であることから、裁判終了後に再びパークレー社に協議会の参加を打診していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 崎山議員の再質問にお答えいたします。

たしか再質問の趣旨は、南部総合実業高校（仮称）という文字はどうなったかという質問だったと思います。お答えいたします。

南部総合実業高校（仮称）についての文字は、本計画においては削除しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時37分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き代表質問を行います。

高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 皆さん、こんにちは。

社民・護憲ネットの高嶺善伸です。先ほどの崎山嗣幸議員に引き続き代表質問を行います。

何しろ5年ぶりですので、かなりのブランクで戸惑いを感じておりますが、しっかりと質問させていただきましますので、御答弁のほどよろしくお願ひします。

まず1、知事の政治姿勢についてであります。 (1)、識名トンネル工事国庫補助金返還事件についてお伺い

します。

沖縄県は、識名トンネル工事偽装契約で国から利子を含む 5 億8000万円の補助金返還命令を受け、去る 2 月県議会では補助金返還に関する予算について 2 度も否決されたにもかかわらず、知事は拒否権を発動して国に支払いました。その後、県は国に不服申し立てをしましたが棄却され、逆に沖縄総合事務局は沖縄県を那覇警察署に告発し、受理されました。県政史上前代未聞の不祥事だと言わざるを得ません。異例とも言える低入札の大型工事への危機管理の欠如や、建設工事紛争審査会をないがしろにする談合体質について多くの県民から説明を求められております。某週刊誌では、県庁を揺るがすスキャンダルとなるのは必至だから、県警上層部は告発の受理を渋っていたようですという警察関係者と称するコメントまで紹介しております。

そこでお伺いします。

ア、偽装契約による国庫補助金受給は意図的に公文書を偽造した違法行為であり、責任の所在を明確にし県民への説明責任を果たすべきではないか。

イ、国に補助金返還の一部の返還を求める不服を国が申し立てた根拠と、国から棄却されたことに対する県の認識と今後の対応についてお伺いいたします。

ウ、国から補助金適正化法違反と虚偽公文書作成行使罪で告発されたと報道されているが、県は懲戒処分等を発表しました。処分の内容は不十分で、原因究明の責任をも放棄しているのではないかとお伺いします。

エ、当事者であった県職員退職者等から自主返納申し出がある。この際、請負業者も含めて処分内容を再検討すべきではないかとお伺いいたします

(2)、米軍基地への対応についてであります。

沖縄県は、嘉手納以南の米軍基地返還跡地利用で見込める経済効果について、雇用は4.2倍、約 7 万8000 人、県内生産対応額は4.5倍の5600億円にふえると試算結果を発表いたしております。これからの沖縄振興のエンジンは、在沖米軍基地返還跡地利用と密接な関係にあります。

そこでお聞きいたします。

ア、在沖米軍基地の功罪について県はどのような認識をお持ちなのか。また、過重な基地負担を軽減するために基地の整理縮小・撤去等の期限、あるいは規模をどのように想定しておられるのかお伺いいたします。

イ、嘉手納基地より南の返還合意された米軍基地に対する駐留軍用地跡地利用推進措置法の活用をどのように計画しているのかお伺いいたします。

(3)、在沖米軍と国連軍基地との関係であります、嘉手納基地、普天間基地、ホワイト・ビーチには国連

軍の旗が立てられ、国連軍指定基地となっており、これまで沖縄県は容認しているかのような議会答弁でありました。しかし、朝鮮半島情勢に対応する国連軍の沖縄駐留は沖縄県民への国際的な差別であり、国連軍指定基地の駐留根拠、運用の実態と地位協定改定への影響はどうなっているのか、今後の日米地位協定改正への取り組みをお伺いいたします。

次に 2、新たな沖縄振興計画についてであります。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、新たな沖縄振興特別措置法により国の支援を得て県が主体的に策定した総合計画であり、本県の地理的特性、自然的特性、歴史的な特性、社会的特性を踏まえ課題解決への主体的な取り組みが求められております。基本計画では、諸施策の成果などを前提に10年後を展望した本県の社会経済の見通しが示されておりますので、お尋ねいたします。

ア、目標年次の展望値の根拠を御説明いただきたい。

イ、沖縄県の特殊事情と固有の課題克服のため新たな振興策についてお伺いいたします。

(2)、本県の県内総生産は平成22年度で約 3 兆7000億円余りであります。マクロ的に沖縄経済を見ると約 5380億円という 4 割近い移入超過の状況にあり、ざる経済とやゆされております。10年後に見込まれる約 5 兆1000億円の県内総生産を達成するために、沖縄県の持つ経済の輸出入バランスの移入超過についてはどのように是正していかれるのか、今後の施策をお伺いいたします。

(3)、沖縄に鉄軌道を導入した場合、全ルートで毎年赤字が発生するという内閣府の調査結果が報道されましたが、実現性を困難視する思惑が感じられ、県民の立場で検証する必要があります。沖縄南北縦貫鉄軌道導入について、国の事業可能性調査に対する県の認識と実現に向けた今後の具体的な取り組みをお伺いいたします。

次に 3、離島振興についてであります。

沖縄県が擁する排他的経済水域は、日本全体の約 4 分の 1 を占めると言われ、国益に大きく貢献しておりますが、一方では広大な海域面積が離島苦の要因ともなっております。これまで海域面積を地方交付税の算定の対象にすべきだと訴えてきましたが、離島振興法の改正と連動しながら全国議長会の決議を踏まえ離島振興の新たな交付金制度が提言され、沖縄振興一括交付金につながったものだと考えております。

そこでお伺いします。

(1)、新たな離島振興計画策定への取り組みについて

であります。

ア、国の沖縄振興基本方針が示されましたが、その中で離島振興対策について県はどのように評価しているかお伺いします。

イ、離島が貢献する海域面積に対する一括交付金措置について県の認識をお伺いいたします。

ウ、新たな離島振興計画の策定への取り組みと尖閣諸島の「指定離島」への対応をお伺いいたします。

(2)、一括交付金を活用した離島振興策の事業内容と効果について具体的にお尋ねいたします。

ア、農林水産物流通条件不利性解消事業については、農林水産物対象品目及び生産資材等の輸送費の支援等への拡大についての対応をお聞かせ願いたいと思います。

イ、沖縄離島住民等交通コスト負担低減事業の航空運賃低減事業についてであります。現行の離島住民運賃割引制度での一時立てかえが必要な小児運賃——子供運賃のことですが——や、身体障害者割引制度の簡素化が求められております。さらに、団体割引運賃制度では大人の離島割引運賃よりも児童生徒の航空運賃が割高になる矛盾が生じており、制度改善が必要であります。県の対応をお聞かせ願いたい。

ウ、離島補助航路支援事業についてであります。竹富町波照間貨物航路がフェリー「はてるま」の運航休止により住民が大変困っております。離島航路運航安定化支援事業で支援ができないのか、対応をお伺いします。

エ、沖縄新規就農一貫支援事業——担い手の育成や6次産業化支援であります——は、地域活性化、離島振興への期待が大変大きい。どのようにスタートするかお伺いいたします。

(3)、与那国への自衛隊配備については、地元においては賛成・反対で島を二分しております。これまでは町ぐるみで与那国自立ビジョンを策定して台湾島との交流促進による自立を目指してきましたが、国に対する制度要望はことごとく拒否され、人口減少に歯どめができなかった経緯がございます。与那国への拙速な自衛隊配備問題は、地域住民同士の混乱を増幅し、国境離島振興に重大な支障になると憂慮しますが、知事の認識をお伺いします。

(4)、沖縄本島的那覇港や中城湾港同様の重要港湾である宮古の平良港と八重山の石垣港の展開、さらに下地島空港や来年3月開港する新石垣空港をアジア・ゲートウェイとしてどのように位置づけていくか重要だと考えます。そこで宮古・八重山における重要港湾及び空港を活用した物流・交流の振興・発展に県として

どのように取り組むかお伺いいたします。

次に4、医療福祉行政についてであります。

(1)、県立病院事業について。

ア、本県の医療、特に離島・僻地医療は県立病院を中核とする公的医療体制によって支えられており、県民の命は平等であるという立場から、医師の安定確保、救命救急・高度医療の提供、災害拠点病院、感染症指定病院等県立病院の果たしている役割を高く評価するものであります。県立病院事業に関する懸案の経営再建計画も着実に目標を達成しており、今後とも引き続き病院現場の経営努力による経営改善が見込まれます。県立病院事業については、平成23年度の決算状況等で今後の経営形態について判断するという方針が示されておりますが、県立病院のあり方に関する経営形態に関する基本方針に基づき独立行政法人へ移行するのではなく、県立病院事業として堅持し、経営改善と安定支援をすべき状況と思われませんが、御見解をお伺いします。

イ、経営再建計画期間の3年間で、職員定数増による医業収益が改善された経緯もありますが、今後の医師等の確保への取り組みと病院現場や診療報酬に見合う適切な職員定数条例改正への今後の取り組みについてお伺いします。

ウ、離島・僻地医療は、島嶼県沖縄の固有の重要課題であります。一括交付金を活用した県立八重山病院の建てかえができないかどうかお伺いいたします。

(2)、今議会で沖縄県がん対策推進条例案が提案されておりますが、患者や家族の経済的、精神的、肉体的負担軽減への対応はどのように配慮されているかお伺いします。

次に5、教育行政についてであります。

(1)、子供たちの生きる力をはぐくむ教育環境は重要であります。懸案の30人以下少人数学級の実現と複式学級の課題解消についての取り組みをお伺いします。

(2)、教育格差の課題となっております高等学校未設置離島の高校生就学支援が1人当たり年間15万円の新規国庫事業としてスタートいたしました。支援額の多い少ないは別として県民からの要望も多く、2分の1は地方自治体負担となっており、県教育委員会では残念ながら予算措置されておりません。700名を超えと言われる高校生が該当するようであり、県も連携して早急に対応すべきではないか取り組みをお伺いいたします。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 高嶺善伸議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、離島振興についての御質問の中で、沖縄振興基本方針で示された離島振興対策についての御質問にお答えいたします。

沖縄振興基本方針には、離島が果たしている重要な役割が明記されており、第１に、交通コストなどの低減、そして教育・医療などにおける住民サービスの向上など定住条件の整備がうたわれております。第２には、地域資源を活用した観光産業、農林水産業などの振興を目指すこととされております。この基本方針は、県が考える離島振興の方向性に合致していると評価いたしております。

次に、医療福祉行政に係る御質問の中で、がん患者等への支援についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

まず、がん患者のさまざまな負担軽減のために緩和ケアや在宅医療、相談支援体制の充実に努めているところでございます。第２に、これらの医療や医療費の軽減のための各種の助成措置や支援制度につきまして周知するために、がんサポートハンドブックを４万部作成をし、これ以外に拠点病院等の相談窓口の強化などを図っているところでございます。

さらなる患者等の負担軽減のための施策につきましては、今年度策定いたします「新たな沖縄県がん対策推進計画」におきまして関係者の御意見を伺いながら引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁をさせていただきます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル補助金返還問題に係る説明責任についてお答えいたします。

識名トンネル契約問題の主たる要因は、補助事業による実施が困難な部分については、県費の投入など財源の検討を含め適切な事業の実施に努めるべきですが、その判断を誤り、補助事業として実施してしまったことに見られるように、職員の法令等に対する安易な考え方にあったと考えております。

県としては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から安全性・経済性を考慮し、早期完成を図るため工事を先行させ、結果として大幅な増

額となった時点での変更協議となったことから、請負業者との協議が難航し、請負比率を乗じて変更契約を行うことはほぼ不可能な状態でありました。したがって、工事の安全性を確保しつつこの問題を処理するためには、追加工事の変更契約分については国費を充当することは極めて困難であり、県費の活用を検討する必要があったと考えております。

また、責任の所在については、知事及び関係した職員の減給等を行ったところであります。

同じく知事の政治姿勢で、不服の申し出と今後の対応についてお答えいたします。

不服の申し出については、補助金適正化法第25条の規定に基づき行ったものであります。

識名トンネル新設工事については、トンネル工事の特殊性から安全性・経済性を考慮し、早期完成を図るため沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。このようなことから、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するため不服の申し出を行ったものであります。しかしながら、国は、交付決定前に施工した工事は補助対象にならないこと等を理由に棄却したものであります。

本件については、国として一定の見解が示されたことから、今後内閣への意見の申し出は行わず、再発防止に万全を期すこととしたところであります。

同じく知事の政治姿勢で、県職員退職者の自主返納及び請負業者への返還請求についてお答えいたします。

識名トンネル契約問題において、既に退職している者については、地方公務員法に基づく懲戒処分の対象外となります。このため、今回の問題の重大性を真摯に受けとめていただきたい旨を文書をもって通知したところであります。

なお、既に退職している職員からは、今回の事案に関し、みずから厳しく戒めるため処分量定に相当する減給処分相当額を自主的に返上したい旨の申し入れがあり、手続を進めているところであります。

請負業者への返還請求については、第三者委員会の指摘もあり、県の顧問弁護士等に相談したところ、請負業者との契約は有効に成立し、その成果物の引き渡しも受けていることから返還請求は法的に難しいとの意見と、契約は錯誤無効として一部返還を求められるとの意見があり見解が異なることから、法的根拠等について慎重に検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル工事国庫補助金返還事件に関連して、懲戒処分の内容等についてお答えいたします。

懲戒処分の内容については、第三者委員会報告や行政考査の検証内容を検討しつつ、職員ごとに関与の形態、責任の度合い等を調査し、関係法令に照らして判断したものであります。

また、処分量定の決定に当たっては、「懲戒処分の指針」における標準的な処分量定や他県の類似事案の処分量定等を考慮した上で沖縄県職員分限懲戒審査委員会での慎重な審査により判断されるものであります。

懲戒処分の内容については、このような慎重な調査検討及び審査を踏まえたものであり、妥当なものと考えております。

また、原因究明等については、平成23年11月から平成24年2月にかけて行われた第三者委員会による調査及び平成24年3月から5月の総務部における行政考査により、その発生原因とその背景を詳細に分析し、さらには再発防止に向けた対策等を明らかにしたところであります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、米軍基地の功罪と整理縮小についてお答えいたします。

戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく経済発展を遂げたことや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。その意味で在日米軍基地の大部分を占める沖縄の米軍基地の存在は、我が国の平和に貢献していると認識しております。

しかしながら、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには何より沖縄の社会的安定が不可欠であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減が必要であると考えております。このため、既に合意されたSACO及び再編の実施のための日米ロードマップで示された約5300ヘクタールの基地の整理縮小を着実に進める必要があり、日米両政府は全力で取り組んでいただきたいと考えております。

次に、国連軍の沖縄駐留についてお答えいたします。

外務省によりますと、朝鮮国連軍は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第5条に基づき在日米軍への提供施設・区域の使用が認められ、県内では嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイト・ビーチが使用対象施設となっております。また、沖縄には現在、朝鮮国連軍は駐留していないとのことであります。

朝鮮国連軍の駐留と地位協定改定への影響との関係については、国連軍協定は安保理決議、日米地位協定は日米安全保障条約第6条に基づきそれぞれ締結されているものであり、両協定がそれぞれ締結された背景や目的が異なっているものと理解しております。

日米地位協定の抜本的な見直しにつきましては、県として引き続き軍転協や渉外知事会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ日米両政府に対して強く求めてまいりたいと考えております。

次に、与那国への自衛隊配備についてお答えいたします。

自衛隊の配備につきましては、我が国の防衛やさまざまな緊急事態対応などの観点から、政府において適切に検討されるべきものと認識しております。

県としましては、配備に当たり政府において地元に対し十分に説明し、理解と協力を得るため最大限の努力をするべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 知事の政治姿勢についての中、跡地利用推進法の活用についてお答えいたします。

嘉手納飛行場より南の返還が合意された米軍基地については、跡地利用推進法を活用し、返還前からの県及び関係市町村による文化財や自然環境調査のための基地内立入調査及び返還後の公共用地を確保するための土地の取得、また、返還後土地の引き渡し前までの国による汚染物質の除去等の原状回復措置を徹底することの要請、さらに、日米合同委員会合意後の拠点返還地指定により定められた国の取り組み方針や県及び市町村の総合整備計画に基づく開発整備など跡地利用の推進に向けた取り組みを予定しております。

次に、新たな沖縄振興計画の中、社会経済展望値の根拠についてお答えいたします。

社会経済展望値は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に位置づけた将来像実現のための各施策・事業が着実かつ効果的に実施されることなどを前提とし、計画目

標年次である平成33年度における沖縄の人口及び社会経済の姿を展望したものであります。

人口分野については、平成22年の国勢調査結果を基準に現状の社会趨勢を背景とした想定値により推計しており、出生率が若干減少することなどを見込んでおります。また、社会経済分野につきましては、経済動向を理論的に説明する約270の方程式体系に過去の経済データを当てはめ、統計学的に将来推計を行っております。この中で、目標年次にはリーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業がさらなる成長を遂げるとともに、強くしなやかな経済の実現のために第3、第4のリーディング産業として臨空・臨港型産業など移外型産業が複数育つことを想定しております。加えて、農林水産業や物づくり産業など域内のさまざまな産業の活性化が図られ、自立型経済の構築に向けた取り組みが進むものと考えております。

次に、沖縄県の固有課題の克服についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、沖縄の歴史的、地理的、自然的、社会的諸事情に起因する「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」など4つの課題を「克服すべき沖縄の固有課題」として位置づけております。これらの固有課題の克服に当たっては、沖縄県の不断の努力に加え、国の責務により適切な措置を講じ取り組む必要があると考えております。

第1に、米軍基地問題については、日米両政府に対し米軍基地の整理縮小及び日米地位協定の抜本的見直しなどを求めていくとともに、国民的理解が深まるよう取り組んでまいります。また、駐留軍用地跡地利用については、新たな法律のもと、沖縄の潜在力が発揮される効果的な跡地利用に取り組めます。第2に、離島の振興に当たっては、交通・生活コストの低減、航路・航空路の確保・維持、教育、医療・福祉の充実などにより定住条件の整備を図るとともに、地域の持つ多様な魅力を最大限発揮した地域づくりを進めます。第3に、交通ネットワークの構築に当たっては、那覇空港滑走路増設の早期実現や国際線ターミナルの早期整備、那覇港における物流機能の強化や航路ネットワークの拡充、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入などの取り組みを推進します。第4に、地方自治拡大への対応については、先駆的な各種制度の積極的な導入、一括交付金制度の適切かつ効果的な活用、地方税財源の充実などに取り組めます。

沖縄県としては、これらの取り組みの推進により4つの固有課題を克服し、「沖縄21世紀ビジョン」で掲げた将来像の実現を図ってまいりたいと考えておりま

す。

次に、移輸入超過の改善策についてお答えいたします。

平成21年度の県内総支出に占める移輸入の割合は37.2%となっており、移輸出の22.7%を14.5ポイント上回っております。この移輸入超過の状況を改善させ地域経済が自立的に発展するためには、リーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業に加え、第3、第4のリーディング産業として臨空・臨港型産業など移外型産業を複数育てることが重要と考えます。加えて、農林水産業や物づくり産業など域内産業を活性化させ、両者が連携・補完している強くしなやかな自立型経済の構築を図ってまいります。

次に、沖縄縦貫鉄軌道導入についての、国の調査結果と今後の取り組みについてお答えいたします。

今回の国の調査結果では、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの予測結果が示されておりますが、当該調査は既存の整備・運営スキームを前提としており、その結果は想定される内容と考えております。一方、事業効果に係る調査結果では、移動時間の短縮や生活圏域の拡大、移動費用の縮減等の整備効果も示されております。

県は、導入実現の可能性を高める観点から、事業費の縮減、まちづくりなどと連携した需要の拡大等による事業採算性の確保、さらには持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設等についての検討が必要と考えていることから、引き続き導入に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、離島振興についての、海域面積に対する一括交付金措置についてお答えいたします。

市町村分の一括交付金303億円については、全市町村長で構成する沖縄振興市町村協議会で配分方法と配分額が決定されております。市町村ごとの配分額は、一定額を均等割した後、人口や面積の基本指標と財政状況や離島町村、属島人口、人口減少、高齢者人口など離島の地域的な不利性を考慮した配慮指標を用いて決定されております。

御提言の海域面積を考慮することにつきましては、今後、市町村間で協議される課題だと考えております。

次に、新たな離島振興計画の策定と尖閣諸島の指定離島への対応についてお答えいたします。

県においては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の基本方向に沿って、庁内各部局及び離島関係市町村と緊密に連携しながら、離島振興を図るための総合計画として新たな離島振興計画を策定することとしております。現在、さまざまな分野における離島振興の課題

について各部局ごとに整理しているところであり、今後、離島関係市町村との意見交換を行いながら計画に盛り込む施策を検討し、11月末をめどとして計画を策定したいと考えております。

また、尖閣諸島については、現在、沖縄振興特別措置法に基づく離島の指定要件を満たしていないことから、指定離島に指定されておりません。しかしながら、尖閣諸島を含む「国境離島」は、我が国の領海及び排他的経済水域などの確保や貴重な海洋資源の利用等において重要な役割を果たしていることから、尖閣諸島をめぐる最近の動きも含め今後の国の動向を踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えております。

離島住民運賃割引制度の拡充についてお答えいたします。

離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、離島地域の定住条件の整備を図るため、これまでの航空路を対象とした社会実験に航路を加えるとともに、航空路についても割引率及び対象路線を拡充し、本年4月から実施しているところであります。本事業の拡充につきましては、離島住民の経済的負担の軽減など事業効果の検証を踏まえ検討していきたいと考えております。

また、団体割引運賃への支援につきましては、支援の趣旨・目的を踏まえた対応が望ましいと考えており、関係部局と連携しながら制度設計がなされる必要があると考えており、今後鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 離島振興についての御質問の中の、農林水産物流通条件不利性解消事業についての御質問にお答えします。

本県は本土市場から遠隔地にあり島嶼県であることから、農林水産物の輸送コストの低減が農林水産業振興上の課題となっております。このため、沖縄から農林水産物を県外に出荷する際に鹿児島並みの輸送コストの実現を支援するため本事業を実施するものであります。対象品目として、市場競争力の強化により生産拡大が期待されるゴーヤー、菊など園芸作物やモズクなどの水産物等の戦略品目を中心に実施することとしております。

なお、本事業は、農林水産物の輸送コスト支援による生産・出荷拡大を図るもので、資材等については対象としておりません。しかしながら、離島における農林水産業関係の資材等のコスト低減は重要であり、引

き続き本事業の実施状況を勘案しながら検討してまいります。

次に、同じく離島振興についての御質問の中の、沖縄県新規就農一貫支援事業についての御質問にお答えします。

沖縄県新規就農一貫支援事業は、経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図ることを目的に、就農希望者に対し就農相談から就農定着までの一貫した支援を行う事業であります。具体的な支援内容については、農業大学校の機能強化や市町村等の研修農場の整備、新規就農者に対する農業機械や施設整備等の初期投資支援、新規就農者に対する農産物加工機器の整備等6次産業化支援、市町村等へ新規就農コーディネーターの配置による就農相談体制の充実、農地確保に対する支援などを実施することとしております。

沖縄県としましては、当該事業の実施により毎年300名程度の新規就農者の育成確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 離島振興についての、宮古・八重山の重要港湾及び空港を活用した物流振興の取り組みについてお答えいたします。

広大な海域に点在する島々から成る本県は、他県に比べ交通及び物流に要するコストが割高となっており、人的・物的な移動の大きな障害になっているほか、農林水産業や製造業等各種産業の発展を妨げる阻害要因ともなっております。したがって、交通ネットワークの構築は本県の固有の課題として大きなテーマ、解決すべき課題となっております。

平成21年10月、全日空が那覇空港で国際航空貨物ハブ事業をスタートさせましたが、隣接する那覇港と宮古・八重山の港湾及び空港とのネットワークを充実するとともに、離島発の農林水産物や特産品等の貨物を安定的に確保するなど、物流の効率化や物流コストの軽減を官民挙げて進めていく必要があると考えております。

県としては、那覇空港及び那覇港の機能を最大限活用できるよう、農林水産物や県産品の販路拡大の取り組みと連携し、先島地区の空港・港湾の活性化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 離島振興に

ついでの中、宮古・八重山の重要港湾及び空港を活用した交流振興の取り組みについての質問にお答えいたします。

県におきましては、平成24年度の誘客施策として策定した「ビジットおきなわ計画」において離島観光の推進を重要な戦略の一つに位置づけております。具体的には、国内外からのチャーター便誘致や定期航空路線の開設に取り組むほか、クルーズ船の寄港促進を図ってまいります。あわせて、国内外に向け豊かな自然環境や個性的な伝統文化など多様な離島の魅力を発信してまいります。

さらに、来年3月の新石垣空港開港についても積極的にアピールをすると同時に、ことし10月から宮古島を舞台に放映されるNHK朝の連続テレビ小説「純と愛」がスタートするなど、これら先島の明るいニュースや話題を連動させたシナジー効果を高めることにより、さらなる宮古・八重山の観光の振興を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療福祉行政についての中、県立病院事業の経営形態についてお答えいたします。

医療は、県民の生命及び健康を守り生活の安心を支える重要な機能であり、地域において必要とされる医療提供体制を確保することは地方公共団体の責務であると認識しております。したがって、どのような経営形態であっても県立病院の果たすべき役割である離島医療、救急医療、小児・周産期医療等地域において必要とされる医療を提供する体制は堅持することとしております。

なお、病院事業の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建検証委員会による平成23年度決算の検証結果も参考にして総合的に判断することとしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 病院事業局長の伊江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは医療福祉行政についての御質問の中で、医師等の確保と職員定数についてお答えいたします。

医師確保については、大学や民間病院との協力・連携による派遣、臨床研修病院における養成、人的ネットワークや地域・離島医療確保モデル事業による招

聘などを行うほか、特に離島・僻地の医師の確保等にはあらゆる手段を講じて努めてまいります。

また、職員定数につきましては、県立病院が地域の中核的医療機関としての役割を果たすため、医療提供体制の確保や経営への影響等を総合的に検討した上で国の医療制度改革の動向を注視しながら、今後も所要の検討を行うなど適切に対応していきたいと考えております。

次に、県立八重山病院の建てかえについてお答えいたします。

病院事業局では、八重山病院の建てかえに向けて病院の経営改善に努めつつ、将来の病院のあり方や救急医療における地元自治体との連携、役割分担など一括交付金の活用も含めて検討していく必要があると考えております。

また、地元においては、病院のあり方に関する協議の場の設置に向けた動きがあることから、病院事業局としましてはその動向を注視しつつ、病院のあり方等に関する協議、コンセンサスの形成にかかわっていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、少人数学級の実現と複式学級の課題解消についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しております。

複式学級につきましては、今年度から児童の教育環境の改善を図るために非常勤講師を43名配置し、課題解消に努めております。

県教育委員会としましては、今後、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、離島高校生就学支援事業についてお答えいたします。

県内対象市町村の取り組み状況につきましては、現在、高校未設置の離島を抱える16市町村のうち12市町村が予算化し、残る4市町村は検討中であります。

県教育委員会といたしましては、対象市町村への支援のあり方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 先ほどの答弁で答弁漏

れがございましたので、追加して答弁をさせていただきたいと思います。

離島振興についての御質問の中の、離島航路補助事業による波照間航路の支援についてお答えいたします。

波照間航路は、波照間海運と安栄観光の2社が競合する路線でありましたが、波照間海運の経営悪化による運航休止に伴い、貨物輸送を安定的に行える貨客船の確保が課題となっております。貨客船の確保については、安栄観光、関係事業者、竹富町及び県も加わり調整を重ねており、波照間海運所有のフェリー「はてるま」をリース方式により確保するとの方向性で調整が進められております。

県といたしましては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の安定的な確保・維持のため、航路事業者及び竹富町とも連携し、離島航路補助制度に基づき支援していく考えであります。

以上であります。

○高嶺 善伸君 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時34分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 離島住民移動交通コスト負担軽減事業における子供、それから障害者の割引運賃の手の簡素化の御質問ですけれども、子供及び障害者運賃の手の簡素化につきましては、本事業に対応した新たな運賃設定が航空会社の運賃システムの改修に多額の経費がかかるということで、今現在実現しておりません。

そういったことで、現在市町村での還付手続をお願いしているところでございますけれども、県といたしましては、小児それから障害者の手の簡素化の観点から、引き続き航空会社に対して手の簡素化を求めているところでございます。特に障害者の運賃割引につきましては、システムの改修によらない方法での対応が可能ではないかということで、現在調整しております。例えば、航空券購入の窓口で障害者手帳及び離島住民割引運賃カード提示の上で還付手続がないよう割引後の身体障害者割引運賃で購入できると、そういった仕組みでできないかということで今現在調整しているところでございます。小児運賃の手の簡素化についても引き続き調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 高嶺善伸君。

〔高嶺善伸君登壇〕

○高嶺 善伸君 改めて答弁をお聞きして、前回並みの答弁の繰り返しと抽象的な答弁に終始しているのは残念だなという感触を持ちました。ぜひ次からは答弁の工夫をして、議員の質問には誠意を持って答弁してもらいたいと注文をつけておきたいと思います。

再質問としては、識名トンネル工事問題で県警は告発を受理いたしました。これは相談事案から受理事案となるという意味で、県警本部長、その経緯と今後の見通しについてお聞かせください。

それから、離島振興に関連する団体割引運賃については、今後制度の協議をしていくということですが、先ほど申し上げたように、せっかく離島苦解消のためにこの4月から大幅な割引運賃が実現したにもかかわらず、例えば離島の中学生は中体連に参加するだけで、ことしの夏の大会、八重山地区だけでも450名の児童が約2000万円かかるんですよ。その毎年かかる経費負担を考えたときに、せめて航空運賃ぐらいは親より安いべきだが、今回の割引運賃は、親の離島割引運賃の9400円より1万2500円と高いんです。こういうことの制度設計を急ぐべきだということはずっと申し上げてきたけれども、また答弁で同じこと。これでは離島に対する配慮が全くない。そういう意味で、もう一度制度改正についての見通しを県教育委員会と知事部局のほうからお聞きしておきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） この告発につきましては、犯人または告訴権者以外の第三者が捜査機関に対して犯罪事実を報告してその犯人の処罰を求めると、こういう意思表示をすることによってなされるわけがありますけれども、本件につきましては、6月4日、内閣府沖縄総合事務局からそうした関係する資料を提出するというので、警察においてそれを受理し、本件についても告発を受理する前にそうした相談といたしますが、確認の行為を行っております。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 高嶺議員の再質問にお答えいたします。

中体連ですとか、修学旅行など航空運賃について団体割引もできるような支援制度ができないかという趣旨の御質問だったと思いますけれども、離島住民等移動交通コスト負担軽減事業、これは航空会社が設定しております公示運賃をもとに、離島住民が当日購入可能な運賃によって低減を行っているものでございます。

他方、旅行会社が販売しております団体割引運賃、これはあくまでも旅行会社の商品でございまして、公示運賃ではなく、航空会社と旅行会社が相対で取引する運賃となっております。そのため、県がその補てん額を設定することが困難ということで、現在、この交通コスト負担軽減事業には適用しておりませんが、議員からも御指摘ございました。我々もいろいろ議論を重ねましたところ、中体連や修学旅行など教育支援の観点から学校研修割引運賃——これは航空会社が設定している制度がございます——によりますと、児童生徒が15名以上からの団体旅行及び引率の教職員にも適用されるというふうになっております。

企画部といたしましては、関係部局及び航空会社とも連携しながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 4 時42分休憩

午後 4 時43分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） ただいま企画部長が答えたとおりでございますけれども、私どもといたしましても、やはり離島の児童生徒が教育活動の派遣等における経済的な負担の軽減が図られますように、しっかりと関係部局とも連携いたしながら、どのような支援の方法があるのか研究をして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了いたしました。

次会は、明 4 日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月 4 日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 3 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第3号）

平成24年7月4日（水曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第3号

平成24年7月4日（水曜日）

午前10時開議

第1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第1 代表質問

出 席 議 員（48名）

議 長	喜 納 昌 春 君	23 番	大 城 一 馬 君
副議長	浦 崎 唯 昭 君	24 番	嶺 井 光 君
1 番	上 原 章 君	25 番	前 島 明 男 君
2 番	砂 川 利 勝 君	26 番	照 屋 守 之 君
3 番	具志堅 透 君	27 番	新 垣 良 俊 君
4 番	又 吉 清 義 君	28 番	仲 田 弘 毅 君
5 番	末 松 文 信 君	29 番	新 垣 安 弘 君
6 番	儀 間 光 秀 君	30 番	當 間 盛 夫 君
7 番	新 田 宜 明 君	31 番	照 屋 大 河 君
8 番	仲 村 未 央 さん	32 番	狩 俣 信 子 さん
9 番	玉 城 満 君	33 番	赤 嶺 昇 君
10 番	西 銘 純 恵 さん	34 番	新 垣 清 涼 君
11 番	比 嘉 京 子 さん	35 番	前 田 政 明 君
12 番	吉 田 勝 廣 君	37 番	金 城 勉 君
13 番	島 袋 大 君	38 番	糸 洲 朝 則 君
14 番	中 川 京 貴 君	39 番	翁 長 政 俊 君
15 番	桑 江 朝千夫 君	41 番	新 垣 哲 司 君
16 番	座喜味 一 幸 君	42 番	具 志 孝 助 君
17 番	呉 屋 宏 君	43 番	新 里 米 吉 君
18 番	仲宗根 悟 君	44 番	高 嶺 善 伸 君
19 番	崎 山 嗣 幸 君	45 番	奥 平 一 夫 君
20 番	山 内 末 子 さん	46 番	玉 城 義 和 君
21 番	瑞慶覧 功 君	47 番	玉 城 ノブ子 さん
22 番	渡久地 修 君	48 番	嘉 陽 宗 儀 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	仲井眞 弘 多 君	総 務 部 長	川 上 好 久 君
副 知 事	上 原 良 幸 君	企 画 部 長	謝 花 喜一郎 君
副 知 事	与世田 兼 稔 君	環 境 生 活 部 長	下 地 寛 君
知 事 公 室 長	又 吉 進 君	福 祉 保 健 部 長	崎 山 八 郎 君

農林水産部長	知念武君
商工労働部長	平良敏昭君
文化観光	平田大一君
スポーツ部長	
土木建築部長	当間清勝君
企業局長	兼島規君
病院事業局長	伊江朝次君
会計管理者	真栄城香代子さん
知事公室	
秘書広報統括官	新城清君
総務部	
財政統括官	仲本朝久君
教育委員会	
委員長	中野吉三郎君
職務代理者	

教 育 長	大 城 浩 君
公安委員会委員	翁 長 良 盛 君
警 察 本 部 長	村 田 隆 君
労働委員会	平 良 宗 秀 君
事務局 長	
人事委員会	岩 井 健 一 君
事務局 長	
代表監査委員	又 吉 春 三 君
選挙管理委員会	阿波連 本 伸 君
委 員 長	

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉 陽 安 昭 君	課 長 補 佐	上 原 貴 志 君
次 長	鉢 嶺 元 君	主 幹	佐久田 隆 君
議 事 課 長	平 田 善 則 君	主 査	嘉 陽 孝 君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

説明員として出席を求めました教育委員会委員長安次嶺馨君は、別用務のため本日から6日まで及び9日の会議に出席できない旨の届け出がありましたので、その代理として本日及び明日の会議に教育委員会委員長職務代理者中野吉三郎君、6日の会議に同委員会委員宮城奈々さん、9日の会議に同委員会委員新垣和歌子さんの出席を求めました。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書により御了承願います。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（喜納昌春君） 日程第1 代表質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。
玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 おはようございます。

県民ネットを代表いたしまして質問をいたします。
質問に入ります前に、一言申し上げます。

私どもこの会派はどの政党にも所属しない、言うところの無所属の議員会派であります。当面する政治課題であります基地の県内移設や県立病院の独法化に反対をして、オスプレイの県内配備をやめさせること、

また歴史教科書の改ざんを許さないことや、消費税、TPP交渉参加反対などを共通目標として意思統一をしているところでございます。

県民ネットは、沖縄県議会基本条例の実践化を目指し、県民により開かれた議会、また二元代表の一翼を担う議会として知事の追認機関になることなく、みずからの権能と責務の重さを深く自覚し、県民の負託と信頼にこたえる決意であります。各党、各会派、各位の御指導、御理解をお願いを申し上げるところでございます。

それでは質問に入らせてもらいます。

まず1番、県議選挙の結果についてであります。

(1)、知事は与党多数獲得のためこ入れをしたと言われておりますが、選挙結果についてはどう受けとめておられますか。

2番、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」についてであります。

(1)、政府との関係において、同計画の実施に当たっては過去4回にわたる振興計画との相違点はあるのか。

(2)、計画の展望値として10年後、人口5万人増の144万人、就業者数で7万人増の69万人、県内総生産1兆4000億円増の5兆1000億円、1人当たり県民所得64万円増の271万円としています。考え方を説明してください。

3番、一括交付金について。

(1)、県の一括交付金の予算化、事業実施の状況はど

うか。

(2)、市町村の一括交付金の交付状況について。

ア、市町村から出されている事業数は幾つあるか。

イ、県は早期に実施したい事業を絞り込んでほしいとの要望を出しているようだが、その数は幾らか。

ウ、そのうち国との調整のテーブルにのっている事業数は幾つあるか。

エ、全事業が内示・交付決定されるのはいつごろか。

4 番、基地問題について。

(1)、平成23年12月19日の防衛省からの回答に対する県の再質問書について、その趣旨と目的を伺います。

(2)、辺野古移設問題について。

ア、同問題についての現状をどのように知事は認識をしているか。

イ、年末から来年にかけて公有水面の埋立出願が出てくる。正念場を迎えるが知事の決意を伺います。

(3)、オスプレイの県内への配備について。

アは削除します。

イ、県議会も2度にわたり反対決議をし、また41市町村もこぞって反対であります。県として配備をやめさせるためどのような方策をとるのか、知事の見解を示してください。

ウ、山口や和歌山など、関連する県との共同行動も考えたらどうかということでございます。

エ、配備反対のための県民大会を開催すべしとの声がありますが、知事として積極的に受けとめ主導すべきではないか。

5 番、観光振興について。

(1)、沖縄観光の入域観光客数のこの5年間の推移を見ると、知事の「1000万人目標」とはかけ離れたものになっております。昭和52年以来伸び続けてきた伸び方からすると、平成21年度以降は頭打ちになっていると思われるが、県の見解はどうか。

(2)、入域客数を伸ばすことも大切であります。個人消費額が3年連続で6万円台に落ちていることは大変問題であります。昭和62年の9万2000円をピークに、平成23年は6万8900円、これは長期低落傾向にあると思います。県の対策を伺います。

(3)、カジノの導入についてであります。

ア、県におけるカジノ導入についての基本的な考え方と取り組みの現状について伺います。

イ、シンガポールやマカオなど既存施設などとの関係をどのようにとらえておりますか。

(4)、滞在日数を延ばすための方策をどのように考えているか。離島への観光ルート開発等を考えるべきではないか。

(5)、OCVBの副会長2人が3月、4月と相次いで辞任をいたしました。副会長2人はいずれもその理由を「会長の資質の問題」としております。また、同会長のフェイスブックの内容やOCVB事業の関連会社受託なども報じられ、沖縄観光に混乱とイメージダウンをもたらす事態になっております。知事はどのように受けとめ対処するのか。

6 番、鉄道導入について。

(1)、平成23年度内閣府の鉄軌道等の検討基礎調査報告書が出ております。名護―糸満間を最短で60分で結ぶというものでかなり詳細な調査であります。県としての評価を伺います。

(2)、県独自の調査も――5000万円の調査費であります。――行われると思いますが、どのようなものになりますか。

(3)、知事は5年以内の事業化に向けて昨日も代表質問にお答えがございました。大変結構なことだと思います。ぜひ実現に向けて早急に着手をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょう。知事の決意を改めて伺い申し上げます。

7 番、識名トンネル補助金問題について。

(1)、識名トンネル補助金問題で総合事務局は、補助金適正化法違反などで告発をしました。知事はどう受けとめておられますか。

(2)、当間部長解任（更迭）の理由は何ですか。

(3)、知事自身の責任と、また任命責任をどのようにとらえておりますか。

(4)、損害賠償についてはどうですか。

8 番、土木建築行政について。

(1)、米軍基地内発注工事に対する県の取り組みについて、経過と今後の方針を説明してください。

(2)、県発注公共工事における県外業者の受注割合比率はどうなっていますか。

(3)、県発注公共工事の適正価格についてはどのように考えておりますか。

9 番、県立病院について。

(1)、我が県における県立病院の果たすべき役割について、改めて県の考え方を示してください。

(2)、病院事業局は21年度から3年間を経営再建期間とし、1、不良債務の解消、2、資金不足の解消、3、経営収支の黒字化に取り組み、前倒して目標を達成しております。23年度決算でも23億円の黒字であります。知事はこの結果をどう評価いたしておりますか。

10番、愛楽園・宮古南静園の将来構想について。

(1)、沖縄愛楽園・宮古南静園の将来構想がそれぞれ平成21年にでき上がっております。両園とも高齢化が

進み、平均年齢は80歳を超えております。よって、将来構想については急ぐ必要があり、在園者の意向を尊重しながら地域への開放・共生を考えていくべきと考えております。県は積極的に両園の将来構想に関与し、両園と関係市町村、国との調整に当たるべきと思いますがどうですか。私は何回もこの問題を取り上げておりますが、なかなか解決していません。改めて知事の御決意を賜ります。

11番、北部振興策についてであります。

(1)、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の中で、北部圏地域の基本方向が述べられておりますが、現実的には高等学校の統廃合や県立北部病院の産婦人科の慢性的医師不足等マイナス要因があり厳しい状況にあります。経済的にもそうであります。新10年計画——これは21世紀ビジョン基本計画ですが——一括交付金の活用も含めて思い切った施策の展開が必要と思われますが、知事の所見を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

玉城義和議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、県議選の結果についての御質問にお答えをいたします。

今回の選挙結果につきましては、県民の選択として謹んで真摯に受けとめ、議会の御協力と御理解のもと、いろいろな課題の解決に取り組んでまいり所存でございます。

次に、観光振興に係る御質問の中で、観光コンベンションビューローの副会長辞任などに係る御質問にお答えをいたします。

新たな沖縄振興がスタートする重要な時期に、観光コンベンションビューローがこのような状況にあることにつきましては、遺憾に思っております。

観光コンベンションビューローの運営につきましては、基本的にはビューローの理事会及び観光関連業界において対処されるべきものではないかと考えております。無論県といたしましては、今後ともこの件に関し必要に応じ助言その他をしていくことはやぶさかではありません。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 「沖縄21世紀ビジョン基本計画」についての御質問の、過去の振興計画との相違点についての御質問にお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」は、国によって決定されてきた過去の計画と異なり、沖縄県が策定主体となった初めての総合的な基本計画であります。本計画の推進に当たりまして、沖縄県が自主的な選択に基づき活用できる一括交付金制度が創設され、沖縄の主体性のさらなる発揮ときめ細かな施策展開が可能となっております。また、産業振興を初めとする各種特例措置が拡充され、計画の実効性が確保されております。

沖縄県としましては、これらの制度を活用し、これまで以上に県民と一体となった取り組みを推進するとともに、みずからの責任や創意工夫による主体的な施策を展開してまいります。

次に、社会経済展望値の考え方についてお答えいたします。

社会経済展望値は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に位置づけた将来像実現のための各施策・事業が着実かつ効果的に実施されることなどを前提とし、計画目標年次である平成33年度における沖縄の人口及び社会経済の姿を展望したものであります。人口144万人については、平成22年の国勢調査結果を基準に、現状の社会趨勢を背景とした想定値により推計しており、出生率が若干減少するものの、本県が全国で唯一平成37年ごろまで増加し続けることなどを見込んでおります。

社会経済分野につきましては、経済動向を理論的に説明する約270の方程式体系に過去の経済データを当てはめ、統計学的に将来推計を行っております。この中で就業者数69万人については、産業の成長による雇用の拡大や女性の社会進出などにより、観光・リゾート産業を中心に就業者数が増加することを見込んでおります。県内総生産5兆1000億円や1人当たりの県民所得271万円については、リーディング産業である観光・リゾート産業や情報通信関連産業がさらなる成長を遂げるとともに、強くしなやかな経済の実現のために第3、第4のリーディング産業として臨空・臨港型産業など移住型産業が複数育つことを想定しております。加えて、農林水産業や物づくり産業など域内のさまざまな産業の活性化が図られ、自立型経済の構築に向けた取り組みが進むものと考えております。

次に、一括交付金の御質問の中の、市町村の一括交付金事業につきましてお答えいたします。3の(2)のAからEは関連いたしますので、恐縮ですが一括してお答えいたします。

県におきましては、5月末までに全体の約8割に当たる約249億円、事業数にして約1300事業を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところ

るであります。市町村の要望を受けて早期に着手する必要がある事業として国と調整を行った事業は103事業で、うち内諾を得た事業が96事業あり、残りの事業につきましても引き続き調整を行っているところであります。6月末時点で早期着手分を含め要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであり、その他の事業につきましても、年度内の事業執行に支障がないよう、早期の事業着手に向け調整を進めてまいります。

次に、鉄道導入についての御質問の中の、内閣府調査結果についてお答えいたします。

今回の国の調査結果では、膨大な事業費や厳しい事業採算性などの予測結果が示されておりますが、当該調査は既存の整備・運営スキームを前提としており、その結果は想定される内容と考えております。一方、事業効果に係る調査結果では、移動時間の短縮や生活圏域の拡大、移動費用の縮減などの整備効果も示されております。県は、導入実現の可能性を高める観点から、事業費の縮減、まちづくりなどと連携した需要の拡大等による事業採算性の確保、さらには持続的な運営を可能にする特例的な制度の創設等についての検討が必要と考えております。

同じく鉄道の導入調査についての、県独自の調査についての御質問にお答えいたします。

県は、これまでの調査結果を踏まえ国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から、県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発などによる需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など、導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

次に、早急な着手についての御質問にお答えいたします。

県民及び観光客の移動利便性向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、低炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える観点から、沖縄本島を縦断し、速達性・定時性の機能を備えた鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入が必要であると考えております。県としては、国とも連携しながら早期導入に向け引き続き取り組んでまいります。

北部振興策についての御質問にお答えいたします。

本年5月に策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」では、各圏域ごとに施策を展開するための基本的な考えを示しております。北部圏域については、沖縄科学技術大学院大学を核とした知的・産業クラスターの形成を推進するとともに、本県の代表的リゾート地とし

ての特性を生かし、国際的な学術研究・リゾート拠点の形成を図ることとしております。また、地域の実情に応じた定住条件の整備や産業振興が引き続き求められており、雇用機会の創出、魅力ある生活環境の整備、情報通信関連産業の振興などを図ることとしております。

沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」で示された北部振興のための施策展開の基本方向を実現するため、北部12市町村の意向を踏まえ、一括交付金の活用や北部振興事業に続く北部連携促進事業の着実な実施について、地元と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 一括交付金についての御質問の中で、県の一括交付金の予算化、事業実施の状況についてお答えいたします。

沖縄振興一括交付金いわゆる一括交付金でございますけれども、そのうち沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）を活用した事業については、当初予算に全額771億円を計上しており、そのうち721億円、93.5%は既に交付決定を受けて事業実施に取り組んでいるところであります。

沖縄振興特別推進交付金いわゆるソフト交付金でございますけれども、これを活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しております。このうち、第1次分として244億円が5月25日に交付決定され、第2次分として138億円が近日中に交付決定されると国から聞いているところであり、合わせて延べ180事業、382億円が交付決定される見込みであります。

県としては、今回までに交付決定がなされていない事業については、早期執行が可能となるよう国との調整を継続してまいりたいと考えております。また、未計上分の42億円につきましては、9月以降の補正予算において駐留軍用地先行取得基金や年度途中の新たなニーズに対応するための財源として活用する予定であります。

次に、識名トンネル補助金問題についての御質問の中で、当間部長解任の理由は何かという御質問にお答えいたします。

識名トンネル新設工事補助金問題については、去る2月定例県議会において、6月ごろまでに県としての総括報告書を取りまとめ公表することを表明してお

り、これを踏まえ県は去る6月21日の行政監理本部においてこの問題についての総括を行ったところであります。これらの総括の中で土木建築部長につきましては、識名トンネル新設工事補助金問題が発生した当時の本庁道路街路課長であり、また昨年度の会計検査指摘以降のこの問題の担当部長であることから異動させることとして、6月議会までにはこの問題についての説明責任を果たしていきたいとの本人の意向も踏まえ、本議会終了後、速やかに人事異動をすることとしております。

同じく識名トンネル補助金問題についての御質問の中で、知事の責任と任命責任について答弁いたします。

県としましては、去る6月21日の行政監理本部後の記者会見において、県民の信頼を損ねていることについて謝罪し、問題が発生した原因と再発防止策を明らかにしたところであります。その上で、知事の給料月額100分の50に相当する額を3カ月間減額するとともに、関係職員の処分、さらに土木建築部長を異動することとし、この問題の総括を行ったものであります。今後は、このような問題を二度と発生させないように再発防止策に万全を期し、県民の皆様の期待にこたえられるような県政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、防衛省回答に対する県の再質問書についてお答えいたします。

昨年6月に県が出しました在日米軍及び海兵隊の意義・役割について提出した質問につきましては、昨年12月に防衛省から回答がございまして、その中では、移設先の検証過程について具体的な検討内容が記述されておらず、沖縄に米軍基地を集中させ続ける必然性についても十分な説明がなされておりました。このため、去る4月27日の日米共同発表も踏まえて内容を整理し、新たな質問を加え、6月18日付で防衛大臣あて質問書を提出したものであります。

次に、辺野古移設案の現状認識についてお答えいたします。

沖縄県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。県内のこう

した状況を踏まえ、米国の議会や専門家、さらに国内においても辺野古移設を困難視する意見が出てきております。日米両政府においては、こうした意見に耳を傾け、辺野古移設が固定化かという硬直化した考え方ではなく、県外移設の可能性を追求すべきであると考えております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け、真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、公有水面埋立承認願書の提出に対する知事の決意についてお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については、示されておられません。仮に、提出された場合には、関係法令にのっとり検討してまいります。

次に、オスプレイ配備をやめさせるための方策についてお答えいたします。

県としましても、オスプレイの配備については反対であり、今後、渉外知事会や軍転協などとも連携してあらゆる機会を通じて日米両政府に配備の見直しを求めていきたいと考えております。

次に、配備反対のための共同行動についてお答えいたします。

オスプレイ配備の問題は、沖縄だけではなく、岩国基地がある山口県や岩国市、また訓練飛行ルートとなっている各県に及ぶ問題となっていると認識しており、渉外知事会や関係各県の協力を得ながら、あらゆる機会を活用して直接政府に対して配備見直しを求めていきたいと考えております。

次に、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイ配備につきましては、県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。

先ほど申し上げましたように、現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して直接政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光振興についての、入域観光客数に対する県の見解についての御質問にお答えいたします。

沖縄県の入域観光客数は、昭和52年の120万人から平成20年には605万人に達するなど、拡大の傾向で推移してまいりました。しかしながら、平成21年以降につきましては、リーマンショックや新型インフルエンザ、東日本大震災、円高などの影響を受け、国内客は伸び悩んでおりますが、外国人観光客につきましては、航空路線の拡充や数次ビザの発給開始などにより好調に推移をしているところであります。

県としましては、沖縄が持つ独自の自然や個性豊かな文化、成長著しい中国を初めとするアジア諸国との近接性など、沖縄観光のポテンシャルは高いものと考えており、そのため、今後とも国内外における誘客プロモーションの強化や、従来の観光により「沖縄らしさ」、「沖縄ならではの」などの特色を加えた文化観光戦略など多様なツーリズムの推進に取り組み、新たな成長軌道への転換を図ってまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての中、観光消費額の低落傾向への対策についてとの質問にお答えいたします。

県が実施した観光統計実態調査によりますと、観光客の県内消費額の低下につきましては、昭和62年以降、娯楽・入場料は約10%上昇しておりますが、宿泊費及び土産・買い物費が低下をしております。そのため、沖縄県ではMICEやリゾートウエディングなど付加価値の高い観光を推進するとともに、比較的消費単価の高い外国人観光客の誘致強化に努めているところであります。

沖縄県としましては、今後とも沖縄の特性を生かした付加価値の高い観光を推進するとともに、沖縄の伝統文化・芸能などを活用した夜間や雨天時にも楽しめるエンターテインメント性の高い観光メニューの創出に取り組み、消費額の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、同じく観光振興についての中、カジノ導入の基本的な考え方と取り組みの現状についてとの問いにお答えいたします。

沖縄県におきましては、カジノを含む統合リゾートの導入について、観光振興や地域の活性化、雇用の創出などに寄与する可能性があることから、カジノ合法化をめぐる国の動向などを踏まえつつ、調査研究を行っております。しかしながら、カジノにつきましては

ギャンブル依存症の増加や青少年への悪影響などが懸念されているため、県民へのコンセンサスがなければ導入すべきではないと考えております。また、これまでの取り組みとして、海外事例の情報収集や沖縄統合リゾートモデルの構築、その経済効果やカジノ導入に伴う懸念事項に対する考え方を取りまとめ、地域説明会やシンポジウムなどにおいて県民への情報提供を行ってまいりました。今後も引き続き、国の動向等を踏まえつつ、沖縄における統合リゾートのビジネスとしての可能性の検証、パチンコなどを含むギャンブル依存症に関する情報収集、それらを踏まえた統合リゾートの課題や研究内容についての県民への情報提供などを行ってまいりたいと考えております。

同じく観光振興についての、シンガポールやマカオの既存施設との関係についてとの質問にお答えいたします。

シンガポールやマカオにおける統合リゾート施設は、テーマパークやショッピング、グルメモール、スポーツ施設、国際会議場、ホテルなどにカジノを含む大規模なものとなっております。仮に、沖縄県に統合リゾートを導入する場合には、沖縄が持つ自然、歴史、文化、地理的特性などの優位性を生かしながら、その規模や投資額、利用者層などについて先行地域との差別化をいかに図るかが重要であると考えております。

観光振興について、滞在日数を伸ばすための方策についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県では、新規来訪者やリピーターの増加、滞在日数・観光消費額の増加を図るため、観光客に「まず1回来てもらう」、「あと1泊してもらう」、「もう1度来てもらう」のトリプルワンを実現してまいりたいと考えております。そのため、昨年度、沖縄の特色ある文化、芸能などを観光資源として活用する「文化観光戦略」を策定したところであり、今後は、同戦略に基づき、観光客が見たい、触れたい、かかわりたいと強く思う芸術性やエンターテインメント性の高い文化観光コンテンツを創出し、沖縄の文化観光ファンの増加に取り組んでまいります。

また、議員御指摘のありました離島観光につきましても、チャーター便の運航や離島の魅力を発信するための誘客プロモーション、島々の特性を生かした彩りある新たな観光メニューの開発などに対する支援を実施し、離島観光のさらなる振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 識名トンネル補助金問題についての御質問の中で、刑事告発についてお答えいたします。

沖縄総合事務局は、去る6月4日に、那覇警察署に被疑者不詳で、補助金適正化法及び刑法に違反するものとして刑事告発を行いました。県としては、警察の捜査に協力しつつ、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

同じく識名トンネル補助金問題で、職員の賠償責任についてお答えいたします。

地方自治法第243条の2の規定において、1、予算執行職員等であること、2、これらの職員に故意または重大な過失があること、3、法令の規定に違反して当該行為をしたまたは怠ったこと、4、損害があること、これらの4つの要件に該当した場合に賠償責任を負うこととされております。これらの要件のうち、職員の故意または重大な過失については、通常の工事と同様に補助金申請手続を行い、すべて識名トンネル工事に充てており、故意との認識はなかったこと、また、通常の工事において清算変更を行うことは一般的であり、国庫補助金の返還を求められるおそれがあるとの予測は難しく、甚だしく注意義務を欠いたとまでは言えないこと等から、故意または重大な過失はなかったと判断したものであります。

損害の有無については、1、識名トンネル新設工事として、公費で負担すべき用途にすべて支出していること、2、私的流用や裏金に相当するようなものはないこと、3、成果物である識名トンネルは、県民の利便に供されていること、4、送水管沈下対策工等は、国庫を充てることが困難であるとした場合でも、安全性を重視し、県単事業としてでも実施する必要があったことなどから、県に損害を与えたとは言えないと判断したものであります。さらに、最高裁判例等も踏まえて総合的に検討した結果、職員に賠償責任を求めることはできないと判断したものであります。

次に、土木建築行政についての御質問の中で、米軍発注工事に対する県の取り組みと今後の方針についてお答えいたします。

県では、これまで在沖米軍に対し、ボンド率の縮減や分離・分割発注等について要請を行うとともに、日米両政府の関係機関に対しても要請の実現に向けた支援を求めてきたところであります。今年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用して、「米軍発注工事参入支援可能性調査」を実施することとしており、その調査の中で、実現可能性のある新たな方策や実施方法等を検討していく考えであります。

同じく土木建築行政で、県発注工事における県外業者の受注割合についてお答えいたします。

県は、これまで県内企業への優先発注及び受注機会の確保に取り組んできたところであり、過去3年間の土木建築部の県外業者の受注金額の割合は、平成21年度が11.6%、平成22年度が9.6%、平成23年度が8.6%となっております。

同じく土木建築行政で、県発注工事の適正価格についてお答えいたします。

公共工事の積算は、国に準拠した工事標準積算基準書を用い、工事に必要な材料費や労務費などを積み上げて適正に算定しております。また、県では、従来の価格のみの競争に技術的な要素を評価に加える総合評価方式を導入し、工事の品質の確保、ダンプの防止、不良・不適格業者の排除等に努めております。同方式では、90%を上限に低入札調査基準価格を設定し、同基準価格を下回る場合には施工体制などを確認するとともに、失格基準価格を設定し、品質が確保されない入札を排除することとしております。その結果、平成23年度の同方式の平均落札率は92.3%となっており、品質の確保及び受注者の利益率を向上させ、おおむね適正な価格で運用されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県立病院についての御質問の中で、県立病院の果たすべき役割についてお答えいたします。

県立病院が果たすべき役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関では提供が困難な医療を提供することにあると考えております。具体的には、救急医療、小児・周産期医療、離島医療等、高度医療や不採算医療などの医療を担っていく必要があると考えております。

次に、病院事業の経営再建についてお答えいたします。

県立病院事業の平成23年度決算については、引き続き収支が改善され財務面の健全性の回復が進んできたものと認識しており、このような経営改善は、病院現場の経営努力に加え一般会計からの支援等によるものと考えております。

次に、愛楽園・南静園の将来構想についての御質問の中で、将来構想の実現に向けた県の対応についてお答えいたします。

将来構想における土地等の利活用については、園長

が入所者の意向を十分に配慮し、利用に供するための「指針」を定めることになっており、現在、厚生労働省と園において協議中とのことであります。

県としましては、この園の取り組みを支援するため、沖縄県内の国立ハンセン病療養所の将来構想の実現に向けての検討会議を設置し、実現に向けての意見交換を進めております。また、国に対しては、九州地方知事会等を通し将来構想実現への要望を行っております。

今後とも、入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、引き続き両園や名護市及び宮古島市等関係機関と連携し、将来構想の実現に向けて協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城義和君。

〔玉城義和君登壇〕

○玉城 義和君 再質問いたします。

まず県議選についてのことでありますが、知事が与党の議員のてこ入れをすることについては私どもがとやかく申し上げる立場にはないわけですが、例えばここに1枚のペーパーがあるわけです。（資料を掲示）

これは日本保育推進連盟沖縄県支部の支部長名で、日本保育協会沖縄県支部の会員各位にあてたものであります。「沖縄県議会議員選挙へ最終のお願い」と題するもので、このように書かれております。「一昨日仲井眞知事との懇談会の中で県政与党議員が過半数当選した際には、私達現場の声をもとに保育福祉政策を要望する場の設置と前進させる約束をいたしました。」として、そして目的として待機児童の解消策などを挙げて、与党立候補者への投票協力の呼びかけをしているわけであります。書かれている目的は、いずれも選挙結果とは関係なく実現すべき課題であり、政治的駆け引きに使うべきものではないというふうに私は思いますし、与党議員の過半数いかにかわらず、これはやるべきものだと思います。

知事に伺いますが、実際にこの懇談会の中でこのような発言を知事はなさったのか。また、当然実現しなければならない政策を選挙との駆け引きとか取引に使うことは、私は行政としてあってはならないことでありまして、一種のこれは私物化になるのではないかと、いうふうに思いますが、知事の見解を教えてください。

次に、21世紀ビジョン基本計画の10年後の展望についてであります。これは第2次から第3次の間の10年間で1人当たりの所得はプラス13万1000円、そして第3次から第4次の振興計画終了時の22年までの間ではむしろ2万円落ちているわけですね。そういう中で

今後の10年間の展望は64万円増とし271万円としているのはいかにもこれは大ぶろしきだなと、アバウトだなという感じを受けるわけですが、これの実現のためにどうということをするのか具体的に示していただきたいというふうに思っております。

それから、一括交付金についてであります。特別推進交付金の市町村事業についてですが、先ほど企画部長は、1300事業のうち約6割は大体その調整ができているんだということですが、残念ながらまだその交付決定は1件もないわけですね。この1300にしてもまだ80%であって、約60億ぐらいいは積み残しがあるわけで、この半分ぐらいいがまだテーブルにもものっていないということになりますと、もう7月ですから、来月8月からは概算要求の予算折衝が始まってくるわけですね。そうしますとこの半分積み残した、あと60億の積み残しを含めて、これは年度内の事業執行というのは相当これは困難になるのではないかと、いうふうにこれは予想されますよね。そうするとこのことが来年25年度の一括交付金の折衝に私は大変大きな隘路になってくるのではないかと、いうふうに思いますし、結局そのことが沖縄県の市町村の行政能力とか予算執行能力がないというそういうことを言われると、大変これは市町村としては困ったことになりかねない。だから、これは沖縄総合事務局が窓口ではないそうですが、もっとスピードアップをしてもらわないと、これはなかなか大変ではないかと思えます。知事、そこで方策をもう少しランクを上げて政府との交渉をひとつやる必要があると思えますがいかがでしょうか。

基地問題についてであります。防衛省とのやりとりを改めて読んでみましたが、防衛省からはなぜ沖縄に海兵隊がいなければならないかという海兵隊の沖縄プレゼンスの理由は、ほとんどこれは説得力を持ちませんですね。沖縄の海兵隊は唯一地上戦闘部隊が抑止力があるとか、潜在的な紛争地域に近い、あるいは遠い、地理的優位性があるとか、あるいは構成要素の一体性があるとかいうことを言っているわけですが、これは海兵隊が沖縄にいるという理由には全くなりませんし、つまり沖縄に海兵隊を置くための理屈を防衛省の専門家さえもこれぐらいのことしか書けないというところに私は非常に本質的なものがあるような気がします。国の出方、考え方は大体出ておりますので、今度の質問の回答を得た後は、沖縄の海兵隊に関するプレゼンス、考え方をぜひひとつパンフレットにまとめて広く国民に知らせると、これが次の段階だと思うんですね。そういう意味ではわかりやすいパンフレットをこのやりとりを通してつくっていただいて、沖縄県

の主張を明確にした印刷物で全国的に私は広く知らせてほしいと思いますがいかがでしょうか。

それから辺野古移設に関してであります、あしたで座り込み3000日と——5600日が通算であります——非常に長い間、現地では闘争が続いているわけがあります。ことしの末から来年にかけて公有水面埋立法に基づく知事への出願が出てくるわけでありまして、これは部長、公室長、関係法令にのっとって云々という話ではなくて、これこそまさに知事の政治判断、知事がどういうふうに構えるかということが必要なんですね。オスプレイの配備も含めて、やはり私は知事の態度を早々に明確にしておくべきではないかと。これまでの方針、そして一連の環境アセスに出した知事意見を踏まえて大きな方向性をここで出しておくべきであると。そのことがオスプレイの配備にも私は歯どめをかける一つの方策ではないかというふうに思うんですね。そういう意味で知事の決意を改めてお願いをしたいというふうに思っております。

オスプレイの配備についてであります、私どもも7月2日に5名の県議団で各省庁を回りました。共通して言えることは、沖縄の県民の反対に対して強行にはしませんねという問いに対しては、イエスという答えはなかったということですね。そして調査をしてみると言っておりますが、知事もきのう、原因とその調査結果と、それから説得力ということが出ましたが、やはりこれはアメリカ軍とかアメリカの軍機関がやるわけですから、原因についても、調査結果についてもこれは運用の問題もあってなかなか出てこないだろうと。知事のおっしゃるような意味での説得力を持つものは出てこないというふうに思うんですね。そういう意味では明確にそこは条件闘争ではなくて、オスプレイについてはこれは県民の合意が得られないんだということを知事はやっぱり明確に出していただいて、そのところは強力にやるべきだと思いますし、県民の中から出ている大会を主導すべきではないかというところがありますが、知事はなかなかうんとおっしゃっていただけないわけですが、知事が参加をするにはどういう条件が必要とお考えなのか、その辺がありましたらひとつお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

観光についてであります、私は入域観光客数が頭打ちではないかということを申し上げたのは、1つは、統計を見ていると一つの傾向があるんですね。昭和52年から7年後の59年の7カ年間で初めて200万人台に上っているんですね。さらに7年後の平成3年には初めて300万人台になっているんですね。そしてその

さらに7年後の平成10年には初めて400万人台に上っているわけですね。そして、これは7年間隔で100万人ずつ伸びているんです。そして、平成10年から5年後（15年）には500万人台に上っていて、さらにその5年後（平成20年）には600万人台に入っているんです。これは一つの流れがあって、この流れがとまっているのが21年以降なんですね。だから私は、これは一つの傾向として、余り私も理論的な根拠は持ち合わせておりませんが、流れ方として一つの頭打ちではないかというふうに思っていて、そここのところの見解を聞いているので、もうちょっと具体的に話をさせていただかないとわからないということでもあります。そこはひとつよろしく見解を示してください。

私は、そもそも沖縄観光の適正入込客は大体600万から650万ぐらいじゃないかと思うんですね。これは環境だとか県民生活とかそういういろんなものを考えると、キャパシティーとしては大体そんなものではないかというふうに思っているわけですね。その上で、それを押さえた上でやっぱり離島への延泊とか、一番重要なのは個人消費額を上げること。これはハワイもグアムもそういうことなんですね、余り人数にはこだわらないんですよ。年間3%ぐらいの売り上げだけを上げていくということが大きな方針になっているわけで、私はそもそもそういうふうに考えておりますが、この個人消費額にしても、旅行代理店などに振り込まれているホテル代や交通費についてはなかなか難しいわけですね。そうすると何をすべきかという、やっぱり魅力的なお土産品をつくったり、あるいは飲食代で稼ぐしかないわけですね。そのことは逆に同時に言えば、沖縄の第2次産業とか第1次産業に結びつくわけですから、そここのところは鋭意すべきだと私は思っております。だから、県の中でも横断的に労働商工部も含めてそういうプロジェクトをつくって、民間のノウハウも入れてやっぱり魅力的なお土産品、名産品をつくるということをやすべきだとずっと申し上げているわけですが、なかなかうまくいかない。そういう意味ではぜひここは思い切ってやっていただいて、個人消費額を上げる方策をつくっていただきたいというふうに思っているわけでもあります。

知事、旅行者の懐に金が残って帰るということは、これは不満が残っているんですよ。だからやっぱり持ってきた金は全部使っていただくという、呼んでいただくのはエージェントとキャリアが呼びますので、我々の役目は、持ってきた金を全部使ってもらうという、そこなんですよ。だから、そういう意味でもっと買いたいものをつくらないとやっぱり金はいらないわけ

です。そういう意味で思い切った個人消費額を上げる方策をとらないと、10万あったものが6万台になっているわけですから、これはもう数を上げてこのままではどうにもならないと、こういうことでありますので、ここは思い切った方策をとらないと、私はだめだろうと思います。

それからカジノについてであります、部長は差別化を図ると言っておりますけれども、私が聞いているのは差別化をどう図るかを聞いているわけであって、課題だから聞いているわけですね。例えば、カジノを考える場合、負の社会的な側面であるギャンブル依存症だとか組織犯罪の介入とか青少年の悪影響等々もちろんこれはあります。同時にやっぱり既存の、今のシンガポールとかマカオとかベトナムとか台湾とかオーストラリアとか、そういう東アジアにずっとつながっていくIR施設との競合関係をどういうふうに考えるかということが非常に重要で、もう一つは、カジノとほかのエンターテインメント施設とかMICEの施設の関係をどう考えるかということが非常に重要であって、そこのところを越えなきゃならないと思うんです。

例えばシンガポールなどはわずか10%ぐらいの客で8割の収益を上げているわけですね。その上げた収益でいろんなエンターテインメント施設とかMICEの国際会議場を運営しているわけです。そういう意味ではそのまた8割を上げているゲーミング、カジノの客はほとんど今度は1人で数千万とか何億という金を使うVIPが来るわけですね。その人たちはわずか10%しかいない。それでもってほかの施設を運営するわけですね。そういうものの関連をどう考えるかということを知っているわけですから、そこのところはもうちょっとわかるようにやってください。

それで、やっぱり7万坪とか8万坪とか、最近できたものは30万坪という広さですよ、ベトナムとか含めて。これとどう勝負するかということが問われるわけであって、沖縄らしさを出すなんていうそういう抽象的なことができるような世界ではないんですよ、これはね。だから、どう差別化するかが課題ですなんていうことを今ごろ言われても困るんですよ。そのとおりなんです。だからそれをどう差別化するかを聞いているわけで、そこのところははっきりひとつ教えていただきたいと思っております。

もう一つは、カジノが沖縄観光のイメージと合うかどうかという問題ですね。なかなかカジノというのは、これまでのあれを見ると、自然とか歴史とか文化で勝負できないところがあるというのが流れなんです

ね。カジノでもつくらないと客が来ないみたいなのところがあって、だからハワイはなかなかカジノができないわけであって、その辺も含めて沖縄のイメージに合うかどうか。要するに、本当に沖縄観光に資するかどうかという問題です。そこのところを少し言ってください。

それからOCVBの会長のことでありますが、会長本人が私の任命責任者である知事と、こうおっしゃっているわけですね。だから、これは恐らく理事は知事との合議制ということになっていきますよね、寄附行為の15条かなんかでそうなっていて、理事は知事が承認をしないと理事になれないということになっていると思います。そういう意味では会長の政治責任も知事にこれはありで、私は当事者については知りませんが、長い間、私も観光でいろいろと関心を持って提言をしたりなんかしてきて、ここは非常に山場になって、曲がり角になって肝心のOCVBでこういうごたごたが起くるのは得策ではない、私はこういうふうに思うんです。だから、知事にその見解を聞いているわけで、知事があずかり知らぬということはないと思うんですね。これもまた問題で、知事が全くOCVB会長辞任に関与してないというのもこれも逆に問題だと私は思っておりますので、そこはひとつ考え方を聞かせてください。

それから鉄道の導入ということですが、私は長い間、鉄道については県議会に出てきて以来ずっと提起をして問題意識を持続してまいりました。そういう意味ではきのうの知事の10年間の計画の中で、事業化に向けて半分ぐらいのところで取り組みたいとおっしゃったことに私は非常に感慨深いものを覚えますし、ぜひこれは仲井眞知事の時代に発進をしていただきたいというふうに思います。非常に基地問題でもお困りの知事ですが、ここで鉄道の取り組みを出発させれば——私はお世辞ではありませんが——仲井眞知事は本当に歴史に残る知事になるというふうに思っておりますし、末松さんとも相談して名護にも銅像でもつくろうかと思っておりますので、名護までぜひひとつ引いていただきたいというふうに思っておりますし、そこは採算性から入るのではなく、ぜひ必要性から入っていただきたいと。JR九州も、JR北海道も、JR四国もみんな赤字なんですね。だけれども必要があるから走っているんですよ。日本隅々すべて整備新幹線が走るようになりましたよ。これらはやはりなぜ沖縄だけ鉄道がないかということがあつたわけで、ぜひ必要性から入っていただきたいと。知恵は出ますよ、いっぱい出ます。だから、これも県もぜひ国とは

また違う視点からぜひ調査をしていただきたいというふうに思っております。知事の政治決断が必要になりますので、ぜひそこはお願いをしたいと思っております。

それから愛楽園・南静園についてであります。知事、ぜひ当事者の意見を一度お聞きをしていただきたいと、こう思うんですね。だから、先ほど前向きの答弁がありましたが、ぜひとも当事者に会っていただきたい。それで南静園と愛楽園に一度近いうちにぜひ訪問いただいて、自治会とかあるいは園長を含めて意見交換をする場をぜひともつくっていただきたいというふうに思っております。

それから土木行政についてですが、県も調査をするということですが、具体的に県内業者が参入するためのどのような条件が必要なのか、調査と絡めてその辺のところを少し教えていただきたいと思いますし、北部振興については1920年に人口が11万8000人で、92年たった今も12万8000人、1万人しかふえてないんですね。ここは思い切った方策を打たないと難しいと、そういう意味で一括交付金を含めてひとつ思い切った方策を打っていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時6分休憩

午前11時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城義和議員からたくさんの再質問をいただきまして、そのうち4点、私のほうで答弁をさせていただきます。

まず第1に、県議会議員選挙の中で、日本保育協会との懇談会をやったかどうかという点では、これはたまにこういういろんな業界団体とは意見交換していますから、当然それはやっております。ただ、議員のおっしゃったようなことを具体的に申し上げたかどうかというのはよく覚えておりませんが、日保協の皆さんとはいろんな形で保育について、また、保育関係については私の大きな公約でもありますし、議員おっしゃったように、これは県のまた大きな政策でもありますから、そういう意味で殊のほか選挙との関係でどうこうという性格以前といえますか、性格のものではないとも考えております。通常の広い意味での意見交換はしっかりとやっております。

次に、将来辺野古の埋め立てが出てきたらどう対応するのかという御趣旨の御質問がいろんな議員からた

まにありますけれども、これについては私はやっぱり法令にのっとって対応してまいりたいということが今、私が考えていることでございます。

次に3番目、OCVBの件ですが、この件につきましてはいろんな方がいろんな分野でいろんな御意見を確かに持っておられます。このOCVBの理事の方々もいろんな意見が確かにあります。私もその本人に、会長さんに対しては、やっぱり沖縄を代表する観光産業であるから、言葉遣いであれ表現であれそういうものはやっぱり品位を重んじたしっかりした内容でないと困りますよということとか、守礼の邦としての沖縄をしっかりと意識して会員及びお客様に対してサービスをしっかりやるという前垂れ精神でいかなきゃだめですよということは申し上げております。

それで、これはインターネット上に謝罪文などがしっかりと出ておりましたし、私はそれはしっかりと謝罪をした内容になっていると思いますから、基本的にはそれを踏まえてもうしばらく見守っていくべきではないかと思います。こういう産業団体はそもそも大の大人がいろんな企業運営で企業、その他団体運営で苦勞し、酸いも甘いもかみ分けた人々の集団ですから、こういうもののの中の話というのは、やはり中で基本的には整理整頓してもらうべきものではないかと思います。

そしてもうしばらくといいますが、あの謝罪文の結果を見て見守りたいというのが私の考えでございます。

最後に、南静園、それから愛楽園の件ですが、確かに何度も議員から実はお話を承っておりますし、まずその皆さんと直接お会いしたらどうかという点は、ぜひ議員と一緒にお会いできる機会を早目につくればと思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 玉城議員の再質問にお答えいたします。私のほうからは3点、展望値の話、それから市町村の一括交付金の話、また鉄軌道の話、3点お答えさせていただきます。

まず展望値の話ですが、玉城議員の御質問は、2次振計、3次振計の間には確かに県民1人当たりの県民所得はプラス13万1000円だったけれども、むしろ3次振計から新しい振計では下回っているじゃないかと。そういった中で271万という展望値はアバウトで大ぶろしきじゃないかということで、その実現をどのようにするのかという御質問だったと思います。

議員御指摘のように、確かに3次振計から現在の沖縄振興計画、この時期にはマイナスとなっております。その理由といたしまして、1990年代初めのバブル崩壊以降の我が国全体の経済の低迷というものが外部的要因というのが大きく影響しております。本県においても経済成長率が縮小いたしましたして展望値を下回ったという背景がございます。

ただ、一方で、じゃ、1人当たりの県民所得をどういうふうに分析するかということですが、1人当たりの県民所得を見ますと、全国と比べてみた場合、平成14年から21年度における沖縄県の1人当たりの県民所得、伸び率マイナス0.5%なんですけど、これは実は青森、京都、福岡に次ぐ4番目に高い成長率となっております。また、人口増加地域ですので、人口で割る前の県民総所得、総額というのは実はプラス3%で全国一高い成長率となっております。

こういった中で我々としては、ぜひ271万円は達成したいというふうに考えているわけですが、その実現のためには先ほども答弁させていただきましたけれども、観光・リゾート産業ですとか情報通信産業、それに加えてアジアのダイナミズムに取り組む臨空・臨港型の産業ですとか、農林水産業、製造業そういったあらゆる産業を活性化させていきたいと。そのためには行政側の一層の努力も必要ですけども、それからまた民間の経済側の努力も必要だと思います。確かに軽い数字ではないと思いますけれども、決してまた一方で実現不可能な数字でもないというふうに考えています。今後また頑張りたいと思います。どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、一括交付金のお話です。

確かに6割できたということだけでも、まだ残っているじゃないかという御質問だったと思います。

確かに議員おっしゃるとおりで、年度内の執行をいかに上げるかということで、やはりスピードアップをしなければいけない、それからこの調整の仕組みもランクを上げなければいけないんじゃないかという御指摘、ごもっともだと思っております。

市町村のこういった交付決定がおくれている背景には、答弁もさせていただきましたけれども、事業数が多いですと。また、その多い中で多岐にわたっていると。こういった国庫の交付金というものについて、経験している市町村が乏しい、そういった背景もあるわけですけども、そういった中でもやはりせっかくだいだいた交付金、全国に誇れるようなものにしなければいけないということで、今現在、県も国のほうも一生懸命頑張っております。

実は、昨日から内閣府のほうから職員も来ていただきました、可能な限り首長さんと相対で実は調整を重ねております。来週まで調整を重ねていく所存です。既に6割内諾を得ているものについても、このモデルケースみたいなものをまだ出していない市町村に対してこういったものがありますよということを公表することによって、残りの60億事業もどんどん市町村には出していただくと、そういった形なるべく可能な限り早い事業着手ができるようにということで今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

鉄軌道のお話ですけども、必要性から入って国とは違う切り込みでやるべきじゃないかという御質問だったと思います。

国の調査といいますのは、現在の人口フレームですとか既存の開発計画のもとに可能な限り幅広い調査を行うと。そういった結果、整理された諸課題を段階を踏んで慎重に検討していく、そういったスタンスで臨んでおります。一方、県においては、昨日の知事の答弁にもありましたけれども、どのようにすれば早期導入が可能になるか、そういった観点から検討する必要があるだろうというふうに考えております。

県といたしましては、鉄軌道の導入実現に向けた需要の拡大と事業採算性の確保、これが必要不可欠だと思いますので、必要性も当然のこととして事業のスキームの中に入れ込んでおります。こういったことで早い段階で、昨日知事が答弁いたしましたけれども、21世紀ビジョン基本計画の中ほどあたりまでには敷設のための計画を示せるよう取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 海兵隊の役割等に関する県の質問に対して、この防衛省とのやりとりを公表し、さらにパンフレットにまとめたらどうかという御質問にお答えをいたします。

先ほど御指摘のありましたとおり、去る6月18日に沖縄県は防衛省に対して質問状を発しております。一例を挙げますと、在日米軍の配置に関する戦略的な根拠について、歴史的背景以外になぜ沖縄に74%も米軍専用施設が戦略的に集中しなければならないのか。潜在的紛争地域がいずれも日本の西側にあるのに日本の南西にある沖縄にあえて集中させている必然性を示していただきたい等、28項目の再質問を発しているわけでございます。

この防衛省とのやりとりにつきましては、県は県と

しての回答を踏まえた考え方を現在考えていきたいということにしております、4月に発足いたしました地域安全政策課において、この問題につきましてはさまざまな考え方、いろんな立場の考え方があることから、その考え方を収集し、研究し、沖縄県としての考え方を取りまとめていきたいと考えております。

それを適宜、現在でもこういったパンフレットにつきましては県のホームページで公表して明らかにしているところでありまして、これをさらにパンフレットという形にするかどうかについては、これは御提言として承りたいと考えております。

次に、県民大会の参加の条件という御質問ですが、これまでの県民大会が県民の間に非常に大きなインパクトを与えたと承知しております、これは全党派、各種団体、経営者団体、労働団体、婦人団体等広く各界各層を網羅し、沖縄全体が一体となって開催されたことにその盛り上がりの原因があったと考えております。

県としましては、県民大会の開催に当たりましてはそういった仕組みが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 玉城議員の再質問にお答えしたいと思います。

観光について2つ、それからカジノについて2つほどお答えしたいと思います。

まず入域観光客数、平成21年度以降頭打ちなのではないかと。

まさに私も復帰以降の状況を見ていますと、7年サイクルで非常に大きな変化があるなということを認識しておりました。それでおっしゃるとおり、平成21年以降、リーマンショック等いろいろありましたけれども、外部環境に非常に左右される観光の姿をやっぱり変えていかなければいけないとかなり大きな過渡期のある面で迎えているというふうに感じております。そういった面で言うならば、今回かつて観光商工部にあった観光の分野が文化観光スポーツ部という、文化とスポーツとつながっていくことで新たな付加価値を生み出していくという意味では、昨年誕生した部に課せられている使命というのはとても大きいというふうに感じております。まず、ハードインフラでしっかりとここまでリーディング産業となって土産物であったりとか、それから物産とともに伸びてきた観光がそこにさらなる新しいマグネットを持ったコンテンツ、つまりストーリー性のある商品開発であったりとか、

それから地域に合うものの付加価値をもっと高めてそれをしっかりとプロモーションをかけていくというようなことをしていかなければ、この21年度以降の過渡期というのを何とか新しい力で超えていかなければいけないという意味では、まさにこの部の課された使命であるというふうにまず考えております。

あわせて個人消費額のアップの方策というのと連携してまいりますけれども、まさにストーリー性のある商品の開発とともに、実は去る6月22日にもこの農林水産部等との意見交換であったりとか、横断的な県の中でのつながりを持つべきではないかという御指摘がありましたが、これも随時また行っているところでございますが、例えば商工の地域資源を活用した商品開発であるとか、そういった観光コンベンションビューローも含めて今意見交換会を頻繁に持っているところでございます。

あわせてこの個人消費額のアップに関しましては、先ほど冒頭の答弁でもお話ししましたが、「トリプル・ワン・プロジェクト」というのを私は掲げておまして、これはまず1回来てもらいたい沖縄、あと1泊してもらいたい沖縄、そしてもう1度来てもらいたい沖縄という3つの1をどう実現させるかと。観光というのはあくまでもイメージ戦略のところもありまして、まだ行ったことのない島にどうやって足を運んでもらうかというプロモーションがひとつ重要な部分だというふうに考えております。その中でもあと1泊をどうふやすかということに関して、これから施策とそれから予算と事業を組んでいこうということで、これから平成25年度以降に向けて今準備しているところですが、特にもう1泊ふやすために大事な5つのテーマは、離島、それから文化、そしてスポーツ、そしてプロモーション、最後にルーツというのを掲げております。

このルーツというものに関しましては、去年のウチナンチュ大会を含め沖縄にルーツを感じている人たちが大勢来てくれた。40万人いる海外移民の中でもわずか5200人ですから、あと98%以上のこの沖縄にDNAを持ってそして沖縄にルーツを感じている方々がいらっしゃると思いますので、そういった方々に来てもらえるようなそういうルーツツーリズムのようなものは組めないだろうか。エイサー、空手、琉舞を含めルーツを求めて来られるようなそういうふうな施策を打てないだろうかということを含めて今試行錯誤しているところでございます。こういった海外から来られる方々に本当に1泊でも2泊でもやはり長く滞在してもらって、そういった形での個人消費額のアップというのはまさ

にもう1泊ふやすをどうやるかということにかかっているのではないかというふうに考えております。

カジノにつきましては、全く議員の御指摘の部分、非常に共感するところがあります。この既存の東アジアのIRの施設というのは本当に大きくて、さらにどう勝負するのか。それから差別化をどう図っていくのかというのが今後考える上では重要なポイントになってくるといふふうに考えております。ただ、このカジノに関しましては、まだ国のほうの動向が議連のほうも今動きが昨今のこの政局の中で今とまっているようでございますし、またこの沖縄と最後にありましたイメージと合うかというような課題に関しましても、まさにこの沖縄観光の中において沖縄における統合リゾートのビジネスモデルがどういうモデルであるのかということをしかり検証して可能性も持っていかなきゃいけない。その一方で、パチンコなどを含むギャンブル依存症に関する情報収集もこれまで挿入されてきませんでしたので、もっと突っ込んでそういったところをしかり議論をしていきたい。あわせてそういった統合リゾートの課題とかそれから研究内容というものをもっと広く県民へ情報の提供をしかりやしていきたいというのが今年度以降考えている事業でございます。

いずれにしても、この問題に関しましてもことししかりと皆さんと意見交換しながら、カジノに関しましては、インテグレート・リゾートのあり方、沖縄型のあり方というものを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 米軍発注工事の県内業者参入支援のための調査、具体的な方策についての再質問にお答えいたします。

今年度調査の具体的な内容は、まず1番、在沖米軍が発注する大型工事の見通し、2、ポンドに関する米軍法規の確認ということで、ポンド率の設定や分離・分割発注における発注者の裁量範囲を確認します。3、海外基地の米軍発注工事に関する地元業者受注時の支援体制、4、大型工事に対応したポンド枠確保に向けた支援策の検討、5、支援に必要な資金調達額等の検討、以上を調査した上で一括交付金の活用も含めて幅広く支援方策を検討する考えでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 日本共産党を代表いたしまして代表質問を行います。

2009年の総選挙で自民党政治を批判し、普天間基地の県外移設や消費税は増税しないと主張した民主党が、今や普天間基地の県内移設でも消費税増税でも国民との公約をことごとく裏切っています。沖縄と日本の経済や福祉を根本から破壊する環太平洋連携協定（TPP）の推進や、福島原発事故の原因究明も尽くさないままでの原発再稼働に国民の怒りが広がっています。民主党が自民党の政治を変えるところか、あらゆる分野で国民の命と暮らしを脅かす政治を推し進めています。それは自民党も民主党もアメリカ言いなり、財界本位の政治から抜け出せないからであります。政治を変えてほしいとの声が広がっています。

我が党は県議選を通じて、日米安保条約をなくせば条約10条によって1年後には沖縄、日本からすべての米軍基地をなくすことができる、憲法9条を中心にアジア諸国や世界と平和外交の道が大きく開けること、日米安保に縛られた日本経済をその枠組みから解放。とりわけ沖縄にとって基地撤去は経済発展に決定的であることを明らかにいたしました。国の公共事業や観光産業など経済も本土大企業中心から県内循環型の経済構造に変える政策を打ち出しました。

日本共産党は、県民と力を合わせて新しい政治の実現に全力を尽くす決意を申し上げまして、質問を行います。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、選挙結果について。

まず最初に、県議選挙の結果について伺います。

我が党は前回3議席から躍進して得た5議席を守り抜き、得票率でも前進しました。一方、仲井眞県政は、自民党、民主党にてこ入れを行ってきましたが、結果として民主党は、議席を4から1に大後退させ、得票数・率ともに前回比で4割台に激減しました。自民党は16議席から13議席に後退しました。日米両政府の基地押しつけ勢力に対する県民の明確な審判が下された結果であり、知事の県政運営に対する県民の厳しい批判のあらわれであります。知事、今回の選挙結果と今後の県政運営について知事の見解を伺います。

2、基地問題について。

(1)、民主党政府は、世界一危険な普天間基地をさらに危険にする垂直離着陸機オスプレイ配備を強行しようとしています。オスプレイは、ことし4月にはモロッコで墜落事故を起こし2人が死亡、13日にも米空軍のCV22オスプレイが南部フロリダ州で訓練中に墜落事故を起こしている最悪の欠陥機です。さらに、環境

レビューは、オスプレイが伊江島補助飛行場、北部訓練場、中部訓練場など、沖縄本島の全域で訓練を行うことも明記しています。沖縄県全体が危険にさらされています。絶対に許すことはできません。糸満市摩文仁で行われた慰霊祭で、県遺族連合会会長の照屋苗子会長が「普天間飛行場の辺野古への移設、オスプレイ配備は遺族として断じて容認できません」と訴えました。日米両政府は、オスプレイを8月に配備しようとしています。配備阻止のため県内の各団体や市長会、町村会が県民大会を要求しています。知事は、県民大会成功のためにその先頭に立つべきではありませんか。

(2)、高江ヘリパッドは、オスプレイが使用することになっています。このような状況のもとで高江ヘリパッド建設は中止をすべきではないでしょうか。

(3)、野田政権は、県民の総意を踏みにじり、普天間基地の「辺野古移設」をこり押ししようとしています。その一方で、普天間基地の滑走路を改修し、固定化するという動きも見せています。普天間基地の返還が合意された1996年のSACO合意以降、同基地の改修補修工事は約16億円の「思いやり予算」が投入されておりますが、本格的な大規模補修の経費負担は初めてです。日米共同文書で米軍の長期居座りの方針を日米両政府の合意として確認したことは重大です。絶対に容認できません。新基地建設反対、普天間基地の即時閉鎖・撤去を要求すべきであります。

(4)、沖縄県民は、長年にわたって米軍基地の重圧と危険性に苦しめられてきました。アメリカ言いなりの政治でいいのか、根源にある日米安保条約の是非が問われております。ことしは日米安保条約発効60年、沖縄の祖国復帰40年の節目の年であります。マスコミの世論調査で「日米安保体制を堅持すべき」と答えたのはわずか15%、「平和条約に改めるべき」が55%、「破棄すべき」が15%、日米安保をなくすという立場が70.9%と圧倒的多数となっています。日米安保条約こそ沖縄の苦難の根源だという認識が広がっています。国民が求めているのは「日米同盟基軸」より「平和外交」への転換です。知事の御所見を伺います。

(5)、自衛隊の先島配備について。

日本昆虫学会を初め25の分類学会連合会がそろって「同島に生息する絶滅危惧種に重大な影響を及ぼす」と自衛隊基地建設の中止を防衛省、環境省、沖縄県に求めています。自衛隊の与那国配備について、住民投票が提起されているもとで真部沖縄防衛局長が陸上自衛隊配備への協力依頼文を与那国町に送付していることは住民自治を侵害するものであり、許せません。知

事の見解を伺います。

(6)、不発弾対策などについて。

民間住宅の不発弾探査事業の現状と改善策について伺います。

(7)、米軍基地に隣接する小中学校など、基地周辺の学校に防衛省が設置した防音窓の遮音量が基準を下回っていることについての現状と対応などについて伺います。

3、消費税増税について。

国会で民主、自民、公明の3党は、消費税増税と社会保障改悪の一体改革法案を強行採決しました。増税談合とも言わなければならない今回の暴挙は断じて許せません。消費税増税は、総選挙で民主党が「任期中はやらない」との公約を投げ捨て、増税を打ち出してきたばかりか、自民、公明両党との修正協議でその実現のために民主党が公約していた最低保障年金の実現や後期高齢者医療制度の廃止の公約を棚上げしています。消費税が10%に増税されたら、県民1世帯当たり16万5000円の負担になります。県民全体の負担増は2000億円に及び、沖縄への一括交付金1575億円をはるかに上回るお金が吸い上げられてしまいます。県民所得が全国平均の7割しかない沖縄では、県民生活が大きな打撃を受けることになります。県経済の99%を支える中小企業の営業を破壊し、沖縄経済を足元から壊す消費税増税は絶対に許すわけにはいきません。日本共産党は、富裕層と大企業に応分の負担を求めるなどの改革を行えば、消費税に頼らなくても社会保障を充実し、財政危機を打開することは可能と提起をしています。

沖縄振興計画の一括交付金1575億円を上回る消費税を県民から搾り取る今回の消費税増税について、知事、撤回を要求すべきではありませんか。

4、TPP（環太平洋連携協定）について。

「離島荒れ果てて、国土失う」、「誇るべき公的医療が崩壊する」、「健康までもが危険に」、農協、医師会、建設業界などにも反対の声が広がっています。農水産業を初め医療、保険、食品安全、公共事業などあらゆる分野に打撃を与えるTPPは断じて容認できません。知事は、TPP断固阻止のための行動を起こしていくべきであります。伺います。

5、識名トンネルの虚偽契約問題について。

識名トンネル問題で、県は補助金と利息の5億8000万円を国に返還し、沖縄総合事務局から補助金適正化法違反、偽造公文書作成等同行使事件の罪で那覇署に告発されました。極めて重大であります。

そこで伺います。

(1)、県は、仲井真知事の報酬を3カ月間50%減給、

当時の担当職員4人を減給、戒告処分とすることを発表しました。不正を認めたということでありますか、その内容について伺います。

(2)、刑事告発されたことに対する見解を伺います。

(3)、本土ゼネコン企業に不当に支払った金額は返還を求めるべきとの提起に対して、「その方向で検討する」と答弁しておりますが、請求しましたか伺います。

(4)、事件の徹底した真相解明が必要ではないでしょうか伺います。

6、福祉・医療について。

(1)、介護保険制度について。

ア、ことし4月から介護保険料が大幅に値上げされ、月5000円を超える自治体が37市町村に上っています。利用料が払えずサービスが受けられない深刻な事態が広がっています。沖縄県の第1号保険者の介護保険料は幾らになりますか。制度発足当初と比べてどれだけの引き上げになりますか。全国との比較について伺います。

イ、県は、独自の支援策を実施して「介護保険料、利用料」の引き下げと減免制度をつくるべきであります。

ウ、特別養護老人ホームの待機者数と増設計画について伺います。

(2)、国民健康保険制度について。

市町村が負担する国保は、他の医療保険に加入しないすべての住民に医療を保障する制度です。ところが、高過ぎる保険料、無慈悲な保険証取り上げで、県民が必要な医療が受けられないという深刻な事態になっています。県民すべてが安心して医療を受けられるようにするのは、政治が果たすべき大きな責任です。県は、国の負担率をもとに戻すよう要求すると同時に、県独自の助成を実施し、高過ぎる国保税の引き下げを図るべきであります。

(3)、子供の医療費無料化の拡充について。

ア、日本共産党は、これまで多くの女性団体とともに子供の医療費無料化を訴えてきました。子供の医療費無料化は、ことし10月から入院が中学校卒業まで無料になり、通院についても中学校卒業までの無料化に踏み出すべきであります。知事の御所見を伺います。

イ、病院窓口無料化を10月から実施すべきであります。

ウ、国に「子どもの医療費無料化制度」の創設を求めることについて伺います。

(4)、学校給食の無料化について。

ア、児童生徒の心身の健全な発達に大きな役割を果たしている学校給食は、県独自で学校給食費に助成を

行い無料化を実施すべきではありませんか。

イ、県内小中学校の給食費への市町村の助成状況について伺います。

(5)、待機児童解消と学童保育の拡充について。

「共働きでないと生活できない、子供を預けられなくて働けない」など、保育所不足、待機児童の問題は、子育て世代の暮らしと子供たちの育ちを脅かしています。待機児童解消の抜本的対策が求められております。

ア、待機児童数と待機児童解消に対する県の計画について伺います。

イ、沖縄振興一括交付金等を活用して、待機児童解消の抜本的対策と学童保育拡充を図ることについて伺います。

7、農水産業と経済振興、雇用拡大について。

(1)、沖縄の経済は、農漁業、中小企業、地場産業、観光産業の経営強化と雇用の拡大を図ることが重要です。地元の農水産物を全小中学校の給食費の食材、県観光産業で積極的に活用するための農水産物加工場を「A、漁協などに設置し地域の雇用を拡大することについて伺います。

(2)、地産地消を推進し、食料自給率50%に引き上げることによって新たな雇用を拡大し、農業・漁業の第1次産業の担い手をふやし雇用の拡大を進めていくこと、そのために農業・漁業の所得、価格保障制度の抜本的拡充と後継者育成制度の創出を図っていくことが必要だと考えます。

(3)、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの根絶事業は、イリムサーが根絶されると芋は沖縄で二十数億円の市場と言われており、沖縄農業発展の可能性を秘めています。イモゾウムシ根絶の進捗状況はどうなっていますか。いつまでに根絶できますか、期限を決めて取り組むべきであります。農業試験場、県海洋研究センター、ミバエ対策事業所、研究機関の充実強化を図ることが農業、水産振興にとって重要であります。予算と体制の拡充、今後の体制について伺います。

(4)、沖縄県は、県内に進出している国・県・市町村が助成をしている企業に正規雇用を義務づけるとともに、ホテルや観光関連産業での県産品の使用比率を高めるための使用協定を結ぶべきであります。

(5)、学校給食での県産食料の比率を高めるための対策を拡充することについて伺います。

(6)、全国と比較して2万戸も不足している公営住宅の増設計画を進め、県内業者優先に分離・分割発注を促進することについて伺います。

(7)、若い世代の就職が一層困難となっている一方で、県民生活に必要な暮らしを支援する仕事の各分野

で若い力、人材不足が深刻な問題になっています。教職員定数法に基づく教員の採用を直ちに行うべきであります。すべての子供たちに行き届いた教育の保障につながる30人以下学級を実施することによって新たに教職員をふやすことが必要であります。

(8)、沖縄県の消防士は、国の「配置基準」の53%しか配置されておりません。県民の安全を守る上で欠かすことのできない消防職員を基準どおりにふやすべきではありませんか。

(9)、県の調査によりますと、待機児童9000人、待機率は全国で最も悪い状況です。保育所の待機児童数を解消するための保育士の増員、学童保育所への指導員の配置、医療や介護の分野での雇用を計画的に拡大することによって仕事を求める若者たちに新たな雇用の場を拡大することができるのではないのでしょうか、県の具体的な計画について伺います。

(10)、基地のない沖縄を正面に据えてこそ沖縄経済の未来は開けます。那覇市新都心の雇用は、基地返還前の128倍になっています。普天間基地が返還されたら雇用は146倍になります。基地のない平和な沖縄にしてこそ、沖縄経済が豊かに栄えるのではないのでしょうか、知事の御所見を伺います。

(11)、住宅リフォーム助成制度について。

知事は、確かに経済波及効果は大きい。中小企業、工務店を含む住宅産業、建設業に対してかなりの効果があるのは理解できる、検討させてほしいと答弁しています。その検討結果について伺います。

(12)、公契約条例について。

沖縄県が発注する仕事は、時給1000円以上を保証する公契約条例の制定をすることについて伺います。

(13)、日本共産党が提案した本島縦貫鉄軌道の導入は、党派を超えて県民の要求になりました。県と政府に予算措置を含め実現の具体的取り組みを求めるよう要求いたします。

以上伺います。

○議長（喜納昌春君） ただいまの玉城ノブ子さんの質問に対する答弁は、時間の都合もありますので午後

に回したいと思います。

休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。
午前の玉城ノブ子さんの質問に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の御質問にお答えをいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、県議選挙の結果と県政運営についての御質問にお答えいたします。

今回の選挙結果につきましては、県民の選択として謹んで真摯に受けとめ、議会の御理解と御協力のもと、いろいろな課題の解決に取り組んでまいり所存でございます。

次に、基地問題についての御質問の中で、平和外交への転換についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

日米安全保障体制を含む日米同盟関係が、我が国及び東アジアにおける平和と安定の維持に寄与していると理解いたしております。今後も日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であります。そのためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、高江ヘリパッド建設中止についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識し、対応してきたところであります。

オスプレイについては、墜落の事故原因が解明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であります。

県としましては、あらゆる機会を活用し、直接政府に対してオスプレイの配備見直しを求めていると考えているところであります。

次に、普天間基地の補修、固定化についてとの御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、補修は固定化につながるようなものであってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設か普天間飛行場の固定化かという硬直化した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

次に、自衛隊の先島配備についてお答えいたします。
御質問の文書は、去る2月29日付で沖縄防衛局長から与那国町長へ送付され、防衛大綱に基づく政府方針に従い、沿岸監視部隊を配置することに理解と協力を求めたものであるとされております。

県としましては、自衛隊配備に当たっては、政府において地元に対し十分に説明をし、理解と協力を得るため最大限の努力をするべきであると考えております。

次に、民間住宅の不発弾探査事業の現状と改善策についてお答えいたします。

民間住宅における不発弾探査が大きな課題であったことから、平成24年度に住宅等開発磁気探査支援事業が創設されたところであります。同事業は市町村が事業主体であり、事業執行に当たっては、市町村において予算措置や補助金要綱の策定等が必要となります。平成24年7月現在、南風原町、恩納村、金武町、与那原町の4町村が実施することとなっており、さらに9市町村が今後実施する予定であります。本年度は同事業の初年度に当たることから、予算措置等が決まった市町村から順次事業を進めていくことにしております。

次に、国の基準どおりの消防職員の配置についてお答えいたします。

平成21年度の消防庁実施調査によると、県内の消防職員数は1500人で、国の指針が示す目標数2826人に対して53.1%の充足率にとどまっており、消防職員の充実を含む消防体制の強化は重要であると考えております。

消防職員の定数は市町村の条例で定められるものがありますが、今年度、県と市町村で消防体制の課題や充実強化策等について幅広く検討を行う「沖縄県消防体制あり方検討会議」を設置する予定であり、同会議において国の指針が示す消防職員数の目標に近づけるよう、消防職員の適正な数や増員の必要性等についても市町村と意見交換を行いながら検討してまいりたいと考えております。

次に、基地のない平和な沖縄についてお答えいたします。

戦後67年を経た今日においても全国の米軍専用施設面積の約74%が本県に集中し、県土面積の約10%（沖縄本島の約18.4%）を米軍基地が占めております。基地の多くは県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。

県としましては、国際社会における安全保障、地主

や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などさまざまな面から総合的に勘案して米軍基地のさらなる整理縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時31分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。
1問飛ばしておりました。

県民大会についてお答えをいたします。

オスプレイは、ことし4月にモロッコにおいて、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところであります。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。

また、これまで行われた県民大会は広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して直接政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうも失礼をいたしました。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 基地問題についての御質問で、学校の防音窓の遮音量の現状と対応についてお答えいたします。

基地周辺の小中学校などの防音窓の遮音量につきましては、学校環境衛生基準の検査項目に入っていないため把握できない状況であります。

県教育委員会といたしましては、学校保健安全法に定められた学校環境衛生基準に基づいた教室の窓側と廊下側の騒音測定を実施し、その現状把握に努めるとともに、同法に照らして教室等の適切な環境の維持に努めてまいります。

福祉・医療についての御質問で、学校給食費の無料化についてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件

費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。

なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食や学用品等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全都道府県教育長協議会等を通して市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

次に、学校給食費の市町村の助成状況についてお答えいたします。

学校給食費の助成につきましては、8市町村で実施しております。助成状況につきましては、全額助成が嘉手納町と渡名喜村の2町村、第3子以上の全額助成が名護市と石垣市の2市、一部助成が石垣市、金武町、宜野座村、恩納村、伊江村の5市町村となっております。

農水産業と経済振興、雇用拡大についての御質問で、学校給食の県産食料の比率を高める取り組みについてお答えいたします。

学校給食におきましては、県産食材を活用したゴーヤーチャンプルー等の郷土食を提供しております。

県教育委員会としましては、引き続き各種研修会や県産品奨励月間における県産品活用の啓発を行うとともに、県農林水産部等関係機関と連携し、県産食材の積極的な活用を促進してまいります。

次に、教職員の採用等についてお答えいたします。

県教育委員会では、平成22年度282名、平成23年度512名、平成24年度490名の正式任用教員を採用しております。

また、少人数学級につきましては、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しており、3つの学年で増加した175学級に175名の教員を配置しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 消費税増税についての御質問の中で、消費税の増税についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を

十分に講ずる必要があると考えております。

現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、識名トンネルの虚偽契約問題についての御質問の中で、処分の内容についてお答えいたします。

この問題に対する責任については、県民に県行政への不信感を抱かせたことにかんがみ、みずからを戒めるため、知事の給料月額100分の50に相当する額を3カ月間減額することを表明したところであり、そのための条例案を本議会に提案しているところであります。

また、職員については、識名トンネル工事の進捗管理が不適切だったことにより不適正な事務処理を発生させ、結果として県民に県行政への不信感を抱かせたことから、在職する職員4名を減給及び戒告の懲戒処分とし、関与及び責任の度合いの低い5名については文書訓告を行ったものであります。

同じく識名トンネルに関連をして、識名トンネル問題の真相解明についてお答えいたします。

識名トンネル新設工事補助金問題については、平成23年11月から平成24年2月にかけて第三者委員会による調査が行われ、原因の検証及び再発防止策についての取りまとめが行われたところであります。また、平成24年3月から5月にかけて総務部による行政審査を実施し、行政執行の面から同問題を詳細に検証し、発生原因とその背景、再発防止に向けた対応策を取りまとめ、6月にその結果を公表したところであり、同問題に対する真相の究明は行われたものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） TPP交渉参加に対する県の対応についての御質問にお答えいたします。

TPPは、原則としてすべての品目で関税を撤廃することが前提となり、国内農業への影響などが懸念されております。このようなことから、沖縄県としましては、十分な農業対策が打ち出されない状況においてTPPに参加しないよう適切な対応を求めるとともに、農家が安心して生産に取り組めるよう、万全の対策について農業団体等と連携し、国に対して強く要請しているところであります。今後とも、TPP交渉等の動向や国の対応を踏まえつつ、関係機関等と連携し適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、本島縦貫鉄軌道実現の具体的取り組みについてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて需要予測モデルの構築とモデルルートを設定し、ルートとシステムの組み合わせによる複数のモデルケースについて、沖縄における新たな公共交通システムの導入にかかわる課題整理等を行っております。平成24年度は、引き続きモデルルートをもとにした導入課題検討に向けた調査や県民が求める公共交通システムに関する意識調査等を実施すると聞いております。

県は、これまでの調査結果を踏まえ国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から、県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発などによる需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 識名トンネルの虚偽契約問題についての御質問の中で、刑事告発についてお答えいたします。

沖縄総合事務局は、去る6月4日に、那覇警察署に被疑者不詳で補助金適正化法及び刑法に違反するものとして刑事告発を行いました。

県としては、警察の捜査に協力しつつ、今後の推移を見守っていきたいと考えております。

同じく識名トンネルの問題で、請負業者への返還請求についてお答えいたします。

請負業者への返還請求については、第三者委員会の指摘もあり、県の顧問弁護士等に相談したところ、請負業者との契約は有効に成立し、その成果物の引き渡しも受けていることから返還請求は法的に難しいとの意見と、契約は錯誤無効として一部返還を求められるとの意見があり見解が異なることから、法的根拠等について慎重に検討しているところであります。

次に、農水産業と経済振興、雇用拡大についての御質問の中で、公営住宅の増設計画と分離・分割発注についてお答えいたします。

現在、県は、昭和40年代後半から50年代前半に建設した大量の公営住宅が建てかえ時期を迎えていることから危険な団地の建てかえを優先的に行っており、県営団地の増設については厳しい状況にあります。しかしながら、本県は全国に比べ公営住宅の需要が高いため、民間賃貸住宅の借り上げ等の検討を行ってい

るところであります。

なお、県営住宅建設工事の発注については、工事の規模や現場の条件等を勘案して可能な限り分離・分割発注を行い、県内企業の受注機会の確保に努めているところであります。

同じく農水産業関連で、住宅リフォーム助成制度についてお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度については、地域経済への波及効果が高いと認識しております。同助成制度に係る沖縄振興特別推進交付金の活用については、「沖縄の振興に資する事業」であって、「沖縄の特殊性に基因する事業」としての要件についての整理や、また、県内一部市町村で行われている事業との役割分担等の整理が必要であることから、現在その検討を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉・医療についての御質問の中で、介護保険料についてお答えいたします。

第5期介護保険事業計画の期間となる平成24年度から26年度までの県の平均保険料は5880円となっており、介護保険制度が施行された平成12年度の3618円より2262円、率にして約63%の上昇となっております。一方、全国の平均保険料は4972円となっており、平成12年度の2911円より2061円、率にして約71%の上昇となっております。

次に、保険料等軽減に対する県独自の支援についてお答えいたします。

介護保険は、介護を国民みんなで支え合うという理念に基づき運用されており、介護費用は、保険料と国・県・市町村の公費負担も含めてそれぞれの負担割合が定められております。第1号被保険者の保険料については所得段階別に定められており、低所得者に対しては負担軽減が図られております。また、介護サービスを受けたときは、1割を利用者が負担することとなっておりますが、利用者の所得区分に応じて利用料金の負担上限額が定められております。このように、保険料等の引き下げや減免については介護保険制度において講じられており、県が独自の支援等を行うことは適当ではないと考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機者数と増設計画についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの入所申込者数は、平成23年10月末時点で約2200人となっており、そのうち施設入所

の必要性が高い高齢者は約1000人となっております。

県としましては、入所待機者の解消を図るため、平成24年度から26年度までを期間とする沖縄県高齢者保健福祉計画において特別養護老人ホーム等を約1050床整備することとしております。

次に、国保税の引き下げについてお答えいたします。

市町村国民健康保険は、国・県の公費負担や保険税等を財源として保険者である市町村の責任により運営されております。県では、市町村に対し、国民健康保険法に基づき国保税の軽減措置や医療給付費に対する支援を行っているところであり、独自の助成を行うことは困難であると考えております。

国に対しては、市町村国民健康保険の持続的運営が図られるよう、「社会保障・税一体改革大綱」で示された国保の財政基盤強化策の確実な実施と国費の拡充を含めた国保の構造的な課題に対する抜本的な解決策について全国知事会とともに要望しているところであります。

次に、こども医療費助成事業の通院年齢の引き上げについてお答えいたします。

沖縄県では、こども医療費助成事業の対象年齢について、実施主体である市町村の意向も踏まえ見直しを行い、平成24年10月からは入院年齢を中学校卒業まで拡大することとしました。

通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業の病院窓口無料化についてお答えいたします。

県としては、こども医療費助成事業が子育て支援の観点からも必要な事業であると認識しておりますが、現物給付方式を導入した場合、国は国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいことから現状では難しいと考えております。

次に、こども医療費無料化制度の創設についてお答えいたします。

こども医療費助成事業は、国からの財政支援のない県単独事業であります。現在、すべての都道府県で実施されておりますが、制度に対する考え方や財政状況等により制度内容には大きな違いがあります。しかしながら、同事業は全国で一定の水準を確保することが望ましいことから、国に対して子供の医療費の負担軽減について措置を講じるよう、全国知事会等を通して要望しているところであります。

次に、待機児童の解消についてお答えいたします。

本県の待機児童数は、平成24年4月1日現在で2305人となっております。

沖縄県におきましては、待機児童対策としまして、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業による認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用した保育所の創設等を進めていくこととしております。沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいります。

次に、待機児童解消の対策と学童保育の拡充についてお答えいたします。

待機児童対策としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業による認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用した保育所の創設等を進めていくこととしております。

また、放課後児童クラブにつきましては、公的施設の活用を促進することとしており、公的施設へ移行する予定のクラブに対し家賃補助を行い、利用料の低減を図ってまいります。

次に、農水産業と経済振興、雇用拡大についての御質問の中の、福祉や医療の分野での雇用拡大についてお答えいたします。

県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、待機児童解消に向けて保育所整備や認可外保育施設の認可化を促進することとしており、現在約9000人と推計される待機児童の解消を図るためには、1169人の保育士の配置が必要と見込んでおります。

また、介護分野については、「沖縄県高齢者福祉保健計画」として、平成24年度から平成26年度までの3年間で特別養護老人ホーム等を約1050床整備する予定であり、当該施設整備に伴って新たに580人の介護職員等の配置を見込んでおります。

医療分野については、「第7次看護職員需給見通し」において、平成23年から平成27年までの5年間で915人の看護師の需要増が見込まれております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、農水産物加工場の設置による雇用拡大についての御質問にお答えします。

本県では、農林水産物の高付加価値化や雇用の拡大を図るため、ＪＡや漁協などと連携し、特産物であるモズク、熱帯果樹、薬用作物などの加工施設の整備を推進しているところであります。具体的には、ＪＡお

きなわのハーブセンター、有限会社グリーンフィールドのカット野菜施設、JAおきなわの青果物パッキングセンター、東村のパイン等総合農産加工施設、今帰仁村の「きのこセンター」などを設置しております。平成24年度には、南城市において部分肉処理加工施設（ミートパッケージセンター）、北大東村の水産加工処理施設の整備などを予定しております。今後とも農水産物加工施設の整備を推進し、地域経済の発展と雇用促進に努めてまいります。

次に、同じく農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、地産地消の推進や価格保障制度等についての御質問にお答えします。

農林水産業における雇用の拡大や食料自給率の向上を図るためには、耕作放棄地の解消や地産地消の推進などによる生産の拡大、担い手の育成確保などが重要であると考えております。このため、県では「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備、流通・販売・加工対策の強化、農林水産業の担い手の育成確保と経営安定対策の強化、亜熱帯・島嶼性に適合した農林水産業の基盤整備など7つの基本施策の推進を図ることとしております。特に地産地消の推進については、直売所から学校給食やホテル等への食材供給ルートの確立や観光業との連携、「おきなわ食材の店」登録などを実施してまいります。

また、農水産物の価格対策としては、野菜価格安定対策事業、肉用牛生産者補給金、沖縄県特定水産物調整保管事業等を引き続き実施してまいります。

さらに、後継者育成につきましては、今年度から沖縄振興交付金を活用して、就農相談から就農定着までを一貫して支援する沖縄県新規就農一貫支援事業や経営安定化に向けた青年就農給付金事業等を実施することとしております。今後とも関係機関と連携し、本県農林水産業の振興を図ってまいります。

次に、同じく農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、イモゾウムシ等根絶の進捗についての質問にお答えします。

イモゾウムシとアリモドキゾウムシの根絶防除事業については、久米島と津堅島において実施しているところであります。久米島のアリモドキゾウムシについては、不妊虫放飼等による防除を行っており、県の調査では平成23年10月以降は野生虫が見つかっておらず、現在は国による確認調査が行われております。イモゾウムシについては、平成14年度から根絶に向けた防除を実施しておりますが、有効な誘引剤がなく、広域の防除には至っておりません。アリモドキゾウムシ

の根絶後、効率的な防除技術の確立を進めるとともに防除実施地域を拡大していく予定にしております。また、津堅島のアリモドキゾウムシとイモゾウムシについては、平成19年11月から開始しております。一部地域において発生が確認されていることから、現在、地域の協力を得ながら根絶を目指した防除を強化しているところであります。

次に、同じく農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、農水産業関係研究機関等における予算と体制の拡充についての御質問にお答えします。

農業研究センター、水産海洋研究センター及び病害虫防除技術センターにおける試験研究予算及び体制については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」等の目標実現に寄与するため、農林行政施策を反映した研究予算の拡充や新たな病害虫防除対応の職員配置など、予算及び人員の適切な配分に努めているところであります。また、沖縄振興交付金を活用した効率的な試験研究の推進や研究環境の充実を図るため、老朽化した水産海洋研究センターについて平成25年度の供用開始に向けた移転整備を行っております。今後とも、試験研究機関等においては、農林水産技術の向上並びに農林水産物生産の増大に寄与することを目的として試験研究を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、県内進出企業に対する正規雇用の義務づけについてお答えいたします。

全国的に非正規雇用は増加傾向にありますが、その背景として経営者側における人件費の抑制傾向、労働者が求める働き方が多様化していること、業種や職種によってさまざまな雇用形態があることなどが挙げられます。いずれにしても、非正規雇用者の割合が全国に比べて高いことは憂慮すべきことと理解しております。

本県の正規雇用等への取り組みについては、例えば情報通信関連企業向けの誘致施策として通信コスト低減化の支援を行っておりますが、利用条件として正社員の新規雇用を義務づけしております。そのほか企業誘致に際しては、沖縄若年者雇用促進奨励金や地域求職者雇用奨励金などの助成制度を案内し、その活用を通して常用雇用の促進に努めております。

続きまして、公契約条例の制定についてお答えいたします。

公契約条例につきましては、都道府県では制定され

ておらず、市町村においては千葉県野田市など5市で制定されております。

現在、労働者の賃金等個々の労働条件については、労働基準法や最低賃金法等に定める最低基準を満たした上で労使が対等の立場において決定されるという枠組みとなっていることから、県としては、国の「公契約に関する基本法」の法制化や他県の動向を見守りつつ対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 農水産業と経済振興、雇用拡大についての中、県産品の使用比率を高めるための使用協定についてとの質問にお答えいたします。

平成23年度に沖縄県が実施した観光統計実態調査では、観光客が土産品を購入する際の決め手として「沖縄らしさ」や「ここでしか手に入らない」といった項目が上位に挙げられており、観光消費額の向上を図っていくためにも県産品の使用比率を高めることは重要であると認識しております。そのため、県においては、農林水産部や商工労働部を初め関係する部局、沖縄観光コンベンションビューローなどと連携し、県産食材のプロモーションやグリーンツーリズム促進など観光関連産業における県産品の利用拡大に努めているところであり、去る6月22日にも産業間連携についての具体的な情報交換会を開催したところであります。

議員御指摘の県産品の使用協定につきましては、今後、観光関連事業所などからの意見も踏まえ、県産品利用拡大の方策とあわせて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん それでは、再質問を行います。

まず、オスプレイについて。

知事は、安全性が確認されない限り配備に反対であると答弁しております。

オスプレイにはオートローテーション自動回転機能が欠如しているという構造的欠陥が指摘されております。オスプレイの元主任分析官が、オートローテーション機能の欠如による事故はいつか起こり得る、エンジンが停止すればMV22は操縦不能になり、どこにでも墜落すると指摘をしております。日本の航空法では、オートローテーション能力がない回転翼機は飛行が禁止されております。もともと構造的欠陥を持っている

オスプレイの安全性は確認できないということではありませんか、知事の所見を伺います。

機体にふぐあいはないという米政府の説明をうのみにして配備を強行しようとする野田政権は断じて容認できません。知事は県民とともに堂々と反対を訴えていくべきではありませんか、知事の所見を伺います。

米国政府は、MV22のオスプレイの配備を7月下旬に岩国基地に陸揚げさせ、8月には普天間基地に配備を強行し、10月初旬に本格運用しようとしております。

知事は、配備を強行しようとした場合、全基地即時閉鎖・撤去に言及したとのことですが、その姿勢を堅持してオスプレイ配備阻止の先頭に立つべきではありませんか、伺います。

環境レビューは、普天間基地を飛び立ったオスプレイが沖縄本島全域で訓練を行うことを明記しています。高江のヘリパッド6カ所もその一つであります。欠陥機オスプレイの着陸帯の建設を知事は容認するのですか。断固反対すべきではありませんか、伺います。

高江の環境アセスはCH53を対象にして調査をしております。オスプレイを運用するということであれば環境アセスをやり直すべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時7分休憩

午後2時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の再質問に答弁させていただきます。

幾つかありました御質問の中で、私が防衛大臣に先日、7月1日にお目にかかったときに申し上げた点についてだと思いますが、基本的に安全性の保証がないといえますか確認されていないものを、ただ安全だということで持ち込もうということで、万が一事故でも起こったときには普天間の即時全面閉鎖だとか、沖縄の全基地にもいろんな形で波及しますよということを申し上げたわけですし、オスプレイで最近4月、6月とああいう墜落事故を起こしているというものを米軍が大丈夫だということだけで入れるなどということは言語道断だということで私が申し上げました。これからもこのような考え方で対応してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイに対する御

質問の中で、オスプレイの安全性に疑問があるという趣旨の御質問に対してお答えをいたします。

中で議員が触れられておりましたオートローテーションにつきましては、政府は国会答弁の中でオートローテーション機能は有するというふうにお答えになっているわけですが、その後、議員が御指摘になったレポートも含めまして、県でもこのオートローテーション機能の厳密な機能、あるいは安全性ということに対して疑問を持っておりまして、このことも含めて現在オスプレイにつきましては昨年6月に29項目、さらに追加項目といった形で政府に対して質問を投げているところでございます。したがって、こういった質問を含めて現在政府に投げているわけですが、政府からは安全が証明され、あるいは確認されるようなデータは出てきておりません。したがって、現時点では、オスプレイの配備に反対であるという姿勢は変わらないわけでございます。

次に、関連いたしますけれども、日本政府のこのふぐあいがないという説明に対しては、しっかり反対を訴えるべきであるという、所見を述べよというような御質問でございましたが、同様にただいま申し上げました理由で安全が確認されていない中で、オスプレイの配備に反対であるということを申し上げておりますし、去る7月1日に来県されました森本防衛大臣にもその旨強く申し上げたところでございます。

次に、高江のヘリパッドでございますが、現時点で県におきましては、SACOの最終報告に盛り込まれた基地の整理縮小案を着実に実施することが沖縄県全体の基地の負担軽減につながるものであると考えておりまして、その高江のヘリパッド計画につきましては着実に実施していただきたい。しかしながら、住民の安全、さらに環境への影響というものは最大限に考慮すべきであるというふうに従前から申し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 北部訓練場におけるアセスの再実施についての再質問にお答えします。

オスプレイの配備、これは条例上、機種の変更ということになりますけれども、それについて環境影響評価の手続を最初からやるということにはなりません。

しかしながら、CH46がオスプレイに代替更新されるという場合、飛行形態が異なるということ、それから飛行高度、飛行経路、さまざまな形で異なることが考えられます。また、騒音の発生レベル、それから高

江ヘリパッドを含む北部訓練場内の動植物や周辺の住民への航空機騒音による影響、そういったものもさまざま考えられます。そのため、条例上の手続は必要ではありませんけれども、事業者はオスプレイの配備に係る環境影響評価、これは実質的に調査を行い、予測し、評価をしまして、環境保全措置を検討するとそういったものを通じて動植物への影響があるかどうかということをしつかり評価をするということになると思います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 玉城ノブ子さん。

〔玉城ノブ子さん登壇〕

○玉城 ノブ子さん 知事、構造的欠陥を持つこのオスプレイが沖縄に配備をされるということになると、沖縄県民全体が本当に危険にさらされるということになります。いつ、どこに落ちてくるかわからないこの欠陥機のオスプレイの配備は、関係市町村を初め、県議会、そして県民がこの欠陥機オスプレイの配備には断固反対の立場で今運動が起こっております。ぜひこのオスプレイ断固反対、阻止するための県民大会を開催すべきであります。そして知事はその先頭に立ってオスプレイ断固阻止のために全力を尽くすべきだということを知事に申し上げたいと思います。

最後に知事の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 玉城ノブ子議員の再々質問にお答えいたしますが、オスプレイを今のままで沖縄に持ってくるというのは、やっぱりどう考えても無理があると思います。ですから、配備中止も私は6月19日の宜野湾市の市民大会の後、佐喜真市長と一緒に防衛大臣、そして民主党の幹事長さん、それから外務大臣には申し入れをいたしました。さらに、先日また防衛大臣が7月1日にお見えになったときには、先ほど申し上げたことで、これは万が一事故でも起こったときに、しかも4月、6月と最近でも起こっているんですから、一体どうするんですかと。そのイメージーションというか想像もなく持ち込むやもしれぬというような説明は、どう考えてもそれは無理ですよ。万が一何かあったときには本当にこれは全面基地閉鎖・撤去という事態、これは普天間基地は当然ですが、それ以外にもあり得ると想像したほうがいいですよというような趣旨で私は申し上げました。ですから、その考えは変わりません。

ただし、県民大会で先頭に立ってと今御注文をいただきましたけれども、これは御注文として承らせてい

ただきたいと思います。検討させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時 21 分休憩

午後 2 時 22 分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 こんにちは。

代表質問のしんがりを務めます公明党・県民会議無所属の金城勉でございます。

早速代表質問をいたします。

1、知事の基本姿勢について伺います。

日米両政府は、沖縄へのM V 22オスプレイ配備を強行しようとしております。開発段階から墜落事故を起こし、欠陥機と指摘されているにもかかわらず、欠陥はない、墜落事故は人為的ミスだと強弁し、配備を強行しようとしております。日米両政府に対し、沖縄県民は断固受け入れを拒否するとの意思を示す必要があります。

そこで伺います。

(1)、M V 22オスプレイの沖縄配備について断固阻止しなければなりません。仲井真知事の認識を伺います。

(2)、M V 22オスプレイの沖縄配備を阻止するためには、県民大会を開催し、日米両政府に対し県民の意思がノーだということを明確に示す必要があります。そのためには、知事も参加しての県民大会でなければなりません。仲井真知事は去る 1 日、森本防衛大臣との会談後記者団に対し、配備を強行し事故などが起きた場合は、県内の全米軍基地が即時閉鎖という方向にいかざるを得なくなる旨の発言をしたと報道されております。強烈なインパクトのある発言として私も評価します。県民大会への知事出席についての見解を伺います。

(3)、県立病院の経営形態について伺います。

知事は、検討委員会での議論を踏まえた上で方向性を判断することですが、今後どのような形で議論を詰めていきますか。また、県立と独立行政法人化の選択の基準をどのように考えますか。

私は県立病院の経営改革は継続して取り組まなければならないと思います。一方で、不測の事態の危機管理の面から、また離島・僻地などを含めたユニバーサルサービスを維持するという視点から考えたとき、県立の経営形態は守ったほうがよいと考えます。知事の見解を伺います。

(4)、J I C A 本部の沖縄誘致について伺います。

J I C A 本部は日本の O D A 実施機関として数千億

円の予算を執行しております。中国、韓国、東南アジア等との交流を考えたとき、もし J I C A 本部を沖縄に誘致できたならば沖縄の存在感というのは格段に上がることは間違いありません。沖縄が目指すべき国際交流拠点形成、平和発信拠点の理念に照らし、ぜひ推進すべきであると考えます。今後、県として誘致に向けた調査を実施してはどうでしょうか。

2、基地問題について伺います。

(1)、辺野古への移設がほぼ不可能となった今、普天間飛行場の固定化が懸念されます。危険な普天間飛行場がそのまま居座ることは最悪の事態であります。固定化阻止のため日米両政府との不断の交渉が重要になります。県としてどう取り組みますか。

(2)、今後 70 年かかると言われている不発弾処理ですが、処理の加速化を国の責任において実施すべきであります。内閣府は今年度から予算を増額して対応することになっておりますが、具体的にどのように進められるでしょうか。

(3)、さきの大戦における犠牲者の遺骨が今日もなお毎年 100 柱前後も収集されております。それら遺骨を遺族のもとに帰すためには、D N A 鑑定が有効とされております。そのためには対象となる全遺族の D N A 鑑定を国の責任で実施することについて、県として速やかに要請すべきではないでしょうか。

(4)、日米地位協定改定について、民主党政権の取り組みが全く見えません。県としてどのように取り組んでいかれますか。

3、新たな沖縄振興計画について。

(1)、次年度以降の一括交付金予算確保について、どのように取り組んでいきますか。

(2)、県・市町村の一括交付金の事業執行の見通しはどうか。

(3)、一括交付金は、これまで課題とされた「子ども子育て支援」、「雇用対策」、「離島振興」、「文化振興」、「環境保護」等に重点配分すべきと思うが、昨年度との比較で数字はどのように変わりましたか。

4、子ども・若者支援策について伺います。

(1)、ニート、引きこもり、不登校、発達障害の精神疾患など、子供・若者の抱える問題の深刻化の中で、従来の個別分野における縦割りの対応では限界があり、国は総理を本部長とする「子ども・若者育成支援推進本部」を立ち上げ対応することになりました。それを受けて県や市町村はどのように対応するのか、以下質問いたします。

ア、「子ども・若者育成支援推進法」には努力義務とされている「沖縄県子ども・若者計画」策定につい

て、県の取り組みを伺います。

イ、「沖縄県子ども・若者計画」策定について、県内市町村の取り組み状況はどうでしょうか。

ウ、改正沖振法に明記された「社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための施策」をどのように考えておりますか。

エ、沖縄県のニート率が全国一で深刻な問題です。きめ細やかな対策を継続的に行う必要があるとのことですが、県としての対応を伺います。

オ、県は、ニートの職業的自立を支援するため、「若者自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、適切な支援の実施に努めているとのことですが、これまでの取り組みと成果について御説明をお願いします。

(2)、待機児童対策について。

ア、保育所入所待機児童対策基金事業による認可化保育園の数、その結果、定員増の数字はどうか。

イ、本年度予定している待機児童対策特別事業で、認可化保育園の数、定員増の見通しはどうでしょうか。

ウ、待機児童問題の解決までの計画、スケジュールを示してください。

エ、次年度に向け、認可外保育園児への認可園並みの給食にするため、支援拡充を図るべきではないでしょうか。

オ、保育士確保、処遇改善の取り組みについて御説明をお願いします。

(3)、放課後児童クラブ支援について。

ア、放課後児童クラブの公的施設移行の本年度の目標はどうか。

イ、公的施設移行により受け入れ児童数、保育料はどのように変わりますか。

ウ、社会福祉法人立の放課後児童クラブが補助金交付を受ける場合、評議員会の設置が義務づけられているとされます。業務の煩雑化、多忙化、子供たちと過ごす時間の減少等問題が起こるため、免除を求める声があるがどのように対応しますか。

(4)、子供医療費（通院費）の中学３年生までの無料化について検討すべきではないでしょうか。

(5)、子供医療費の自動償還払いシステムの導入について、どのように検討されておりますか。領収証を持って役所の窓口に行かなくても、数カ月後に自動的に口座に振り込みされる制度にすることで父母への利便性が高まり、一部の市町村で実施され非常に喜ばれております。ぜひ進めていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

(6)、子供のインフルエンザ予防接種への助成について、国に要望することをどのように取り組んでまいり

ますか。

(7)、不育症対策について。

不育症とは、妊娠はするけれども、流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持っていない状態を指すとされております。国内の患者数は140万人、毎年約3万人が発症しているとされております。当事者にとっては大変深刻な問題であります。全国では不育症で悩む人たちのために相談事業や助成事業を開始する自治体が出てきております。

以下、質問します。

ア、本県の不育症患者の実態を把握しておりますか。

イ、不育症について相談窓口の設置はどうでしょうか。

ウ、本県独自の助成制度について検討してはどうでしょうか。

(8)、アメラジアンスクール支援について伺います。

アメラジアンスクールは正式な学校として認可されていないため、これまで平和・男女共同参画課が窓口となっており、沖縄女性財団から日本語教諭2人を派遣してもらっております。そのことについて学校関係者は非常に感謝しております。ただ、学校運営の現状は、寄附金の減額、指導員の数や待遇、備品調達などで大変苦戦しており、支援の拡充が必要であります。一括交付金の活用などで以下の課題について取り組んでいただきたく、質問します。

ア、指導員2名を3名への増員。

イ、日本語指導員への一月当たりの実質支給額18万円への増額。

ウ、日本語指導に必要なパソコンなど設備・備品の支援。

5、がん条例について伺います。

がん対策は、がん患者が置かれている状況に応じ、本人や家族の意向を十分尊重してがんの治療方法が選択されるよう、がん医療に関する情報の収集や提供がなされることが重要だとされております。本県において、患者団体や専門有識者等を交えた議論をもとに条例案が作成され、本定例会に提案されました。

以下、質問します。

(1)、患者団体や関係者から要望のあった離島住民への配慮、経済的負担への配慮等についてどのように対応されておりますか。

(2)、がん診療拠点病院での相談件数はどうですか。

(3)、ピアサポートの取り組み状況はどうでしょうか。

6、文化芸術スポーツ振興策について伺います。

(1)、文化芸術振興条例の進捗状況について御説明ください。

(2)、県立郷土劇場再建の進捗状況はどうか。

(3)、Ｊリーグ規格公式サッカー場建設の進捗状況について御説明をお願いします。

(4)、８月４日に「全島サッカー１万人祭り」が予定されておりますが、県の支援策を伺います。

(5)、空手道会館建設の進捗状況を御説明をお願いします。

７、防災計画について伺います。

(1)、東日本大震災を踏まえ、去る３月に発表された「沖縄県地域防災計画」の修正内容のポイントを説明してください。

(2)、防災・減災の視点から、老朽化した道路、橋梁等の補修、整備計画はどうでしょうか。

(3)、昨年12月、男女共同参画の視点を取り入れた国の防災基本計画の修正が閣議決定されておりますが、本県の地域防災計画に男女共同参画の考え方はどのように反映されているでしょうか。また、防災会議への女性委員の参加について配慮すべきではないでしょうか。

(4)、避難訓練について、全県的取り組みはどうでしょうか。

８、観光振興策について伺います。

(1)、平成24年度の「ビジットおきなわ計画」の各数値目標の進捗状況はどうでしょうか。

(2)、第６回太平洋・島サミットの開催効果、経済効果はどうでしょうか。

(3)、那覇空港の第２滑走路建設の取り組みについて伺います。

(4)、沖縄観光コンベンションビューローの混乱について、正常化のめどはついたかどうか御説明をお願いします。

９、公共交通の整備計画について。

路面電車を含む鉄軌道導入計画に関し、本年度の事業内容について御説明をお願いします。

10、雇用問題について。

(1)、グッジョブおきなわ推進運動の成果について御説明をお願いします。

(2)、大学生等県外就職チャレンジプログラム事業の取り組みについて御説明をお願いします。

(3)、新規学卒者パワフルサポートプログラム事業の取り組みについて伺います。

(4)、海外インターンシップ支援事業の取り組みについて伺います。

11、農水産振興について伺います。

(1)、おが粉床養豚の取り組みについて、進捗状況はどうでしょうか。

(2)、モズク養殖振興について、現在の生産者価格、今年度の生産量についての目標を伺います。

(3)、魚養殖の取り組みについて伺います。

12、中城湾港沿岸域の活性化について伺います。

(1)、特別自由貿易地域から国際物流拠点産業集積地域に変わり、所得控除の引き上げ、「専ら」要件の緩和など見直しがなされたけれども、今後の企業誘致への取り組みを伺います。

(2)、定期船就航実験の成果と今後の展開を伺います。

(3)、ＩＴ津梁パーク構想の今後の展開を伺います。

13、県議選を振り返って伺います。

私は昨年11月議会、また本年２月議会で選挙は法令の範囲で取り組むべき旨質問をいたしました。そのことを踏まえ伺います。

(1)、県選挙管理委員長と県警本部長に伺います。６月10日の県議選をどのように総括しておりますか。

(2)、初の選挙公報の効果、役割をどのように評価しておりますか。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 金城勉議員の御質問に答弁をいたします。

まず第１に、知事の基本姿勢の中で、オスプレイ配備についての御質問にお答えをいたします。

オスプレイは、墜落事故が発生しており、県民が不安を抱いております。県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、そして県民の不安が払拭されない限り当該配備に反対であります。

次に、雇用問題に関する御質問の中で、「みんなでグッジョブ運動」の成果いかんという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県は、厳しい雇用情勢を改善するために産業界、教育界、ＰＴＡの皆さん、そして労働組合などなど60団体が連携をいたしまして「みんなでグッジョブ運動」を展開してきたところでございます。その成果といたしましては、就業者数は増加し、特に最近の景気後退期においても全国が大幅に減った中で、沖縄県は徐々に増加を続けてきております。完全失業率も短期的には変動はございますが、着実に改善をされてきております。また、産学官一体となったキャリア教育も推進されてきております。

沖縄県としましては、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開し、雇用情勢の全国並みの状況に向け全力で取り組んでまいり所存でございます。

次に、中城湾港沿岸域の活性化についてという御趣旨の御質問の中で、ＩＴ津梁パーク構想の今後の展開についてという御趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄ＩＴ津梁パークでは、中核機能支援施設や企業集積施設などが供用開始し、約1000名の雇用を創出したしております。また、今年度からはアジアＩＴ研修センターとモバイル検証拠点の建設に着手いたします。あわせて、通勤バスの実証実験を実施するなど就業環境の向上にも努めているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイは、ことし４月にはモロッコ、６月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る６月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。また、これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、直接、政府に対して配備反対を求めていると考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、普天間飛行場の固定化阻止の取り組みについてお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早い移設・返還の実現が必要で、固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府においては、辺野古移設が普天間飛行場の固定化かという硬直化した考え方ではなく、柔軟性を持って普天間飛行場の県外移設の可能性について追求すべきであると考えております。

沖縄県としては、日米両政府に対し引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、不発弾処理事業の進め方についてお答えいたします。

不発弾処理については、戦後処理の一環として国が責任を持って取り組むべきものと考えております。平成24年度予算額は約25億円を計上し、対前年度比で1.5倍、平成21年度と比較して約５倍の増となっております。

今年度の具体的取り組みにつきましては、まず県事業として100平方メートル以上の広域の不発弾探査等を行う広域探査発掘加速化事業（約16億7000万円の予算）を実施し、市町村の事業といたしましては、従来からの市町村単独公共事業に係る不発弾探査等を行う市町村磁気探査支援事業（予算額は約１億7000万円）や、発見された不発弾等の安全化処理経費を補助する市町村特定処理支援事業（予算額約4000万円）に加え、これまで民間住宅の探査費を助成する制度がなかったことから、平成24年度新規事業として民間工事における探査費を補助する住宅等開発磁気探査支援事業（約５億8000万円）を実施してまいります。

県としましては、県内における不発弾処理の加速化を図るため、引き続き市町村や関係機関等と連携を図り事業を推進してまいります。

次に、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

民主党政権では、「日米地位協定の改定を提起する」としてありますが、政府からはいまだ同協定改定の方針等が示されておられません。県では、平成12年から11項目にわたる抜本的な見直し要請を行っているところであり、渉外知事会や軍転協を通じて要請するとともに、昨年10月には外務大臣、本年１月には防衛大臣に対して、知事が直接、早急に見直し作業に着手するよう求めたところであります。また、去る７月１日に来県した森本防衛大臣に対しても、日米地位協定の抜本的な見直しを強く求めたところであります。

県としましては、日米地位協定の抜本的な見直しについて、引き続き軍転協や渉外知事会とも連携しながら、あらゆる機会を通じ日米両政府に対し強く求めてまいりたいと考えております。

次に、沖縄県地域防災計画の修正ポイントについてお答えいたします。

ことし３月に策定した沖縄県地域防災計画の修正ポイントといたしましては、特に、本土から遠く離れ、多くの離島が散在し、四方を海に囲まれた本県の特長性を勘案して地域や学校等における実践的な防災訓練・防災教育の充実、沿岸部の低地等における津波避難対策の強化、本土からの応援が到着するまでの自活

体制の確立と本島から離島等への迅速な応援体制の構築など地震・津波避難対策を重点に見直しております。

次に、地域防災計画における男女共同参画の考え方と、防災会議への女性委員の参加についてお答えいたします。

ことし3月に見直しました沖縄県地域防災計画においては、基本方針に「防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。」との文言を新たに加え、避難所の運営における女性の参画の推進や男女のニーズの違いなどに配慮することを掲げております。また、沖縄県防災会議の委員として、新たに沖縄県看護協会長と沖縄県婦人連合会長の2名を加え、女性委員の数を1名から3名に増員したところであります。なお、国においては、女性や高齢者等の多様な主体の参画を促進し、各種防災対策の充実を図る方向であることから、県におきましてもさらなる女性委員の参画に努めたいと考えております。

次に、避難訓練の全県的取り組み強化についてお答えいたします。

県におきましては、県民の防災意識の向上のため、地域における防災教育や避難訓練は重要と考えており、昨年9月に実施した沖縄県総合防災訓練では、主会場となった石垣市で約5000人の住民参加による避難訓練が実施され、同時に各市町村において避難訓練が実施されたところであります。また、東日本大震災の発生以降、27の市町村において避難訓練が実施され、合計約2万6000人の住民等が参加しております。本年度は、例年9月に実施している沖縄県総合防災訓練に加え、新たな取り組みとして、住民の実践的な地震・津波避難訓練を目的に「広域津波避難訓練」を11月に実施する予定です。県内全市町村、地域住民、学校、企業等を対象にした全県的な取り組みになります。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実践的な防災訓練を実施し、避難対策のさらなる強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、県立病院の経営形態についてお答えいたします。

県立病院の経営形態については、「県立病院のあり方に関する基本構想」に基づき、経営再建計画に沿っ

た経営全般にわたる改革の取り組みを検証した上で総合的に判断することとしております。また、経営形態の判断に当たっては、県立病院の役割が地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくことにあることを踏まえ、これらを実現するためにはどのような形態が望ましいのかという観点から検討を行う必要があると考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、戦没者遺骨のDNA鑑定についてお答えいたします。

戦没者遺骨のDNA鑑定については、国において平成15年度より遺留品をもとに死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び関係遺族を推定できることなど一定の条件のもとで実施されております。沖縄県内で収骨された遺骨のDNA鑑定の実施状況については、平成24年3月末時点で28件となっており、そのうち1件の身元が判明しております。

県としましては、戦没者遺骨を一日でも早く御遺族のもとに返還することが重要であると考えており、戦没者遺骨収集情報センターの活用により、国に遺骨収集情報を積極的に提供し、戦没者遺骨のDNA鑑定が迅速に行われるよう国に求めていると考えております。

次に、「子ども・若者支援策」についての御質問について、「子ども・若者計画」についてお答えいたします。4の(1)のアと4の(1)のイは関連しますので一括してお答えします。

「子ども・若者育成支援推進法」において、都道府県及び市町村は、「子ども・若者計画」を作成するよう努めるものとされております。県においては、「子ども・若者支援地域協議会」の平成24年度内設置に向けて取り組んでいるところであります。「子ども・若者計画」については、同協議会において、関係機関等の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。また、県内においては、同計画を作成した市町村はありません。

県としましては、市町村や関係団体等との意見交換を行い、子供・若者への支援体制の構築に努めてまいります。

次に、子供・若者を支援するための施策についてお答えいたします。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援については、福祉・医療・雇用等の関係機関が連携して取り組むためのネットワークを形成することが重要であると認識しております。県においては、現在、「子ども・若者支援地域協議会」の平成24年度内設置に向けて取り組んでいるところであります。

県としましては、改正沖振法の趣旨も踏まえながら、今後、必要な支援については、同協議会において関係団体等の意見も聞きながら検討していきたいと考えております。

次に、認可外保育施設の認可化についてお答えいたします。4の(2)のアと4の(2)のイは関連しますので一括してお答えします。

沖縄県におきましては、平成20年10月に沖縄特別振興対策調整費を活用して沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金を設置し、平成23年度までの間に19施設を認可化し約1200人の定員増を図っております。また、平成24年度は、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業により10施設を認可化し約600人の定員増を図ることとしております。

次に、待機児童解消計画についてお答えいたします。

沖縄県における待機児童対策は、沖縄振興特別推進交付金を活用した待機児童対策特別事業による認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用した保育所の創設等を進めていくこととしております。

沖縄県としましては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいります。

次に、認可外保育施設入所児童への支援拡充についてお答えいたします。

認可外保育施設への給食費助成については、平成20年度から牛乳代に加え新たに米代の助成を行うなど、これまで段階的に支援の拡充を図ってまいりました。平成24年度からは牛乳代や米代等の対象日数を月20日から24日に拡充し、沖縄振興特別推進交付金を活用して、認可化に向けた認可外保育施設における保育の質の向上と一体的に取り組むこととしております。次年度に向けた支援の拡充については、今年度の実施状況を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、保育士確保の取り組みについてお答えいたします。

保育士の確保につきましては、保育関係者から、認可外保育施設の認可化等に伴い保育士が不足しつつあり、確保が困難となっているとの課題が提起されております。

沖縄県としましては、待機児童対策特別事業により、潜在保育士に対する研修会及び就職希望者を対象とした合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援するとともに、「九州各県保健医療福祉主管部長会議」を通じて、配置基準の見直し等、保育士の処遇改善を要望することとしております。

次に、放課後児童クラブの公的施設移行についてお

答えいたします。

県においては、沖縄振興特別推進交付金を活用して公的施設の活用を促進することとしており、現在、活用可能な公的施設について実態調査を実施しているところであります。今後は、この調査に基づき、実施主体である市町村に対し、公的施設活用の計画を策定するよう働きかけてまいります。

県としましては、実態調査及び市町村の計画策定の進捗状況を踏まえ、市町村と連携し、活用が可能な市町村から優先的に公的施設の活用を促進してまいります。

次に、公的施設移行による児童数、保育料についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、公的施設へ移行する予定の民立民営の放課後児童クラブに対して、家賃補助を行うことにより利用料の低減化を促進してまいります。このことにより、クラブを利用することが必要な児童の利用促進に結びつくことを期待しております。

沖縄県としましては、放課後児童クラブへの支援は重要であると考えており、今後とも公的施設への移行促進支援など、支援の拡充に取り組んでまいります。

次に、社会福祉法人の評議員会設置義務の免除についてお答えいたします。

社会福祉法人は、社会福祉法において評議員会を設置することができると規定されております。評議員会は、社会福祉法人の重要事項に関し意見を述べる諮問機関であり、理事会に対する牽制機能が期待されております。したがって、社会福祉法人は、その高い公益性から適正な事業運営と透明性の確保が求められており、その実現のためには評議員会を設ける必要があると考えております。

次に、こども医療費助成事業の通院年齢の引き上げについてお答えいたします。

沖縄県では、こども医療費助成事業の対象年齢について、実施主体である市町村の意向も踏まえ見直しを行い、平成24年10月からは、入院年齢を中学校卒業まで拡大することとしました。通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業における自動償還方式の導入についてお答えいたします。

こども医療費助成事業における自動償還方式の導入については多くの市町村から要望があることから、導入に向けた検討を始めたところであり、しかしながら、同方式についてはシステム開発、事務委託費等

の新たな負担が生じること、さらに医療機関との調整などの課題があります。現在、市町村とともに課題の整理を進めており、今後は先進地視察等の情報収集を行いながら導入に向けた検討を進めてまいります。

次に、インフルエンザ予防接種への助成についてお答えいたします。

現在、国において重要なワクチンとして定期接種化に向けて7種のワクチンが検討されておりますが、子供のインフルエンザはその対象となっております。予防接種については、安全性や有効性、優先度等の専門的な判断が重要であります。そのため、必要な予防接種については国の責任で法律に基づく定期接種とし、それに伴う費用についても国庫負担が望ましいと考えております。

県としましては、国内の接種状況に関する情報を収集するとともに、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

次に、不育症患者の実態についてお答えいたします。

不育症は単一の診断名ではなく、複数の病態を含むものであります。厚生労働省科学研究班によれば、22週以前の流産を繰り返す反復流産、習慣流産に加え、死産・早期新生児死亡を繰り返す場合を含めて不育症と定義しています。県内の不育症患者について、現在その正確な人数を把握することは困難であります。不妊専門相談センターの相談内容から実態の把握に努めてまいります。

次に、不育症の相談窓口体制についてお答えいたします。

県では、中央保健所内に不妊専門相談センターを設置し、不妊及び不育症に悩む方々に対する相談事業を実施しております。相談センターでは、産婦人科医師、助産師等の専門家を相談員として配置し、不妊治療の内容といった医学的・技術的な説明から、家族との関係といった心理的な相談まで、相談者の意思とプライバシーを尊重しながら対応しております。

次に、不育症への助成についてお答えいたします。

厚生労働省科学研究班によれば、不育症の大半を占める原因不明例は偶発的流産で、特別な治療を行わなくても次回妊娠予後は良好とされています。不育症への助成については、医療機関等から情報収集を行い、経済的負担の状況等について実態の把握に努めてまいります。

次に、がん条例についての御質問の中の、離島患者等への経済的負担の軽減についてお答えいたします。

多くの有人離島を抱える本県の地域特性に配慮し、がん対策推進条例では「離島及びへき地におけるがん

医療の確保及びがん患者等関係者への支援」を規定いたしました。具体的には、平成24年度から実施するがん患者支援モデル事業で公立図書館等に専門図書を配布するほか、離島地域の患者会と連携して出張相談会等を行います。また、がんと診断されたすべての方に対し、「がんサポートハンドブック」を配布し、悩みや心配事への対処方法や医療に関する各種の助成制度等について周知を図っているところであります。

なお、離島患者の皆さんが求めている渡航費等の負担軽減策については、平成24年4月から実施されている沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の実施効果を踏まえ、引き続き検討してまいります。

次に、がん診療拠点病院での相談件数についてお答えいたします。

本県のがん診療拠点病院における平成23年度の相談件数は、琉球大学附属病院が1927件、県立中部病院が1250件、那覇市立病院が2455件の合計5632件となっております。

次に、ピアサポートの取り組み状況についてお答えいたします。

本県では、平成23年度から沖縄県地域統括相談支援センター事業を琉球大学附属病院に委託して、ピアサポーター養成等の相談支援を実施しております。同支援センターでは、がんを経験した方やその家族を対象にピアサポーター養成研修を実施し、患者に寄り添った形で相談ができる人材を育成しております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 知事の基本姿勢についての中の、JICA本部の誘致についての御質問にお答えいたします。

議員からも御紹介がありましたが、JICAは、日本政府が実施する唯一の国際協力機関として開発途上国への支援活動を行っており、東京にあるJICA本部は国内17カ所、海外92カ所、合計109カ所の支部を総括しております。現在沖縄には支部としてJICA沖縄があり、発展途上国の研修員の受け入れや、サモアを初め島嶼国における水道事業に対する支援など、国際協力の推進に大きく貢献しております。

御提案のJICA本部の誘致に関しましては、現在、その可能性についてJICA沖縄との意見交換を行っている段階であり、引き続きJICA沖縄と連携しながら、県としての方針を検討してまいりたいと考えております。

次に、文化芸術スポーツ振興策についての中の、文

化芸術振興条例の進捗状況についてお答えいたします。

文化芸術振興条例につきましては、現在、平成25年度の条例制定に向けて着々とその準備を進めているところであります。本条例には、沖縄の伝統文化を保存・継承するとともに、現在の時代背景や文化を取り巻く環境の変化に対応したものとする必要があると考えております。そのため、県では、現在、先進県の調査に取り組んでいるほか、今後は、識者で構成する懇話会を設置し議論を進めるとともに、専門家、関係団体などに対する意見聴取などを行いながら、平成25年度中の条例制定を目指して取り組んでいるところであります。

同じく文化芸術スポーツ振興策についての中、県立郷土劇場再建の進捗状況についてお答えいたします。

県では、平成23年度に「文化発信交流拠点環境整備調査検討委員会」を開催し、県立郷土劇場にかわる新たな文化発信交流拠点の整備に向けて必要性及びあり方について検討を進め、基本理念を含めた報告書を取りまとめたところであります。同報告書では、施設整備に関して、1つは既存施設の活用、1つは既存施設を補完する施設整備、そして新たな大規模施設の整備の3つのパターンを想定しており、この上半期9月までに整備方針を決定、それを踏まえ施設規模、運営方法及び具体的設置場所など文化発信交流拠点整備のための基本計画を策定することとしております。

なお、今年度の第1回検討委員会を去る6月20日に開催したところであります。

次に、Jリーグ規格公式サッカー場建設の進捗についてとの質問にお答えいたします。

公式サッカー場の整備につきましては、今年度、沖縄県総合運動公園陸上競技場をJ2対応に改修するための設計業務を実施します。その設計業務の中で、Jリーグや沖縄陸上競技協会等関係機関と改修に向けた協議を進め、次年度以降、改修工事を行う予定となっております。J1規格のサッカースタジアムにつきましては、昨年度、スタジアムに必要な機能のほか、多目的利用や複合施設としての可能性に関する基礎調査を行い、報告書を取りまとめたところであります。今年度は、この調査報告書をもとに沖縄に適したサッカースタジアムの整備方針や、立地条件等を盛り込んだ基本構想を策定し、サッカースタジアムの整備に向けた取り組みを進めてまいります。

同じく文化芸術スポーツ振興策についての中、「全島サッカー1万人祭り」についてとの質問にお答

えいたします。

「全島サッカー1万人祭り」は、F C琉球が結成10周年を迎えるに当たり、沖縄県総合運動公園陸上競技場でのF C琉球のホームゲームに合わせて開催されるイベントで、サッカー観戦をメインとし、会場周辺では音楽ステージ、グルメイベントなど多彩な催し物が配置されただれもが楽しめる企画となっております。

県としましては、7月12日の記者会見の場のセッティングと開催を初め、県の広報媒体を活用した告知、街頭キャンペーン、県民ホールにおけるパネル展などにより集客に向けた支援を行うことでサッカーの振興やF C琉球を応援する県民機運の盛り上げを図っていきたくて考えております。またさらに、8月1日から始まる観光月間においても魅力あるスポーツコンベンションとしてPRし、全県を挙げた1万人動員の実現に向けて取り組んでまいります。

同じく文化芸術スポーツ振興策についての中、空手道会館建設の進捗状況についてとの質問にお答えいたします。

空手道会館建設につきましては、平成23年度に沖縄伝統空手道の歴史的・文化的意義づけの整理、会館のコンセプト及び必要な機能などを内容とする基礎調査を実施いたしました。本年平成24年度は、上半期中に必要な施設内容や施設規模を決定し、建設用地の選定を行うこととしており、第1回目の「空手道会館基本計画策定委員会」を去る6月21日に開催したところであります。また、下半期には管理運営計画などの基本計画策定と平行して基本設計にも取りかかる予定であります。

次に、観光振興策についての中、「ビジットおきなわ計画」の数値目標の進捗状況についてとの質問にお答えいたします。

5月末時点における入域観光客数は、累計で約90万5000人、対前年度比21.1%のプラスとなっております。一方、外国人観光客数につきましては、累計約7万5000人、対前年度比85.1%のプラスとなっております。

今後の見通しですが、国内は円高による海外旅行との競合や、関東以北の観光需要の回復等により、当面厳しい状況が続くものと見込んでおりますが、海外につきましては、台湾からの定期チャーター便や中国からのクルーズ船の新規就航等により、引き続き好調に推移する見通しとなっております。

沖縄県としましては、一括交付金を活用した国内外に対する積極的なプロモーションを展開するとともに、離島観光の推進や地域の特色を生かした着地型観光メニューの造成支援等に取り組み、目標の達成に努

めてまいりたいと考えております。

同じく観光振興策についての中、第6回太平洋・島サミットの開催効果、その経済効果についてとの質問にお答えいたします。

県内で3度目の開催となった今回の太平洋・島サミットは、初めて県主催行事の会場に宮古島を含め、また、「高校生太平洋・島サミット」を実施したという点で、沖縄県にとって意義深いものとなりました。会議の成果である「沖縄キズナ宣言」では、太平洋の島国の開発のため、沖縄の知見や経験を一層活用していく可能性が示され、県主催の交流事業においても島嶼地域の抱える環境問題に着目したことは、島サミット開催地としての沖縄を内外に一層印象づける結果となり、最大の開催効果となりました。また、宮古島をエコアイランドとしてPRすることによる新たな沖縄の魅力発信、「高校生太平洋・島サミット」において関係国の若者との間に友情がはぐくまれたことなどが効果として挙げられます。

第6回太平洋・島サミットでは、野田総理を初めとする政府関係者など約400人が来県し、地元経済にも相当の効果があったものと推定されます。また、各国首脳や関係者からは、今回の島サミットにおける沖縄訪問は有意義であったとの高い評価を得ていることから、今後ますます本県と太平洋の島国との交流の機会はふえると想定され、地域経済への波及効果がもたらされると考えております。

最後に、同じく観光振興策についての中、沖縄観光コンベンションビューローの状況についてとの質問にお答えいたします。

去る5月29日に開催されました沖縄観光コンベンションビューローの理事会において、会長が自身の不適切な言動等についておわびをし、各理事に今後の運営への協力を依頼したところであります。今後は、沖縄観光コンベンションビューローを中心に、観光関連事業者が一丸となって沖縄観光の発展に向け取り組んでいくものと期待をしております。

いずれにしましても、かつてない観光振興費の速やかで適切な執行が求められている現状をかんがみ、県としましても、これまで以上にビューローとの連携と強化を図り、効果的な観光振興施策の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 新たな沖縄振興計画についての御質問の中で、次年度以降の一括交付金予算の

確保についてお答えいたします。

沖縄振興交付金は、改正沖縄振興特別措置法において、今後10年間の持続的な制度として創設されたものであります。

県としては、平成25年度以降も離島振興、子育て・福祉・医療、文化・交流・平和などの施策が持続的、発展的に展開できる十分な予算額が確保できるよう、引き続き県議会を初め関係各位の御協力を得ながら国へ要望してまいりたいと考えております。

次に、県の一括交付金の事業執行の見通しについてお答えいたします。

沖縄振興交付金、いわゆる一括交付金のうち、沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金を活用した事業については、当初予算に全額771億円を計上しており、そのうち721億円、93.5%は既に交付決定を受けて事業実施に取り組んでいるところであります。

沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金を活用した事業については、市町村分を除く500億円のうち、当初予算と5月補正予算を合わせて延べ202事業、458億円を計上しております。このうち、第1次分として244億円が5月25日に交付決定され、第2次分として138億円が近日中に交付決定されると国から聞いているところであり、合わせて延べ180事業、382億円が交付決定される見込みであります。

県としては、今回までに交付決定がなされていない事業については、早期執行が可能となるよう国との調整を継続してまいりたいと考えております。また、未計上分の42億円については、9月以降の補正予算において、駐留軍用地先行取得基金や、年度途中の新たなニーズに対応するための財源として活用する予定であります。

次に、一括交付金の配分の考え方及び昨年度との比較についてお答えいたします。

平成24年度の沖縄振興特別推進交付金の活用については、「沖縄21世紀ビジョン」に基づき、「強くしなやかな自立型経済の構築」及び「沖縄らしい優しい社会の構築」の2つの基軸に沿って、離島振興、子育て、医療、福祉、自然、伝統文化、人材育成、雇用、国際交流などの分野にきめ細かく配分したところであります。主要な、新規または拡充施策を申し上げますと、離島振興の分野については、離島航路の安定化のための船舶の建造費の支援のために25億7000万円、離島住民の移動コストの低減のために16億8000万円、生活コストの低減のための実証事業のために1億3000万円などの予算を計上しております。また、子育て・福祉・医療の分野については、待機児童対策に10億1000万円、

母子家庭の自立に向けた生活支援のモデル事業のために6000万円、障害者の就労支援のために5000万円などの予算を計上しております。さらに、文化・交流・平和の分野については、空手道会館（仮称）の建設に向けた基本計画の策定費として5000万円を計上するなど、沖縄振興特別推進交付金として総額760億円を計上しており、これまでの補助金等の枠組みでは十分に対応できなかった住民ニーズに対応するための施策について、これまで以上の取り組みを図っているところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 新たな沖縄振興計画についての中、市町村事業の執行見通しについてお答えいたします。

市町村の一括交付金事業につきましては、4月19日に国の沖縄振興特別推進交付金交付要綱が示されたことから、各市町村において交付要綱を踏まえた事業の見直しが行われました。県は、5月末までに全体の約8割に当たる約240億円の事業内容を取りまとめ、その情報を内閣府に提供し調整を行っているところであります。事業数は約1300事業で、その数が膨大で事業内容も多岐にわたっていることや、初年度ということもあり慎重に内容を確認していることから時間を要しておりますが、6月末時点で要望額の約6割に当たる約140億円、事業数にして約650事業の内諾を得て市町村に伝達したところであります。その他の事業につきましても、年度内の事業執行に支障がないよう、早期の事業着手に向け調整を進めてまいります。

次に、観光振興策についての中、那覇空港の第2滑走路建設の取り組みについてお答えいたします。

那覇空港の滑走路増設について、国は、環境影響評価法に基づく手続を進めております。このような中、県内においては、沖縄復帰40周年記念式典の前日に当たる5月14日に那覇空港増設滑走路早期着工県民総決起大会が開催されました。総決起大会では、多くの方々の参集のもと、観光業界を初め各界各層の意見発表があり、早期整備を求める大会決議がなされ、県内外に県民の思いを強くアピールされたところであります。

県としましては、観光振興のためにも一日も早い供用開始を目指し、必要な予算の確保及び工期の短縮等を要請しており、引き続き国と連携して環境影響評価法の手続終了が見込まれる平成25年度の事業着手に向け取り組んでまいります。

次に、公共交通の整備計画についての中、鉄軌道導入計画に関する本年度の事業内容についてお答えいたします。

国は、平成22年度から23年度にかけて需要予測モデルの構築とモデルルートを設定し、ルートとシステムの組み合わせによる複数のモデルケースについて、沖縄における新たな公共交通システム導入にかかわる課題整理等を行っております。平成24年度は、引き続きモデルルートをもとにした導入課題検討に向けた調査や県民が求める公共交通システムに関する意識調査等を実施すると聞いております。県は、これまでの調査結果を踏まえ、国とも連携を図りながら、早期導入の可能性を高める観点から、県民のコンセンサスを得るための広報活動、駅を中心とした新たな開発等による需要拡大の検討、持続的な運営を可能にする特例的な制度の提案を行うための調査など、導入のための条件整備に資する調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 「子ども・若者支援策」についての御質問の中、ニートに対する県の対応についてお答えいたします。

15歳から34歳人口に占める若年無業者の割合は、平成17年に行われた国勢調査によると、全国が1.2%、沖縄県は1.9%となっており、全国で一番高い数字となっております。そのため、県では、「地域若者サポートステーション」を活用し、若年無業者の職業的自立支援を行ってきました。また、平成24年度からは新規事業として、一括交付金約2900万円を活用した若年無業者職業基礎訓練事業を実施いたします。事業内容は、就職に必要な知識・技能の習得や企業実習を中心とした3カ月の基礎的な職業訓練を実施するものであり、今後も若年無業者の職業的自立支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、若年自立支援ネットワーク連絡会議の取り組みと成果についてお答えいたします。

県では、平成20年11月に教育部門、福祉部門、労働部門等で構成する「若年自立支援ネットワーク連絡会議」を設置し、支援対象者の把握、支援情報の共有化等を図ることを目的に、毎年1回から2回の連絡会議を開催しております。連絡会議では、県内に設置されている「地域若者サポートステーション」の事業紹介、活動報告を行うとともに、各支援機関との連携方法や情報交換を行っております。連絡会議を開催し、各関係機関における支援情報を共有化することにより、各

関係機関の連携が強化され個々の支援対象者への適切な支援実施へとつながっております。

次に、雇用問題についての御質問の中の、大学生等県外就職チャレンジプログラム事業の取り組みについてお答えいたします。

本事業は、大学生等に対し、低年次から県外就職に向けた一貫した支援を行うことにより、県外も含めた就業機会をみずから獲得するチャレンジ精神を育成し、学卒無業者の減少を図ることを目的としております。取り組みとしては、大学1・2年生には、県外就職も含めたさまざまな職種の中から働く魅力を発見できるよう、フォーラム、研修、個別支援を実施し、大学2・3年生には、県外企業へのインターンシップ派遣、大学3・4年生には県外就職活動費用の支援、さらに大学4年生及び既卒3年以内の未就職者を対象とした県外企業合同就職面接会の開催となっております。

続きまして、新規学卒者パワフルサポートプログラム事業の取り組みについてお答えいたします。

本事業は、県内の41高校、8大学に専任コーディネーターを57名配置し、新規学卒者の就職者数増加を目的としております。取り組みとしては、年度前半は働く意義やコミュニケーション研修等の就職に必要な基礎的講座を実施することにしております。また、年度後半には個々の状況に応じた模擬面接等のスキルアップ研修や個別面談を実施するとともに、合同就職面接会・説明会を開催することにしております。さらに、就職に向けた意識づけを早期化するため、高校1・2年生を対象として、県外で就職している卒業生による県外就職体験発表会を実施するとともに、沖縄県キャリアセンターに7名の専門スタッフを配置し、学卒無業者の支援や就職後の早期離職防止に取り組んでおります。

同じく雇用問題の、海外インターンシップ支援事業の取り組みについてお答えいたします。

本事業は、30歳未満の県内若年者に対し、アジアを中心に海外企業での就業体験等を実施することにより、国内外の就業機会をみずから獲得する積極性とチャレンジ精神を育成することで県内若年者の失業率の改善を図ることを目的としております。取り組みとしては、おおむね2週間程度の短期インターンシップと、国際的に通用する語学力及び実務遂行力を強化するため、海外企業におけるおおむね3カ月から6カ月程度の長期ジョブトレーニングを実施し、いずれも滞在費用等を支援することとしております。

沖縄県としては、若年者雇用対策が重要な課題であ

ることから、これらの事業を通して一人でも多く就職できるよう取り組んでまいります。

続きまして、中城湾沿岸域の活性化についての中、国際物流拠点産業集積地域となった旧特自貿地域の今後の企業誘致についてお答えいたします。

今回の沖振法の改正により、国際物流拠点産業集積地域では、法人課税所得の控除率が35%から40%へ拡充されるとともに、課題であった「専ら」要件が緩和されるなど、企業誘致のインセンティブがさらに高まった内容となっております。県では、この新たな制度を活用し、国内外市場を視野に入れた人・物・技術・投資を呼び込む付加価値の高い製造業を中心とした産業の集積を図ることとしております。このため、新たな賃貸工場の整備や旧特自貿地域の用地取得費への支援などによりさらなる企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 「子ども・若者支援策」についての御質問の中で、アメラジアンスクールの日本語等指導者の増員、月額支給額の増額及びパソコン等設備・備品費の支援についてお答えいたします。4の(8)のア、イ及びウは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県では、平成13年度からアメラジアンスクールに通学している児童生徒の学籍校への円滑な復帰を図ることを目的に、同スクールへの支援を行っております。日本語の読み書きなどを指導する日本語等指導者を派遣するほか、スクールでの出席を学籍校における出席扱いとすることや、学籍校での学校行事への受け入れなどを行っております。児童生徒の努力とこれらの支援により、高等学校進学を含め毎年約16%の児童生徒が学籍校等に復帰しております。

アメラジアンスクールの生徒数は、過去7年の平均では72名で、生徒数はおおむね一定で推移し、平成24年本年度の生徒数も65名であることから、2名の日本語等指導者で対応が可能であると考えております。

日本語等指導者の給与につきましても、嘱託員設置規程に基づき適切に支給されていると考えております。また、同スクールにおいてパソコン操作の学習が重要であることは認識しておりますが、県の支援目的である学籍校への復帰のための支援としては、日本語等指導者の派遣で対応できているものと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 防災計画についての御質問の中で、老朽化した道路、橋梁等の補修・整備計画についてお答えいたします。

沖縄県の管理する道路にかかる橋梁は、橋長２メートル以上で672橋あり、平成22年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、これに基づき老朽化した橋梁の点検及び補修工事を推進しております。また、道路については、トンネル等の大規模構造物について点検・補修を行っており、その中で高さ15メートル以上の道路のり面については、道路防災カルテを作成し、補修工事をしております。なお、これらの補修工事に当たっては、防災上の観点から、緊急輸送道路の確保を重点的に行っているところであります。

次に、中城湾港沿岸域の活性化についての御質問の中で、定期船就航実験の成果と今後の展開についてお答えいたします。

本実験は、鹿児島航路として昨年11月から開始し、ことし3月までに約4425トンの貨物を取り扱っております。実験前は1カ月当たり226トンに対し、実験後は980トンで、4.3倍の増加となっております。荷主からは、陸上輸送時間の短縮や物流コストの低減及び計画的な運搬の確保について評価を得ています。今後は、貨物量増加のための取り組みを強化するとともに、企業からの要望の高い大都市圏への航路拡充について積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 農林水産部長。

〔農林水産部長 知念 武君登壇〕

○農林水産部長（知念 武君） 農水産振興についての中のおが粉養豚の取り組みについての御質問にお答えします。

おが粉利用による養豚は、悪臭、汚水量の軽減効果にすぐれており、環境対策の強化に有効となっております。沖縄県としましては、沖縄振興交付金などを活用し、平成24年度からおが粉の安定供給のための調査や普及啓発及び畜舎改修の助成などを実施し、おが粉養豚の導入を順次拡大していくこととしております。

次に、同じく農水産振興についての、モズクの生産者価格及び生産量についての御質問にお答えいたします。

平成24年のモズク生産量は、平成23年の約1万2000トンから約1万5000トンになる見込みであります。また、ことしの生産者価格の平均は、過剰在庫が解消されたことや消費の拡大を反映し、平成22年の100円、

平成23年の114円を大きく上回り、130円程度になると聞いております。

県としましては、モズク等の消費拡大のため、漁協等の新商品開発を支援する産地漁協ビジネス連携新商品開発支援事業や、若い女性層を対象とした料理教室等を開催し、楽ラクおさかな女子レシピおすすりめ事業などを実施することとしております。これらの事業費としましては、沖縄振興交付金等の活用により、前年度の約3500万円から今年度は約1億800万円となっております。

次に、農水産振興についての、魚類養殖の取り組みについての御質問にお答えします。

沖縄県の平成22年における魚類養殖生産量は、クロマグロ、ヤイトハタ、マダイ及びタマン等で約670トン、生産額は約13億円となっております。特に、高級な白身魚として知られているヤイトハタは、和・洋・中華など幅広い料理に利用され、かつ魚価も高いため、県内各地において養殖が行われております。その生産量は、平成17年の約40トンから、平成22年は約89トンに増加しております。また生産額は、平成17年の5500万円から、平成22年は1億2000万円となっております。

県としましては、今後とも生産拡大に向け、ヤイトハタ等低コスト生産対策事業によるワクチン接種費用の支援や養殖ハタ類の国際的産地形成推進事業による低コスト陸上養殖システムの開発などを実施し、魚類養殖の振興に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 阿波連本伸君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（阿波連本伸君） 答弁に先立ち、一言申し上げます。

皆様方の今般の御当選を心からお喜び申し上げます。

次に、答弁に移ります。

県議選の総括について、この質問にお答えいたします。

県選挙管理委員会としては、県議会議員選挙を今後4年間の沖縄県の進む未来を決定する大切な政治参加の機会としてとらえ、主権者としての自覚と誇りを持って投票するよう強く呼びかけたところであります。投票率が前回より5.33ポイント低下し、県議会議員の一般選挙において過去最低の投票率、52.49%となったことにつきましては、過去2回の県議選からの投票率の低下傾向に歯どめをかけることができず、まことに残念な結果であります。また、その要因については種々あるものと思われまますが、特に今回に限って申し

上げますと、都市部の投票率が極端に低かったことがその一因であると考えております。

今回の選挙の結果を踏まえ、今後はより効果的な選挙啓発を実施し、有権者の皆様方に対して投票の意義及び重要性を呼びかけて投票率の向上に資するよう努めてまいりたいと考えております。

次に、選挙公報の効果、役割についての質問にお答えします。

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現し、かつ候補者の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用し、その一つの手段として選挙公報の発行が認められております。

県議会議員選挙での選挙公報については、選挙公営の趣旨である候補者の選挙運動の機会均等の確保という観点から去る2月県議会において条例が制定され、今回の県議会議員選挙から導入され、発行されたものであります。

今回の県議会議員選挙においては、14選挙区63人の候補者全員が選挙公報発行の申請を行い、各候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した公報が等しく各世帯へ配布されております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 6月10日の県議選をどのように総括しているかについての質問にお答えいたします。

本日現在、第11回沖縄県議会議員選挙に関する検挙件数はゼロ件、警告件数は208件となっております。警告につきましては、違法と思料されるポスターやのぼり等を把握した場合に、その内容や掲示方法等につき慎重に判断の上、警告を行ったところであります。しかしながら、一度警告を行ったにもかかわらず撤去されないため数次にわたって警告を行い撤去に至った事例、あるいは警告に基づき撤去された直後に別の違法ポスター等が掲示された事例等もあり、完全に撤去できたとは言えない結果となったことについては、遺憾であると考えております。

なお、平成20年6月8日に施行されました第10回県議選では、今回より11名多い74名が立候補し、警告件数は213件でありましたので、立候補者1人当たりの警告件数は前回より14.6%増加をしております。

県警察といたしましては、選挙の公正を害する悪質な違反の取り締まりをさらに徹底し、公正な選挙の実現に向けてなお一層取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 金城 勉君。

〔金城 勉君登壇〕

○金城 勉君 再質問をさせていただきます。

4番目の「子ども・若者支援策」についてでございます。

答弁には、この努力義務とされている「子ども・若者計画」について県も市町村も策定の実績がないということでございます。この商工労働部長の答弁にもありましたように、沖縄県の場合にはニートの問題や引きこもり、あるいはまた不登校の問題など非常に深刻な状況でございます。全国的な数字と比較しても非常に深刻な状況でございます。そういう意味ではやはり県がリードをして市町村も一緒になってこの「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」についてはしっかりと取り組みをして、そしてその上でニートや引きこもり、不登校等の問題解決にしっかり対応すべきではないかと思えます。そのことについてもう一度御答弁をお願いします。

次に、子供医療費の自動償還払いの導入についてでございます。

この件については、県として市町村と連携をしながら課題を整理する中で、その導入に向けた検討を始めたということでございます。検討を始めたということですから、評価をいたしたいと思えます。ただ、一部自治体、市町村においては既に導入をして、そして多くの父兄の皆さん方から喜ばれている、高い評価を得ているということも報告がございます。そういう意味ではいろんな課題を速やかに整理をした上で、医師会とも相談をし、各市町村とも連携を図りながらこの自動償還払いがしっかり速やかに実施されるように、これは要望をいたしておきます。

そして次に、アメラジアンスクールの支援策についてでございます。

先ほど部長の答弁では、現状のままでその役割を果たしているという趣旨の答弁がありましたけれども、ぜひ一度部長みずから現場に足を運んでいただき、そして学校関係者ときちっとその課題についての話し合いをしていただきたいと思います。そうすれば今私が問題提起したことが本当に今までの支援策のままで役割を果たしているのか、あるいはまた、やっぱりその支援拡充について検討しなきゃいけないのか、そういうことが明らかになるんじゃないかというふうに考えますけれども、部長、現場視察についていかがでしょうか。

最後に、防災計画の男女共同参画の視点について伺いをします。

さきの東日本の大震災においてもその女性の視点の導入というものが非常に重要である、また現場におけるさまざまな深刻な課題もあったという報告がなされております。

そういう意味で提案を申し上げたいことは、18年前の阪神・淡路大震災の際に、兵庫県立女性センター所長を経験した清原桂子さん——その災害対策の現場における女性の視点というものについて非常に造詣が深いという方でいらっしゃる。その方をぜひ県が主催をしてお招きをして、県内の市町村のほうにも呼びかけてその女性の視点からの震災対策について講演の機会をぜひ設けていただきたい。そうすることによって、今沖縄県において防災会議における女性の視点がいまいち弱いと指摘されていることについてももっとその課題というものが浮き彫りになってくるんじゃないかということで提案を申し上げたいんですけれども、いかがでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時51分休憩

午後3時52分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） それでは金城議員の再質問にお答えをいたします。

「子ども・若者計画」をしっかりとって市町村計画も推進してほしいというような再質問であったと思います。

沖縄県では、教育や福祉、商工等で、不登校、引きこもり、非行、ニート等に対して立ち直りや居場所づくり、相談、就業支援等連携して取り組んできたところです。沖縄県の若年人口は全国で一番高い比率であります。若年無業の割合も全国一であり、その他不登校、引きこもり、非行等の問題もあることから、若者の置かれている状況は大変厳しいと認識しております。

子供、若者の支援については、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」においても位置づけており、県及び市町村の「子ども・若者計画」の策定も含め課題解決に向けてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 金城議員の再質問にお答えします。

アメラジアンスクールの支援の件ですけれども、私は、施設には宜野湾市の男女共同参画センターにこのアメラジアンスクールも一緒に入っておりますので、その男女共同参画センターの整備に当たって現場を訪問したときにスクールも訪問して意見交換をしております。

議員おっしゃるとおり、さまざまな課題があると思います。再度訪問しまして、課題について話をお伺いしてどうということが県としてできるか検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 県の防災計画あるいは防災体制に対する女性の参画につきましては、先ほど御答弁差し上げましたとおりその拡大に努めているわけですけれども、この女性の視点が防災計画に盛り込まれるという歴史はそれほど古いものではなく、国の防災計画に盛り込まれたのは去る中越地震のときが初めてであったというふうに記憶してございます。また、今般の東日本大震災におきましても、そういった問題がいろいろ出てきていると承知しております。県におきましては、防災においてその計画の段階、あるいは災害が起きたときの避難、そういった観点に女性の御意見を反映させることは極めて重要だと考えております。

御提案のありました清原先生は、その専門家であると承知しておりまして、今後市町村、あるいは県民を対象とした講演会あるいは普及啓発の取り組みの中で、その招聘についても検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 以上をもって代表質問は終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次会は、明5日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時57分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明

平成24年 7 月 5 日

平成 24 年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録

（第 4 号）

平成24年
第 3 回

沖縄県議会（定例会）会議録（第4号）

平成24年7月5日（木曜日）午前10時2分開議

議 事 日 程 第4号

平成24年7月5日（木曜日）

午前10時開議

第1 一般質問

第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで（質疑）

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 乙第1号議案から乙第28号議案まで

- 乙第1号議案 沖縄県知事の給与の特例に関する条例
- 乙第2号議案 沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 乙第3号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第4号議案 沖縄県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例
- 乙第5号議案 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第6号議案 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置及び管理に関する条例
- 乙第7号議案 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 乙第8号議案 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例の一部を改正する条例
- 乙第9号議案 沖縄県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 乙第10号議案 沖縄県がん対策推進条例
- 乙第11号議案 沖縄県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 乙第12号議案 沖縄県企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 乙第13号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 乙第14号議案 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例
- 乙第15号議案 沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 乙第16号議案 工事請負契約について
- 乙第17号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第18号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第19号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第20号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第21号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 乙第22号議案 損害賠償額の決定について
- 乙第23号議案 指定管理者の指定について
- 乙第24号議案 那覇市の中核市指定に係る申出の同意について
- 乙第25号議案 県道の路線の廃止について
- 乙第26号議案 沖縄県人事委員会委員の選任について
- 乙第27号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 乙第28号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

出席議員（48名）

議長	喜納昌春	君
副議長	浦崎唯昭	君
1 番	上原章	君
2 番	砂川利勝	君
3 番	具志堅透	君
4 番	又吉清義	君
5 番	末松文信	君
6 番	儀間光秀	君
7 番	新田宜明	君
8 番	仲村未央	さん
9 番	玉城満	君
10 番	西銘純恵	さん
11 番	比嘉京子	さん
12 番	吉田勝廣	君
13 番	島袋大	君
14 番	中川京貴	君
15 番	桑江朝千夫	君
16 番	座喜味一幸	君
17 番	呉屋宏	君
18 番	仲宗根悟	君
19 番	崎山嗣幸	君
20 番	山内末子	さん
21 番	瑞慶覧功	君
22 番	渡久地修	君

23 番	大城一馬	君
24 番	嶺井光	君
25 番	前島明男	君
26 番	照屋守之	君
27 番	新垣良俊	君
28 番	仲田弘毅	君
29 番	新垣安弘	君
30 番	當間盛夫	君
31 番	照屋大河	君
32 番	狩俣信子	さん
33 番	赤嶺昇	君
34 番	新垣清涼	君
35 番	前田政明	君
37 番	金城勉	君
38 番	糸洲朝則	君
39 番	翁長政俊	君
41 番	新垣哲司	君
42 番	具志孝助	君
43 番	新里米吉	君
44 番	高嶺善伸	君
45 番	奥平一夫	君
46 番	玉城義和	君
47 番	玉城ノブ子	さん
48 番	嘉陽宗儀	君

説明のため出席した者の職、氏名

知事	仲井眞弘多	君
副知事	上原良幸	君
副知事	与世田兼稔	君
知事公室長	又吉進	君
総務部長	川上好久	君
企画部長	謝花喜一郎	君
環境生活部長	下地寛	君
福祉保健部長	崎山八郎	君
農林水産部長	知念武	君
商工労働部長	平良敏昭	君
文化観光部長	平田大一	君
スポーツ部長	当間清勝	君
土木建築部長	兼島規	君
企業局長	伊江朝次	君
病院事業局長		

会計管理者	真栄城香代子	さん
知事公室	新城清	君
秘書広報統括官		
総務部	仲本朝久	君
財政統括官		
教育委員会	安次嶺馨	君
職員代理者		
教育長	大城浩	君
公安委員会委員	安里昌利	君
警察本部長	村田隆	君
労働委員会	平良宗秀	君
事務局		
人事委員会	岩井健一	君
事務局	又吉春三	君
代表監査委員		

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	嘉陽安昭	君
次長	鉢嶺元	君
議事課 長	平田善則	君

課長 補佐	上原貴志	君
主幹	佐久田隆	君
主査	嘉陽孝	君

○議長（喜納昌春君） これより本日の会議を開きます。

日程第1及び日程第2を一括し、これより直ちに一般質問を行い、乙第1号議案から乙第28号議案までを議題とし、質疑に入ります。

質問及ばたいたいま議題となっております議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

奥平一夫君。

〔奥平一夫君登壇〕

○奥平 一夫君 おはようございます。

それでは、早速でありますけれども一般質問したいと思っております。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

(1)、東京都の石原都知事による尖閣諸島の買い取り計画は、沖縄県や県民及び隣国との外交にどのような影響があるかと考えるか、知事の認識を伺います。

(2)、知事は、震災瓦れきの受け入れに前向きで、可能性調査を指示したようではありますが、その理由と結果についてお伺いをいたします。

(3)、原発事故が起こって1年と4カ月が経過をしました。今なお放射能の拡散と国民生活への影響は大きい。何十年続いた農業や漁業、畜産、あるいはみずからの仕事をあきらめた人々。今でも16万人を超える人々が自宅やふるさとに帰れないでいる。ふるさとへの帰還をあきらめなければならない人々もいる。原発事故は終息をしたのではなくて、今も県境を越え、国境を越えて人々を苦しめている。

知事は、昨年、沖縄電力による原子力研究は、情報収集や研究することを排除すべきではないとして容認の姿勢でありましたが、今回知事の見解を伺います。

(5)、若年者の雇用が相当悪化をいたしております。若年者の雇用環境の実態は一体いかなるものか。また、県はその改善策についてどうやっているのか、あるいはやろうとしているのか、その見解を伺います。

(6)、普天間飛行場や嘉手納飛行場周辺地域の生活権や学習権を破壊するような異常な騒音をやめさせる抜本的な対策を知事は示してください。

大きい2番目、教育行政について伺います。

(1)、教職員の病休問題について伺います。

ア、精神性疾患による休職者の5年間の推移を示してください。

イ、教職員の勤務の実態や意識に関する調査報告書における改善策の実績を伺う。

(2)、進級規定見直しによる教育効果と人材育成について教育長の見解を示してください。

(3)、30人以下学級の完全実現と、ことし実施される

35人学級導入の進捗について伺います。

(4)、一括交付金による複式学級の解消実現について伺う。

(5)、一括交付金による幼・小・中学校へのクーラー設置事業実現について伺います。

(6)、老朽化した危険校舎実態調査と対策について伺います。

大きい3番目、下地島空港周辺残地と空港の利活用について伺います。

(1)、県の基本計画による農業ゾーンや観光ゾーンの考え方及び進捗状況と今後の日程について示してください。

(2)、日本航空撤退による民事調停の経緯と空港利用の基礎調査の進捗について伺います。

(3)、下地島空港の国際線就航の可能性について、知事は「空港機能をフル活用することを大前提に考える」と答弁されております。その後の取り組みについて伺います。

大きい4番目、我が会派の代表質問との関連で、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」関連で、新たな振興計画のそれぞれの施策について政府との調整は進んでいるのか、次のことについて伺います。

幼児教育支援制度、エコアイランド特区、離島・僻地支援のための離島児童・生徒支援センターの設置について、目的、内容、交渉経緯、見通しについて伺います。

(2)つ目に、本計画に展望値が示されております。県内総生産に占める基地収入の割合と金額は幾らになるのか。嘉手納基地以南の基地が返還されたという前提なのかどうか。

(3)番目、平成33年の最終年における沖縄の産業の構成比はどのような予測になっているのか。

(4)番目に、オスプレイ配備抗議の県民大会について伺いたい。

知事は、昨日の答弁で、各界各層、沖縄全体が一体となった開催ならばという条件を示したと思います。県市長会会長や県内市町村議会が開催を希望し、各種団体からも知事や県議会への開催要請もあり、県民の関心の高さと広まりを実感をいたしております。昨日は県議会の与野党、中立会派を初め無所属議員の代表がそろって県民大会開催へ向けて取り組むことを確認しました。オール沖縄だからこそ、知事が先頭に立って県民大会を指導すべきであると思います。知事の決断で、オスプレイ配備反対の県民大会は大きく盛り上がることは間違いありません。知事の御決意を伺います。

4 番目、愛楽園・南静園の将来構想について。

高齢化が進み、自治会運営すらままならない現在の状況の中で、将来構想の実現に向けた取り組みを県は加速させるべきであります。当局の特段の配慮を要望したいと思います。

そこで昨日、我が会派の玉城義和議員の質問で、知事が両園への訪問の意向を示したことを受けて、できるだけ早目の日程調整を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、答弁を聞いて再質問いたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 失礼しました。質問を落としておりました。

大きい1の(4)、消費税増税に対する知事の見解と県民生活への影響について伺います。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時9分休憩

午前10時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○奥平 一夫君 大分漏れているようで、どうも申しわけございません。

関連質問について、2番目の、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」関連について伺います。

基地の返還アクションプログラムを示すべきではないのか、そのことをつけ加えて1回目の質問を終わります。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） おはようございます。

奥平一夫議員の御質問に答弁させていただきます。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、東京都の尖閣諸島購入に係る外交への影響いかんという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

尖閣諸島は我が国固有の領土であり、その外交関係につきましては国が取り組むべきものではないかと考えております。

今回の東京都の尖閣諸島購入について、県民生活や隣国との外交にどのような影響が出るかにつきましては、今申し上げましたとおり、私どもでにわかにお答えはできない国のお仕事ではないかと私のほうでは考えております。

次に、知事の政治姿勢の中で、若年者の雇用環境の

実態、改善についての御質問にお答えをいたします。

沖縄県における平成23年の若年者の完全失業率は11.3%となっており、全国より4.1ポイント高くなっております。このような雇用状況を改善するために、沖縄県では、県外及び海外企業におけるインターンシップやジョブトレーニング、そして高校、大学等への就職支援専任コーディネーターの配置などに取り組んでいるところでございます。

沖縄県といたしましては、一括交付金等を活用し、産業振興や企業誘致等を推進し、雇用の場を確保するとともに若年者の就職支援にしっかりと努めてまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、災害廃棄物受入可能性調査の実施理由と結果についてお答えいたします。

東日本大震災の復興については、全国民が一丸となって取り組むべき課題であります。

災害廃棄物の広域処理については、平成24年3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から協力要請があったことから、3月23日付で県内全市町村に対し災害廃棄物受入可能性調査を実施しております。調査の結果、「受け入れは困難である」が30市町村、「現時点では判断できない」が11市町村となっております。

県としましては、現時点では判断できないと回答した市町村と安全性等に関する意見交換を行っているところであります。

なお、去る6月29日付で環境省は、岩手県の可燃物・木くずについては、広域処理の見通しが得られていること、宮城県についてもある程度まとまった量の処理が可能な受け入れ先を対象に調整を行うとしております。一方、不燃物については、両県の公共工事における復興資材としての再利用を図り、それでもなお埋立処分せざるを得ない場合に、必要に応じて広域処理の調整を図るとしてあります。

県としましては、今後の広域処理の動向について国等から情報収集をしていきたいと考えております。

同じく知事の政治姿勢についての御質問の中で、普天間・嘉手納基地周辺地域における抜本的騒音対策についてお答えいたします。

県では、関係市町と連携し、嘉手納飛行場周辺15測定局、普天間飛行場周辺8測定局において航空機騒音の常時監視測定を実施しております。平成23年度の測

定結果によりますと、嘉手納飛行場周辺においては15測定局中8局で、普天間飛行場周辺では8測定局中3局で環境基準を超過している状況にあります。

県としては、こうした測定結果を踏まえ、米軍や沖縄防衛局等の関係機関に対し、「航空機騒音規制措置に関する合同委員会合意」を遵守するよう強く要請を行ってきたところであります。また、平成23年度から常時監視測定局以外に嘉手納及び普天間飛行場周辺の30地点において米軍基地航空機騒音実態調査を実施しておりますが、その結果によりますと、住宅防音工事対象区域外の4地点において防音工事対象区域と同等のW値、いわゆるうるささ指数70を超過していることが確認されております。

今後とも、関係市町村と連携して航空機騒音の監視測定を継続し、米軍等関係機関に対し航空機騒音の軽減に向けて強く働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての中、沖縄電力の小型原子力研究についてお答えいたします。

沖縄電力では、電力の安定的かつ効率的な供給や低炭素化等の観点から、日本原子力発電株式会社に研修生を派遣しておりますが、これは小型原子力などさまざまな発電方式について常に情報を収集するとともに、技術者の人材教育の一環として研究を行っていると考えております。

沖縄県としては、県民に対し電力の安定供給の責務を負う電気事業者が、さまざまな発電方式に関する知識や技術を蓄積することは必要なことであると考えております。

続きまして、我が会派の代表質問との関連で、エコアイランド特区についてお答えいたします。

沖縄県では、平成23年度に宮古島市など再生可能エネルギー導入に積極的な地域の取り組みを支援することを目的にエコアイランド特区の創設を要望しております。制度には、再生可能エネルギーの導入や実証事業等への支援、電気自動車などの導入支援、バイオ燃料を普及させるための規制緩和を盛り込んでおりましたが、実現できませんでした。

そこで沖縄県では、平成23年度からスマートエネルギーアイランド基盤構築事業を実施し、宮古島市でのエネルギー消費の効率化を図るエネルギーマネジメントシステムの実証や、来間島での太陽光発電導入によ

る再生可能エネルギー100%の島を目指す実証事業等に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、消費税増税への見解と県民生活への影響についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。現在、国会で審議されている「社会保障と税の一体改革」の中では、社会保障の充実を図るための消費税の引き上げが議論されているところであります。

しかしながら、消費税は低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、精神性疾患による休職者数の5年間の推移についてお答えいたします。

本県の教職員の精神性疾患による休職者数は、平成19年度153人、平成20年度156人、平成21年度164人、平成22年度161人、平成23年度158人となっております。

次に、調査報告書における改善策の実績についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の負担軽減の取り組みといたしまして調査依頼や通知文書の見直し、電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。また、各学校においては、負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議の精選、校内組織のスリム化等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。その結果といたしまして、業務量が多いと感じている教職員の割合は減少しております。

次に、進級規定の教育効果と人材育成についてお答えいたします。

県立高等学校における進級・卒業に関する規定につきましては、学習指導要領に基づき、多様な生徒の個

性の伸長や学ぶ意欲の向上、学習環境を保障するという観点から弾力化を図ってまいりました。また、新学習指導要領においても、各学年の修了認定について単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮することが求められております。各学校においては、これまでも生徒の実態に応じて生徒の学びを支援しており、これらの取り組みが中途退学率等の改善につながっているものであります。

県教育委員会としましては、今後とも多様化している生徒の実態を踏まえ、学習指導要領等に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、少人数学級の進捗状況等についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、小学校１・２年生の30人学級に加え、今年度から小学校３年生の35人学級を実施しており、３つの学年で増加した175学級に175名の教員を配置しております。

今後の計画につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、複式学級の課題解消についてお答えいたします。

県教育委員会では、今年度から児童の教育環境の改善を図るために、沖縄振興特別推進交付金を活用し、小学校に非常勤講師を43名配置し、複式学級の課題解消に努めております。

今後の計画につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、一括交付金による幼・小・中学校へのクーラー設置についてお答えいたします。

平成23年７月現在、空調施設の整備率につきましては、公立小中学校の普通教室は53.0％、幼稚園は48.1％となっております。幼稚園、小中学校の空調整備については、設置者であります市町村が主体的に対応しており、防衛省や国土交通省の騒音対策事業、文部科学省の大規模改造事業等を活用して整備を進めているところであります。沖縄振興特別推進交付金は、補助制度が既に存在する場合、原則として充てることができないこととされております。

県教育委員会としましては、引き続き市町村と連携しながら、現行制度を活用し空調整備を促進していきたいと考えております。

次に、老朽危険校舎の調査と対策についてお答えいたします。

小中学校における旧耐震基準で建築された昭和56年

度以前の建物は、平成23年５月現在、約54万6000平方メートル残存しており、全体の25.8％となっております。これらの建物は、建築から31年以上を経過し、老朽化が進行している状況でございます。その対策といたしまして、平成23年度においては約３万2000平方メートルの改築を実施しており、平成24年度以降も同様の規模で解消を図っていく計画であります。

県教育委員会としましては、安全で快適な学習環境を整備するため、引き続き老朽校舎等の改築を重要な事業ととらえて年次的に促進してまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連の御質問で、幼児教育支援制度についてお答えいたします。

県教育委員会においては、今年度４月に有識者等で構成される「幼児教育推進委員会」を設置し、沖縄型の幼小連携のあり方を含めた幼児教育支援制度について検討しているところでございます。沖縄型幼児教育支援制度創設につきましては、昨年度から国と調整してまいりましたが、今後も引き続き取り組んでまいります。

次に、離島児童・生徒支援センター（仮称）についてお答えいたします。

同施設につきましては、離島・僻地出身の高校生の寄宿舎の機能、小・中・高校生の交流の拠点としての機能等をあわせ持つ複合施設として計画をしております。実施時期につきましては、一括交付金を活用した事業として平成25年度の着工を目指して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 下地島空港周辺残地と空港の利活用についての御質問の中の、県の基本計画の考え方及び進捗状況についてお答えいたします。

「下地島土地利用基本計画」においては、空港機能の連携を基本に、観光ゾーンにおいては長期滞在型リゾート地の形成を図ることとしております。農業的利用ゾーンにおいては、観光や周辺の土地利用との整合を勘案しつつ振興することとしております。

現在、観光ゾーンにおいては、経済情勢の変化などから具体的な取り組みには至っておりませんが、農業的利用ゾーンにおいては、宮古島市からの要望を踏まえ、面積を30ヘクタールから85ヘクタールへ拡大し、観光ゾーンなどを縮小する計画の見直しを平成24年２月に行ったところです。宮古島市からは、平成24年６月の定例市議会において県有地を取得する補正予算が認められたとの連絡を受けたところです。

県といたしましては、円滑な県有地の売却手続に努めるとともに、農業的利用の実現に向けて関係部局、地元宮古島市と連携しながら取り組んでまいります。

次に、我が会派の代表質問との関連で、次の計画の展望値に関する御質問の中の、県内総生産に占める基地関連収入の割合と金額についてお答えいたします。

「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の社会経済展望値においては、基地関連収入の金額や割合などを示しておりませんが、仮に平成21年度の基地関連収入額2058億円をベースに平成33年度の県内総生産の社会経済展望値である5兆1000億円に当てはめて試算いたしますと、基地関連収入の割合は4%となります。

同じく我が会派の代表質問との関連で、基地返還を前提としているかどうかについての御質問にお答えいたします。

現時点においては基地返還の具体的な内容が示されていないため、10年後の社会経済展望に米軍基地返還の影響などを反映させるのは困難であり、前提としておりません。

なお、今後基地返還が進み、基地跡地を有効に利用すれば、都市構造のゆがみの是正、県土構造の再編につながり、本県の自立的発展が大きく前進すると考えられます。これによって、県内総生産や1人当たりの県民所得はさらに向上すると見込まれます。

平成33年度の産業別構成の見込みについてお答えいたします。

平成33年度の産業別構成については、おおよそ以下のとおり見込んでおります。第1次産業は、平成22年度の2%を維持すると見込んでおります。第2次産業は、製造業を中心に成長が見込まれるものの、平成22年度の11%から10%へ相対的に低下すると見込んでおります。第3次産業は、観光・リゾート産業などの伸びにより87%から88%へ若干上昇すると見込んでおります。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 下地島空港周辺残地と空港の利活用についての御質問の中で、民事調停の経緯と利活用調査の進捗及び国際線就航の可能性についてお答えいたします。3の(2)と3の(3)は関連しますので一括してお答えします。

日本航空の撤退通知を受けて、県では、下地島空港の年間練習使用料等について定めた覚書が相当期間継続することの確認及び年間維持費支払いを求める調停申立書をことし3月に提出し、第1回の調停は7月中

旬に東京地方裁判所で行われることになっております。

下地島空港の利活用調査については、国内外の空港の先進的な事例を調査研究し総合的に検討するため、学識経験者や関係機関で構成する「下地島空港利活用検討協議会」を設置して具体的な検討を始めたところであります。検討に当たっては、宮古島市が策定した「下地島空港等利活用計画書」の提案を参考に、伊良部大橋供用後の宮古空港との空港機能の役割分担も踏まえ、国際線就航の可能性についても関係機関と連携して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 我が会派の代表質問との関連の中で、基地返還アクションプログラムについてお答えいたします。

県としては、これまで本県の過重な米軍基地の整理縮小に取り組んできたところであります。このため、既に合意されたSACO及び「再編実施のための日米のロードマップ」で示された約5300ヘクタールの基地の整理縮小を着実に進める必要があり、日米両政府に強く求めてきたところであります。現在、このような取り組みに全力を挙げており、御質問にある基地返還アクションプログラムの策定につきましては、御意見として承りたいと思います。

次に、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところであります。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。また、これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して直接政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 我が会派の代表質問との関連の御質問の中で、愛楽園・南静園の知事の訪問についてお答えいたします。

県としましては、両園の取り組みを支援するため「沖縄県内の国立ハンセン病療養所の将来構想の実現に向けての検討会議」を設置し、意見交換を進めております。今後とも入所者の意向を最優先かつ最大限に考慮した上で、引き続き両園や名護市及び宮古島市等関係機関と連携し、将来構想の実現に向けて協力していきたいと考えております。

知事の訪問につきましては、両園と日程の調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 知事にお伺いしたいと思うんですが、今、県民大会への知事の参加といいますか、主導的な取り組みを求めることについて、昨日と同じ答弁になっていますね。私の質問を聞きましたか、きのうと全く同じです。つまり、きのうまでとは状況が変わってきたのではないかと。つまり、県議会も全会派で一緒になって取り組むと、全県民を網羅して県民大会をぜひ実現をしたいと、それについてはぜひ知事が先頭になって県民大会を開催していただきたいという意向なんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議会の各会派の議員の皆様が県民大会を開催するために真摯に取り組んでおられることに対しては、私は大変敬意を表するものであります。ただ、そこに私が参加したほうがいいのかどうかという点、及び私自身は行政を預かる者としてきちんと既に防衛大臣、外務大臣に宜野湾市長ともどもあの市民大会の後に行って配備の中止などを申し入れてきております。ですから、私としては日々そういうことで行政機関同士、政府相手に活動しているつもりですから、この県民大会という形を、私も皆様ないしは市民の皆様と一緒にやるべきものかどうかというのは検討させていただきたい、こういうことでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 きのうの公室長の答弁では、県民一体となったという各派各層を網羅した大会であれば参加をするだろうという、参加したいという意向が示されたような気がしております。そういう意味では、文字どおり県議会が一緒になって、いわゆる党派を超えて全県民的な大会にしたいという意向を持っております。

すので、ぜひ前向きに、できるだけ早目の決断をお願いをしたいと思います。

続きまして、東京都による尖閣諸島の買い取り問題についてなんですが、これはかなり石原都知事の政治的なパフォーマンスだというふうに私は思っております。このことで中国との軍事的緊張を生むことになれば、これは我々沖縄県民の、そこに住む人々の生活を侵害をするということになりかねません。そういう意味で、この中国との軍事的な緊張、このことによって沖縄県民が受ける影響について、知事はどういう認識をお持ちなのかお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） これは東京都知事が尖閣を購入するよという意向を発表されて、いろんな見方があり得ると思います。まずその意図についてと、その効果についてです。さらに、今議員のおっしゃったような外交上の話とか、大きな国との軍事的な関係の面でもどうかと。これはいろんな見方があり得ますから、私が今これについてどうこうというのはなかなか自信を持って言える状況には今ありません。

ただ、これまで国が管理をしっかりとやってきている。そして、尖閣については公式見解といいますか、領土問題はないというぐらいはっきりと日本国としては立場を表明しておりますから、私はそれに準ずるといいですか、のっとって沖縄県としても対応ないしは考え方を整理すべきだろうと思っておりますので、今おっしゃった具体的な外交効果とかそういうことについて、私はちょっと今判断できるに十分な組織と機能等は持っておりません。ですから、これはすべからく国の外交に任せたほうがいいのかと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 確かにそうではあると思います。ただ現実問題として、今中国はもう相当びりびり神経をとがらせている状況の中で、非常に軍事的な緊張も生まれるだろうというのは非常に予測しやすいんですね。ところが、実際にこの海で生活をしている、特に石垣・宮古の漁民の皆さんの漁場としての活用ができるのかという非常に心配があるわけです。生活権が相当侵害されるのではないかとというふうに思うわけですが、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時47分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の生活権の侵害、その他について、我々も石垣市、宮古島市も含め国にいろんな形で要請をしておりますが、基本的には漁業の安全操業であるとか、そこはしっかりできるように対応してもらいたいということで国に対して申し入れておりますし、その点は、いずれにしても安全に仕事ができるという環境の確保、そして領海侵犯みたいなことがあればこれにもきちっと対応してもらいたい、こういうことをかねてから申し入れております。だから、その線上ですべて判断してまいりたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 もう一つは、石原都知事から直接仲井眞知事に対して、この尖閣諸島の購入の問題について打診はありましたか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今までのところはありません。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 そういう意味で、いわゆる東京都の都知事が南の最果ての沖縄の、いわゆる我々の尖閣諸島を購入するというこの行為自体が、僕は自治権を侵害するのではないかなというふうな気持ちがあるんです、心情的に。そういう自治権を侵害するということについて、どういう認識をお持ちでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今議員のおっしゃる自治権という考え方以前に、例えば——これは常識論なんです——沖縄県も東京都の真ん中に結構きちっとした立派な土地を持っておりますし、そういう意味で、各県とも詳しくは調べておりませんが、それぞれのいろんな地域にいろんな関連があって、保養施設を含めていろんなことをやっております。そういう流れとしては、東京都が沖縄の土地を持つということ自身は何ら不思議でもないと思います。ああいう、どちらかというとコントラバーシャルな地域において都が持つということについては、むしろ国の管理をしっかりとしたほうがいいのではないかなという判断に立っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 確かに日本国の領土でありますから、だれが買おうが国民であるならばというお気持ちはわかりますけれども、例えば、あの尖閣諸島が石油・天然ガスとか、いわゆるレアメタルとかそういう海洋資源があるかもしれないというそういうことがあ

るわけで、じゃ東京都が購入したときにこういう海洋資源に対する県がかかわれるようなことというのはもう放棄しなきゃならなくなるのか、あるいはそれは近くの海域として沖縄県がそういう領有海域というんですか、そういうのを持つのかどうか、こういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 少し大きなお話になってきているものですから、かねてもう何十年にわたって、あの海域については石油を初め今おっしゃった希少金属、希少資源があるかもしれないという調査は前から出ておるようです。そういうことで、中国を初めアメリカ、いろんな国があそこの資源確保のために鉱業法上のいろんな手を打てるか打てないか。皆さんが一生懸命手を打ってきている状況の中で、沖縄県としてみずからの番地がある地域について、どういう権利なり、どういう資格を我々は主張できるかというところは今研究をしております。それとあわせて、今商工労働部で報道されている幾つかの地下資源、どうも沖縄海域には——これは経済的にペイするかどうかはちょっと別にしまして——多様な資源が存在しておるという学術調査が出ておりますから、これが産業レベルで使えるものかどうかを含めて賦存量、その他の調査を、実は一括交付金などを活用してかなり広域的な形で調査を始めたいということで取りかかりつつあるところでございます。あとは、沖縄県ないしは市町村にとってきちっとした権利を主張できる今の鉱業法でしょうか、いろんな法律の体系でどうかんでいき、どう改正すべきかについても研究を始めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 だからそういう意味で、県益を毀損するのか、あるいはその県益を受託するのかという非常に際どいところにあるのかなというふうに実は思っているものですからそのことをお伺いしたんですね。

もう一つは、石原都知事のこのような政治的なパフォーマンスによって中国との軍事的な緊張関係を結ぶと、あるいは同じ日本国であるこの沖縄県が中国に対して、いわゆるこれからの21世紀ビジョンにも明確に書かれていますように、中国やアジアの成長と一緒に沖縄が成長していくというそういう大きな目標を持っているならば、こういう緊張を起こさせないという、やはりこの沖縄県の知事としてしっかりと対応すべきであると。これは日本政府にも当然そういうことをしっかりと伝えるべきではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今の議員のお話はお話として受けとめさせていただきますが、ただ石原知事は、文筆家としても著名な方であり、大臣もおやりになった、国会議員としても日本の有力なリーダーの一人だと思います。東京都というあの圏域を考えると、石原さんが関心を持つということ自身は、私、決して悪いことではないし、ああいう領土問題というか、領土の境界線上の問題、資源の問題、それから近隣外交も含めて沖縄周辺にはいろんなことがあるんだということを日本国民に関心と興味を持ってもらうという面では決して悪いことではないと思っております。

そして、やっぱり日本を代表する政治家の一人ですから、実は一度ぜひお会いして、その政治的な意味も含めてお話を伺ってみたいと思っているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 はい、わかりました。じゃ、そのことは終わりました次に移りたいと思います。

教育長にちょっとお伺いしたんですけれども、進級規定の見直し、これはいわゆる進級へのハードルを全くなくしてしまって本当に高等教育なのかというふうには僕は疑わざるを得ない。これが人材育成として正しいのかということは非常に疑問であるわけですね。このことは、現実には生徒から学習権を奪ったり、あるいは単位保留者や留年者をふやしている。この現実を目を背けて、中退者の改善ばかり気にしているような気がいたしますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 私どもがこの進級規定を見直した背景につきましては、もう昨年度から文教厚生委員会等でも奥平議員とはいろんな意見交換をしております。その背景があるわけです。つまり、平成5年にいわゆる文部科学省の初等中等教育局の通知、そして平成11年には学習指導要領の改定がございました。その中で弾力化を図りなさいと、そういったことがあったものですから、我々は都道府県の実態に応じて改定をしてきた状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 元の仲村教育長のコメントもありますね。進級緩和はもろ刃の剣。中途退学対策で怠け者を助長する教育になってはいけない。留年を多く出さず、勉強も頑張れるよう見直しの検討を具体的に進めたいと、これは2009年に校長会で述べた言葉ですけれども、この辺どうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 確かにそういった見方もあることを私は否定いたしません。確かに一部の生徒に進級に対しまして緊張感が薄れるとか、あるいは学習意欲の低下があるとかそういった現状もあることは確かでございます。ただし、やはり私どもはそういう中で学習指導要領の改定とかございまして、できるだけ追試や補習等の手厚い指導ですとか、そういったことをしていく中で卒業を支援しているとそういう状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これは教育委員長もそういうお考えですか。

○議長（喜納昌春君） 教育委員会委員長職務代理者。

○教育委員会委員長職務代理者（中野吉三郎君） 委員長代行でございます、中野でございます。

ただいまの質問に関しまして、教育長が答弁した内容そのままそっくり私は同感です。また、いろんな手厚い指導を結構やっておりましたので、現在も続いております。議員が気になるようなことは、もっと個人的にお聞きしたいなと思っております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次、老朽化した危険校舎の実態調査についてお伺いしたいんですが、老朽化によると見られるコンクリートの剥離あるいは事故等々、学校現場から報告はどれぐらいあるんでしょうか。

○教育長（大城 浩君） ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 平成23年5月1日現在におきます昭和56年度以前の老朽校舎の小中学校のいわゆる現状という御質問でよろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前10時59分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

教育長。

○教育長（大城 浩君） 小中学校におけるいわゆる老朽化の事故につきましてお答えいたします。

平成24年5月の文部科学省調査によりますと、県内小中学校、幼稚園において平成21年度から平成23年度の3年間で児童生徒が負傷した件数は、全体で3件でございます。また、コンクリート片の剥離とか、あるいは落下等が確認されたのは16市町村、43件ござい

ます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 52年前に建てられ老朽化した校舎がまだ建てかえられていない状態が25%ぐらい残っていると。この25%の建てかえの計画というのは、県としてはどう考えていらっしゃるんですか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 今後の取り組みについての御質問かと思えますけれども、まず基本的にはやはり安全で快適な学習環境を整備していくと、そういった視点で私どもは昭和56年度以前に建築されました老朽校舎等の改築を推進してまいります。と同時に、昭和52年度以前の建物は、やはり塩分濃度の規制がなかったということがありますので大変老朽が著しいわけですね。そういったことを優先的に取り組んでいきたいという思いでございます。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 市町村の学校というのはやっぱり当該市町村が管轄をしているところで、その校舎の改築についてもそれぞれ市町村が責任を持ってやるということなので、なかなか財政的に厳しい市町村においては、この優先順位がなかなか上がっていかないという状況がありますけれども、これはやっぱり子供たちの安全にかかわることでありますので、やはり教育長としても積極的に当該市町村に向けてぜひ早目の改築を促すようなそういう進言をしていただけないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

○教育長（大城 浩君） 特に市町村に対しましては、引き続きこの事業計画の前倒しといいますか、そういったことを進めながら、老朽校舎等の解消におくれのある市町村の積極的な取り組みを促していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 次に、土建部長にお伺いしたいと思います。

下地島空港の問題でありますけれども、空港利活用の基礎調査の進捗状況をもう一度聞かせていただけますか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 利活用調査については、昨年度末に発注しまして、もう既に調査コンサルタントは調査を開始しております。それで新たに検討協議会を発足しまして、今月中には第1回の協議会を発足し、その中で幅広く下地島の利活用のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 その検討協議会のメンバーとその検討課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 検討協議会は学識経験者、県の関係行政機関及び宮古島市の7名の委員で構成されているとともに、幹事会は同じようなメンバーに、もちろん県の行政機関とか宮古島市及び地元の意見を吸い上げるということで地元の民間団体を入れて10名の幹事会で構成します。

また、検討課題につきましては、やはりJALが撤退した後の下地島空港の管理運営費をいかに確保するか、まずこれが1点ですね。それから地元経済への影響、それも把握した上で、やはり将来伊良部大橋が供用後の宮古空港との機能の役割分担を踏まえて、実現可能性が高く持続的な利活用ができる方策を考えるのが課題であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 奥平一夫君。

○奥平 一夫君 これは後で検討協議会メンバーの構成表をいただけないでしょうか。

それで、その検討協議会で話される課題なんですけれども、これまで本当に下地島空港とその残地の問題でなかなか積極的な取り組みが見られなかった。ようやく仲井眞知事が昨年、一昨年あたりから積極的な取り組みを始めて農業ゾーンも動き出しました。ところが、JALの撤退で本当に危機的な状況になっている。私は、これをある意味、反転攻勢をして本当に下地島空港を生かした、この残地も十分に生かしたそういう利活用の仕方というのをぜひ考えて検討していただきたいというふうに思いますけれども、この検討協議会というのは、そういうことをまとめて検討する委員会と思ってよろしいでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） はい、そうです。

3000メートルの滑走路をまず生かすということと、やはり十分な残地を有効利用しているんな視点で、もちろん空港そのものの利用も含めて、残地も含めた形で望ましいあり方を検討していきたいと考えております。

○奥平 一夫君 ありがとうございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

〔瑞慶覧 功君登壇〕

○瑞慶覧 功君 こんにちは。県民ネットの瑞慶覧功です。

グスーヨー ミーシッチョーティ ウタビミソーリ。

大変厳しい選挙戦を乗り越えてこられた皆さん、大変お疲れさまでした。そして、無投票当選された皆さんもおめでとうございます。4年に一度、県民の厳しい審判を受けるわけですが、選挙は仁義なき戦いであるとか言う方もおりますけれども、やっぱり人は義や道理は変えてはいけないと思います。そして、たくさんの皆さんの御支持、御支援をいただいて当選を果たすことができました。この恩といたしますか、期待に報いるためには、この県議会で頑張ることしかないと考えます。選挙はあくまで手段であり、目的は県民の命と暮らしを守り、そして生活向上をさせることと肝に銘じて頑張りたいと思います。そして、私はこの期間中6キロやせました。しかし、きょう現在3キロもとに戻っております。これからくれぐれも健康に留意して県民のために頑張ってまいりましょう。

質問に入ります。

知事の政治姿勢について。

(1)、2月定例会の所信表明で、知事は「沖縄21世紀ビジョン」の将来像の実現に向けた決意として基地問題の解決を図ると述べておられます。基地問題とは何でしょうか。何を以て解決とするのか伺います。

(2)、普天間飛行場の県外移設、日米地位協定の抜本改定、オスプレイ配備の撤回は知事が先頭に立って県民の心を一つにして取り組むべき課題だと思います。見解を伺います。

(3)、日米地位協定問題で昨年1月、公務中に自動車事故を起こし、沖縄の青年の命を奪った米軍属が運用改善によって初めて起訴されました。日本の裁判で裁かれることになったわけですが、やや前進かもしれませんが、県民が求めるのは、米側の好意的配慮による運用改善などではなく、人として当然の権利であり、平等であり、県民の人権を守るには抜本的改定しかありません。

伺います。

不平等な日米地位協定の抜本改定を実現するために今後どう取り組まれるのか。

2、基地問題について。

(1)、米軍関係者の基地内外における居住問題。

ア、米軍関係者の基地外居住者の状況について伺います。

イ、米軍施設・区域内住宅の状況と居住率について伺います。

ウ、知事は、2年ほど前ですか、北谷町砂辺区の通称基地外基地の地域を視察されておりますが、その感想を伺います。

次に3番、県の職員配置について。

(1)、職員の病休者数の動向と病気の種類について伺う。

(2)、過剰労働職場における健康被害の状況は把握できているか伺う。

(3)、欠員の不補充がさらなる病休者を生むことになっていると思うが、見解を伺う。

(4)、負の連鎖を断ち切るには追加試験を実施するしかないと思うが、見解を伺う。

4番、東日本大震災の支援と対応について。

(1)、被災地からの被災者受け入れ状況と支援内容について伺う。

(2)、県内に定住を希望している被災者について伺う。

(3)、被災地での復旧・復興支援内容と今後の支援計画について伺う。

(4)、被災地からの瓦れき受け入れに対する市町村の動向と県の対応について伺う。

5番、観光行政について。

(1)、昨年11月に締結された日本と台湾の航空自由化協定後の沖縄入域客の動向について伺う。

(2)、昨年7月の中国人を対象とした数次ビザ発給後の沖縄入域客の動向について伺う。

(3)、中国語通訳、ガイドなど受け入れ環境の状況、課題と施策について伺う。

6番、かりゆしウエアの普及について。

(1)、かりゆしウエア着用普及の取り組みについて伺う。

(2)、かりゆしウエアの製造、出荷枚数の状況と動向について伺う。

7番、我が会派の代表質問に関連して。

国会では、消費税増税法案をめぐり、沖縄選出の国会議員2人が民主党を離党し、民主党は分裂をしました。民主党政権は公約違反を繰り返し、そろそろカウントダウンではないかと思います。改正沖縄振興法や新たな跡地利用推進特措法の成立、日米地位協定の運用改善など、自民党政権下では改善できなかったことを民主党政権で前進したと思いますが、評価を伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 瑞慶覧功議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の県外移設等についてという御質問にお答えをいたします。

私は、米軍基地問題の解決を図るため、「米軍基地の整理・縮小」、そして第2に「日米地位協定の抜本

的見直し」、第3に「普天間飛行場の移設問題の解決促進」などの実現に向けまして全力で取り組んでまいりました。

オスプレイの配備反対につきましても、県民の意向を受けましてしっかり取り組んでまいる所存でございます。

我が党会派の代表質問との関連の中で、民主党政権の沖縄振興の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

政府におきましては沖縄政策協議会を2年以上にわたり取り組んで、大臣で構成される沖縄政策協議会をつくって沖縄振興についてまとめていただきました。そしてまた、党は党で一括交付金の制度であるとか、法律のまとめ、税制関係、それから最後は予算といろんな形で政府・民主党は、少なくとも沖縄振興についてはしっかりとしたものをやっていたと私は考えております。

マニフェストの中で実現できなかったもの、後退したものとか、これはメディアその他でよく言われているものいろいろおありのようですが、少なくとも沖縄振興については2つの法律、予算、一括交付金、税制などなどしっかりとやっていたと私は高く評価をいたしているところでございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、基地問題とは何か、また、その解決についての御質問にお答えいたします。

沖縄県では、戦後27年間に及ぶ米国統治下で、民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成され、沖縄の本土復帰後も日米安全保障条約に基づく提供施設として引き続き米軍が使用することになり、現在に至っております。戦後67年を経た今日においても、全国の米軍専用施設面積の約74%が本県に集中し、県土面積の10.2%（沖縄本島においては18.4%）を米軍基地が占めており、基地の多くが県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。また、事件・事故や航空機騒音問題、演習による原野火災など、今なお広大な米軍基地から派生する諸問題が多発している状況にあります。

県としましては、将来的には平和で豊かな沖縄県を実現することが全県民の願いであると認識しており、その実現に向けて、一步一步基地の整理縮小を着実に

進めていくことが重要であると考えております。

次に、日米地位協定の改定についてお答えいたします。

日米地位協定の見直しについて、県はこれまであらゆる機会を通じて要請活動を展開してきたところであります。これまで政府は、運用の改善で対応するとしておりますが、県としましては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米側に裁量をゆだねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

民主党政権は、「日米地位協定の改定を提起する」としており、県としましては、渉外知事会や軍転協等関係機関との連携や情報発信の強化等を図りながら、引き続き国に強く求めてまいります。

次に、米軍関係者の基地外居住者についてお答えいたします。

防衛省によりますと、平成23年3月末現在、施設・区域外に居住している軍人・軍属及び家族の総数は25市町村で1万4844人となっており、うち軍人は5841人、軍属は1703人、家族は7300人となっております。

次に、米軍基地内住宅の状況と居住率についてお答えいたします。

沖縄防衛局に照会しましたところ、米軍当局からの情報の提供がないため把握していないとのことですが、平成20年3月、照屋寛徳衆議院議員の質問主意書に対し、「米側から、平成20年1月31日の時点で、沖縄県に所在する施設及び区域については、米国政府が建設した住宅も含め、8139戸の住宅があり、そのうち6484戸に米軍の構成員等が入居しており、その入居率は約8割であるとの説明を受けている」との答弁がございました。

次に、基地外居住地域の視察についてお答えいたします。

北谷町砂辺地区の米軍人等の基地外居住地区については、知事が平成22年3月2日に視察し、基地外住宅が立ち並ぶ状況を把握したところであります。基地外居住者については、過去に住人が未明まで騒ぐなどの問題があったとされており、また基地外居住者による犯罪も発生しております。

県としましては、関係自治体の要望も踏まえ、米軍人等の規律の強化を含め、犯罪防止に資する具体的な対策を日米両政府に求めていく考えであります。

次に、東日本大震災の支援と対応についての御質問の中で、被災者受け入れ状況と支援内容についてお答えいたします。

県内における被災者受け入れ者数は、6月末日現在、

延べ世帯数及び人数は577世帯1386名で、うち現在の滞在者は295世帯719名となっております。

支援内容といたしましては、民間賃貸住宅や公営住宅等の住宅支援、県内への避難に係る旅費・宿泊費の支援、生活家電セットの提供、支援見舞金の支給などを実施いたしました。また、官民189の団体により構成される東日本大震災支援協力会議、通称県民会議におきまして、ニライ・カナイカードの発行による流通業界や交通機関等における料金割引、被災者間での交流イベントや心のケア事業など、被災者への支援活動を実施するボランティア団体等24団体への助成金交付事業などを実施しております。そのほか、昨年度は夏休みと春休みに福島県の小中学生を招待する青少年支援プロジェクトや、福島県の高齢者を招待する「被災地の高齢者沖縄招待ツアー」を実施しました。本年度も引き続き被災者への支援を継続するとともに、夏休みを利用した福島県の子供支援事業を実施することとしており、4団体、計約220名の子供たちを県内へ招待する予定であります。

次に、県内に定住を希望している被災者への支援についてお答えいたします。

現在、県内には719名の被災者が滞在しており、県では、災害救助法に基づいて受け入れ支援を行っております。滞在を希望する被災者については、これまでもアンケート調査を実施し、被災者ニーズに沿った支援策を行い、要望の多かった就職支援や避難者同士の交流支援を行ってきたところです。今後、定住を希望する被災者に対しては、要望を踏まえた支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、被災地への復旧・復興支援内容と今後の支援計画についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、東日本大震災発生後、直ちに被災地への人的・物的支援などを実施してきたところであります。

被災地への人的支援といたしましては、県職員を中心に市町村や民間医療機関等の協力を得て派遣チームを構成し、ことし7月1日現在で、緊急消防援助隊、県警広域緊急援助隊、保健師チーム、医療チーム、心のケアチーム及び建築・漁港・港湾技師等延べ675人（うち県職員193人）を派遣しております。現在は、土木技師2名、建築職1名、事務職2名の合計5名の県職員を派遣しております。また物的支援といたしましては、乾パン、毛布、マスク、おむつ、下着などの生活物資を計6回送付いたしました。

県としましては、今後とも被災県からの職員派遣等の要請に対し、被災地の復旧・復興に協力してまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 県の職員配置についての御質問の中で、病気休職者数の推移と病気の種類についてお答えいたします。

知事部局における過去5年の病気休職者は、平成19年度が34人、平成20年度が45人、平成21年度が52人、平成22年度が46人、平成23年度が44人となっております。

病気休職の理由は、精神性疾患によるものが最も多く、平成19年度が20人で58.8%、平成20年度が36人で80%、平成21年度が43人で82.7%、平成22年度が36人で78.3%、平成23年度が34人で77.3%となっております。その他の休職理由は、悪性新生物、循環器系疾患などの身体性疾患となっております。

次に、過重労働による健康障害の状況についてお答えいたします。

長時間にわたる労働により疲労の蓄積した職員の健康障害防止対策として、平成18年7月に「長時間勤務者に対する健康障害防止対策要領」を策定し、過重労働による健康障害防止に努めております。具体的には、一月当たりの時間外勤務が45時間を超えた職員について「長時間勤務報告書」を提出させ、所属長に対して産業医から時間外勤務削減などの事後措置を求めています。時間外勤務が月100時間を超えた職員または2月ないし6月間について80時間を超えた職員については、産業医による面接を行い、その結果健康障害が疑われる場合は、医療機関への受診勧奨を行っております。

次に、欠員不補充と病気休職者の発生についてお答えいたします

平成24年度の定期人事異動に伴う欠員については、臨時的任用職員を採用して対応するとともに、業務の状況等に応じて、再任用職員を配置するなど、他の職員への業務負担が過重とならないよう取り組んでいるところであります。

次に、追加試験の実施についてお答えいたします。

職員の採用試験については、去る6月に人事委員会において一次試験が実施されており、8月下旬には最終合格者が発表される予定となっております。知事部局といたしましては、合格者の中から可能な限り、欠員補充のための繰り上げ採用を行うこととしており、追加の職員採用試験を実施することは考えておりません。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 東日本大震災の支援と対応についての御質問の中で、災害廃棄物受け入れに対する市町村の動向と県の対応方針についてお答えいたします。

災害廃棄物の広域処理については、平成24年3月16日付で内閣総理大臣及び環境大臣から協力要請があったことから、3月23日付で県内全市町村に対し、災害廃棄物受入可能性調査を実施しております。調査の結果、「受入は困難である」が30市町村、「現時点では判断できない」が11市町村となっております。県としては、現時点では判断できないと回答した市町村と安全性等に関する意見交換を行っているところであります。なお、去る6月29日付で環境省は、岩手県の可燃物・木くずについては、広域処理の見通しが得られていること、宮城県についてもある程度まとまった量の処理が可能な受け入れ先を対象に調整を行うとしております。一方、不燃物については、両県の公共工事における復興資材としての再利用を図り、それでもなお埋立処分せざるを得ない場合には、必要に応じて広域処理の調整を図ることとしております。

県としましては、今後の広域処理の動向について国などから情報収集していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 観光行政についての中、日本と台湾の航空自由化協定後の入域観光客の動向についてとの質問にお答えいたします。

日本と台湾の航空自由化協定、いわゆるオープンスカイ協定の締結後、華信航空がことしの4月から台中—那覇路線、5月から台北—石垣路線をそれぞれ週2便で就航し、さらに7月から復興航空による台北—那覇路線も週2便で新たに就航しております。同協定締結後の昨年11月からことし5月まで、空路による台湾からの入域観光客数は、前年同期間と比較しておよそ33.6%増の約3万人となっており、今後も増加傾向で推移するものと考えております。

次に、同じく観光行政についての中、数次ビザ発給後の中国人観光客数の動向についてとの質問にお答えいたします。

数次ビザの発給が開始された昨年からことしにかけて、海南航空、中国国際航空により北京—那覇路線がそれぞれ週2便で新規就航しております。また、こと

しの7月から上海—那覇路線が中国東方航空により週12便に増便され、さらにこの9月には吉祥航空が週4便で新規就航する予定となっております。数次ビザの発給件数は、昨年7月からことし5月にかけて累計で約1万9000件となっており、空路による中国本土からの入域観光客数は、発給前の前年同期間と比べておよそ4.4倍の約3万4000人となっており、今後も好調に推移するものと考えております。

同じ観光行政についての中、中国人観光客の受け入れ環境についての質問にお答えいたします。

数次ビザの発給開始や航空路線の拡充に伴い、本県を訪れる中国人観光客が大きく増加していることから、受け入れ体制の整備が急務となっております。このような状況を踏まえ、ことし4月に施行された沖縄振興特別措置法では、研修等を修了することにより通訳ガイドを行うことが可能となる沖縄特例通訳案内士制度が創設されました。また、県においては、観光関連事業者向けの研修や中国人観光客受入アドバイザーの派遣等を行うほか、コールセンターによる中国人観光客のサポートなども実施しているところであります。今年度は、新たに接客マニュアルを作成するほか、企業などの中国語研修に対して支援を行うこととしております。

県としましては、これらの取り組みを通して中国人観光客の受け入れ体制の強化を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） かりゆしウエアの普及についての中、かりゆしウエア着用普及の取り組みについてお答えいたします。

かりゆしウエアの普及については、めんそーれ沖縄県民運動推進協議会や、観光、縫製など関係業界の長年にわたる着用普及への取り組みに加え、平成11年9月定例会以降、率先して着用いただいた県議会議員の皆様の後押し、さらには多くの県民の皆様の御支持により今日の普及に至ったものと考えております。とりわけ、平成12年の九州・沖縄サミットにおける各国首脳の着用により、公式行事や会議などにおいて着用が急速に普及し、さきの復帰40周年記念式典や太平洋・島サミットにおいても多くの方々に御着用いただきました。また、クールビズ運動における着用の普及・推進により、省エネウエアとして全国にも広く知られるようになりました。今後は、縫製技術力の向上やデザイン力の強化を図るとともに、沖縄伝統染め織り等を

生かして、意匠を凝らした冠婚葬祭の場にふさわしい高付加価値の商品の開発など、きめ細かいニーズに対応できるよう、かりゆしウエアのさらなる普及促進に努めていきたいと考えております。

続きまして、かりゆしウエアの製造、出荷枚数の状況と動向についてお答えいたします。

かりゆしウエアの製造枚数は、平成9年の約4万4000枚から平成18年には約38万3000枚と順調に増加してきました。その後、平成21年まではやや落ち込んだものの、クールビズの浸透や震災後の節電対策、スーパークールビズなどの後押しもあって再び増加に転じ、平成23年には約35万3000枚となっております。平成24年も6月末の時点では好調だった昨年を若干上回る製造枚数と聞いております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 再質問を行います。

初めに、知事の政治姿勢について。

知事は、7月1日の森本防衛相との会談で、オスプレイ配備が無理やりなら全基地即時閉鎖という動きにいかざるを得ない。そしてまた、日米地位協定は日本の法律が適用できない治外法権的な内容と強くおっしゃっております。多くの県民がこの仲井眞知事にエールを送ったことと思います。まさにこれからが正念場となるわけですが、それだけの決意を述べられたのですから、オスプレイ配備に反対する県民大会の先頭に立つべきだと思います。しかし、きのうの代表質問でもありましたけれども、その答弁では何か熱意が感じられないというか、ちょっと後ろ向きな部分が見えます。やっぱり県民の心を一つにすることができるのは知事しかいないと思います。ぜひ、知事には決断して県民をリードしていただきたいと思います。これは要望にかえます。

次に、県の職員配置について尋ねます。

病気休職者の状況ですけれども、平成7年から平成22年まで5年ごとの資料をいただきました。知事部局で平成7年には休職者15人中、精神性疾患は1人だったんですけれども、これが5年後の平成12年には42人に休職者がふえて、うち精神性疾患が22人、52.4%となって激増していますけれども、その要因は何かお尋ねします。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 確かに数としてふえてきて、この3年ほど横ばいという状況になってきております。

職員の精神疾患については、それによって休職に至

る原因については、内容をいろいろ聞きますと仕事上の問題、あるいはまた人間関係、そしてまた家庭内の悩み、健康上の問題、非常に多くの要因が複合的に影響を及ぼしているというふうに理解をしております。

また、この精神性疾患による休職の増加理由というふうなことは、一般的に近年、これは県だけではなく民間のほうもふえておりまして、そういう意味では社会の多様化に伴うストレスの増加、そういうふうなものも非常に大きく影響をしているというふうに見ております。それからまた、精神医療に対する考え方の変化等もその背景にあるのかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 いろいろとおっしゃいますけれども、やはりこれが年々ふえていっているんですね。それを今の社会現象みたいなことで片づけてはいけないと思うんですね。やはり一番の大きな原因は、正職員の不補充が病休者を生む要因と考えるんですけれども、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 欠員が生ずるというのはこれはさまざまな要因で、例えばこのような病気休職者がいる場合、これは定数としてやっぱり維持しなければいけないと、そういうふうにあいも出てくる場合もございます。いろんな要因があるわけですが、ただ欠員が生じたものについては大部分については臨時的任用職員、それからまた次年度採用予定職員を配置をしながら対応して、職場における過重労働というふうなものをなくすような形で整備をしておりますので、必ずしもそのことがこういう精神疾患の増加に結びついているというふうなことではないと理解をしております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 2012年4月1日現在の欠員は何名ですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時42分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

現時点における欠員の状況でございますけれども、94名となっております。それに対して現在、臨時的任用職員80人配置をしております、主に85%はそういう形で補充をしている状況でございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** 今年度は一括交付金の開始年度で、市町村などの指導、業務量が激増しているというふうに聞いているんですけども、本当にこの臨時的任用職で対応できるのですか。

○**議長（喜納昌春君）** 総務部長。

○**総務部長（川上好久君）** 県のこの行政は、必ずしも一括交付金だけではなくて、去年は新型コロナウイルスの話だとか、その時々で大きな出来事が絶えず起こっております。その予算に絡む事業量というふうなことで申し上げますと、例えば10年ほど前は4800億ほど振興開発事業費もあったわけでございますけれども、現時点ではおおむね2300億、ことし3000億というふうなことになっておりまして、その時々状況には県の組織としては柔軟に対応できる、そういう形はもともと持っているというふうに理解をしております。

○**議長（喜納昌春君）** 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** 欠員には獣医とか保健師など専門職が多く含まれていると思いますけれども、これは臨時任用では採用が困難なはずで。また、行政職においても許認可業務など臨任職員の対応では難しいのではないのでしょうか。結局この正職員の業務過重による病休者がふえ続けている原因になっているのではないのでしょうか。これは総務部は人事担当、その人事を問われているのではないかとというふうに考えます。

伺いますけれども、病休者を出すことは県にとって大きな損失だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 総務部長。

○**総務部長（川上好久君）** まさに議員が言われるように、病休者を出すことは本人にとっても非常に大きな不利益でございますし、またその組織としても非常に大きな不利益を持つというふうに理解をしております。そういうふうな意味合いで先ほど御質問のあった中で、県としては長時間勤務に対する健康障害防止だとか、さまざまな手だてをしながら職員の勤務状況、環境というふうなものを改善するような形で努力をしてきているところでございます。

○**議長（喜納昌春君）** 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** この数字を見た場合に全然改善が見られないわけですね。ぜひそこを改めて点検をする必要があるのではないかと思います。この病休者を出すことは県にとって大きな損失と思うかという質問ですけども、この同じ質問を人事委員会にも伺いたいんですけれども。

○**議長（喜納昌春君）** 人事委員会事務局長。

○**人事委員会事務局長（岩井健一君）** お答えします。

総務部長が答弁したとおり、病休者を出すということについては、県民への行政サービス、あるいは職員の処遇等にとっても、あるいは県行政の円滑な運営にとっても損失が生じているというふうに理解しております。

○**議長（喜納昌春君）** 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** 県の人事委員会というのは、県当局の追認機関ではないですね。

○**議長（喜納昌春君）** 人事委員会事務局長。

○**人事委員会事務局長（岩井健一君）** 人事委員会は、県の執行機関として公正・中立な機関として職員の採用試験とか、あるいは勤務条件等に関する報告及び勧告などの業務を行っているところであります。

○**議長（喜納昌春君）** 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** 人事委員会は、知事部局の欠員状況を抜本的に改善するために採用試験の改善と過重労働の緩和、病休者の復職支援制度の充実を図るべきと考えますがどうでしょうか。

○**議長（喜納昌春君）** 人事委員会事務局長。

○**人事委員会事務局長（岩井健一君）** 追加試験の実施に関しましては、実は人事委員会が実施する職員採用試験につきましては各任命権者からの要望に応じて実施しております。人事委員会では、各任命権者から次年度の採用予定職種と、採用予定人数の聞き取り調査を行って、3月末の人事委員会において職員採用試験計画を決定して採用試験を実施しているわけでございます。その際、試験計画決定後も試験を実施して試験の合格者数を決定するまでの間に、人事委員会から各任命権者に対しまして採用予定者数調査を複数回実施しております。したがって各任命権者におきましては、その採用予定者数の調査の回答に当たっては当然に欠員の状況等も考慮して報告をしているものと理解しております。

○**議長（喜納昌春君）** 瑞慶覧 功君。

○**瑞慶覧 功君** 先ほども申し上げましたけれども、本当に改善が全然見られない今の状況をぜひこれを再検討していただきたいと思います。

次に、東日本大震災の支援と対応についてに関連してですけども、現時点で293世帯、714人の被災者の方が県内にいらっしゃるということですけれども、特に原発事故が起きた福島県の方が256世帯、638人と圧倒的に多いわけです。これは放射能の影響を恐れて一番遠い沖縄県に避難してきたのではないかと推測できるわけですけども、県が被災地からの瓦れき受け入れを前向きに検討するとしたことで、避難してこられた多くの皆さんが先頭に立って反対運動が起こりまし

た。

沖縄には、沖縄ならではの支援の仕方があると思います。例えば、安全な農作物を送り届けるとか、今思えば東北の痛みを日本全国で分かち合おうといったキャンペーンが飛び交っていたように思います。しかしその後、放射能の恐ろしさをマスコミ等で多くの国民が知って、だんだん原発事故の影響を見るうちに、政府の安全基準に疑問を感じる人が多くなってきたように思います。また原発再稼働の布石に利用されたようにも思えてなりません。県内41市町村の東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れ可能性調査では、先ほどありましたけれども、受け入れる方向で検討している、あるいは今後検討していくというのはゼロとなっています。沖縄県として受け入れ断念を宣言して、沖縄らしい支援を表明するべきではないか見解を伺います。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 先ほども答弁の中でお答えしましたけれども、広域処理、3月段階で国から要請があったのは、仮に沖縄が受け入れる可能性があるとして可燃物とか木くずだったんですけれども、これが255万トンでした。それが5月に見直しをされて105万トン、そして現在広域処理を実施している都道府県、それから今後受け入れる可能性を試験焼却などもして受け入れを表明している県が2つあります。こういったものを足しますと、今必要としている広域処理105万トンを上回る、約111万トンぐらいまで受け入れ可能な自治体の容量になっております。そういった意味で、今後どういう形でこの広域処理というのが国から提示されるかというのはまだ今定かではありませんけれども、実情としてはおおむね広域処理の体制は整いつつあるというような状況であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に観光行政についてですけれども、台湾との航空自由化協定や中国との数次ビザ発給によって新規航空会社が増加しているはずですが、那覇空港の発着、処理能力はどうなっているか伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） お答えします。

現在正確な数字を持っておりませんが、およ

そ13万回ほどだったと思います。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 これはどうなんですか、そういった13万回。許容範囲というかまだ余裕があるんですか。それとももう能力というか時間的な部分もいろいろあると思うんですけれども。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 限りなく限界に近づいているというふうに基本認識しております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 これは例えば離島ですね、宮古や石垣の空港を経由してというか、そういうことも検討されているんでしょうか、今後ですね。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

○企画部長（謝花喜一郎君） 理論的にはそういった議論もあろうかと思いますが、県のほうから具体的にそういったものをということで提案したことはございません。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、中国観光客の数次ビザ発給が今後新たに東北被災3県についても導入されることになっておりますけれども、福島県は東京に近いということで、ディズニーランドとかスカイツリーとか、そういったものとセットで商品化されるのではないかと予測されるわけですが、これは沖縄への客が減少するのではないかという危惧も持たれるんですけれども、県はこれにどう対応していけるおつもりか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） おっしゃるとおり、7月1日から東北3県にもこの数次ビザの発給が広がっております。我々としてもこれまでも大阪、それから京都、九州含めて連携した形で、今沖縄の持っている数次ビザの連携した形の力を発揮したわけですが、そういった考えからいくと、沖縄における東北3県の数次ビザが広がったことによるマイナスの要素というのはそうすぐには出ないんじゃないかというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 すぐには出ないかもしれないんですが、やはりそういった魅力というんですか、新たな沖縄の看板というのか、そういったものをどういうところで勝負していくのか検討されているんですか。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、この受け入れの整

備基盤それから環境の整備を今進めておりまして、これが他府県よりもかなり早いペースで一括交付金等を使ってソフトもハードも含めて今頑張っているんです。そういった効果は他府県に比べると先んじているのではないかとこのように考えておりますので、しっかりと頑張ってお応じていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 次に、かりゆしウエアの普及に関連してですけれども、私は4年前にもこの初議会で質問をしました。初登庁の日は記念撮影があるからスーツ・ネクタイ着用するようにとの通達があったんですけれども、疑問を持ちまして悩んだ末にかりゆしで写真におさまりました。周りからはとても目立っていたと褒められました。4年前にも異議を唱えましたが、このかりゆしウエアは温暖化対策、クールビズにも一役買って、国会でも知事がトップセールスを行ってきたと思うんですけれども、その後どうなっているか最近聞いていないんですけれども、原発停止によって節電が叫ばれる中でなおさらPRする必要があると思います。知事が先頭に立って、年中かりゆしウエアを通して頑張っているのに、30度近いこの沖縄で何でネクタイ・スーツ姿なのか。これはぜひ県議会改めていただきたいと思います。これはウチナーンチュはもっと自信と誇りを持って、そのためにはかりゆしウエアを普及していく必要があると思います。これは意見です。

それと最後ですけれども、米軍施設の区域内住宅の状況、居住率、これは平成20年のデータしか今ないと。これは公開をもっと強く求める必要があると思います。事件・事故等の関連もありますので、そういうところを公開しないというのは、もっと県は強い決意でそういった開示を求めていく必要があるんじゃないでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そういう基地内外の居住実態につきましては、これは県が基地の整理縮小を求めていく上で大変重要な情報だと考えておりまして、累次、渉外知事会、軍転協を通じてその詳細な内容を公表するように求めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 瑞慶覧 功君。

○瑞慶覧 功君 以上です。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時23分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

午前に引き続き質問及び質疑を行います。

西銘純恵さん。

〔西銘純恵さん登壇〕

○西銘 純恵さん こんにちは。

日本共産党の西銘純恵です。

一般質問を行います。

保育行政について。

保育所に入所できない待機児童は何人いるか。2008年と比較してどうなっているか。保育所増設計画と実績を問う。今の計画で待機児童を解消するのは何年後になるのか。保育所の増設計画を倍加すべきではないか。

那覇市の保育士不足は正規雇用率の低さが一因だというのが、保育士不足のため入所できない待機児童は全県で何人いるのか。保育士の正規雇用率を高めるための県の対応策を問う。

認可外保育園でも認可保育園並みに児童の処遇ができるように運営費補助を増額することについて。

「子ども・子育て新システム」は、保育に営利企業の参入を広げ、国や自治体の責任を大きく後退させ、介護保険と同じように保護者が保育所を探し直接契約をすることで児童福祉法24条を事実上骨抜きにしている。国や自治体の責任を放棄する制度である。子供の最善の利益と相入れない新システムに県はどう対応するか。

国保制度について。

国保加入の世帯数と人数、滞納世帯数と人数、割合と主な滞納理由は何か。短期証世帯、国保証の未交付世帯はどれだけか。国保世帯の所得階層別の割合はどうなっているか。

国保税滞納額の回収のため差し押さえをしている市町村数、その件数と総額の3年間の推移について。

県が1世帯当たり1万円補助をするには幾らの予算が必要か。高過ぎる国保税を引き下げるべきではないか。

沖縄県の介護保険料は全国と比べてどうなっているか。県が補助をして全国平均の保険料にするための予算は幾らかかるか。保険料と利用料を軽減することについて。

10月実施予定の中学卒業まで入院費無料化の進捗状況、また、通院費も含めて中学卒業まで窓口無料にすることについて。

学童保育について。

我が党が何度も取り上げてきた民間賃貸の学童クラブの家賃補助が今年度実施される。全県の学童クラブの数と民間施設利用数について、家賃補助の該当クラブは何カ所で割合はどうなっているか。補助の内容とその金額は幾らか。

本県の学童保育は全国に比べて行政の支援がおこなわれている。ひとり親や低所得家庭の保育料の減額免除、指導員の賃金補助、幼稚園児の保育など、県独自に実施をすべきではないか。

生活保護行政について。

日本は生活保護の必要のある人が保護を受けている捕捉率は15%と言われている。扶養義務者への扶養強要をして窓口で返すなど申請権を侵害している事例があるが、生活保護制度の基本原則・原則に照らして、申請権を全面保障すべきではないか。

生活保護受給者に過剰な就職活動の強要をしているのは問題ではないか。

生活、就労、福祉、医療などの多重的な問題解決のために支援を行うパーソナル・サポート事業は今年度で国のモデル事業が終了するが、県の事業として継続することについて。

県のがん対策条例案に対する患者連合会の見解はどうなっているか。患者連合会の求めているピアサロン相談事務所設置に対する県の対応を問う。

教育行政について。

競争教育をなくしすべての子供に行き届いた教育を行うための30人学級の計画と実績を問う。教職員は正規で雇用すべきと考えるが、実態はどうか。

教師の多忙化解消策の成果を問う。病休教職員数と精神患者の数と割合は2011年度までの3年間でどうなっているか。

小学校入学から中学校卒業までにかかる諸経費で父母負担額は総額幾らか。憲法26条は義務教育費の無償を規定している。県は、学校給食費を無償にして教育費無償化に踏み出すべきではないか。

高齢者や生活保護受給者にはアパートを貸さないとされる相談が多く寄せられている。県は早急に宅建業協会や不動産協会などと協議を行い実態の掌握に努め、生存権が著しく脅かされている状況を改善するよう対策をとるべきではないか。

県営神森団地の建てかえは、既存150戸から何戸にする計画か。2万戸不足している公営住宅を増設する計画となっているか。また、改築は当事者住民の意見をよく聞いて、住民合意を基本とした計画にすべきだがどうなっているか。

浦添新軍港建設など基地問題について。

仲井眞知事は、浦添新軍港建設について地元市長が受け入れを表明していると繰り返し答弁している。現浦添市長は軍港建設の是非を選挙の争点にして市民の意思を問うことはしなかった。県議選挙での我が党の市民アンケートの結果は、軍港賛成は5%で、反対

79.7%と圧倒的多数が新軍港建設に反対である。知事は、県民や浦添市民の総意の立場で新軍港建設反対を日米両政府に申し入れるべきではないか。政府に新軍港建設の環境アセス撤回を申し入れること。

トランシップ貨物がゼロの税金の無駄遣いの那覇国際ハブ港湾計画事業は中止し、事業計画を抜本的に見直しをさせること。

牧港補給基地内の米軍郵便局を県民の税金8億円で建設する問題を「検討する重大問題」と答弁したが、検討結果を伺います。

○議長（喜納昌春君）仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 西銘純恵議員の御質問に答弁いたします。

まず第1に、保育行政についての中で、待機児童対策についての御質問にお答えいたします。

平成24年4月1日現在の待機児童数は2305人で、平成20年の同時期と比較しまして497人の増となっております。沖縄県においては、安心こども基金及び待機児童対策特別事業基金を活用し、平成21年度から平成23年度までの間に105施設の保育所整備等によって約3900人の定員増を図ったところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

同じく保育行政に係る御質問の中で、認可外保育施設の支援についての御質問にお答えいたします。

認可外保育施設への支援につきましては、認可化促進と児童の処遇向上を支援してまいったところでございます。

沖縄県といたしましては、「沖縄振興特別推進交付金」を活用し、待機児童の解消と認可外保育施設の質の向上を一体的に取り組むこととしております。そのため、認可外保育施設に対しまして運営費や給食費の支援等を拡充してまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育行政についての御質問の中で、保育士の正規雇用率等についてお答えいたします。

認可外保育施設の認可化等に伴い保育士の確保が困難な状況にあるとの課題については認識しておりますが、保育士不足のために児童が待機となっていること

は把握しておりません。県内保育所における保育士数については、平成23年4月1日現在7100人で、正規雇用率が44.4%となっております。

県としましては、新規開設予定の保育所に対し保育の質の向上を図る観点から、正規職員率を6割以上にすることを指導しているところであります。また、既存保育所についても段階的に正規職員率の引き上げを図ることを求めるなど、引き続き指導助言を行ってまいります。

次に、「子ども・子育て新システム」についてお答えいたします。

政府から今国会に提出された「子ども・子育て新システム」関連3法案につきましては、衆議院の「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」での審議を踏まえて修正された後に衆議院で可決され、今後、参議院において審議がなされることとなっております。

沖縄県においては認可外保育施設が多く、公立幼稚園はほとんどの小学校に付設され、5歳児保育において重要な役割を果たしているなど、他の都道府県と異なる子育て環境にあることから慎重な検討が必要であります。さらに、新システムにおいては財源確保などの課題があることから、県としましては、市町村及び関係団体等と意見交換を行いながら、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

国保制度についての御質問の中で、市町村国保の加入状況等についてお答えいたします。

沖縄県市町村国保の加入世帯数は、平成23年3月末現在25万7746世帯、被保険者数は50万4762人です。滞納世帯数は、平成23年6月1日現在5万4422世帯で、全世帯数に占める割合は21.0%となっております。滞納の理由につきましては、県全体としての集計されたデータがないことから把握は困難であります。短期被保険者証交付世帯は、平成23年6月1日現在2万4623世帯で、被保険者証が未到達となっているのは、平成23年7月末現在1万8941世帯です。国保世帯の所得階層割合については、県全体としてのデータは把握しておりません。

次に、市町村国保の差し押さえの実施状況についてお答えいたします。

平成20年度から平成22年度において国保税の滞納世帯に対し差し押さえを行った市町村数、差し押さえ件数、差し押さえ金額は、平成20年度17市町村、2569件、2億8502万円、平成21年度21市町村、2578件、3億2827万円、平成22年度22市町村、1991件、2億2909万円となっております。

次に、国保世帯への県補助についてお答えいたしま

す。

本県の市町村国保加入世帯は、平成23年度末で25万7746世帯であり、1世帯当たり1万円補助を行う場合、必要な予算額はおよそ25億7000万円と推計されます。市町村国民健康保険は、国・県の公費負担や保険税等を財源として、保険者である市町村の責任により運営されております。県では、市町村に対し、国民健康保険法に基づき国保税の軽減措置や医療給付費に対する支援を行っているところであり、独自の助成を行うことは困難であると考えております。

次に、沖縄県の介護保険料についての御質問の中で、介護保険料等についてお答えいたします。

第5期介護保険事業計画の期間となる平成24年度から26年度までの介護保険料は、県平均は5880円、全国平均は4972円となっており、全国平均より908円高くなっております。この差額となる908円を解消するために3年間に必要な額は、約84億2000万円と試算されます。第1号被保険者の保険料については所得段階別に定められており、低所得者に対しては負担軽減が図られております。また、介護サービスを受けたときは1割を利用者が負担することになっておりますが、利用者の所得区分に応じて利用料金の負担上限額が定められております。介護保険は、介護を国民皆で支え合うという理念に基づき運用されており、保険料等の軽減については介護保険制度において講じられていることから、県が独自の支援等を行うことは適当でないと考えております。

次に、10月実施予定の中学卒業までの入院費無料化についての御質問の中の、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

こども医療費助成事業における入院年齢の中学卒業までの引き上げについては、市町村において条例改正等が必要なことから、現在手続を進めているところであります。通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ慎重に検討していきたいと考えております。また、窓口無料化については、現物給付方式を導入した場合、国は、国民健康保険に係る国庫支出金を減額調整する仕組みをとっており、市町村国保の財政運営に与える影響が大きいことから、現状では難しいと考えております。

次に、学童保育についての御質問の中で、県内の学童クラブ数、家賃補助についてお答えいたします。

県内の放課後児童クラブは、平成23年5月1日現在275カ所となっており、うち民間施設利用は153カ所となっております。平成24年度は、沖縄振興特別推進交

付金を活用して、市町村の公的施設移行計画に基づき公的施設へ移行するまでの間、家賃補助を行うこととし、家賃の5分の4以内で月額8万円を上限として補助を行ってまいります。

なお、補助対象クラブについては、今後、市町村の計画を踏まえて決定してまいります。

次に、県独自の学童保育の支援についてお答えいたします。

沖縄県におきましては、公的施設へ移行する予定のクラブに対して家賃補助を行うことにより利用料の低減を図り、低所得世帯等への負担軽減にもつなげていきたいと考えております。また、指導員の人件費を含む運営費等については、国の放課後子どもプラン推進事業を活用し補助を行っております。幼稚園児については、5歳児の幼稚園就園率が高く、午後の預かり保育の実施率が低いという沖縄県の特殊事情を踏まえ、国との特例承認の協議を経て、放課後児童クラブの補助対象児童に幼稚園児を含めているところであります。

沖縄県としましては、放課後児童クラブへの支援は重要であると考えており、今後とも支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活保護行政についての御質問の中で、生活保護の申請権の保障についてお答えいたします。

生活保護の相談・申請に際しては、福祉事務所等の窓口において相談内容を把握するとともに、生活保護の趣旨や制度を説明し、申請意思がある方には申請書の交付を行い、申請権を侵害することのないよう適切に対応しております。

県としましては、今後とも福祉事務所等において生活保護行政が適正に運営できるよう、事務指導監査等で指導してまいります。

次に、生活保護受給者に対する就労支援についてお答えいたします。

生活保護制度は、生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としております。生活保護の適用に当たっては、利用し得る資産、能力等を活用することが要件となっていることから、就労可能な方については福祉事務所等において公共職業安定所等と連携し、状態と能力に応じた就労支援を行っているところであります。

次に、県のがん対策条例案についての御質問の中で、がん対策推進条例に対する患者会連合会の見解についてお答えいたします。

今回提案する条例案については、去る6月20日の作業部会において患者団体等へ説明を行いました。患者

会連合会からは、当該条例案を早期に提案してほしいとの意見がありました。また、条例案の修正事項については、特に要望が高かった施策の実施に関して「努める」の表現を「講ずる」と修正した点や、「がん対策推進協議会」を新たに設置したことについて評価が得られました。

次に、ピアサロン相談所についてお答えいたします。

がん対策推進条例では、がん患者等関係者への支援策として、相談支援体制の充実等に取り組んでいくこととしております。県においては、これまでもがん拠点病院における相談窓口の設置やピアサポーター育成等への支援を行うとともに、患者会に対して保健所等の会議室を利用させ、勉強会や交流会の場を提供してきました。また、今年度から実施するがん患者相談支援モデル事業では、NPO法人マインドケアおきなわに委託し、患者会とも連携して出張相談会や離島などでのがん情報の提供等に対する支援を行うこととしております。ピアサロン相談事務所の設置については、これらの事業の実施状況を踏まえながら、今後策定する「新たながん対策推進計画」の中で、その必要性も含め検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） パーソナル・サポート事業の継続についてお答えいたします。

パーソナル・サポート事業の平成25年度以降の実施については、現在、国において制度化を検討しているところであります。

沖縄県としては、平成22年11月の開所からこれまでに延べ6300件の相談があり、さらに、県内には多くの就職困難者や離職を余儀なくされた方々がいることから、当該事業は今後も必要と考えており、継続に向け関係機関と連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 教育行政についての御質問で、少人数学級の計画と教職員の採用等についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しており、3つの学年で増加した175学級に175名の教員を配置しております。

今後の計画につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりた

いと考えております。また、教員の正規雇用につきましては、平成22年度282名、平成23年度512名、平成24年度490名の正式任用教員を採用しております。

次に、教職員の多忙化解消策の成果等についてお答えいたします。

県教育委員会では、教職員の多忙化解消の取り組みとして、調査依頼や通知文書の見直し、電子メールによる発送、指定研修の期間縮減等を行っております。また、各学校におきましては負担軽減検討委員会等を設置し、定時退校日、ノー部活動日等の設定、会議の精選、校内組織のスリム化等を推進し、各学校の実情に応じた取り組みを行っております。その結果として、業務量が多いと感じている教職員の割合は減少しております。

なお、平成21年度の休職者数は388人、そのうち精神性疾患は164人、42.3%、平成22年度の休職者数は397人、そのうち精神性疾患は161人、40.6%、平成23年度の休職者数は373人、そのうち精神性疾患は158人、42.4%となっております。

次に、義務教育費の無償化についてお答えいたします。

小学校入学から中学校卒業までにかかる諸経費の父母負担額は約74万円であります。憲法第26条は義務教育の無償を規定していますが、昭和39年最高裁大法廷判決によると、給食を無償とすることは憲法解釈上導かれるものとはいえないとされております。学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。

なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食や学用品等の就学援助が行われております。

県教育委員会としましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行ってまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 高齢者や生活保護受給者の住居についてで、高齢者などにアパートを貸さない実態把握と改善対策についてお答えいたします。

高齢者などの住宅確保要配慮者のアパートへの円滑な入居の促進を図ることは重要な課題と考えております。このため、県は、今後、高齢者などのアパートへの入居を困難にしている要因等の把握のための調査を

実施する予定であります。その結果に基づき、改善対策を福祉部局と連携し、不動産関係団体などと調整を図りながら検討していきたいと考えております。

次に、県営神森団地の建てかえについてで、増設計画と住民意見についてお答えいたします。

県営神森団地の建てかえについては、平成23年度に再生計画を策定しており、本県の公営住宅の需要にかんがみ、既存の150戸に20戸程度増設する予定であります。また、今年度に発注する予定の基本設計については、「公営住宅整備基準」等に基づき進めていくこととなりますが、住民意見の反映については、基本設計の中でその方法を検討したいと考えております。

次に、浦添新軍港建設など基地問題についての御質問の中で、那覇港湾湾計画の見直しについてお答えいたします。

那覇港は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、臨空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成を促進するため、国際物流ネットワークの構築、関連施設の整備、物流機能の強化等を図ることとしております。現在、那覇港管理組合において、那覇港湾湾計画の改訂作業を進めているところであり、トランシップ貨物については、現状の調査・分析を行い検討していく予定であります。

同じく浦添新軍港建設など基地問題で、牧港補給基地内の米軍郵便局の補償についてお答えいたします。

牧港補給基地内の米軍郵便局の移設は、港川道路の整備に伴うものであり、原因者である県が「沖縄県の公共事業の施工に伴う公共補償基準」に基づき補償する考えであります。また、ことし4月の日米安全保障協議委員会の共同発表において、牧港補給地区については、「速やかに返還が可能な区域」、「県内移設後に返還が可能な区域」、「海兵隊の国外移転後に返還が可能な区域」の3段階での返還が示されましたが、返還時期や返還規模等の詳細については、現時点では明確になっておりません。そのような状況の中で、港川道路は国道58号の慢性的な渋滞緩和や、沖縄西海岸道路とのアクセスを目的として早急に整備を進める必要があると考えており、関係機関との協議を踏まえて対応していく考えであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 浦添新軍港建設など基地問題についての中で、浦添新軍港建設反対、環境アセス撤回の申し入れについてお答えいたします。

那覇港湾施設の浦添埠頭地区への移設については、

平成13年11月に浦添市長が受け入れ表明を行っており、平成15年1月の第4回移設協議会では、浦添埠頭地区の北側区域への移設を浦添市とともに那覇市も了承しております。

県としましては、那覇港湾施設の返還を含む嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還が実現されれば、基本的には基地負担の軽減が図られるものと理解しております。

今後とも、国、地元自治体等と連携して那覇港湾施設の移設に取り組んでいきたいと考えており、現時点で環境アセスメントの撤回を申し入れる考えはありません。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 最初に10番についてお尋ねします。

70代の方ですけれども、長く住んでいたアパートが古くなって取り壊しをされて退去されました。そして、行き先がなくて不動産でアパート探しをしたけれども、あちこち行っても断られているんですね。この理由が、厚生年金で生活はできます。でも身寄りがないんですよ。この方は、今、車で生活しています。70代なんですよ。本当に生存権が脅かされている。基本的人権の侵害であると私は思います。県の見解はどうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 確かに高齢者や生活保護受給者などそういった住宅確保要介護者が困っていることは認識しております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 高齢者の住居に関する法律ができています。いつ、どの目的でつくられたんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 高齢者の居住の安定確保に関する法律は、平成23年4月28日に改正法が公布され、平成23年10月20日に施行されております。同法律は、「高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的」としております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 23年度は改正なんですよ。法ができたのは平成13年ですよ。この法律ができるときの基本的な方針に、国及び地方公共団体の役割がちゃんと明記されているんです。この役割というのは、賃貸住宅に入居しようとする者または賃借人が高齢者であることをもって差別されることのないよう、賃貸人、宅地建物取引業者等の啓発に努めると。そして、地方自治体の責務もちゃんとうたわれているんですよ。それからいえば、今、車で生活をしているという方に対しては早急に対策をとるべきだと思うんです。宅建業協会、これから調査をするというのは遅いと思うんですよ。早急に対策をとるべきだと思いますがいかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 県では、調査をするとともに、今年度、住居支援協議会というのを設立するために、現在ワーキンググループを設置してその取り組みを加速しております。その中で公的賃貸住宅の供給促進及び民間賃貸住宅への入居促進に関し必要な措置についていろいろ情報を共有したり、いろんな対策を講じる方策を一体となっていく考えでございます。全国でも一応16団体が設立しておりますので、沖縄県も早目にそういう協議会を設置して、その協議会の中でそういった対応を考えていきたいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私の周りでも何名もアパートに入れない方からたくさん相談を受けているんですよ。ですから今、これから調査してと言うんですけれども、私は緊急性があるものについては、とりあえず県営住宅に入居をしてもらおうと、こういう策をとらなければ、この70代の方、車で生活してもう何カ月にもなるんですよ。だから、緊急策と同時にこれからの対策とは2本立てでやるべきではないですか。知事、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 県営住宅については、御存じのように入居資格がございます。そういった中で、先ほどの協議会を設立しているんな幅広い意見を聞きながら全体として対応を考えていきたいと考えています。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は生存権が脅かされているという問題について、早急にやらないといけないということと言っているんですよ。ですから県営住宅の入居資

格という問題ではなくて、早急にこの方の対策をとるべきではないですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 福祉保健部とも連携して、どういった対応が可能か、今できる範囲の中で検討したいと思っております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次に移ります。保育行政について。全県の保育士登録者数と実際に働いている方の人数と割合。県の見解はどのようなものでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） お答えいたします。県内の保育士登録者数は1万6308人、保育所で働いている保育士が7100人ということであります。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時6分休憩

午後2時6分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 潜在保育士がおりますので、県といたしましては、この潜在保育士に対して就職説明会、そういうふうなものを開催するということによって研修会を開催したり、あるいは研修後の現場実習をしたりということを進めながら就職につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 保育士が実際仕事をしないで保育士不足になっているという問題は、報道されているように賃金が低いと、非正規であると、そして労働条件が悪い。このような条件があって保育士の資格を持ちながら働いていないというのが浮き彫りになっていると思うんです。そこに光を当てないとだめだと思うんです。正規で雇用すると、先ほども聞きましたけれども、認可保育所で正規雇用率が低いわけですね。そこを抜本的に改正する立場をとらないといけないんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時8分休憩

午後2時9分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育士の給与が安過

ぎるというようなことなどのために定着になかなかつながらないというような状況がありますので、沖縄県といたしましては、保育士の処遇改善に向けた制度の見直しなどについて、九州保健衛生部長会議などを通して国のほうにも要望しております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 待機児童の問題ですが、最初に答える2000名余りという待機児童をまず言うこと自体が、実際は平成20年からですか、待機児童は497名ふえていますということになるわけですよ。ですから今、9000人という潜在的な者も含めて、これに対する計画を立てないといけないと思うんですね。9000人以上の待機児童を何年で解消するのでしょうか。早くということを行っていますけれども、県の計画では今年度1500人、待機児童解消策ですね、これから言えば六、七年かかります。認可外園で最低基準を満たしたところが100余りあるわけですよ。だから、私はそこを認可化をしていくと、認可外をですね。その作業を2倍、3倍に引き上げるべきではないかと質問をしているんですけれども、9000人待機児童解消に対する計画年数、それを明確にお答えください。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 計画年数については特に定めてはおりませんけれども、待機児童の抜本的な解消ということに向けては、対象年齢とかあるいは地域を重点化した取り組み、そういったものも必要であるというふうに認識しておりまして、今後は認可外保育施設の認可化及び保育所の整備等、こういったものを戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。こういった取り組みを通して、できるだけ早い段階で潜在的待機児童も含めて待機児童の解消に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は、この問題は児童の健やかな成長のための保育を受ける権利が奪われているという問題と、もう一つは、女性の働く権利が行使できない、女性の働く権利が侵害されているということを考えるわけですよ。この認識についていかがですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 働きやすい職場にしていくというようなことは重要でありますので、そういう職場で働きやすい環境を整えていくために正規雇

用率を上げていくようなことも必要だろうし、そういったことについて市町村とともにそういう環境を整えていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん ちょっととんちんかんな答弁なので、保育所に子供を預けられないと仕事ができないんですよ。そこを今、若い皆さんが仕事ができないと、本当に苦しんでいる状況を、女性の働くという権利も奪われているんじゃないかということを知りたいんですね。だから、職場環境をよくするという問題じゃなくて、保育所に子供を預けるといって自体がやっぱり労働権を保障するということになるんじゃないかということをお尋ねしたんです。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ですから、認可化を促進するとかそういったことを通して、あるいは認可保育所を整備するとかということを進めながら、児童が保育所に入所できて、それによって働くことができると、そういうような環境をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 国保について 1 点お尋ねします。市町村の法定外の繰入総額は幾らでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時14分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成22年度において65億7600万円となっております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 先ほど県が市町村に補助していると言っていましたけれども、県独自の繰り入れは何もないわけですよ。国から県におりてきたものを、県が横に出しているという状況であって、沖縄県は1円も出してないわけですよ。市町村は財政が苦しいのに、目の前の国保で皆さん医療が受けられないと、国保税高くて払えないと、減免をしないといけないと。それに対して65億円も繰り入れをしているわけですね。だから沖縄県が25億という繰り入れをするということ、市町村から見ても金額的には少ないわけですよ。だから沖縄県、繰り入れについてやっぱり検討すべき

ではないですか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時15分休憩

午後 2 時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 国民健康保険事業は、国・県等の公費負担及び保険税等により保険者である市町村の責任において運営されるものであることから、本県では県独自の支援を行うということは困難であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時16分休憩

午後 2 時17分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 次に移ります。

米軍郵便局問題にいきます。

8 億円かけて県民の税金で郵便局を建設するという問題ですが、先ほど答弁をいただきました。私は、復帰後、米軍基地で一部返還したのは何力所あるのか、地位協定での関係で聞きたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時18分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 県道事業に関しまして移設工事の事例を調査したところ……

○西銘 純恵さん それは聞いていません。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地の返還については、沖縄県民は米軍基地をなくすということで全面返還については総意なんですよ。私が今聞いているのは、どうして基地の一部返還を求めたら8億円という米軍郵便局をつくらないといけないの、県民の税金でというところで私、お尋ねしているんです。私たち県民というのは、これまでの米軍基地にとられた県土というのは、銃剣とブルドーザーで奪われて基地がつくられたわけですよ。だから県民が必要だというときに基地を返せというときに、これは無条件で返してほしいというのが県民の願いなんですよ、思いなんですよ、当然なんで

すよ。けれども、県として基地の返還についてこれまでどのような考え方を持ってきたのか、そこを問いたいんです。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 議員の御主張の論点というのは大変よくわかる場所ですけれども、現実には22万ヘクタールの基地が復帰後この歴史の中で形成され存在されている中で、県のコンセンサスといったしましては、段階的にできるところから基地の負担軽減を求めていくと。さらにその責任は日米安全保障条約に基づいて基地を提供している我が国にあると。したがって、我が国の責任で基地の整理縮小を求めていくというのが県の基本的なスタンスでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん ちゃんとした答えじゃないんですが、県道建設のために牧港補給基地の一部——端っこですよ——の返還を求めたんですよ。これは県の基本的立場をお尋ねしているんですよ。どういう立場で返還を求めたんですか。米軍とどのように交渉したんですか。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 道路工事に伴う一部返還により物件等が支障となる際は日米地位協定にはよらず、原因者である地方公共団体が通常の補償基準で行うということで、今回は通常の公共補償基準に伴って米軍と返還手続を平成17年から調整して、防衛局を通してその調整等を県のほうで判断した上で、やはり港川道路については早期の整備が必要だという判断のもとに一部返還を合意して、現在調整を進めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 2月議会で与世田副知事も検討しなければならなかったと言われたのは、私、基地の返還問題なんですよ。それで日米地位協定に基地の返還についてどのように規定されているんですか。公室長、お答えください。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 日米地位協定第4条でございます。4条の第1、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。」、2項に、「日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工

作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。」、こういったことが書いてございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 今、4条2項を言われたんですけども、土木建築部長、これは牧港基地の県道をつくるために返還をされる土地です。ここに工作物は何もなかったんですよ。ないんですよ。あったにしても日本政府は補償しないと、書いているわけでしょう。今読み上げたのはそうですよね、公室長。何も無いのに何で補償するのということなんですよ。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 2点についてお答えします。

何も無いという話ではありますが、郵便局は基地の中にありますが、ゲート3を移設するという条件で合意しておりますので、その取り付け工事に伴い郵便局が必要になるということで移設する必要があるということで、私たちは原因者である県の公共補償基準で移設をしたいと、移設補償したいと。

もう1点、先ほども申し述べましたが、今回の道路工事に伴う一部返還により物件等が支障になる際は、日米地位協定によらず、その原因者である地方公共団体の通常の補償基準で行うという考えで私たちはそれを調整したところでございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 基地の一部が返還されたのは日米合同委員会で決められたんですよ。その前に沖縄県は、この返還を求めるのに今の考えは、県が自分たちが補償しますという前提をずっと部長は言われているんですよ。私、公室長とか副知事にお尋ねしているのは、基地を返してもらおうというのに、とられた土地を何も工作物もないのに、何で県のほうから交換条件を出したんですか。8億円でつくりますと言ったんですか。この立場が問題じゃないですかとずっと言っているんですよ、私は。返しなさいと、無条件で返しなさいということを沖縄県が主張したんですか。ここが今問われているんですよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

土木建築部長。

○土木建築部長（当間清勝君） 道路の法線を決めて、それをもとに米軍と調整して、こちらが返還条件としたのではなくて、こういう道路をぜひこういう理由でつくりたいということで防衛局を通して米軍と調整し

たところ、米軍から条件がついて取りつけ道路の位置がそういう形になった次第でございます。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 平成8年から土木建築部のほうはずっと同じようなやり方で一部返還を求めて米軍に言われるままに住宅もつくってあげたり、いろんな工作物をつくらなくてもいいのに県民の税金ですつつくってきたという過去からの経過があるんですよ。でも、私は今明らかにしているのは、日米地位協定に基づいた沖縄県側がどうして米軍の言うことをはいと聞く立場にあるんですかと言っているんです。県民は納得しないですよ。とられた土地を返しなさい、県道をつくるというのに、どうしてアメリカの言うとおり何でもはいとやるんですか。そこが今問われているんです。だから検討してほしい、そのことをずっと言ってきたんですよ。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） そもそもこの米軍の施設というものは日米安全保障条約に基づきまして我が国が米国に対して提供している施設でございます。したがって、先ほどの地位協定の適用を受けるわけですけれども、県といたしましてはやはり個々の事案、個々の地方行政の需要に応じた事案につきましてはその返還を求めるということは累次やっているわけでございます。今回の場合は、沖縄県の公共事業の施工に伴う公共補償基準というものを適用し、その趣旨に沿って処理をするというのが最も適切であり、また公共の福利に合致するという考え方で進めたものでございます。このあたりにつきましては、実はこの議会でも答弁をさせていただいています。再度地位協定の有権解釈権を持つ外務省に問い合わせておりますが、今のところ回答は来ておりません。いずれにしても、この地位協定上は第25条の中に、「この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府の間の協議機関として、合同委員会を設置する。」ということで、合同委員会マターとなっておりますので、そういうフレームで処理されたものだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 西銘純恵さん。

○西銘 純恵さん 私は、米側や日本政府がどうのという前に、沖縄県が主体的にこの問題を問題視していないというところが問題だと思っています。子供医療費、通院費を中学卒業まで無料にするのに、県の試算で7億6600万円、福祉保健部からいただいた資料はそうなんです。これだけでできるんですよ、通院費の無料化。でも、これをやらないで米軍郵便局、法的

根拠も日米地位協定に基づいても沖縄県がつくる必要もないのに、県民の税金をかけて8億円出して建設をするというこの問題は、県民よりも米軍を優先するんですか。このことが問われているんですよ。私は、本当に県民はこのような米軍言いなりというものには納得しないし、これから沖縄県が県民の立場で米軍にも日本政府にも物を言うべきだと思っております。答弁をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 基地の整理縮小につきましては、これは再三申し上げているように、日米安全保障条約に基づいて我が国が提供している、こういった中で沖縄県に過重な基地負担が存在し、沖縄の社会に大きな影響を与えているという中で、段階的に一つ一つ進めていくということを沖縄県はしておりまして、その個々の状況あるいは個々の課題といったものもしっかり踏まえて進めていくことにしてございます。したがって、今回、道路行政というものといわゆる基地問題というものがひとつ関係したということでございますが、そこは最も県民の福利に合致する形で進めていくのが県の責務だと考えております。

○議長（喜納昌春君） 時間は終わりですが、返還の箇所についての答弁をお願いします。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。先ほど西銘議員から御質問がありました返還の箇所でございます。

施設数は、これは復帰後ですけれども、87ございまして、現況は33カ所でございます。54カ所が返還済みという形になっております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

〔比嘉京子さん登壇〕

○比嘉 京子さん 社大党の比嘉京子です。

一般質問を行います。

今年度は、第5次の振興計画を実施する新たなスタートであります。これまで4次にわたる振興計画の9割が公共工事であったことにかんがみ、新振計においては物から人への転換を図る振興計画にしたいという思いで3期目の議員活動を始動しております。具体的には、まず沖縄の未来は人材育成にかかっているというふうに考えるからであります。言いかえれば、人をもって資源となすということです。

ところで、人材育成で最も大事な時期はいつなのか、どこに投資することが教育的にも経済的にも投資効果があるのか、諸外国がその研究成果を施策に生かしています。アメリカのペリー・プレスクールが50年以上続けている研究では、質の高い幼児教育プログラムは

学校のよい成績、労働市場への参加率の向上、よりよい収入につながっていると、幼児教育のプログラムへの投資とその利益の比率は1対7と推計されております。諸外国では2倍から4倍であるとの結果が得られております。しかしながら、我が国の就学前教育費の公的負担の割合は、OECD26カ国中24位と極めて低く、そこで私は、沖縄から全国に先駆けて人材育成の先進県を目指すことを提案をしたいと考えています。

では、通告に従い質問をいたします。

1、知事の政治姿勢について。

(1)、普天間飛行場の固定化を阻止する知事の決意を伺います。

(2)、オスプレイ配備反対県民大会は、知事が率先して沖縄県主催でする考えがないのか伺います。

(3)番目に、識名トンネル虚偽契約問題における知事の認識の甘さが問題を大きくし県の初期対応にも影響していると考えますがどうですか。そもそも県益についてどういう理解なのか伺います。

(4)番目に、コンベンションビューローの会長の実質的な任命責任は知事にあると思いますが、知事はこのまま静観をするおつもりなのか伺います。

2番目に、雇用行政について。

(1)、県産業・雇用拡大県民運動推進本部（本部長知事）による2012年度のみinnでグッジョブ運動実施計画について。

ア、医療・福祉で8000人の雇用目標を立てておりますが、業種別、人員、それから雇用時期等について伺います。また、その中に県立病院の雇用人数は入っているのか伺います。

イ、卸売業・小売業・サービス業でそれぞれ6000人の雇用を目標にしておりますが、具体的な取り組み方法や業種別雇用者数についての説明を求めます。

(2)、知事公約である30人以下学級を実現するなら中学校及び高校までの教員採用見込みは何名か、実現の決意を伺います。

大きな3番として福祉行政について。

(1)、保育行政について。

我々は当たり前のように待機児童という言葉を使っておりますが、フィンランドに参りましたときに、保育園で待機している児童はいますかと私が質問したところ、保育を受けられる子とそうでない子がいるという考えはこの国にはないと、言葉そのものがないという意見でした。

そこで聞きたいと思います。

ア、同じように税金を納めているのに保育所（園）

に入所（園）できる子と、入所（園）できずに待機させられている子がいる。この違いを行政としてどう説明がつくのか。

イ、認可園に希望しているが入れず、認可外に入園している潜在的待機児童がいるが、その理由をどのように説明するのか。

ウ、ア、イを放置せず一気に解消するためには、これこそ一括交付金を使うべきだと考えますがどうですか。

エ、保育現場では深刻な保育士不足が起こっております。その原因についての認識と対策を伺います。

オ、地域主権改革一括法の施行に伴い児童福祉法県条例の制定を準備しておるようですけれども、本県における保育行政の主体的な方針について伺います。

(2)、老人福祉行政について。

ア、同じように税金を納めてきて老人福祉施設に入所（園）できる人、できない人が出ています。待機者は何名ですか。そのできる、できないをどう説明するのか、その解決策と解決時期について伺います。

4番目に、県立病院について。

(1)、経営安定化計画について伺います。

ア、経営安定化計画の目的、内容等について説明を求めます。

イ、条例定数を引き上げずして計画策定は困難であると私は考えますが、どのような考えでしょうか伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 比嘉京子議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢の中で、普天間飛行場の固定化についての御質問にお答えいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題であります。一日も早い移設・返還の実現が必要で固定化は決してあってはならないと考えております。日米両政府は、辺野古か固定化ではなく、もっと柔軟性を持って県外移設を追求すべきだと考えております。引き続き、日米両政府に普天間飛行場の県外移設、そして早期返還を強く求めてまいります。

次に、同じく知事の政治姿勢の中で、観光コンベンションビューローへの対応に関する御質問にお答えをいたします。

観光コンベンションビューローの運営につきまして、基本的にはビューローの理事会及び観光関連業界において対処すべきものではないかと考えておりま

す。

県といたしましては、今後とも無論適切なアドバイスをしてまいりたいとも考えております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、県民大会についてお答えいたします。

オスプレイの配備につきまして、県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。

これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、直接、政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、識名トンネル契約問題における認識等についてお答えいたします。

識名トンネル契約問題の主たる要因は、補助事業による実施が困難な部分については、県費の投入など財源の検討を含め適切な事業の実施に努めるべきですが、その判断を誤り、補助事業として実施してしまったことに見られるように職員の法令等に対する安易な考え方にあったと考えております。

識名トンネル新設工事については、市街地トンネル工事の安全性を確保するため、工事を先行させ、結果として大幅な増額となった時点での変更協議となったことから、請負業者との協議が難航し、請負比率を乗じて変更契約を行うことはほぼ不可能な状態でありました。したがって、工事の安全性を確保しつつトンネルの早期供用を図り、県民の利便性の向上を図るためには、追加工事等の変更契約分について国費を充当することは極めて困難であり、県費の活用を検討する必

要があったと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用行政についての御質問の中の、「みんなでグッジョブ運動」での雇用目標についてお答えいたします。2の(1)アと2の(1)イは関連しますので一括してお答えいたします。

御質問の医療・福祉及び卸売業・小売業・サービス業の雇用目標の数値は、全国並みの完全失業率を達成するために必要な就業者数を過去の産業別構成比や伸び率等を勘案して試算したものであります。試算では、平成26年までに完全失業率4%台を達成するために必要な新たな就業者数は平成24年から3年間で3万人となっており、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部会議において、本県の雇用情勢を説明する際に、共有する目標値として説明したところであります。

沖縄県としましては、関係60団体と連携しながら、引き続き「みんなでグッジョブ運動」を展開するとともに、一括交付金の効果的な活用によるさまざまな産業振興策や雇用対策を推進し、目標である雇用情勢の全国並み改善に向けて全力で取り組んでまいります。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 雇用行政についての御質問で、少人数学級の実現と取り組み状況についてお答えいたします。

少人数学級につきましては、小学校1・2年生の30人学級に加え、今年度から小学校3年生の35人学級を実施しており、3つの学年で増加した175学級に175名の教員を配置しております。なお、小学校1年生から高校3年生まで30人学級を実施する場合、平成24年5月1日現在の児童生徒数で試算いたしますと、小中学校で880名、高等学校で392名、計1272名の教員増となります。今後の計画につきましては、市町村教育委員会の意向、国の動向等を踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 福祉行政についての御質問の中で、保育所入所についてお答えいたします。3の(1)のアと3の(1)のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

保育所入所については、保育の実施主体である市町村において選考基準等を定め、保護者の就労状況、出

産や病気などの身体の状態といった家庭の状況等によって優先度を判定して入所を決定しているところであり、その決定を受け、入所できなかった子が認可外保育施設に待機児童として入所しているものと認識しております。

次に、待機児童対策についてお答えいたします。

沖縄独特の課題である待機児童の解消については、県の重要課題として取り組んでおります。県としましては、沖縄振興特別推進交付金を活用し、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で、潜在的待機児童も含めた待機児童の解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、保育士不足の認識と対策についてお答えいたします。

沖縄県における保育士登録者数は、平成23年4月1日現在で1万6308人となっており、そのうち県内の保育所に就労している保育士数は7100人となっております。認可外保育施設の認可化等に伴い、保育関係者からは、保育士が不足しつつあるとの問題が提起されている一方で、県が実施した実態調査からは、保育士の賃金や雇用形態の課題によって定着や就労につながっていない状況が確認されております。

沖縄県としましては、潜在保育士に対する研修会や合同説明会を開催するなどして保育士の確保を支援するとともに、保育士の処遇改善に向けた制度の見直しについて「九州各県保健医療福祉主管部長会議」を通じて国に要望してまいります。

次に、保育行政の主体的な方針についてお答えいたします。

地方分権一括法により児童福祉法の一部が改正され、これまで国の法令で全国一律に定められていた児童福祉施設及び運営に関する基準は、都道府県が条例で定めることとされました。沖縄県では、平成25年4月1日の施行に向け準備を進めているところであり、地域の実情に応じた独自の基準については、パブリックコメントや関係団体からの意見を踏まえ、今後検討してまいります。

次に、特別養護老人ホームの待機者対策についてお答えいたします。

平成23年10月末時点の特別養護老人ホームの入所申込者約2200人のうち、要介護度が3から5で家族が高齢や病気等の理由で十分な介護を受けることが困難な施設入所の優先度が高い高齢者は約1000人となっております。

県としましては、待機者解消のため、平成24年度から26年度までを期間とする沖縄県高齢者保健福祉計画

において、特別養護老人ホーム等を約1050床整備するとともに、在宅介護支援のため居宅サービス等の拡充を図っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

〔病院事業局長 伊江朝次君登壇〕

○病院事業局長（伊江朝次君） 県立病院についての御質問の中で、経営安定化計画の目的、内容等についてお答えいたします。

病院事業局では、「経営再建計画」の目標達成の成果を受け、持続的な経営の健全化を目的として、平成24年4月に「経営安定化計画」を策定したところであります。経常収支の黒字維持、手元流動性の確保、約70億円の長期債務の解消を目標とし、収益の確保、費用の縮減、人員体制の整備と人材の安定確保、効果的・効率的な設備投資、長期債務の縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、条例定数引き上げについてお答えいたします。

「経営安定化計画」では、人員体制の整備として「県立病院の役割を踏まえ、医療提供体制の確保と経営への影響等を総合的に考慮し、医療制度改革の動向を注視しつつ、事業運営に必要な人員体制を整備する」としております。

病院事業局としましては、同計画の実現に向け適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん では再質問をさせていただきます。

まずオスプレイ配備反対の県民大会ですけれども、きょうの新聞によりますと、経済界は知事の動向を注視しているようですし、今回の県民大会にしましては知事はこれまでにない、この間の大臣に向けても、もし万が一の場合があったらばというお話等もされてすごく踏み込んだ決意を訴えられておりました。もしということがあってはいけないわけで、そのためにも今までと違うという知事のスタンスといたしますか姿勢といたしますが、それぐらいの決意を見せていないと日米両政府に送り込んでいたそのオスプレイを阻止することは困難ではないかと。そういう意味で知事が今回先頭に立つということの意義は大変大きいものがあると思っておりますが、実行委員長になるおつもりがないのかどうか、もう一度知事の決意を伺います。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） オスプレイの配備中止とい

うような点では、佐喜真市長さんとも一緒になってかなり先頭に立っているつもりですし、決意もしっかり持っているつもりです。ただ、県民大会という形が、行政実務を預かり日々私たちはこれは活動しておりますから、我々にとって今必要かどうか。それは県民・市民でおやりになる必要な手法かもしれぬという点もあります。ですから、私が別にこの決意がないとか、先頭に立ちたくないとかという話ではなくて——もう既に立っているつもりではあるんですが——ただ県民大会の形まで今行政実務を預かる我々として必要かどうかという点は少し検討させていただきたいと、こうということです。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 県民の命にかかわる最重要な問題ですから、私は行政の長としては当然の行為であるというふうに思いますので、もう一度お考えをいただきたいというふうに思います。

次に、識名トンネルの問題についてですが、知事が処分等をみずからなさっても何やらなかなかすっきりしない、この問題の今の状況ではないかなと思っております。といいますのは、私が初期の問題ということを使ったわけですが、この最初の質問が9月23日に平良昭一議員がされています。続いて12月5日に嘉陽宗儀議員、次のその答弁がずっと繰り返されている。県として手続に問題はありましたが、トンネル工事の安全性、経済性を考慮し早期供用を図る上からやむを得ずこのような契約を行ったものでありますと、こういうスタンスをずっと2月議会まで繰り返してきた結果、返金命令が出て大きく転換をしていったと。

そういうことからいたしましても、私は今回の国の告発理由というのを県がどのように認識しておられるんだろうかということに疑問を持っています。お答えいただければと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時2分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員は議員のお考えをお持ちだということは私は何もどうこう申し上げませんが、6月21日に私どもが記者会見で発表しました行政監理本部のまとめ、あれが私どもの公式かつ正式な考え方でございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん さきの私への12月の答弁は、法に

対する認識というのはほとんど感じられない答弁なわけですよ。そういうことをずっと所見を持っておられたというときに、私は、この問題というのは大変深い問題、根深い問題、または常習的な問題かもしれないというぐらいの気持ちを持ったわけです。といいますのは、今に至りましても処分のあり方も含めてこれに本当に県民が、知事がこのように御自分に対してもそうですし、部長の罷免等も含めてですけれども、これでもって賠償金の支出は県民に理解されるというふうにお考えなんでしょうか。

○知事（仲井眞弘多君） ちょっと待ってくださいね。休憩願います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時3分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） あのときの私のコメントに尽きるわけですが、原因究明そしてまた我々の処分も含めて一連のことを申し上げ、県民の理解及び県民の信頼を取り戻したいということでああいうまとめ、気持ちはああいうことでございます。ですから、県民の理解が得られると思うかという点については、理解をいただきたいということで誠心誠意取りまとめた中身であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 原因究明をした後にその原因に沿って処分をするという考えと逆ではないかと思うわけですが、その点は平行線になる可能性がありますから指摘をしておきます。現場担当者も処分を受けたようではありますが、皆さんが法令遵守の研修会等を繰り返されておられるようですけれども、私はむしろ管理職のほうに徹底すべきではないか。そこで阻止できなかったことが今回なのではないか、そのように思っております。

次に、コンベンションビューローの問題についてお伺いいたします。

ビューローの予算が28億強というふうに非常に驚異的に伸びているということが一つありますけれども、まずたくさんの意見があって、単なる個人的な攻撃であるとか個人的な好き嫌いの問題とかそういう問題ではなくて、本当に危惧しているところは何かというところ、観光業界での会長に対する信頼性が著しくもう失墜しているのではないかと。そのようなことも多々聞かれておりますし、文書等がたくさん参っております。そういうことを考えますと、私はそのまま今のように静観

してはいけないのではないかというふうに考えるものです。

まず、東氏の副会長辞任の文書にはこう書いてあります。「良き精神を持った沖縄の観光産業界に誠実さ・謙虚さを取り戻すため」の辞任である、御自分がそのために辞任をするんだというふうに書いておられる。そして観光業界に携わっているお二人の副会長の辞任であるということ。そういうことを考えると、私は直接的には内部においてということではなく、理事の選任においては知事がかわっておられるから私は実質的に知事にその任命責任があるのではないか。また御本人も知事によって任命されたということをたびたび事あるごとにおっしゃっておられるわけですから、そのことを含めるとこの静観でいいんですかと。この大きな予算を本当にこういう状況の中でうまく使っていけるんでしょうかという問題を危惧しての質問であります。お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 議員を初め御質問もいただきましたこの県議会でいろいろ御心配をいただき、危惧されておられる点についてはまことにありがたいことではございます。ただ、この団体は産業団体の一つでもあるわけですし、そして確かに会長のフェイスブックに当初載っていた表現はどう見てもやっぱり不適切だというのははっきりしております。ですから、我々も彼を呼んで幾ら何でもこういう表現はいかななものかというのはかなり強く言い、そしてこの業界が沖縄を代表するちゃんとした大きな業界であることにかんがみてもきちっとまず謝罪をしっかりとしなさいと。そしてある意味でその団体の会長、副会長の間のやりとりでもあるわけですから、このお三方については――副会長さんにも無論お会いしました。これは大の大人の産業人としてのおさめ方というのは当然あるに違いないということで私は申し上げたわけで、それぞれがそれぞれのお立場で、まず会長は謝罪文を同じくインターネットに載せてやっております、私はそれはきちっと謝罪していると思いますが、評価はいろいろあるようです。ですから、これは私の任命責任というまず責任論からおっしゃっておられますが、これは大の大人の酸いも甘いも経験してきた産業人間の問題でもあるわけですし、ここは謝罪文を踏まえこの理事会の状況を今しばらく見守ってまいりたいというのが私の考えと気持ちでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 三役会議で「オマエ、やな……」と言ったというような発言等もそれに書かれておりま

して、果たしてフェイスブックだけの問題なのかどうかということを申し添えておきます。

次に、雇用問題についてお聞きしたいと思います。

今、このグッジョブにおける8000人の算出根拠、その根拠を本当に具体的にするためにどのような方法を考えておられるのか、各行政機関との連携はどうなっておられるのか伺います。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） 平成26年度までに全国並みの4%台にするためには約3万人の雇用の増大が必要だということで、これをいかにして実現するかというのは、議員おっしゃるとおりとても重要な課題で、これをより具体的に進めるのが私ども行政の立場でもあると思っております。

そこで、この間の各産業別の就業者の動向等を踏まえながら、特にこの間情報通信産業、これは産業分類上は必ずしも情報通信産業だけではなくて、卸小売で出たり、あるいはサービス業で分類上は出たり、つまり卸小売業のコールセンターは卸小売業のデータですから、情報通信産業で向こう4年間26年度までに約8000人から9000人は可能ではないかと。残りの2万1000人を医療だとか、特に医療福祉が近年雇用がかなり伸びております。そういう分野を重点にしながら各部連携、それから産業界、大学、高等学校、それからPTA含めて連携しながら実現に向けて取り組んでいくと。もう一つは、それをやるためにいろんな施策、それを確実にやっていくということで分野別にいろいろな例えば雇用の創出拡大から雇用の安定維持、求職者支援、それから雇用環境の改善、キャリア教育の推進、これらの6つぐらいの大きな分野に分けてきめ細かに事業を実施していきたいとこのように考えております。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 各行政分野の方と相談しているんですかとお聞きしているのは、今、医療福祉分野について質問しているわけなんですけれども、先ほどから中学校までの30人以下学級をすると800名余りとか出ていますよね。今県における足元から福祉分野でも出ているわけですよ。9000人の子供たちの待機児童を解消しようと、21世紀ビジョンで。そのときに1000名余りのいわゆる保育者が必要になるといろいろ出ているわけですよ。この話は皆さんの中に入っているんですかと聞いているわけです。簡潔にお願いします。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

○商工労働部長（平良敏昭君） このグッジョブ運動の中で設けた目標はあくまで産業分類別の目標で、も

ちろんこの中にはそういう問題も含まれていると思いますが、ただ各個別の事案でこの数字を積み上げていくようなものではございません。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この算出はだれでもできますよ、はっきり言って。3万人をどう振り分けしたら消化できるのかという数字なんですよ。それは全くの架空の数字と言ってもいいです。全国並みにするために3万人を落とす必要がある。その落とす数字をどの分野に割り振りしたらそれが消化できるのかという数字でしょう。それを具体的にどのようにやったら実効性があるんですかと聞いているわけですよ。そうすると、皆さんは自分たちの部署だけでも連携がとれてないということをおっしゃっているわけじゃないですか。だから、連携があるんですか、そこも見込んでいるんですか、県立病院の雇用も見込んでいるんですかと聞いているわけですよ。知事、グッジョブ運動ではキャリア教育とかは成功しているかもしれませんが、私は雇用対策には本当に本気で取り組んでいるとは思えません。どうもう一度実効性のある方針をぜひ試算をしていただきたいと思います。

次に行きます。

福祉保健部長にお聞きしますが、先ほどからありますように、保育士がなぜ定着しないのかという問題の理由ですけれども、1つには私は就労と給与の問題があるかと思うんです。今6割を養成するに当たって、やっぱり私は給与の基準を示していく必要があるんじゃないかと思っているんですよ。それについてのお考えはあるんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時16分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 保育士のそういった処遇がよくないというようなことについては、我々も認識をしていることでありますので、保育士配置の最低基準の改善とか、あるいは保育所運営費国庫負担金における民間施設給与等の改善について九州衛生部長会議等で国のほうに要望していきます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 厚労省の保育単価で地域別基準というのがありまして、沖縄県は最低ランクに位置づけられているわけですよ。そのことも含めて東京都なんか倍以上あるんですね、1人当たりの単価が。ですから、そこも九州の各県とも連携してその単価のあり方

自体に私はやっぱり物を申していく。なぜかということ、出生率が一番高い沖縄、待機児童が多い沖縄、そういう特殊性をもっと訴える必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 九州の衛生部局長会議等で情報交換をしながら、そういった改善に向けて取り組んでいきたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん これはちょっと提案というか提言でございますけれども、私はやっぱり初任給のばらつきがひどいと思うんですね。そうすると、最低基準の初任給というのを何か示す方法がないんだろうか。または運営費に占める人件費の割合これをおおむね見定めていく、6割というからにはそういうことを何かしていないとその両方がセットにならないのではないかな、そういうような考えがあります。どうぞ検討していただきたいと思います。

では次に、県立病院についてお伺いいたします。特に総務部長に多くお尋ねをしたいと思います。

先ほどこの経営安定化計画の目的について説明を受けました。総務部長についてですけれども、離島の定住条件整備、それから国境を守る観点から病院事業局のみの問題ではなくて、離島の県立病院のインフラ整備も含めて総務のほうに必要があるんじゃないかなと思っております。特に、せんだって総務部長が言及されておりましたように、八重山病院の建てかえについて、何かより具体的なお考えがあるならお伺いしたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時19分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

病院事業会計につきましては、地方公営企業法に基づいて病院事業局で経営をされているわけですが、もちろん公営企業と言っても公営企業という形をとって行政サービスを行っている。そういう意味では広く言うと、沖縄県の行政の一端を担っている。そういうふうな意味合いにおいて総務部としては、病院事業の繰り出しとかあるいはまたその他の一般会計で担っている、例えば医師確保とかその周辺のさまざまな支援をしながら全体として医療行政にかかわっている部分があるというふうに認識をしています。

今御質問の八重山病院につきましては、これはまずは病院事業局全体の整備計画の中で一応計画をされて、その中でまた総務部のほうと相談があればそういうものを調整をしていきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん この間報道で言及されていたと思うんですけども、そこでお聞きしているわけですが、もう幾つか総務部長にお聞きしたいのは、去年からそうですが、事業局への繰出基準のルール化ということが叫ばれました。それと定数問題、これを解決しないとこの安定化計画というのは多分立てられないんですよ。ですから、総務部にとても関係がある課題になっているかと思うんですが、この繰出基準のルール化と定数問題についてはどうお考えでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

○総務部長（川上好久君） 繰出基準につきましては、基本的には総務省から示されている繰出基準を参考にしながら、しかしながらこれまでその部分については総務省が示されたその繰出基準ではなかなかカバーし切れない。その部分を病院のほうと調整をしながら県としての繰り出しを決定してきた経緯がございます。しかしながら、県財政の全体の中で占める繰出金というのはかなり他県と比較しても大きなものになっております。ただ、そうだからと言ってそれがすぐ問題ということではないわけでございますけれども、離島県でもございますし、安心・安全なそういう地域づくりを目指すというふうな観点で今後ともまた病院事業局と繰り出しの中身については相談をしていきたいというふうに思っております。

さらにまた、定数につきましては、さきの県議会の中でも随分議論がされたというふうに認識をしておりますので、その辺も今後の病院経営のあり方を一緒にまた検討していきたいというふうな考えでございます。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん 申しわけないんですが、もう一点だけ、離島への人材確保に必要な増嵩費、その扱いといいますか増嵩費というのは継続されていく予定なのか。またそれは固定費として位置づけられているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

○総務部長（川上好久君） ちょっと休憩してもらえますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後 3 時 22 分 休憩

午後 3 時 23 分 再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

離島増嵩経費につきましては、昨年これについて議論があったというふうに記憶しているわけでございますけれども、55億に4億の増嵩経費で59億で決着をしたと。これにつきましては、また継続して病院事業の内容をいろいろ検証しながらまた議論を続けていきたいというふうに思います。

○議長（喜納昌春君） 比嘉京子さん。

○比嘉 京子さん ぜひ人材の安定供給のためによりしくお願いしたいと思います。

最後に、局長のほうにお願いします。

この今の安定化計画ですけれども、24年から27年までの4年計画になっているわけですが、まず23年度の決裁がまだですよ。それと同時に、今、計画の段階であるということを考えると、ことしからということをお急ぎが必要があるのかどうか。計画を今まだ立てていない段階でことしから計画に入れるというのはどうなんだろうかと。私は来年からというふうに例えばもっていく必要はないだろうか、そういうことを考えておりますが、いかがですか。

○議長（喜納昌春君） 病院事業局長。

○病院事業局長（伊江朝次君） それではお答えします。

21年から始まったいわゆる経営再建期間で、おかげさまで前倒しで3つの目標を達成しました。手元流動性も十分にできてきたというところで、今後ともその病院事業の経常黒字を維持するにはどうするかということをお早急に対策を立てていかなきゃいけないということで、今年度から計画を病院現場としっかり協議しながら実のあるものにしていこうということで、今、実際まだ全部なったわけじゃないんですが、一応大綱としてやって細かいところはこれからやっていきたいというふうに考えております。

○比嘉 京子さん はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 20分間休憩いたします。

午後 3 時 26 分 休憩

午後 3 時 49 分 再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前に引き続き質問及び質疑を行います。

渡久地 修君。

〔渡久地 修君登壇〕

○渡久地 修君 こんにちは。

日本共産党の渡久地修でございます。通告に従い質問します。

まず、知事の政治姿勢について。

県議選挙の結果について。

アメリカの上院議員らが、6月の県議選挙で仲井眞知事の与党が多数になれば、知事はまたもとの辺野古移設に戻るだろう。だからそれに期待して待っていると、この県議選挙に淡い期待を寄せていたようです。県議選挙の結果、辺野古移設・県内移設容認の県議は1人もいません。知事は、この結果をどう受けとめていますか。「事実上不可能」という情勢判断的な言及ではなく、知事の意味として明確に反対あるいは認めない、埋立許可は与えないと明言して、日米両政府に淡い期待を与えないようにすべきではないか、知事の見解を伺います。

県議選挙での新聞社のアンケートで、当選した県議の81%が消費税に反対と答えています。消費税増税に県民は反対の審判を下したと思いますが、知事の見解を伺います。

野田首相の慰霊の日のあいさつは、基地負担をざんきにたえないと述べながら安全保障を語り、基地押し付けを公言したのではないか。知事の見解を伺います。

日本共産党は、あの沖縄戦の悲劇を引き起こした日本の侵略戦争に命がけで反対した唯一の政党です。戦後も基地押し付けの大もとになっている日米安保条約をなくして、日米友好条約に切りかえるべきだと主張している政党です。県議会でも、県民の立場から県政をチェックするとともに、県民の願い実現のために道理ある提案を行ってきた政党です。知事の日本共産党観について伺います。

次に、基地問題について。

復帰して40年が経過しましたが、米軍のやりたい放題が続いています。沖縄は、アメリカ・米軍の植民地なのか。主権者はだれなのか。

沖縄の県土で知事の権限が及ばない地域が何%存在するのか。沖縄県の領海・領空で知事の権限が及ばない地域は何%か。国の法律、県の条例が適用されないのはどれだけあるか。米軍のやりたい放題が今でも続いているのは植民地状態ではないか。

オスプレイを8月に沖縄に配備すると通告してきています。アメリカは、安保条約上の権利と主張しているようですが、県民の命を危険にさらす権利がアメリカにあるのか。日本政府は、県民の命を守る義務はないのか。県知事は、この事態に至っても安保条約を擁護するのか伺います。

2年前の2月25日の私の一般質問で、普天間基地のクリアゾーンについて質問しましたが、当時の上原公

室長は、「これはアメリカ国内の自治体のためのものであって、海外の航空施設には適用されないものである」と述べて具体的な答弁を避けました。

今回の米軍のオスプレイ配備に向けて作成された環境レビューには、普天間基地のクリアゾーン（事故可能性区域）を図面に明記しました。改めて再度、普天間飛行場におけるアメリカの安全基準（クリアゾーン）の範囲、面積は幾らか、その中に住宅と住民の数、学校と児童数、病院とベッド数、保育所と児童数などについての実態と認識について伺います。明確な答弁を求めます。

沖縄の基地の実態を全国民に知らせるパンフレット、チラシの作成・配布と全国紙への意見広告について繰り返し求めてきました。オスプレイ配備反対も含めてぜひ実施すべきです。

沖縄に駐留する米軍への「日本の国内法の遵守を義務付ける沖縄県条例」を制定すべきです。見解を伺います。

次に、オスプレイの配備について。

去年の6月議会で、オスプレイにオートローテーション機能がないことを米国議会の公聴会での専門家の証言を示して指摘しました。県はその後このことを確認したか。県はどういう見解か。

米国連邦航空局の規則では、オートローテーション機能のない飛行機は飛ぶことは禁じられているとも指摘しました。県は確認しましたか。

同様に、日本の航空法でもオートローテーション機能のない飛行機は日本国内では飛ぶこと自体が禁止されています。県は毅然として対処すべきです。

県に提出された米国の報告書によると、沖縄じゅう民間地域を飛行ルートに設定しています。その理由は何か。これは、明確に民間地域での市街地戦争を想定した訓練ではないのか。米国ではできないことを沖縄の民間地域で公然と実施しようとするものではないか。

知事は、オスプレイ配備を阻止するためにあらゆる手段をとるべきです。決意を伺います。

高江ヘリパッド建設の強行の理由は「県の理解を得たから」となっています。オスプレイの配備が明らかになった以上、高江のオスプレイパッドの建設に反対の意思を表明すべきです。

消費税増税に反対することについて。

平均県民所得は全国水準の幾らか。年収300万円未満の世帯数と割合について。

10%増税で県民1世帯当たりの増税額は幾らになるか。年収300万未満の世帯の増税額は幾らか。

消費税10%で県民全体ではどれだけの負担になるか。県の自主財源との比較、一括交付金との比較はどうなるのか。

10%増税が県民生活と県経済に悪影響を与えるのは必至であります。知事は反対すべきであります。

2月議会で、公営住宅の建設や建てかえ、県内食料自給率の向上、地産地消推進など、地場産業、地元企業育成で雇用創出をと具体的に提起しました。知事は、「いろんな雇用の可能性が出てくるというのを見せていただいた。ぜひその考え方を徹底して取り入れてみたいと思います。」と答弁しました。その後の検討状況を伺います。

また、福祉・医療、教育、防災の充実で雇用創出をと提起しました。知事は、「特に福祉・医療の分野は、大きな潜在的な雇用需要を持っていますから、おっしゃる方向性は尊重して、きめ細かい雇用対策を打ち出せればと思います。」と答弁しましたが、その後の検討状況を伺います。

旧日本軍32軍司令部壕を保存し、入り口などの公開と説明板の文言をもとに戻すことについて質問します。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

〔知事 仲井真弘多君登壇〕

○知事（仲井真弘多君） 渡久地修議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、辺野古移設容認への政策転換についてといいますか、こういう御趣旨の御質問にお答えをいたします。

米上院議員の発言の内容については承知いたしておりません。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題です。そして、一日も早い移設・返還の実現が必要であります。普天間飛行場の県外移設を求める私の考えに変わりはありません。

同じく知事の政治姿勢の中で、知事の日本共産党観いかにという御趣旨の御質問ですが、残念ながら私は研究者ではありませんし、きちっとしたあれは持っておりませんが、日本共産党さんは、90年の長い歴史を持ち、戦前戦後にわたり活動をしてこられた政党であると理解をいたしております。そして、沖縄におきましては、旧人民党の流れをくみ、沖縄の復帰運動にも取り組んでこられたと承知いたしております。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、消費増税への見解についてお答えいたします。

消費税は、他の税に比べ景気変動による影響を受けにくいことから、少子・高齢化がますます進展する中で国・県・市町村の安定財源の確保等のため、その役割は重要だと考えております。一方で、低所得者ほど重税感が増す逆進性の問題も指摘されているところであり、消費税及び地方消費税の改正に当たっては経済状況に留意しつつ、低所得者に配慮するための対策を十分に講ずる必要があると考えております。

現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、消費税増税に反対することについての御質問の中で、県民1世帯当たりの増税額についてお答えいたします。

家計調査で公表された沖縄県における1世帯当たりの平成23年平均消費支出を参考に民間研究所が用いた手法で算出すると、消費税が10%に引き上げられた場合、沖縄県における2人以上の世帯のうち、勤労者世帯では年間負担額が約22万3000円となり、現状に比べ約10万6000円の負担増になると試算されます。

全国の世帯平均では、年間負担額が約27万6000円となり、現状と比べ約13万1000円の負担増になると試算されております。

年収300万円未満の世帯の増税額については、データの区分の問題で算出することが困難であります。民間研究所によりますと、年収が250万円以上300万円未満の世帯では年間負担額が約20万7000円となり、現状に比べ約9万8000円の負担増になると試算されております。また、年収が250万円未満の4人家族世帯では年間負担額が約16万円となり、現状に比べ約7万6000円の負担増になると試算をされております。

次に、消費税10%引き上げ時の県民全体の負担、自主財源及び一括交付金との比較についてお答えいたします。

平成22年度の本県における清算後の消費税収は推計で約1058億円となっており、これをもとに試算しますと、消費税が5%から10%に引き上げられた場合、県民等の負担は約2021億円になるものと思われます。

また、県の自主財源については、平成24年度当初予算額で約1723億円、沖縄振興交付金、いわゆる一括交付金については、平成24年度予算額で約1575億円となっておりますが、消費税が10%引き上げられた場合は、

地方消費税では約264億7000万円の増収が見込まれております。

地方交付税については、社会福祉の関係経費の増額が見込まれないため、見込み額の算出は困難であります。仮に増税分のうち地方交付税に振り分けられる0.34%を普通交付税のシェアに基づき算定した場合は、沖縄県分で約114億円の増、市町村分で75億円の増が見込まれ、合計すると約189億円の増収になると思われます。

次に、消費税増税に反対することについてお答えいたします。

これにつきましては、現在、国会において「社会保障と税の一体改革の関連法案」が審議されているところでありますが、県としては、今後の国会における同法案の審議の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の政治姿勢についての御質問の中で、野田首相の慰霊の日のあいさつについてお答えいたします。

6月23日の沖縄全戦没者追悼式において、野田首相は「国の安全保障に万全を期す」とした上で、沖縄の「基地負担の早期軽減に全力を尽くし、具体的に目に見える形で進展させる」と述べております。

日米安全保障体制が今後安定的に維持されるためには、沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であるというのが県の考えであり、野田首相には沖縄の基地負担軽減を最優先に取り組んでいただきたいと考えております。

次に、基地問題についての御質問の中で、沖縄はアメリカ・米軍の植民地なのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

沖縄県には、日本復帰40年を経た今日においても全国の米軍専用施設面積の約74%が集中し、振興開発を進める上で大きな制約となっているばかりでなく、日常的な航空機騒音、米軍人・軍属による事件・事故等、県民生活に大きな影響を与えております。

日米安全保障体制により、我が国の安全保障を支える米軍基地が本県に集中し、県民は過重な基地負担を背負い続けており、政府の責任において米軍基地問題の解決に取り組むよう強く求めているところであります。

次に、知事の権限が及ばない地域についてお答えいたします。

御質問の知事の権限が及ばない地域の定義が明らかではありませんが、地位協定に基づき米国が排他的に使用できる施設・区域の面積は、平成23年3月末現在、2万3247ヘクタールと県土の10.2%（沖縄本島の18.4%）を占め、訓練水域の面積は5494ヘクタール、訓練空域の面積は9542ヘクタールになっております。また、国内法の米軍への適用については、道路交通法など11の法令の関連条文が適用されております。

県としましては、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて本県の過重な基地負担及び基地から派生する諸問題の解決を強く求めているところであります。

次に、日米安全保障条約についてお答えいたします。

県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく経済が発展していることや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。

しかしながら、本県には在日米軍専用施設面積の約74%が集中し、基地から派生する事件・事故等も含め、沖縄県民は過重な基地負担を背負い続けている中で、今回、オスプレイが配備されようとしているところであり、政府は沖縄の基地負担軽減に全力で取り組むべきと考えております。

次に、普天間飛行場のクリアゾーンの実態と認識についてお答えいたします。

クリアゾーンは、米国防総省が作成した「航空施設周辺地域の土地利用に関する指針」いわゆるAICUZにおいて、滑走路の端から延長線上に沿って設定された区域ですが、AICUZは原則米国外においては適用しないとされております。

今回の環境レビューでは、普天間飛行場のクリアゾーンが示されており、宜野湾市が2年前に実施した調査によると、面積は約100ヘクタール、またクリアゾーン内には住宅約800戸、住民約3600人、小学校1校、幼稚園1カ所、診療所4カ所、保育所5カ所があるとのことでありました。今回、児童数及びベッド数について確認したところ、小学校約700人、幼稚園約80人、保育所約240人、ベッド数はゼロ床でありました。

次に、配備反対のパンフレットの配布等についてお答えいたします。

オスプレイの配備については、昨年6月に県と宜野湾市から防衛省に対して行った29項目の質問及び政府への配備反対の要請書を県のホームページで公開して、県の立場を広く周知しているところです。

配備反対のパンフレットの配布等については、御提

案として承りたいと考えております。

次に、国内法遵守のための条例制定についてお答えいたします。

政府は、一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取り決めがない限り、接受国の法令は適用されないと示しております。このようなことから、国内法の遵守を義務づけるような条例を制定することは極めて困難であると考えております。

なお、日米地位協定第3条第3項は、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。」ことを規定し、また同第16条では日本法令の尊重義務を規定しております。

次に、オスプレイの配備についての御質問の中で、オートローテーション機能についてお答えいたします。

防衛省が作成したオスプレイに関するパンフレットによれば、万が一2つのエンジンが停止した場合の緊急着陸の際、そのときの飛行状況に応じて固定翼モードに移行して滑空するか、垂直離着陸モードに移行してオートローテーションを行うとしております。なお、オートローテーション機能については、政府の見解以外にもさまざまな疑問が呈されていることから、県としては政府に対しさらなる説明を求めているところであります。

次に、米連邦航空局の規則についてお答えいたします。

防衛省が作成したオスプレイに関するパンフレットによれば、万が一2つのエンジンが停止した場合の緊急着陸の際、そのときの飛行状況に応じて固定翼モードに移行して滑空するか、垂直離着陸モードに移行してオートローテーションを行うとしております。

なお、米連邦航空局の規則の内容及び軍用機への適用の有無については、現在、沖縄防衛局に照会をしているところであります。

次に、航空法とオートローテーションについてお答えいたします。

航空法の附属書第1「航空機及び装備品の安全性を確保するために必要な強度、構造及び性能についての基準」において、「回転翼航空機は、全発動機が不動作である状態で、自動回転飛行により安全に進入し及び着陸することができるものでなければならない。」とされております。現在、当該規則の内容及び米軍機への適用の有無については、沖縄防衛局に照会を行っているところでございます。

次に、民間地域の飛行ルートについてお答えいたし

ます。

御質問の民間地域での市街地戦争を想定した訓練については承知しておりませんが、MV22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビューによれば、普天間飛行場を起点に沖縄における既存の施設及び空域において訓練任務を実施されるものとされております。

次に、オスプレイ配備についての決意についてお答えいたします。

オスプレイは、ことし4月にはモロッコにおいて、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し配備見直しを要請したところであります。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。県としましては、今後ともあらゆる機会を活用して、直接政府に対して配備反対を求めていると考えております。

次に、高江ヘリパッド建設反対についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としては、SACOの合意事案を着実に実施し段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識し、対応してきたところであります。

オスプレイについては、墜落の事故原因が解明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であります。

県としましては、あらゆる機会を活用して、直接政府に対して配備見直しを求めていると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 企画部長。

〔企画部長 謝花喜一郎君登壇〕

○企画部長（謝花喜一郎君） 消費税増税に関する質問の中の、1人当たり県民所得の全国水準と年収300万円未満の世帯数と割合についてお答えいたします。

本県の平成21年度における1人当たり県民所得は204万5000円となっています。一方、1人当たり国民所得は266万円で、国を100とした場合の本県の水準は76.9となっております。

また、総務省が5年ごとに実施している「就業構造基本調査報告」によりますと、直近の調査年の平成19年では、本県の年収300万円未満の世帯数は28万5000世帯であり、その割合は全世帯数の53.5%となっております。

以上であります。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 雇用についての御質問の中で、地場産業の育成や医療・福祉等の充実による雇用創出についてお答えいたします。

御質問の地場産業、地元企業の育成による雇用の創出につきましては、雇用情勢の全国並み改善を図るための施策として大変重要であると認識しております。

また、医療分野、福祉分野につきましては、総務省の労働力調査によりますと、就業者数は、平成19年から平成23年の5年間で1万6000人、24.2%の増となっており、潜在的な雇用需要は大きいものがあると考えております。

沖縄県としましては、部局間の連携を図りつつ、一括交付金等の効果的な活用によるさまざまな産業振興策と雇用対策を推進するとともに、産業界、労働界、教育界等の関係団体と連携して雇用機会の拡大に努めてまいります。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 旧日本軍32軍司令部壕についての御質問の中で、32軍司令部壕の保存・公開と説明板の文言をもとに戻すことについてお答えいたします。

第32軍司令部壕の公開につきましては、平成9年に策定した「第32軍壕保存・公開計画」において、安全性の面から壕本体を公開坑道として利用することが困難であるとされました。そのため、公開には新たに坑道を整備する必要があるとされましたが、その経費が膨大であることなど多くの課題があり、現状では非常に厳しい状況であります。また、壕内の状態も岩塊崩落等により年々悪化しており、地表部分の陥没などが懸念されております。

こうしたことから、県としましては、今年度に壕の現況を確認し、将来的な安全性及び保存等の方法について専門家による調査及び検討を行い、今後の対応方針を決定する予定であります。

第32軍壕説明板の県の基本的な考え方は、壕ができた背景、その役割、壕の存在によって沖縄県がこうむった文化財の喪失等の被害を記載するというものであ

り、記述を変更することは考えておりません。

以上でございます。

○渡久地 修君 答弁漏れ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 答弁漏れとの御指摘がございましたので、答弁をさせていただきます。

沖縄はアメリカの植民地なのか、主権者はだれなのかという御質問ですけれども、沖縄は、国際法上もアメリカの植民地だとは考えておりません。そういう事実はないと思います。

また、主権者は我が国の日本政府であると考えております。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○知事公室長（又吉 進君） 失礼をいたしました。

日本国憲法によりますと、我が国の主権は国民にあるということでございます。

失礼をいたしました。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 どうもありがとうございました。

知事、日本共産党観についてお聞きしました。とっぴな質問だったと思うんですけれども、第11期、これから4カ年間始まります。私は、前回の4カ年間知事と論戦を交わしてきましたけれども、これからは県政を厳しくチェックするとともに、県民の立場からどんどん提案も行って、ぜひ取り入れてもらうものは取り入れてもらうとそういう立場でやっていきたいと思うんですけれども、知事提案議案が前の10期の4カ年間で699件ありました、知事の提案したのが。そのうち、共産党がどれだけ、大体大ざっぱで何%ぐらい賛成したかというのはわかりますか。大体どれぐらいかでいいですよ。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時22分休憩

午後4時22分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 県民福祉の向上という視点からは、ほとんど賛成していただいているんじゃない

でしょうか。パーセントはちょっと想像がつきません、済みません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 699件のうち、賛成564、81.7%賛成しています。私たちが反対したのは、泡瀬干潟の問題とか、そういう意味で私たちは反対をしてきました。

そういう意味では、今度の選挙でも共産党は何でも反対と攻撃をした人たちがいるのですけれども、これは事実と違うということを、知事、ぜひ認識していただきたいと思います。

次に、オスプレイですけれども、この4年間、私、知事との論戦の中で、沖縄の海兵隊は日本や沖縄を守る抑止力ではない、そういう部隊ではないと、世界戦略の侵略の殴り込み部隊であるということを一貫して指摘してきました。3年前の11月議会では、アメリカの法律でも海兵隊の第一義的な任務は海外での上陸作戦、海上基地の奪取になっているということを指摘してきました。国防報告でも、相手国の軍隊が支配している地域に海上から強行突入して、その軍隊と戦闘行為を行いながら後続の重装備部隊が入ってくる橋頭堡を築く、これが海兵隊の任務だということが書かれているということを指摘してきました。

今回のオスプレイの配備は、その機能強化を図るのが目的だというのが私はだんだん明らかになってきていると思いますけれども、知事、オスプレイの開発の大きな契機になったのが、1980年のイランのアメリカ大使館人質救出作戦での米軍の急襲作戦、これの失敗にあったということが言われていますけれども、そういったことは御存じでしたでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） よく知りません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ここに「THE DREAM MACHINE 悪名高きオスプレイの知られざる歴史」という本があります。（資料を掲示）これにはオスプレイの開発の歴史が書かれています。これには、1980年イランのテヘラン・アメリカ大使館が占拠されて52名が人質になる事件がありました、覚えていると思います。それにアメリカは、1980年4月にペルシャ湾から人質救出のための急襲作戦を決行するんですよ。そこにはヘリコプターを使ってやるのですけれども、途中で燃料補給をしなければならなくなって燃料補給するんです。そのときに事故を起こして、そしてこの急襲作戦というのは失敗して12名が死傷するという事故が起こっているんです、失敗した。これが契機になって、米軍は、航続距離が長くて速度の速いオス

プレイならば中継地点もなくて敵地強襲作戦ができるということで、81年から開発が始まったということでこれに書かれています。ですから、このオスプレイの開発というのは、もともと守るためじゃなくて、敵地奥深く侵入していった強襲作戦を想定するというためにつくったものだということを私たちは知る必要があると思うんですけれども、そういう意味で、これは沖縄を守る飛行機でもない、日本を守るものでもないということを理解することは大変大事だと思うんですけれども、どうでしょう。

○知事（仲井真弘多君） ちょっと休憩してください。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時26分休憩

午後4時27分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員がおっしゃったような開発の歴史があることは承知しております。たしかイランで墜落したのはCH53D型ヘリであったというふうに記憶しておりますが、今回、米国から出された環境レビューによりますと、MV22の目的というのは、「世界中における戦闘、戦闘支援、戦闘役務支援、特殊作戦、人道/災害救援任務を目的としている。」としております。CH46あるいはCH53との比較論で言いますと、このMV22オスプレイはいわゆる輸送機であるというふうに理解しております。さらにその用途は特殊作戦等に使われるといったことがあるようでございます。

いずれにしても、議員がおっしゃるようないわゆる侵攻目的といったようなことについては、県は承知しておりません。

○渡久地 修君 ちょっと、休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時29分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

渡久地 修君。

○渡久地 修君 今公室長が答弁された米軍が提出した環境レビュー、これにもうあからさまに書かれているんですよ、オスプレイの目的。「世界中における戦闘、戦闘支援、戦闘役務支援」、そういったことが書かれていますね。そういう意味で、敵地に殴り込んでいくということが環境レビューの中で堂々と書かれているんですよ。

そして、防衛省が出したMV22オスプレイのパンフレット、（資料を掲示）これを読んでも、今ま

では沖縄を守る抑止力とか何とかと一生懸命言っていたのに、これを見ると、公室長、これにアフガニスタンでの実績及び海兵隊の強襲上陸についても書いてあると思うんですけれども、ちょっとどんなふうに書いてありますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 御質問の防衛省パンフレットによりますと、MV22は、2009年11月以降、「アフガニスタンにおける不朽の自由作戦」での展開において、「強襲揚陸艦から800km以上を飛行するという歴史的なオペレーションを達成しました。」。MV22は、「イラクの自由作戦(2007年10月～2009年4月)」での展開においては、「要人の輸送や傷病者の後送など、幅広い活動を行いました。」。MV22は、2010年1月に、「ハイチにおける災害救援活動」で、人員、水、食料及び医療品等を輸送した。

以上のようなことが書いてございます。

○渡久地 修君 休憩。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時30分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 同じパンフレットの中心ですが、「MV—22の役割・任務」としては、「待ち構える敵を強襲して上陸する強襲上陸や、上陸するとみせかけ他部隊の作戦を支援する陽動作戦」において、「人員・物資の輸送支援や負傷者の後送などの任務」を行う。「MV—22の役割・任務」としては、「緊急を要する紛争地において」、「民間人の救出活動」を行ったり、「災害発生に即応し、被災地に急行し」、「輸送支援や医療支援などの活動で中心的な役割を果たします。」。

以上のような記述がございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 防衛省のものでも、このオスプレイというのが敵地に奥深く殴り込みをかけるというのがあからさまに書かれているんです。今までこんなことはないんですよ。今までは沖縄を守ります、日本を守りますと言っていたけれども、こういうのを全部投げ捨てて本音が書かれています。そういう意味で、オスプレイというのは大変危険なものです。

そして、この環境レビューを読みますと、そのためのアメリカではできない住宅上空150メートルの住宅地を低空飛行訓練するんですよ、低空飛行訓練。そうじゃないですか、公室長、全国6ルート、沖縄で

も。アメリカ本国ではできない、中東とかの大使館の。そして夜間飛行訓練もするんですよ。そういうことが書かれているんじゃないですか、どうですか。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時32分休憩

午後4時32分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 環境レビューの概要というのがございまして、その提案されている行動というのがございます。5点ほどありますが、この中で、北部訓練場での低高度での地形飛行による地形飛行経路の使用が年間25回といったようなことが書いてございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 いずれにしても、オスプレイというのは敵地に奥深く殴り込みをかけるために開発されたもので、これがこれには堂々とまた書かれているということを私たちはよく押さえる必要があると思います。

次に、公室長、オスプレイの欠陥について、ちょうど1年前の7月1日の議会で、私、オートローテーション機能がないよというのを、米国の証言をここで質問しましたね。あれから1年たちました。この間に何回墜落しましたか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） この1年間におきましては、去る4月のモロッコ、さらに6月のフロリダ州ということで、2件の事故が起きていると承知しております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 公室長、オスプレイにはいろんな欠陥が構造上あると言われていたんですけども、この欠陥はどんな欠陥があると皆さんは認識していますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイの初期の事故につきましては、配線の間違いでありますとか、それから降下率の設定を間違えて急速な降下をした結果として墜落したとか、当初の5件の事故につきましては、それぞれ事故原因が解明されておりまして、それはそれなりに米軍側で対処したとしております。しかしながら、今般のモロッコあるいはフロリダの事故については、事故原因がはっきりしていない。

議員がおっしゃるようなふぐあいにつきましては、県も先ほど議員が御指摘になりましたオートローター

ションといったものを問題にしております、確かにオートローテーションというのは回転翼機の機能でございますけれども、オスプレイは回転翼機モードと固定翼機モードを持っていて、その中間のモード、転換モードというものがあると。その部分でオートローテーションがどのように機能するかというのが各種文献の問題であるというふうに認識しております。この点につきましては、現在、防衛省に対して再度確認を求めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 オートローテーション機能がないというのはいろんな研究者の間から指摘されています。それともう一つ重大な欠陥、ボルテックス・リング・ステートに陥りやすく墜落する欠陥を持っていると。ボルテックス・リング・ステート（VRS）に陥りやすいということを認識していますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） VRSにつきましては、米本国で起きた2件目の事故の原因とされておりまして、これは回転翼機の特長といたしまして、急激な降下をしたときに、その降下気流の中に機体自体が巻き込まれて揚力を失うという事態だというふうに承知しておりますけれども、このことについては、コンピュータープログラムを改善して修正したというふうにアメリカ側は説明しております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 このボルテックス・リング・ステート（VRS）というのは、今おっしゃったように、回転していゆるヘリコプター固有のもので、これが降下するときに下降気流が起こって、これに速度を間違えとみずから巻き込まれて墜落するということがこのVRSと言われているものなんです。これについてアメリカの政府監査院（GAO）というところが報告書を出していますけれども、これについて皆さんは承知していますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） ちょうど手元でございますけれども、その報告書類につきましては、県は一応一通り入手してございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 入手しているということなので、ここにGAOの報告書がありますけれども、この19ページにはこう書いてあります。（資料を掲示）「ヘリコプターモードのときに揚力不足でコントロールできなくなるヴォルテックス・リング・ステートという状態を避けるには限界が出てきている。VRSはどんな

回転翼航空機にも起こりえるが、V22では、前進速度と定率降下が規定された幅にあるときに避けがたくなると考えられている。」と。「特にV22では、片方のプロペラの揚力が不足する結果になり、機体がひっくり返る。」という報告書をアメリカ政府の監査院が出しているわけですよ。ですから、オートローテーション機能だけではなくて、このボルテックス・リング・ステートというのも、これはもうこのV22の決定的な欠陥なんですよ。だから、こういったものが配備されるということは、もう沖縄じゅうを危険にさらすということになるので、ますます配備は絶対許してはならないと思います。知事、どう思いますか、この欠陥について。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時38分休憩

午後4時38分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員が御指摘になった事項というのは、県もいろいろその情報を集めているところでございますが、これまでさまざまなふぐあいがあって、それを修正されたものもあるというふうに説明されておりますけれども、直近のモロッコ及びフロリダの事故につきましては、現実には墜落という事態が起きておりまして、さらに人の命も損なわれているという中で県民が不安を抱くのは、これはもう当然でございます。この墜落という事実の前に、県はこの配備については反対であると申し上げているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 直近の事故ですけれども、アメリカの報告によると、機体には別に何もないと。ところが、微風が吹いたというんですよ、微風、そよ風。だから、それによって、さっき言ったボルテックス・リング・ステートというのが変化して急激に落ちたということも可能性としてはあるわけです。ですから、これは絶対認められないと。

そしてもう一つ、先日の県内紙に、米下院監視・政府改革委員会が国防総省にオスプレイの保有機数の乖離について報告を求めたというのが載っていましたね。これは公室長、御存じですか。

○知事公室長（又吉 進君） 済みません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後4時40分休憩

午後4時40分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 済みません、その記事は読んでおりません。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 ちょっとびっくりだね、大きく載っているのに。

政府改革委員会が国防総省に、予算では126機つくっていることになっていると。ところが、12機が事故と故障で失われているので114機あるはずだと。そして、海兵隊は71機保有していると報告してきていると。その差が43機。これは何だということで議会が求めたら、一切答えないと。だから答えなさいということとやりとりをやっているという。これはもうまさに不良品か、重大な事故に至るまでの故障あるいは廃棄になったかもしれない。こういったものまで十分調べないといけないですよということを私は言いたいと思うんですけれども、どうでしょう、知事。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイの今おっしゃいました情報については、私は承知していなかったわけですが、オスプレイに関するさまざまな情報につきましては、県はあらゆる手段をもって情報収集をしております、その配備の実態、計画についても、今後、政府、あるいは場合によっては米軍にその情報を求めていこうと考えております。

○議長（喜納昌春君） 渡久地 修君。

○渡久地 修君 知事、今出たオスプレイのオートローテーション機能、それからボルテックス・リング・ステート、あるいは今のオスプレイの数が43機も数が違うと、だからこれは故障じゃないかとか、不良品だったんじゃないかなといういろんな疑問も出ているわけですから、そういったものをきちんと県としても日米両政府に求めて県民の前に明らかにすると、そうではない限りこういったものは絶対認められないというのはもう当然だと思うんですけれども、そういう意味で、知事のオスプレイ配備は絶対許さないという明確な決意をもう一度お聞かせください。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 今のは議員がよくお調べになっておられること、そしていろんな欠点といいますか、ふぐあいといいますか、そういうものがいろいろある。また、基本的な設計思想の中にも弱点があるのではないかという点などなど、知事公室で今いろいろと情報収集しておりますが、どれをとってみてもいいデータというのは余りないという点を考えますと、配

備計画は中止というのがやっぱり強く要求していくべきだと改めて決意を新たにしているところです。

○渡久地 修君 ありがとうございました。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

〔新垣清涼君登壇〕

○新垣 清涼君 県民ネット、新垣清涼、一般質問を行います。

知事、この7月2日の新聞ですね、（資料を掲示）

私はこの新聞を見て、シタイチャー知事、ナマヤサと思いました。多分、私だけじゃなくて多くの県民がそう思っただろうと思います。

そこで普天間基地問題について伺います。

この数日間、宜野湾市のど真ん中にある米軍普天間基地からは、夜の11時近くまでヘリコプターの騒音が続いています。暑い日、夜は窓をあけて冷たい風を入れたいところなんです、窓をあけるとヘリの音が入ってくるものですから、閉めて暑い中で生活しています。防音工事しているから窓を閉めてクーラーをつければいいじゃないかということになるんですが、クーラーの電気料金は自己負担なんですね。そしてまた、その周辺の防音工事をしていない家庭にもヘリの音は容赦なく入ってきます。こういう状況があります。

そこで伺います。

(1)、普天間基地周辺の爆音の状況について県の見解を伺います。

(2)、現実に合わない防音工事指定区域の状態について県の見解を伺います。

(3)、知事は、これまで何度かオスプレイ配備反対の要請を政府・関係大臣にされました。オスプレイの配備計画について政府の姿勢はどうなっていますか。それに対する県の見解と方針について伺います。

(4)、6月14日から普天間ゲート入り口の友好広場で市民団体がオスプレイ配備反対の座り込み行動をしました。17日の市民大会の後、台風接近の情報があって、テントなどは片づけたのですが、簡易トイレ——これは借り物ですが——をそのままにして帰って、翌日月曜日に業者さんに連絡して引き取ってもらおうと普天間爆音訴訟団の事務局長が現場に行きますと、トイレがなくなっています。このことについて県警の見解をお伺いします。

(5)、辺野古移設計画について。

知事は、辺野古移設は事実上不可能だとおっしゃっています。日米両政府は、辺野古に押しつけるか、普天間を固定化しようとしています。その政府の動向について県の見解と取り組みを伺います。

2番目に、東日本大震災支援について。

政府は、震災支援要請ということで震災瓦れきの受け入れを全国に呼びかけています。

(1)、震災瓦れき受け入れについて知事の見解を伺います。

(2)、私たちができる沖縄らしい支援策について伺います。

(3)、被災地からの子供たちの受け入れ状況について伺います。

3の沖縄全戦没者慰霊祭実施要項については、当局に伝えてありますので取り下げます。

4番目に、子育て支援について。

(1)、待機児童の解消について、今年度の取り組みとその結果について伺います。

(2)、宜野湾市では既に取り組みされているのですが、県も今年度から入院費を中学卒業まで無料にするという取り組みが行われます。通院費を含めた医療費の支援を義務教育卒業までにすべきだと考えますが、県の取り組みを伺います。

(3)、宜野湾市の佐喜真市長は給食費の無料化を訴えて当選しました。学校給食法は置いておいて、国民の義務教育であること、児童生徒の心身の健全な成長に重要な役割を果たすことを考えた場合、まず子育て支援としてウチナービケーンの義務教育卒業まで給食費の支援をすべきだ考えるが、県の取り組みを伺います。

5番目に、環境行政についてであります。

(1)、離島県である沖縄は、廃棄物を資源化して循環型社会の構築を目指すしなければならないと考えています。県内のごみの資源化、廃棄物のリサイクル率の現状と今後の目標、県の取り組みを伺います。

6番目に、第1回世界若者ウチナーンチュ大会への支援について県の取り組みを伺います。

第1回世界若者ウチナーンチュ大会が今月7月25日から29日までの5日間、ブラジルで開催されるようですが、参加される皆さんは学生が大半を占めていて、メンバーは個人的に借金をするなど資金繰りに困っているとの報道がありました。県の支援が必要と考えますが、県の取り組みを伺います。

7、会派代表質問との関連質問ですが、まず1番目に識名トンネル補助金問題についてであります。

この間の代表質問からきょうまでの一般質問を聞いていますと、総務部長と土木建築部長の答弁はどうもずんと胸に落ちません。かみ合っていないように思います。総務部長は不適切な行政行為だとして知事を初め職員の処分を決めたことが発表されています。ところが、土木建築部長は故意または重大な過失はなかつ

たものと考えていると答弁され、何かしら反省がないのかなという思いもしています。重大な過失がなくてちょっとしたミスで土木部長や職員は処分をされるのですか、伺います。

それから昨年の議会答弁の中で、政府に対して不服申し立てをしていますね、県は。そしてその正当性を訴えておられました。あの時点で今回のような反省をなされば、素直に過ちを認めていれば、利息はもう少し少なく済んだのではないのか、その責任はどうなっていますか伺います。

次に、観光振興についてであります。入域観光客数の増加対策や個人消費の増額対策として、3つのキーワードを示されていたと思います。1度はおいでよ沖縄、もう1泊しようよ沖縄、もう1度行きたい沖縄だと思いますね。

そこで、1度はおいでよ沖縄はもちろん大事な取り組みですが、もう1泊しようよとか、あるいはもう1度行きたい沖縄、いわゆるリピーターを獲得するための取り組みも重要だと思いますが、それぞれどのような取り組みがなされているのか具体的な取り組みを伺います。

3番目に、OCVBの役員体制についてありますが、知事は会長の資質の問題としていることに対して、謝罪をしているし、大人の集団だからもう少し見守ろうよという答弁であります。県経済のリーディング産業である沖縄観光の将来を担っているOCVBの役員体制、任命権者である知事はもっと強く指導すべきだと考えます。知事は企業集団だとおっしゃっておりますが、単なる一企業や団体の話ではないと思っています。観光産業発展のために、県の大半の事業、予算を使う組織であります。知事の任命責任と見解を伺います。

以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 新垣清涼議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、普天間飛行場問題についての御質問の中で、オスプレイの配備についてという御趣旨の御質問に答弁をいたします。

6月29日に米国防省がオスプレイ配備に関する通報を日本政府に対して行いました。オスプレイは墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いております。県といたしましては、事故原因が究明され、そして安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り配備には反対であります。渉外知事会や軍転協でも配

備見直しを要請してまいる所存でございます。

次に、子育て支援に係る御質問の中で、待機児童解消の取り組みについての御質問にお答えいたします。

沖縄県におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用しました認可外保育施設の認可化及び安心こども基金を活用しました保育所の整備によりまして、待機児童の解消に取り組んでいるところでございます。

沖縄県といたしましては、今後とも「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の早い段階で、潜在的な待機児童も含めました待機児童の解消を図っていく所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 普天間基地問題についての御質問の中で、普天間基地周辺の爆音の状況についてお答えいたします。

普天間飛行場周辺における航空機騒音は、平成23年度調査結果によりますと、8測定局中3局で環境基準を超過しており、航空機騒音の評価をあらわすW値（うるささ指数）では、上大謝名局で81と最も高い値を示しております。また、平成23年度に実施した「米軍基地航空機騒音実態調査」の結果によりますと、普天間飛行場周辺では、住宅防音工事対象区域外の4地点において、防音工事対象区域と同等のW値70を超過していることが確認されております。

県としましては、今後とも宜野湾市と連携し、航空機騒音の監視測定を行い、適切な騒音の実態把握に努めるとともに、関係機関等に対しその軽減対策を求めていきたいと考えております。

次に、東日本大震災支援についての御質問の中で、災害廃棄物受け入れに係る見解についてお答えいたします。

災害廃棄物の広域処理については、平成24年3月16日付で、内閣総理大臣及び環境大臣から協力要請があったことから、3月23日付で県内全市町村に対し、災害廃棄物受入可能性調査を実施しております。調査の結果、「受入は困難である」が30市町村、「現時点では判断できない」が11市町村となっております。県としましては、現時点では判断できないと回答した市町村と安全性等に関する意見交換を行っているところであります。なお、去る6月29日付で環境省は、岩手県の可燃物・木くずについては、広域処理の見通しが得られていること、宮城県についてもある程度まとまった量の処理が可能な受け入れ先を対象に調整を行うとし

ております。一方、不燃物については、両県の公共工事における復興資材としての再利用を図り、それでもなお埋立処分せざるを得ない場合に、必要に応じて広域処理の調整を図ることとしております。

県としましては、今後とも広域処理の動向について国などから情報収集していきたいと考えております。

次に、環境行政についての御質問の中で、県内のリサイクル率の現状と今後の目標及び県の取り組みについてお答えいたします。

平成22年度における沖縄県のリサイクル率は、一般廃棄物が12.7%、産業廃棄物が48.7%となっております。平成23年度から5年間を計画期間とする第三期沖縄県廃棄物処理計画においては、一般廃棄物のリサイクル率を平成27年度に22%に、産業廃棄物のリサイクル率を50%に増加させることを目標としております。県としましては、これらの目標の達成に向け、一般廃棄物につきましては、市町村における資源ごみの分別回収や剪定木等の堆肥化などの取り組みを促進しております。また、産業廃棄物につきましては、リサイクル施設の整備や研究開発を促進するための補助制度を設けるとともに、リサイクル製品の利用拡大などに取り組んでいるところであります。

県としましては、今後ともより一層のリサイクル率向上のための取り組みを強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 普天間基地問題についての御質問の中で、防音工事指定区域についてお答えいたします。

県は、嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音等の軽減を図るため、政府に対し、防音工事対象区域の拡大等騒音対策の強化・拡充について、あらゆる機会を通じて求めているところであります。昨年12月の軍転協要請に対する政府回答によりますと、「現在、嘉手納及び普天間飛行場周辺に設置している航空機騒音自動測定装置の測定結果を踏まえれば、住宅防音工事の対象区域となる第一種区域を拡大するような状況にないが、両飛行場の飛行態様の変更や航空機騒音に係る環境基準の改正・施行等も踏まえつつ、必要な調査の実施について検討していく」とのことです。

県としましては、引き続き軍転協等関係機関と連携しながら、航空機騒音対策の強化・拡充を政府に対して強く求めていきたいと考えております。

次に、辺野古移設案の政府動向についてお答えいたします。

沖縄県としては、地元の理解が得られない移設案を実現することは事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。普天間飛行場の辺野古移設案には、地元名護市長を初め県内41市町村の全首長及び多くの県民が反対している状況であります。県内のこうした状況を踏まえ、米国の議会や専門家、さらに国内においても辺野古移設を困難視する意見が出てきております。日米両政府においては、こうした意見に耳を傾け、辺野古移設が固定化かという硬直化した考え方ではなく、県外移設の可能性を追求すべきであると考えております。

沖縄県としては、日米両政府に対し、引き続き普天間飛行場の県外移設及び早期返還の実現に向け真摯に取り組むよう強く求めてまいります。

次に、東日本大震災支援についての中で、沖縄らしい支援策についてお答えいたします。

沖縄県においては、東日本大震災発生後、直ちに東日本大震災支援協力会議（いわゆる県民会議）を設置し、その中で被災地から遠く離れた沖縄県として可能な限りの支援策の実施を行ってまいりました。被災者の受け入れ支援策として、他県に先駆けて民間住宅を借り上げての住宅支援や来県・帰還する被災者のための航空運賃無料化支援、1世帯当たり20万円の見舞金支給、ニライ・カナイカードの発行による各種割引制度など、本県の特性に合った被災者の生活の維持に配慮した取り組みを実施してまいりました。現在、本県は中国、四国、九州地方において最も多い避難者を受け入れており、今後とも県民会議において沖縄らしい支援策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 普天間基地問題についての御質問の中で、大山ゲート入り口友好広場からのトイレ持ち去り事件についてお答えいたします。

議員御質問の友好広場は、米軍管理に係る友好園のことであると承知をしております。同園に設置されていた簡易トイレにつきまして、台風接近による危険防止のため、米軍が同園から一時的に移動・保管し、後に設置者に対して返却したとの事案については、沖縄県警としても承知をしております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 総務部長。

〔総務部長 川上好久君登壇〕

○総務部長（川上好久君） 東日本大震災支援についての御質問の中で、私立学校における被災幼児・児童生徒の受け入れ状況についてお答えいたします。

平成24年5月1日現在、岩手、宮城、福島県の3県から私立の学校に受け入れた生徒数は、幼稚園10名、小学校1名、中学校1名、高等学校3名、合計15名となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 東日本大震災支援についての御質問で、公立学校における幼児・児童生徒の受け入れ状況についてお答えいたします。

平成24年5月1日現在、岩手県、宮城県、福島県の3県から公立学校へ受け入れた幼児・児童生徒は、幼稚園19人、小学校108人、中学校38人、高等学校20人、特別支援学校1人、合計186人となっております。

次に、子育て支援についての御質問で、給食費の支援の取り組みについてお答えいたします。

学校給食法では、施設及び設備に要する経費や人件費等は設置者であります市町村が負担し、個々人へ還元される食材費等は保護者が負担することと定められております。なお、経済的に困窮している児童生徒につきましては、市町村において学校給食等の就学援助が行われております。

県教育委員会といたしましては、引き続き全国都道府県教育長協議会等を通して、市町村の就学援助の実態に応じた補助金の充実等の要請を国へ行っておりまして、

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 子育て支援についての御質問の中で、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

県においては、こども医療費助成事業の対象年齢について、実施主体である市町村の意向も踏まえ見直しを行い、平成24年10月からは、入院年齢を中学校卒業まで拡大することとしました。通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 平田大一君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（平田大一君） 世界若者ウチナンチュ大会への支援についてとの質問についてお答えいたします。

世界若者ウチナンチュ大会は、ウチナーネットワークの次世代継承を目的に、沖縄や世界各国の県系人若者によって自発的な企画、実施運営のもと、7月25日から29日にブラジルのサンパウロで第1回大会が開催されると聞いております。これまで県としましては、同若者大会に対し後援を行い賛同の意を示すとともに、県人会に周知協力を依頼したり、県人会長が来沖した際には面会の場を設けるなど、海外県系人とのネットワーク構築に協力し、また県民ホールでの移民パネル展にて周知を図るなど、その活動を側面から支援する形でかかわってまいりました。先日、同若者大会が資金面で困難な状況にあるという報道がなされましたが、県としましては、彼らの当初からの計画どおり、若者みずからの手による自発的な運営をまずは尊重したいと考えており、若者事務局とも話し合ったところ、県としては、今は安易な財政的支援は行わないことを確認し合ったところであります。その上で、今回の大会終了後に大会の成果・課題などを踏まえた改めでの意見交換を行った上で、今後県がどのように連携するのが望ましいのか、その支援の形も含めて改めて検討したいと考えております。

同じく次は会派代表質問との関連質問についての、リピーターをつくるための仕組みや具体的な施策についてとの質問にお答えいたします。

沖縄県が平成23年度に実施した「観光統計実態調査」では、観光客全体の5年以内のリピーター意向は90.8%となっております。また、同調査においては、このようなリピーター意向を持った観光客に実際にもう一度来てもらうためには、1つ、体験・交流メニューの開発、2つ、離島観光の推進、3つ、受け入れ体制の整備や人材の育成などが必要との結果が出ております。そのため沖縄県では、今年度の事業としてエンターテインメント性の高い文化観光メニューの創出やスポーツ交流の推進、島々の特色を生かした着地型観光メニューの開発を促進してまいります。また、観光関連事業者のサービス向上に関する研修支援等を実施することにより受け入れ体制を強化し、さらなるリピーター層の拡大を図ってまいりたいと考えております。

同じく会派代表質問との関連質問について、観光コンベンションビューローへの対応についての質問にお答えいたします。ビューロー会長への認識につきましては、知事からあったとおりでございますので、ここでは主にビューローの事業実施に係る体制などについて

てお答えしたいと思っております。

県としましては、観光コンベンションビューローが本県の観光振興に関する予算を効果的かつ適正に執行できるよう定期的に連絡会議を開催するなど、情報の共有と連携の強化に努めているところであります。また、事業の実施に当たって公平性・透明性を確保するため、委託事業の運用方針などを定め、適切に事業を執行しているところであります。今後ともビューローを初め観光関連事業者が一丸となって、本県の観光振興に取り組めるよう適宜・適切な指導なども行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 土木建築部長。

〔土木建築部長 当間清勝君登壇〕

○土木建築部長（当間清勝君） 会派代表質問との関連で、識名トンネル補助金問題の土木建築部と総務部の認識の違いについてお答えいたします。

今回の補助金問題については、会計検査院等から指摘を受け国庫補助金等を返還したところであり、不適切な経理処理であったと認識しております。土木建築部としては、識名トンネル新設工事について、真地久茂地線改良事業の一部として国庫補助金を申請し、送水管沈下対策工等も一連の工事として施工したものであります。その際、変更協議が難航したが、本トンネル工事の特殊性から安全性、経済性を考慮し早期完成を図るため、沈下対策工等を新たな追加工事としてやむを得ず別途随意契約を締結したものであり、補助事業の対象であると考えておりました。しかしながら、総務部の行政考査の結果、工事の安全性を確保しつつこの問題を処理するためには、追加工事の変更契約分については国費を充当することは極めて困難であり、県費の活用を検討する必要があると考えており、大いに反省しております。

なお、職員の賠償責任については、地方自治法第243条の2の規定に基づき、故意または重大な過失はなかったこと及び最高裁判例等も踏まえて総合的に検討した結果、職員に賠償責任を求めることはできないと判断したものであります。

同じく会派代表質問との関連で、不服の申し出の判断についてお答えいたします。

今回の補助金問題については、会計検査院等から指摘を受け、不適切な経理処理であったことを認め沖縄総合事務局からの返還命令に従い国庫補助金等を返還したところであります。利息については、国庫補助金交付決定の一部を取り消され、返還を命じられたことに伴うものであります。なお、不服の申し出について

は、国庫補助金等を返還した後に国庫補助金適正化法第25条の規定に基づき行ったものであり、補助金全額の返還及び利息の請求を行うような事案には該当しないものであることを確認するために行ったものであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 防音工事の指定区域の状態なんです、先ほど防音工事指定区域外でもうちと同じようにうるささ指数が75以上あるということです、そういう意味ではやはり軽減の話ももちろん求めるべきだと思んですが、返還されるまではその皆さんは毎日毎日うるさい状態にいるわけですよ。そうすると、そういうことを解消するためには、区域を広げてその皆さんにも防音工事をしてあげる、このことが求められていると思いませんか。そういう意味で、もちろん軽減策を訴えられるのがまず第一ですよ。ですが、その次の手段としてはその区域を広げることも求めるべきだと思んですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今、議員御指摘のとおり、やはり現実に基準を超える騒音が発生している区域外にそういう方々がいらっしゃるという事実があれば、それはしっかり対処すべきでありますし、県としては、今般の見直し、区域の見直しにつきまして、はっきり現状に合った対応をするように政府に求めているところでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 今でもそういううるさい状況があるんですね。さらにオスプレイの配備となると、オスプレイは飛び立つとき、あるいは着陸するときに非常に大きな音が出たり、熱を出したり、風を起こしたり、そういうことがあると言われてますね。そういう意味でもやはりオスプレイ配備はもちろん反対ではあるんですが、いわゆる現状をしっかりと押さえていただきたいなと思いませんか。それは絶対進めていただきたいと思いませんか。

それから今オスプレイ配備については、これまで多くの議員が議題、話題に上げているんですが、県民大会ですね、知事、やはりこの配備については、オスプレイは県内どこでも飛ぶんだということを示しているわけですから、そういう意味では知事がやはりここはだめだということをおっしゃっているわけですし、そうであれば知事がやろうじゃないかということを一言おっしゃることによって、県内の多くの団体が賛同いただけるものと思います。もう既に市長会だとか各市

議会でもそういう決議をしていますので、あと一言なんです。知事が、よしやろうということをおっしゃればすぐできると思うんですが、何も知事だけ先頭に置こうということは考えていません。みんなで——県議会ももちろんですが議長も含めて——いろんな団体の長を含めて共同代表でいいと思うんですが、その辺どうでしょうか。知事、もう一度お願いします。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 議員、各会派の先生方からいろんなサジェスションをいただいておりますので、いろいろサジェスションをいただいておりますので、今しばらく検討させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひ検討していただいて、県民の先頭に立っていただきたいと思っております。

それからあとちょっと理解できないのは、オスプレイ配備はもちろん反対をしています。政府はこのオスプレイを配備する方針を変えていませんね。ですから何としてもこれをとめないといけませんが、それと同時に高江のほうに今建築しようとしているヘリパッド、あれができるとそこにオスプレイが入ってくる可能性が十分あるわけです。そうすると、もちろんオスプレイが来ないことを私たちは願っているし、そういう取り組みをしないといけませんけれども、入ってきたときにあそこを使われるようでは、やはり使うところがなければ来れないということもありますので、ぜひそこも反対をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 何度も答弁をさせていただいておりますように、高江のヘリパッドの建設につきましては、北部訓練場を含みますSACOの事案を着実に進展させることが沖縄の基地負担軽減につながるものであるという考えは変わっておりません。しかしながら、オスプレイの配備という事態につきましては、これはオスプレイの配備には反対していくという姿勢で臨みたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 ぜひそこら辺まで含めて取り組みをしていただきたいと思っております。

それから普天間飛行場、米軍普天間基地の中で今オスプレイを受け入れるための工事がされているんだという——これは工事関係者が何かやっているよと、オスプレイ配備の準備じゃないか——ことを言っているんですが、そのことは県としては把握されているのでしょうか。どういう工事が、今基地の中で行われている工事、把握されているのでしょうか伺います。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 具体的な個々の工事についてはすべて承知しているわけではありませんが、先般出されましたサマリーによりますと、シミュレーターを設置するための準備が普天間飛行場で行われていると。そのためのコンクリート敷というんですか、そういったものを計画しているというふうに書かれています。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 それはオスプレイ配備と関係あるんですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） オスプレイのシミュレーターを設置するための準備であるというふうに承知しております。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 そうしますと、その工事も私たちは反対をしていかなければならないと思うんですが、知事どうなんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 県はオスプレイの配備に反対している立場でございまして、そのオスプレイの配備の準備といったものにつきましても当然反対の立場でございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 立場は立場でも、やはりそこはそういうオスプレイ配備を前提とした工事をやめてくれということは何かアクションを起こされているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） これは先般、防衛大臣にもオスプレイの配備に反対である、中止を求めると言ったわけでございまして、その中にあらゆる準備も含んでいるという考え方でございます。オスプレイの配備に関する準備も含めてこれは反対であると申し上げているわけでございます。

○議長（喜納昌春君） 新垣清涼君。

○新垣 清涼君 そのことを明確に示していただきたいと思いますね。そういうことをしないと、立場は反対だけれども、現実にはそういう工事が進められているようですから、それは困りますよと、だめですよということを指摘をしていただかないと反対した形にならないと思いますので、ぜひその辺も強くお願いをしたいと思います。

それから先ほどのトイレ事件なんですけれども、トイレは米軍が持ち去っているんですね。そしてそのと

きに沖縄防衛局の職員が立ち合っているんです。ところが私たちが片づけに行ったときにそこに何も無いわけですよ、要するに消えた状態。後でわかったんですが、防衛局が立ち合って撤去したと。そうしたら、このトイレは借り物ですから返さないといけないので、22日に返すから持ってきてくださいということを約束したんです。3時から4時の間という約束をしたんですが、ところが4時になっても持ってこない。どうしたんだと聞いたら、米軍は、そこは提供施設だからそこには戻さないという話をされているわけですね。私たちはそのことを聞いていましたので、そこは道路管理者である宜野湾市と警察にお願いをしていつときだけ置く場所を提供施設外に宜野湾市と宜野湾署の承諾をいただいて、そこに置かせてもらうという話をしているのを防衛局にも伝えているんですが、防衛局はそのことを米軍には言い切れなくて——言ったかもしれませんが。でも、返してもらえなかったんです。要するに、業者が取りに来たときにそのトラックと一緒に米軍の中に行って取ってこようじゃないかとかいうことをおっしゃるわけですね。それは違うでしょう。あなた方が立ち会いをしてこれを撤去させたんだから、そのもとに戻すべきなのがまず順当じゃないのということを訴えたんですが、なかなかそういうことで彼らも米軍の言いなりだったんですね。そういうことがあったということをひとつ御認識をいただきたいなと思っています。

次に、東日本大震災の瓦れきの受け入れなんですけど、先ほどの部長の説明からすると、もうほとんど沖縄が受け入れる必要がなくなった状態、ないという状態になっていますね。そういう意味では、そうであれば私たちはそれはもう受け入れをしませんと、県内の各市町村もそういう態度ですからそういうことを宣言して、そしてどうでしょうか、福島の子供たちをここ沖縄でどうぞ——戦前の疎開じゃないですが——被曝している、あるいはその地域に住んでいる子供たちを沖縄に受け入れる、いわゆる疎開をさせる、こういうことを取り組んでみたらどうかなと思うんですがどうでしょうか。これは教育長、お聞きします。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

○環境生活部長（下地 寛君） 災害瓦れきの広域処理の要請ですけれども、午前中にもお話ししましたように、当初の協力要請は可燃物・木くず、これで255万トン、そして一たん見直しをした結果、これが105万トンということで40%ほど減ったわけなんですけれども、そういった中で受け入れ自治体も実際に受け入れをして焼却処理している自治体が7都道府県ありま

す。このいわゆる受け入れ可能量というのがおおむね106万トンぐらいありますので、もちろんそういった意味では全体として……

○**新垣 清涼君** 部長、それはいいんですよ。沖縄県では受け入れなくてもいい状況になっていますよね。だから子供たちを疎開として受け入れたらどうですかという話なんです。

○**環境生活部長（下地 寛君）** それはまた別の担当にやってもらいますけれども、そういう意味でおっしゃるとおりいわゆる可燃物それから木くずなどを受け入れるというのは、今受け入れている自治体でおおむね処理可能だという状況になっております。ただ、国としては広域処理の要請というものをまだ完全に終わりだということにはなっていませんので、我々としてはしばらくは国の状況を見ていくというようなことを考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 教育長。

○**教育長（大城 浩君）** 教育委員会といたしましては、今、環境生活部長が御答弁いたしましたけれども、私もができることはやはり交流学校の紹介等々、必要に応じて支援をしていくことがいいのかなと思っています。

先ほど答弁したように、今現在186名の幼児・児童生徒が本県の幼・小・中・高・特別支援学校にありまして、さまざまな支援をしている状況でございます。そういう中で、交流学校の紹介等必要に応じた支援をこれからも関係部局と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○**議長（喜納昌春君）** 新垣清涼君。

○**新垣 清涼君** ぜひそういったことも取り組みをしていただきたいと思います。

それから観光関係で、第1回世界若者ウチナンチュ大会、部長は安易な支援はやめているということをおっしゃっているんですが、何も安易にさあお金を使いなさいということだけではなくて、去年、知事はそういう次世代のための基金も創設するんだということをおっしゃっているわけですから、そういう意味では、若い人たちにつなぐためにやはりいろんなアイデアを出していただいて、お金が必要であれば、知事、ちょっと企業に子供たちが行くからよろしく頼むよという電話なりを入れていただければ、今のような150社回っても10万円しか貯まらないということではなくてもっと支援ができると思うんですね。いろんなアイデアがあると思います。だからどういうことをしてこれを例えば運営資金に充てなさいと、いろんなことが。そういうこともぜひ指導しながら取り組みをしていただ

きたいなということを希望申し上げまして、終わります。

ありがとうございました。

○**議長（喜納昌春君）** 照屋大河君。

〔照屋大河君登壇〕

○**照屋 大河君** こんにちは。

社民・護憲ネットの照屋大河です。うるま市出身であります。選挙区がうるま市であります。

2期目となりますが、最初の議会質問ということで県民の負託に全力でこたえていく決意、そして掲げた公約の実現に全力で取り組む決意を申し上げまして、一般質問を通告のとおり行いたいと思います。

まず大きい1番、知事の政治姿勢について。

去る6月10日の県議選挙の結果、知事は引き続き少数与党での議会对応を迫られることになりました。県議選で突きつけられた厳しい民意には、知事の県政運営に対する批判・不満も含まれると考えています。その一つとして、去る2月議会での再議の連発など、議会軽視の政治姿勢が有権者の投票行動に与えた影響も大きかったのではないかと考えています。

そこで伺います。

(1)、野党多数の議会構成を受けていかに県議会に臨むのか伺います。

(2)、障害者福祉について。

ア、障害者基本条例の早期制定実現に向けて知事の決意を伺います。

イ、関連して、企業などへの雇用義務の対象に精神障害者を加えるべきだとする報告書案を去る6月26日、厚労省の有識者研究会がまとめています。対象拡大が実現すれば法定雇用率上昇の一助となるが、かかる厚労省報告書案に対する県の見解について伺います。

大きい2番、基地問題について。

(1)、普天間基地に配備されるオスプレイが東村高江のヘリパッドでも運用されるのが確実になった今、同ヘリパッド建設についても反対姿勢に転じるべきではないか伺います。

(2)、関連して、ノグチゲラの営巣期間が終了し、高江ヘリパッド建設工事が7月1日から再開されています。県の受けとめについて伺います。

(3)、嘉手納基地に2014年からC V22オスプレイ配備計画との報道に対する県の受けとめ、現段階での事実関係の掌握状況について伺います。

(4)、爆音被害について。

ア、県が2011年度に実施した米軍基地航空機騒音実態調査で住宅防音工事区域の対象外だが、同区域内と

同等レベルのうるささ指数（W値）を測定したのが4地点ありました。防音工事区域の拡大を国に求めているべきではないか、見解を伺います。

イ、琉球大学の測定調査を通じて学校現場（教室）の騒音問題が急浮上している中、基地に隣接する学校の防音窓の遮音量が基準を下回るという事実が明らかになっています。防衛省や市町村教育委員会と連携してのチェック体制の整備と実効性ある対策が急務だが、県の対応について伺います。

ウ、第三次嘉手納爆音訴訟の第3回口頭弁論において、国は移転補償制度を利用せずに騒音地域に住み続ける住民は、騒音の影響を「みずから甘受すべきものである」との暴論を書面で主張しております。この主張について県の受けとめ、見解を示されたい。伺います。

（5）番、交番における示談交渉について。

ア、在沖米海兵隊の法務部担当者が米軍人による事件被害者を交番に呼び出し、「これ以上、損害賠償を請求しない」旨の示談書にサインを求めたことについて、示談交渉のあり方として適正・適法と考えるか、県の見解を伺います。

イ、示談交渉の場として交番を使用させた事案に対する県警の調査結果と、調査を受けてとった対応、再発防止策について明らかにされたい。

3、医療行政について、ポリオワクチンについて伺います。

（1）、ポリオ（小児麻痺）予防のため、現在自治体が使用している生ワクチンの問題点について伺う。

（2）、我が県におけるポリオ生ワクチンの予防接種率について、最新の確定値、前年同期比を示した上でかかる接種率に対する県の見解を明らかにされたい。

（3）、現在、県内でポリオ不活化ワクチンを取り扱う医療機関の数を明らかにされたい。

（4）、厚労省は、来る9月からポリオの不活化ワクチンを乳幼児の定期接種に導入することを決め、その製造販売を正式に承認しております。沖縄県における本年度末までの需要予測と供給量を示されたい。

大きい4、環境行政について。

環境省の平成24年度「行政事業レビュー」公開プロセスで、マングースやグリーンアノール、オオヒキガエルなどの特定外来生物防除等推進事業が「抜本的改善」を受けたことに対する県の見解について伺います。

5番、待機児童問題について。

（1）、0歳から2歳の低年齢児の保育所待機児童について。

ア、県は0歳から2歳の低年齢児の待機児童数の実

態を把握しているのか明らかにしてください。

イ、県は「潜在的待機児童数」が県全体で推計9000人に上るとしているが、このうち0歳から2歳児の児童数を明らかにされたい。

ウ、県は、0歳から2歳児の待機児童解消に特化した事業を展開していく考えはありませんか伺います。

（2）、政府・民主党がマニフェストに掲げていた総合こども園を見送り、自公両党との修正協議の上、認定こども園を拡充させる法案が国会に提出されています。総合こども園と認定こども園を比較した場合、いずれの制度が沖縄県の待機児童解消に効果的と考えるか、県の分析について伺います。

以上、お願いいたします。

○議長（喜納昌春君） ただいまの照屋大河君の質問及び質疑に対する答弁は、時間の都合上休憩後に回したいと思います。

20分間休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後6時4分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

休憩前の照屋大河君の質問及び質疑に対する答弁を願います。

仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 照屋大河議員の御質問に答弁をいたします。

まず第1に、知事の政治姿勢についての中で、野党多数の議会对応についての御質問にお答えいたします。

与野党ともすべての議員の皆様が県民の負託を受けた方々であります。議会の御理解と御協力のもと、諸課題の解決に取り組んでまいり所存でございます。

次に、知事の政治姿勢についての中で、障害者基本条例についての御質問にお答えをいたします。

障害者のための条例につきましては、幅広く県民の御意見を取り入れることが重要であることから、障害者御自身、そして障害者県民会議及び県民の御意見をしっかりお聞きしながら制定に向けて取り組んでまいり所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 平良敏昭君登壇〕

○商工労働部長（平良敏昭君） 知事の政治姿勢についての御質問の中の、企業などへの雇用義務の対象に精神障害者を加えるべきだとする報告書案に対する県

の見解についてお答えいたします。

障害者の雇用については、近年の障害者の就労意欲の高まりや企業等による雇用支援策の拡充、「障害者雇用促進法」に基づく法定雇用率の引き上げなどにより障害者の活躍の場が広がっております。今回の報告書案においては、企業に対する雇用義務の対象に、身体障害者、知的障害者とともに精神障害者を新たに加えることが検討されております。

沖縄県としては、県内に仕事を求める障害者の方が多くいることから、国の動向を注視するとともに、企業開拓や企業の理解を高めるための啓発に取り組み障害者の雇用の場の確保を図ってまいります。

なお、平成23年6月1日現在の沖縄県の障害者実雇用率は1.80%と法定雇用率を満たしており、都道府県別では14位となっております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 基地問題についての御質問の中で、高江ヘリパッド建設反対についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドにつきましては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識し対応してきたところであります。

オスプレイについては、墜落の事故原因が解明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であります。

県としましては、あらゆる機会を活用して、直接政府に対して配備見直しを求めていると考えております。

次に、高江ヘリパッド建設再開についてお答えいたします。

沖縄防衛局は、北部訓練場ヘリパッド移設工事に当たり、建設機械の騒音による鳥類の繁殖への影響を回避するため、繁殖期間である3月から6月ごろについては工事を避けるということですが、工事が再開されたとの情報は入っておりません。

県としましては、国による環境調査の結果や関係する市町村の意向等も踏まえながら、当該地域の自然環境や地域住民の生活に十分配慮すべきであると考えております。

次に、嘉手納基地へのオスプレイ配備についてお答えいたします。

嘉手納基地への米空軍のC V22オスプレイ配備計画について、沖縄防衛局に対して事実関係を照会したところ、「C V22を沖縄に配備するという承認された計画はなく、また二国間の合意もない」とのことです。

次に、住宅防音工事区域の拡大についてお答えいたします。

県は、地元自治体からの要望等も踏まえ、住宅防音工事対象区域の拡大や区域指定告示後に建築された住宅の対象化など騒音対策の強化・拡充を図ることについて、機会あるごとに政府に対し要請を行っているところであります。

県としましては、今回県が実施した調査結果を踏まえ、引き続き軍転協や渉外知事会等とも連携しながら、日米両政府に対し粘り強く騒音対策の強化・拡充を求めてまいります。

次に、第三次嘉手納爆音訴訟についてお答えいたします。

県としましては、現在本件が係争中であることから、コメントは差し控えていただきたいと思います。

嘉手納飛行場の航空機騒音については、常駐機に加え外来機のたび重なる飛来等により、依然として目に見える形での負担軽減が図られておらず、地域住民の生活にさまざまな影響を与えております。

県としては、今回の訴訟を大きな関心を持って見守っていくとともに、引き続き日米両政府に対し嘉手納飛行場の騒音軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、米軍による示談交渉のあり方についてお答えいたします。

今回の事件について、示談の方法が適切かどうかについて詳細を把握しておりませんが、示談を行う際には法令にのっとり、被害者が十分納得する形で行われるべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 教育長。

〔教育長 大城 浩君登壇〕

○教育長（大城 浩君） 基地問題についての御質問で、学校の防音窓に対するチェック体制の整備等についてお答えいたします。

基地に隣接する学校の防音窓の遮音量につきましては、学校環境衛生基準の検査項目に入っていないため把握できない状況であります。ただし、学校保健安全法に定められた学校環境衛生基準に基づく教室の窓側と廊下側の騒音測定につきましては、設置者であります市町村へも依頼をしており、その現状把握に努めて

いるところでございます。その結果を踏まえ、各設置者においては、学校保健安全法に照らして教室等の適切な環境の維持に努めていくこととなります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 警察本部長。

〔警察本部長 村田 隆君登壇〕

○警察本部長（村田 隆君） 基地問題についての御質問の中で、交番における示談交渉に関し県警の調査結果及び対応、再発防止策についてお答えいたします。

本年4月3日、石川警察署金武交番において、在沖米軍海兵隊基地司令部法務部の日本人職員が、器物損壊事件の被害者と示談交渉を行ったということは事実であります。しかしながら、警察が交番を示談交渉の場所として使用させたということではなく、また、示談交渉にも関与をしておりません。

この事案を踏まえ、各警察署に対し、示談交渉の場所としてこれまでに交番を使用させたことがあったかについて調査を行いました。使用させた事案は確認をできませんでした。

県警察におきましては、6月18日付で各所属に対し、交番等を示談交渉の場所として利用させることがないよう、交番等の適正な管理の徹底を指示したところであります。

また、米軍側に対しては、交番で示談交渉が行われた翌日の4月4日、石川警察署及び警察本部の担当者が電話で在沖米軍海兵隊渉外事務所に、今後、示談交渉の場所として警察施設を使わないことを申し入れ、6月20日には石川警察署長が在沖米軍海兵隊法務部副部長に口頭で同様の申し入れを行い、さらに、6月27日に警察本部長名で米軍沖縄地区四軍調整官に対し遺憾の意を表明するとともに、今後、交番等警察施設を示談交渉の場所として利用することがないよう強く文書で要請したところであります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 医療行政についての御質問の中で、生ポリオワクチンの問題点についてお答えいたします。

生ワクチンは、ポリオウイルスの病原性を弱めてつくったもので、免疫をつける力がすぐれている一方で、国立感染症研究所の報告によると、約400万回接種に1回、ポリオにかかったときと同じ弛緩性麻痺が生じるとされています。また、生ポリオワクチンの接種を受けた者の便を介してポリオの抗体を有していない者に2次感染を起こすことが、約530万回接種に1回生

じるとされています。

次に、生ポリオワクチンの予防接種率についてお答えいたします。

平成23年度秋シーズン（9月から12月）の県内の生ポリオワクチン接種率は、55.7%と対前年比で24.1ポイント減となっております。減少の原因については、不活化ワクチンの導入を待つ人が多くなったことが主な要因と考えられます。ポリオについては、現在でも海外から国内に入ってくる可能性があることから、県としましては、9月の不活化ポリオワクチン導入まで、ポリオワクチンの接種を待たずに市町村が案内する時期にポリオワクチンの接種を受けることを勧めてきたところです。

次に、不活化ポリオワクチンの取り扱い医療機関についてお答えいたします。

不活化ポリオワクチンについては、現在、国内で導入されていないため任意接種となっております。そのため、法律に基づく定期接種と異なり、県で不活化ポリオワクチンを取り扱っている医療機関について正確に把握することは困難であります。

次に、不活化ポリオワクチンの需要予測等についてお答えいたします。

需要予測につきましては、既に生ワクチンを1回接種した者、任意の不活化ワクチンを一部接種した者などがいるため正確な予測は困難ですが、国の需要量予測をもとに出生数の比率で計算すると、県内の需要量は約5.9万回分となります。国においては、すべての対象者が2回または3回の接種を完了できる十分な量を供給できる見込みであるとしています。

次に、待機児童問題についての御質問の中で、0歳から2歳児の待機児童対策についてお答えいたします。5の(1)のアからウは関連しますので一括してお答えします。

平成24年4月1日現在の待機児童数は2305人で、そのうち0歳児から2歳児は1758人となっております。また、平成23年10月1日時点の県の調査によりますと、潜在的待機児童数は約9000人で、そのうち0歳児から2歳児は約4800人と推計しております。待機児童の抜本的な解消に向けては、対象年齢や地域を重点化した取り組みが必要であると認識しており、今後は認可外保育施設の認可化及び保育所の整備等を戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

県としましては、地域ごとの実情や取り組み状況等を踏まえ、保育の実施主体である市町村と連携して待機児童の解消に取り組んでまいります。

次に、国の制度に関する県の評価についてお答えい

たします。

政府から今国会に提出された子ども・子育て新システム関連三法案につきましては、衆議院の「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」での審議を踏まえて修正された後に衆議院で可決され、今後、参議院において審議がなされることとなっております。

沖縄県においては認可外保育施設が多く、公立幼稚園はほとんどの小学校に付設され、5歳児保育において重要な役割を果たしているなど、他の都道府県と異なる子育て環境にあることから慎重な検討が必要であります。さらに、新システムにおいては財源確保などの課題があることから、県としましては、市町村及び関係団体等と意見交換を行いながら国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 環境行政についての御質問の中で、環境省の「行政事業レビュー」に対する県の見解についてお答えいたします。

環境省の「行政事業レビュー」では、マンガースの防除事業を含む特定外来生物防除等推進事業について、費用対効果を勘案し、捕獲方法を見直す必要があるなどの意見が出され、抜本的改善が必要と判断されております。県で実施しているマンガース対策事業は、ここ数年マンガースの低密度化が図られ、ヤンバルクイナの繁殖地域の南下が確認されるなど一定の成果があらわれております。抜本的改善が必要との「行政事業レビュー」の結果については、環境省とも連携し、より効果的な防除方法を検討していきたいと考えております。

県としましては、今後、新たなマンガース北上防止さくを設置、マンガース探索犬による探索に加え、低密度化した地域でのより効果的な捕獲方法の検討を行うことなどにより、ヤンバル地域でのマンガースの根絶を目指すとともに、他の外来種についても効果的な防除を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 知事に伺います。

先ほど、野党多数の議会構成について、知事の政治姿勢の中で伺いましたが、この議会の理解と協力のもと、課題解決に取り組むという答弁がありました。

先ほども冒頭にも申し上げましたが、県議選直前の2月定例会、2回の再議があったわけですが、最初の再議、識名トンネル問題に関する補助金の返還に関す

る再議においては、議決直後のわずか5分で再議書が提出された。これが県政史上初という話題もありました。一方、その3週間後、同じ定例会会期中に病院定数の問題で再び再議が行われるわけです。議会も13年ぶりの会期の延長もするというこの2つの再議が全国でもまれであるという報道もなされたわけですが、この野党多数・与党少数の結果についてたくさんの要素があるかと思うんですが、この直近の議会、2月定例会の2つの再議の影響というのがあったと考えるのか考えないのか、知事の見解について伺います。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時25分休憩

午後6時25分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

総務部長。

○総務部長（川上好久君） お答えいたします。

2月定例議会ではたびたび再議が行われたということでも、そのことは特に議会の権限を軽視したという話ではなくて、地方自治法における再議というものは、地方公共団体の長と議会の間意見の対立があった場合に、その調整方法として設けられた制度であるというふうに認識しています。そのことが選挙に影響を与えるかどうかというふうなものについては承知をしておりますけれども、そういう制度だというふうに認識をしております。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 選挙戦のさなか、多数野党が議会を混乱させたとか、そのために与党多数が必要だ、あるいは知事が先日、与党多数のためこ入れをしたというような質問もありましたし、そういう意味では混乱をそういう選挙戦に活用したのではないかというふうな点も含めて、県民の声もありますので伺いましたが、先ほど知事からあった議会の協力のもとという答弁でまた4年間、私もしっかり議論をしていきたいなというふうに思っています。

続いて伺いますが、障害者基本条例について知事の政治姿勢の中で、これは先ほど法定雇用率の問題も絡めて伺いましたが、県の法定雇用率は満たしているという答弁がありました。この障害者基本条例の中で、障害者の皆さんの雇用に関する条文というか、そういう規定についてあるのかないのか、福祉保健部長お願いします。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） ただいま条例の中身については、障害者団体等を含めていろいろ話し合い

をしている段階でありますので、それが入るかどうかということについてはまだわかりません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 これは2月でしたか、この条例の制定に向けてさまざまな団体とヒアリングを県のほうで行ったという報道がありました。660だったでしょうか700件近くに上る当事者の皆さんから差別や偏見だと考えられる事例がそのヒアリングの中で示されたという報道がありましたが、この差別や偏見をなくすためにはやっぱり働く場所、一緒にある機会を与えてそれをなくしていく。条例の制定も必要ですが、県のほうで雇用をつくっていく、そういうことが大事じゃないかなというふうに思いますので、改めて条例制定の過程で部長のほうからそれを届けてほしいなと希望いたします。

それから知事、この件を取り上げたのは、実は6月23日、慰霊の日だったんですが、うるま市の中部農林高校——今、野球の県大会が進められているんですが——の特別支援学校に通う生徒が今回、高野連の特例でもって高校野球の県大会に出場したんですね。6月23日、ちょうど慰霊の日に試合が行われたわけですが、残念ながら負けてしまった。ただ、この生徒は、この3年間試合に出場することができなかったわけです。ベンチに入ることもできなくてスタンドから観戦していたのが、この3年の最後の夏に試合に出場することができた。あきらめずに続けてきてよかったなということと、たくさんの人に支えられたというその生徒の声もありました。やがて彼も進学するか就職するかわかりませんが、そういう壁にぶち当たるわけですね。そういう意味では先ほど、国の動向などもという部長の答弁もありましたが、この障害者条例、知事の公約でもありますので、条例の制定もそうですが、働く場所を拡大していくような働きかけ、経済界も含めてやっていく決意をいただけないかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） ぜひ私も今の議員のおっしゃったような方向で一生懸命やってみたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 福祉保健部長に伺います。

この待機児童の件、2305人把握されている待機児童の中において、0歳から2歳の1758人というのは非常に大きな割合だというふうに感じています。この選挙戦を通して保育所を経営する皆さん、運営する皆さんからも、あるいは小さい子供たちを抱えるお父さんや

お母さんからも、特に0歳から2歳の待機児童、保育所に預ける要件というのが大変厳しいんだと、これをクリアしてほしいという声を聞いてまいりました。先ほど地域別あるいは年齢別に対応していきたいということだったんですが、改めてこの0歳から2歳という低年齢児に対する保育の環境というか、待機児童解消に向けた知恵や工夫をするべきじゃないかなというふうに思っていますが、その点について伺います。この年齢に集中する、特に多いということも含めて、そういう認識はお持ちなのか、それも含めて伺いたいと思います。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 待機児童の中で0歳から2歳の占める割合というのが高い割合を示しておりますので、こういった状況もありまして、こういった年齢とかあるいは地域、そういったところを重点化して待機児童対策を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 もう把握されてことしから新たな交付金の制度もスタートするし、その中身には子育て支援を充実していこうという県の姿勢もあるわけですから、むしろもう既に把握をしながら市町村とも連携をして取り組んでいかなければいけないというふうに思っています。届け出制などの一律の保育所の規制などがあって、本当に0歳から2歳という年齢の保育環境というのは厳しい現状があります。ただ、沖縄県の中においても都市部とか特化した地域も見られるようですので、この傾向がですね、それは市町村と連携をしながら一緒になってできる県の取り組みをやるべきではないのかなというふうに思っていますが、急いでこれはやっていただけませんか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 先ほど申し上げましたけれども、0歳から2歳、あるいは待機児童の多い市町村、そういったところに重点的に取り組みを強化して進めていきたいと思えます。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 次に、爆音について伺います。

嘉手納訴訟、係争中でありコメントはできない。ただ関心を持っていくということでもあります。

公室長、この爆音の問題というのは、沖縄の基地被害の中でも非常に深刻で抜本的な解決をしていかなければいけない問題だというふうに思っています。普天間・嘉手納基地、わずかなところなんです。この0.6%の沖縄に74%の基地が集中するとよく言われま

すが、特にこの中部地域において普天間や嘉手納の周辺の人たちは爆音被害に悩まされているわけですね。嘉手納爆音訴訟が2万2000人、昨年提起したのが2万2000人です。そしてことし提起された普天間爆音訴訟が約3100人だというふうに記憶していますが、そういう人たちが繰り返し裁判で訴えて、裁判所がその違法性を認めて賠償金を支払いながら、なおかつ合同委員会での約束なども守られてない。改めてオスプレイなども配備しようという計画も進められる。そういう意味では、あらゆる機会を通して強く訴えていくということではなくて、先ほどたくさんの評価もありました。知事が全基地閉鎖だというようなそういう発言をしただけでこれだけ沸くわけですから、もっともっとその抜本的な解消に向けて、甘受しなさいという国の答弁にコメントできないということではなくて、改めてこの爆音の問題の解決に力強く取り組んでいただきたいんですが、知事いかがでしょうか、嘉手納に何度もお越しいただいたようですが。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） コメントできないという御答弁を差し上げましたけれども、これは議員が御指摘になった防衛省の「甘受」という言葉が入っていると言われている文書ですが、これは残念ながら私もその原文を入手できません。係争中の裁判の書類であることから、これに対するコメントを避けたわけですが、嘉手納・普天間飛行場の爆音については、これは議員のおっしゃるとおり地域住民にとっては、これは大変生活の権利を侵害されている事案であると県も考えております。このため、累次にわたりましてあらゆる機会を通じて要請をしてきたわけですが、残念ながら現時点でこの基地負担が依然として続いていると。爆音の被害、地域住民の苦しみというんですか、そういったものが続いているというふうに認識しております。

県は県として今後、さまざまな機会を通じてとにかく現在の状況を訴え、その改善を求めていくという考え方には変わりはありません。

○議長（喜納昌春君） 照屋大河君。

○照屋 大河君 基地の集中する中部地区におけるこの爆音の問題、改めて現地に来ていただくなり、知事にもぜひ力をかしていただきたいなと。

復帰40年たって県民意識調査というのが発表されました。沖縄に基地が集中することが差別だと感じるかというのが50%、5割、半分以上の県民の皆さんがそういう意識を持っているわけですね。だから、オスプレイの配備に対する知事の先ほどのコメントも評価さ

れたかもしれませんが、一方、高江のヘリパッドの問題も含めて、むしろ高江もやめなさいというほうがこのオスプレイ配備に反対する意思ももっともっと力強くなるんじゃないかなというふうに思っています。先ほどの沖縄の県民の差別意識も含めて、新たなヘリパッドの建設、オスプレイの配備などを許さぬという決意を知事から伺いたいんですが、最後よろしく願いいたします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後6時39分休憩

午後6時39分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 高江につきましては、やはり基地の整理縮小という観点からもう何年にもわたって進めてきているものですから、これはこれとして今方向転換するのではなくちゃんと進めながら、しかし、無論オスプレイについてはこの間の防衛大臣に申し上げたような気持ちを持ってしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 発言通告に基づいて質問を行います。

1、知事の基本姿勢について。

(1)、県議選挙の結果について。

ア、県議選挙の結果は、オスプレイ配備反対、辺野古新基地建設反対、普天間基地の閉鎖・撤去が県民の総意であることを改めて明確に示されました。日米両政府は、辺野古基地建設を断念して普天間基地の閉鎖・撤去を速やかに実現すべきではないでしょうか、知事の見解を問うものです。

(2)、オスプレイ配備問題について。

ア、オスプレイ配備反対の県民総意を踏みにじるアメリカ政府の米軍普天間飛行場への垂直離着陸機MV22オスプレイの配備について、「接受国通報」とオスプレイ配備を容認する民主党政権に怒りを込めて抗議するものです。一連の日米両政府への対応、森本防衛相の来県について知事の対応と見解を問うものです。

イ、県民の命を守ることが知事の最大の職責であります。危険な欠陥機のオスプレイ配備に反対し、市長会、町村長会、あらゆる団体を網羅して県民大会開催の先頭に立って頑張るべきではないでしょうか。知事の見解と対応を問うものです。

ウ、防衛局から「環境審査報告書」の説明を受けていますが、その内容と当局の見解と対応を問うもので

す。沖縄と本土一体で配備に反対する運動を巻き起こし、日米両政府に配備撤回を求めることが重要ではないでしょうか。

エ、高江のヘリパッド建設はオスプレイパッドであり、工事の中止を求めるべきであります。見解を問うものです。

(3)、米軍基地問題について。

ア、ことは戦後67年、復帰40周年、安保条約発効60周年の年であります。国際法を踏みにじる銃剣とブルドーザーによって不法・不当に強奪されて建設された強大な米軍基地が戦後67年居座り続けていることは異常ではありませんか。知事の見解を問うものです。

イ、県民が復帰に託した米軍基地のない平和な沖縄は実現していません。沖縄に生まれた者として、どんな困難なことがあっても米軍基地のない沖縄を子や孫に手渡す責任があると思います。知事の見解を問うものです。

ウ、S A C O合意の県内移設は、古くなった米軍基地を国民の血税で最新鋭の基地を建設強化、基地の固定化となりました。辺野古移設反対、県内移設反対の県民運動によってS A C O合意は破綻し、県内移設反対が県民の総意となっています。知事の見解を問うものです。

エ、新基地建設のための公有水面埋め立てについては反対である立場を明確にすべきではありませんか。知事の見解を問うものです。

(4)、普天間基地問題について。

普天間基地の閉鎖・撤去は県民の総意であります。普天間基地の固定化を許してはなりません。普天間基地の閉鎖・撤去を実現するためには、銃剣とブルドーザーで強奪された土地、基地は無条件撤去せよの県民総意を実現し、全国知事会に提起するとともに、全国の人々と連帯してオール日本の声として日米両政府に「普天間基地は無条件撤去せよ」と復帰運動のような国民運動を推進することが求められているのではないのでしょうか。知事の見解を問うものです。

(5)、日米安保条約について。

ア、米軍基地問題ではT P P問題でも「アメリカ言いなりの政治でいいのか」、日本・沖縄の現状は根源にある日米安保条約の是非が国民的に問われる時期に来ていると思います。地元新聞の5月9日付の世論調査で、「米軍の駐留を定めた日米安保条約について」の問いに、維持すべきが15.8%、平和友好条約に改めるべきが55.4%、破棄すべきが15.5%、多国間安保に改める13.3%、安保条約破棄と平和友好条約で70.9%となっています。また、N H Kの

2010年11月世論調査の「日本の安全を守るためにどのような国をめざすべきか」に対し、日米同盟を基軸にする19%、アジアの国と国際的な安全保障体制を55%、防衛力を持たず中立12%、独自の防衛力7%となっています。県民・国民が求めているのは「日米同盟基軸」より「平和外交」を求めていると思います。知事の見解を問うものです。

イ、安保条約をなくし平和・友好の日米関係を実現することによって、安保条約10条によって破棄通告をいずれかが行いますと1年以内に沖縄から日本から米軍基地がなくなり、米軍基地の重圧から国民・県民が解放されます。日本・沖縄が憲法9条を生かした平和の発信地になることができます。アジア諸国と平和友好の関係をつくり、問題を軍事力ではなく話し合いで解決することで日本の安全保障を図る。経済面でも安保条約第2条で経済協力がゆがめられてきました。対等平等の日米関係をつくれれば、経済主権を確立する保障が築かれ、日本経済のまともな発展ができますなど大きな展望が開かれると思います。知事の見解を問うものです。

(6)、32軍司令部壕問題について。

ア、32軍壕の説明文について、慰安婦、住民虐殺問題などの検討委員会が求めている文書の復活を行うべきであります。

イ、32軍壕の保存問題について見解と対応を問います。

2、県立病院事業について。

(1)、県立病院事業の経営再建期間の経営状況の到達と今後の課題について、当局の見解と対応を問うものです。

(2)、独立行政法人化は行うべきではありません。当局の見解を問うものです。

3、子供の医療費について。

(1)、子供の医療費無料化は、県民の運動で入院費を無料に、今度は通院も中学卒業までの拡大を行うべきであります。窓口無料化につきまして、2月定例会で九州で自動償還払い、窓口無料化を実際やっていないのは沖縄県だけであるというふうに私は質問をしました。知事は、「ほかの県並みにきちっとした対応ができるように、早目を実現する姿勢でしっかりやってまいりたい」と答弁されました。早期の実現が求められています。知事の具体的な対応について問うものです。以上です。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

〔知事 仲井眞弘多君登壇〕

○知事（仲井眞弘多君） 前田政明議員の御質問に答

弁をいたします。

まず第1に、知事の基本姿勢についての御質問の中で、辺野古基地建設の断念と普天間基地の閉鎖・撤去についてという御趣旨の御質問にお答えをいたします。

普天間飛行場の危険性の除去は、喫緊の課題です。一日も早い移設・返還の実現が必要であります。地元の理解が得られない移設案の実現は事実上不可能とも言えます。日本国内の他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。引き続き、日米両政府に普天間飛行場の県外移設・早期返還を強く求めてまいります。

次に、同じく知事の基本姿勢の中で、普天間飛行場の解決に向けた国民運動の推進についての御質問にお答えをいたします。

これまで全国知事会及び渉外知事会、そして総理大臣との面談等、あらゆる機会を通じて普天間飛行場の県外移設を強く求めてまいりました。去る7月1日の森本防衛大臣との面談におきましても、同様の趣旨を要請いたしましたところでございます。引き続き、日米両政府に普天間飛行場の県外移設・早期返還を強く求めてまいる所存でございます。

その他の御質問につきましては、副知事、部局長等から答弁させていただきます。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

〔知事公室長 又吉 進君登壇〕

○知事公室長（又吉 進君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、オスプレイの配備についてお答えいたします。

県におきましては、昨年6月に防衛省に29項目の質問文書を提出するなど、政府に対しオスプレイの安全性などについて十分な説明を行うよう求めてきたところです。しかし、オスプレイは4月にモロッコ、6月にフロリダ州においても墜落事故を起こしたことから、県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であるとし、6月19日には、防衛大臣、外務大臣及び民主党幹事長に対し、オスプレイ配備見直しを要請したところです。このような中、6月29日には米国よりオスプレイ配備に係る「接受国通報」が行われたとのことでございます。7月1日に森本防衛大臣が来県した際にも、知事から強く配備の見直しを重ねて要請しております。

次に、県民大会についてお答えいたします。

県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限りオスプレイの

配備には反対であり、去る6月19日には防衛大臣、外務大臣、民主党幹事長に対し、配備見直しを要請したところです。現在、渉外知事会で配備反対の緊急要請を行うことについて調整しており、また、速やかに軍転協でも配備の見直しを要請したいと考えております。また、これまで行われた県民大会は、広く各界各層を網羅し、県民が主体となって取り組まれたものと考えております。

県としましては、今後とも、あらゆる機会を活用して、直接、政府に対して配備反対を求めていきたいと考えており、県民大会への参加については、このような取り組みを踏まえ検討してまいりたいと考えております。

次に、環境レビューについてお答えいたします。

去る6月13日に、防衛省より県に対し、MV22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビューの概要説明がありました。同レビューでは、普天間飛行場へ配備し、既存の着陸帯にて訓練を行うことや、本土での行動、環境への影響の概略等が示されており、現在、その内容を精査しているところであります。いずれにいたしましても、オスプレイは4月にはモロッコ、6月にはフロリダ州において墜落事故を起こしており、県民が大きな不安を抱いており、県としましては、事故原因が究明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備に反対していくことには変わりありません。

次に、高江ヘリパッド建設中止についてお答えいたします。

北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであり、県としましては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識し、対応してきたところであります。オスプレイについては、墜落の事故原因が解明され、安全性が証明され、県民の不安が払拭されない限り当該配備には反対であります。

県としましては、あらゆる機会を活用して、直接、政府に対して配備見直しを求めていくこととしております。

次に、米軍基地のない沖縄の実現について、1の(3)アと1の(3)イは関連いたしますので一括して答弁いたします。

沖縄県では、戦後27年間に及ぶ米国統治下で、民有地の強制接収などによって広大な米軍基地が形成され、沖縄の本土復帰後も日米安全保障条約に基づく提

供施設として引き続き米軍が使用することになり、現在に至っております。戦後67年を経た今日においても、全国の米軍専用施設面積の約74%が本県に集中し、県土面積の10.2%（沖縄本島においては18.4%）を米軍基地が占めており、基地の多くが県民の住宅地域に接していることから、計画的な都市づくり、交通体系の整備など沖縄県の振興開発を推進する上で大きな制約となっております。また、事件・事故や航空機騒音問題、演習による原野火災など、今なお広大な米軍基地から派生する諸問題が多発している状況にあります。

県としましては、将来的には平和で豊かな沖縄県を実現することが全県民の願いであると認識しており、その実現に向けて、一步一步基地の整理縮小を着実に進めていくことが重要であると考えております。

次に、SACO合意の破綻についてお答えいたします。

沖縄県としては、普天間飛行場の辺野古移設については事実上不可能であり、他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えております。その一方、SACOの最終報告で示された那覇港湾施設、キャンプ桑江及び北部訓練場等、基地の整理縮小は本県の基地負担の軽減につながる具体的な方策であり、着実に実施されるべきものと考えております。

次に、公有水面埋め立てについて反対の立場を明確にすべきではないかとの御質問にお答えいたします。

現時点で、政府から公有水面埋立承認願書が提出される時期等については示されておられません。仮に、提出された場合には、関係法令にのっとり検討してまいります。

次に、平和外交への転換についてお答えいたします。1の(5)アと1の(5)イは関連いたしますので一括してお答えいたします。

県としましては、戦後の日本が国際紛争に巻き込まれることもなく経済が発展してきていることや平和な国民生活を享受してこられたのは、日米安全保障体制を含む日米同盟関係が我が国及び東アジアにおける国際の平和と安定の維持に寄与していることによるものと理解しております。一方、本県を含むアジア地域には、依然として不安定な情勢が存在しているものと認識しております。その意味においても、今後、日米安全保障体制が安定的に維持されるためには、沖縄の社会的安定が必要であり、そのためには沖縄県の過重な基地負担の軽減を図ることが極めて重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 環境生活部長。

〔環境生活部長 下地 寛君登壇〕

○環境生活部長（下地 寛君） 知事の基本姿勢についての御質問の中で、32軍壕の説明文の文言復活についてお答えいたします。

第32軍司令部壕の説明板は、沖縄戦の実相を語る重要な戦跡・学習の場として活用することを目的とし、設置いたしております。説明文についての県の基本的な考え方は、壕ができた背景、その役割、壕の存在によって沖縄県がこうむった文化財の喪失等の被害を記載するというものであります。説明文は、その基本的な考え方に基づいており、記述を変えることは考えておりません。

次に、32軍壕の保存についてお答えいたします。

第32軍司令部壕の公開につきましては、平成9年に策定した「第32軍壕保存・公開計画」において、安全性の面から壕本体を公開坑道として利用することが困難であるとされております。そのため、公開には新たに坑道を整備する必要があるとされましたが、その経費が膨大であることなど多くの課題があり、現状では非常に厳しい状況であります。また、壕内の状態も岩塊崩落等により年々悪化しており、地表部分の陥没などが懸念されております。こうしたことから、県としましては今年度において壕の現況を確認し、将来的な安全性及び保存等の方法について専門家による調査及び検討を行い、今後の対応方針を決定する予定であります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

〔福祉保健部長 崎山八郎君登壇〕

○福祉保健部長（崎山八郎君） 県立病院事業についての御質問の中で、病院事業の経営再建についてにお答えいたします。

県立病院事業の経営再建計画については、経営再建検証委員会において検証を行っており、平成23年度決算については、今年度に検証を行うこととしております。なお、昨年度の検証においては、病院事業は、経営改善の実現にかなり近づいてきたと評価するとともに、持続的な経営の健全化の達成に向けては、道半ばであるとの評価でありました。このため、経営改善を確実なものとし、持続的な経営の健全化を図るためには、引き続き経営全般にわたる経営改善に取り組む必要があると考えています。

次に、独立行政法人化についてお答えいたします。

県立病院の役割である地域において必要とされる医療を持続的・安定的に提供していくためには、病院経

営の自立性と健全性を高めることが重要であると考えております。

県立病院の経営形態については、このことも踏まえるとともに、「経営再建計画」の取り組みを検証した上で総合的に判断いたします。

次に、子供の医療費についての御質問の中で、こども医療費助成事業についてお答えいたします。

こども医療費助成事業における通院年齢の引き上げについては、今回の改正による事業費の動向や効果を見きわめ、また、実施主体である市町村の意向も踏まえ、慎重に検討していきたいと考えております。

窓口無料化については、現物給付方式を導入した場合、国民健康保険との関係で極めて厳しい課題を抱えているため、現在、市町村からの要望が多い自動償還方式についての検討を進めております。今後は、先進地視察等の情報収集を行いながら導入に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

〔前田政明君登壇〕

○前田 政明君 どうも御答弁ありがとうございます。

子供の医療費の窓口無料化についてですけれども、2月議会で御指摘しましたけれども、九州で自動償還払いと現物給付をやっていないのは沖縄県だけだと。先ほどの国保のペナルティーのものがありませんけれども、他府県ではどうしていますか。条例でこのペナルティー部分を県と市町村が補助・助成をしている。すなわち県が市町村に負担をしているんですね、この条例改正で。そういう状況を調べてあるんでしょう。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時5分休憩

午後7時5分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 平成22年度の調査では、国保の減額措置に対して25都府県では市町村への補助を行わず、11県で減額措置の2分の1の補助を行っております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 九州のを調べたらいろいろありますけれども、要はペナルティーが科される。それは国にぜひ見直すべきだということなんですけれども、私が言いたいのは、沖縄県だけじゃないんですよ、このペナルティーがある。だから、これに対して何らかの仕組みで県が市町村に補助・助成をして、子供の医療

を受ける権利を優先してやっているわけでしょう。沖縄県だけが財政的に苦しいわけじゃなくて、だからそういう面ではこの子供たちのために若いお父さん、お母さんたちが窓口でお金を払わなくても済むと。それをやる意思があるかないか。だから先ほど部長が言われていたこのペナルティーの問題は当然あるわけで、それを乗り越えてやっているわけでしょう。だから、佐賀県とか宮崎県とかの条例ではどうなっていますか。

○議長（喜納昌春君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 佐賀県、宮崎県の条例については確認をしております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 部長、知事、こんないいかげんなことがありますか。知事の答弁大事でしょう。私はこの8年間この問題を調べてきたんですよ。当たり前なんだよ。全国あるけれども、特に九州に限定したでしょう。宮崎県、これは条例で市町村の負担と県の負担が半分になる。県がペナルティー部分の半분을補助・助成しているんです。そこまでなぜやるのか。それは子供たちのためでしょう。お金がないわけじゃないでしょう。だから、そういうことを踏まえてやられているんだから、なぜ沖縄県だけやらないのかと。一括交付金も含めて起債の借金の割合で言えば九州の中でもそう悪くはないと、比べたら。ほかのところはもっと苦しいんでしょう。

部長、こんないいかげんな答弁の仕方ありますか、調べもしないで。知事、こんな部長のもとで知事の大事な答弁が全くほごになるような答弁を玉城ノブ子さんにもやっていますでしょう。私は許せませんよ。部長、調べもしないで平気で一般的な国保のペナルティーがあるから大変だ、だから困難ですと。こんないいかげんな行政なのか。知事どう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時8分休憩

午後7時10分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（崎山八郎君） 佐賀県、宮崎県の条例も取り寄せて確認をして今後努力していきたいと思っております。

○前田 政明君 どういうふうに努力するの。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事、可能な限り早目にやると、窓口無料化、その他含めて。知事、私は行政をもっと積み重ねてですね。これはなぜかと言ったら、沖縄の若

いお父さん、お母さんたちの生活状況というのはもっと苦しいんですよ。不安定雇用、お金がなくて子供を病院に連れていこうと思っても医療費がなくて子供に我慢させると、こういうことがあってはならないわけでしょう。だから、知事はしっかりやってまいりたいというふうに答弁しましたよね、知事。ここはもう政策的判断なんですよ。知事、私はこれはどういうふうに言っているかわかりませんが、知事、2月議会の答弁はそのままとしていいわけですね。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 了とします。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 ぜひ部長もそういう立場で、本当に沖縄の子供たちの格差貧困下の中で、しっかりと子供の医療を守ると、そこはぜひお願いしたいと思います。休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時11分休憩

午後7時11分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前田 政明君 32軍壕の問題ですけれども、これは私も委員会でやるとして、この慰安婦と住民虐殺、英語版から捨て石を削除したまま現地に説明板を設置した問題は、史実検証の不十分さ、ずさんな行政手続など多くの課題を残した。複数の目撃証言があるにもかかわらず、沖縄戦の特徴を示す重要記述が限られた資料の範囲で確証が持てないと判断して削った県の姿勢は、沖縄戦の継承と今後の平和行政のあり方に禍根を残したというふうに指摘をされております。

私はこのとおりだと思いますけれども、知事はまだ書かないのが常識だというふうに思っているんでしょうか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） そう思っております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 これは大変ですね。沖縄戦の歴史の真実をゆがめてはならないという点で、この点については知事、断固として今後も具体的に委員会でも——私担当委員になりましたので——深めていきますから、知事はお互い勉強してそこをまた見直していききたいと思いますけれども、勉強する意はありますか。

○議長（喜納昌春君） 仲井真知事。

○知事（仲井真弘多君） 前田議員に負けないように勉強してまいります。ただし、32軍壕が慰安婦の問題、虐殺の問題を加えなければいけないという論理はやっぱりおかしいと私は確信しております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は歴史の資料からして知事の見解は間違っているというふうに確信をしておりますので、そこはまた続けていきたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時13分休憩

午後7時13分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

○前田 政明君 私は、県知事の職責は県民の命を守ることだと思うんですよ。だから、オスプレイについてはもう欠陥機だという形でさっき反対がありましたけれども、私は今のこの日米両政府、民主党政権が4月27日でしたか、日米共同声明を発表していますね。これでは普天間の固定化、そして8年間かけて200億円、日本政府が負担をする。そして辺野古については、そこが最良だと。しかしまたその他を含めて県内移設もあり得るということで、そういう立場なんですよ。そういう立場の中で、オスプレイが配備されてきているわけです。これは知事の普天間基地の危険性の除去という立場を全面的に否定しているんですよ。この共同声明と今のオスプレイ配備の問題について、私はやはりそういう政府の中で防衛大臣もこれは安保条約上、オスプレイの配備はアメリカの権利だと言っているんです。だから私が言いたいことは、知事、4月下旬の日米共同声明の発表では普天間基地の固定化、辺野古の推進、こういうのが日米で合意されているんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 今議員のおっしゃっておりまして、普天間の固定化については言及しておりませんが、日米両政府は現行案、普天間飛行場の代替施設を辺野古崎に移すという代替案についてはこれが検討された唯一の方策であるという立場を変えておりません。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 日米両政府は、安全保障協議委員会で首脳会談の合意で普天間基地の辺野古移設に固執、普天間基地の補修と日本側の経費一部負担を明記している。日本政府が負担をすると、固定化する。公室長、そういうことになっているんじゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） その文面を引用しますと、「両政府は、普天間飛行場において、同飛行場の代替施設が完全に運用可能となるまでの安全な任務能力の保持、環境の保全等の目的のための必要な補修事

業について、個々の案件に応じ、また、在日米軍駐留経費負担を含め、既存の二国間の取決めに従って、相互に貢献するとのコミットメントを表明した。個別の補修事業に関する二国間の協議は、再編案に関する協議のためのものとは別のチャンネルを通じて行われ、初期の補修事業は2012年末までに特定される。」とこう書いてありまして、そこには固定化というような文言は出てきておりません。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 固定化は明記してないと言ってもそれはもう実質上、固定化になるという選択も全く否定されてないんでしょう。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 野田総理大臣も来県の際に、あるいは再三にわたって普天間飛行場の固定化はあってはならないと発言されておりまして、今日米両政府が固定化に向かっているという確たる方針は示されていないものと考えております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 それは固定化なんですよ。それで結局このオスプレイの問題でも旧安保条約の第1条で保障されている、いわゆるアメリカ政府の権利だというふうにアメリカは主張していますよね。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 特に安全保障条約をして、そのような米国が主張をしているとは聞いておりませんけれども、米国はこれは装備の変更であるというふうに主張していると聞いております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 防衛大臣は何と言っているんですか。日本政府にそのオスプレイ配備をやめるとか、そういう権限があると言っていますか。

○知事公室長（又吉 進君） 休憩をお願いします。

○議長（喜納昌春君） 休憩いたします。

午後7時18分休憩

午後7時20分再開

○議長（喜納昌春君） 再開いたします。

知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 正確な物の言い方について今ちょっと手元にないんですが、その7月1日に防衛大臣が来県されたときの知事との面談においては、6月29日付で米側から配備について通報があったこと、7月下旬には岩国基地に陸揚げをされて、その後8月に普天間飛行場に配備すると。その際には、米側からこの2件の事故について安全を確認する、そういう説明があるまでは飛行させないといった趣旨の説

明がありました。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 防衛大臣は29日の記者会見で、オスプレイの飛行の是非について日本政府は条約上、マンドレートすなわち権限はない、このように述べているんですよ。これはどう思いますか。

○議長（喜納昌春君） 知事公室長。

○知事公室長（又吉 進君） 地位協定上あるいは安全保障条約上の立場を述べたものだと考えております。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 それで県民大会ですよ。知事、知事が大臣やその他、総理大臣などに要請するのはこれは当然ですよ。しかし、今言った枠組み、日米声明で辺野古は目指す、しかしほかも探す、普天間は固定化する、そして日本のほうで負担をする。報道では8年間かけて200億円、大規模な補修をすると。そこに危険なオスプレイを配備する。皆さん、そういう面でこれは安保条約ではアメリカの権限なんだと、権利なんだとアメリカは言っている。そして大臣は、この条約上権限はないんだと。だからどんなに知事が要請をしても10月配備。県議団の代表団で私も行きました、それぞれ当たりました。沖縄県民が反対をして納得いかなかったらどうするんだと、強行をやめると、10月。やめますということはありませんでした。これはそういう枠組みなんですよ、知事。だから、知事がどんなに交渉してもそれは県民の世論を背景にしないと、この安保条約の枠の中で旧安保条約第1条でこういうのはアメリカの占領軍の権利になっている。アメリカ駐留軍の権利を与えるというふうになっている、これが引き継がれているんですよ。そういう中で、このオスプレイを持ってくる。だから、知事、県民とともに140万県民を背景に知事が頑張っているという姿が日米両政府にしっかりと映ることが必要じゃないですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 確かにおっしゃったように、条約上とか地位協定上の表現はそうになっているし、権利を主張するのはアメリカ側でしょうけれども、そういう字に書かれたものをその字面どおりにそのままやるということは通常はありませんよね。ですから、議員のおっしゃるような意味での限界は無論ないわけじゃない。しかしながら、そのまま実行するということもそうたびたびあるものでもありません。なぜなら、彼らはそういう欠陥機をシステムの中に機械を入れ込んであるからなんですよ。だけど、言う権利も

逆に義務もないということにも必ずしもなるとは私は思っていません。ですから、言っただけで空振りですよという結論も議員がおっしゃるのは少し早過ぎると思いますし、大きな力を背景にして交渉に当たるというのも有効であることは私は無論わかりますよ。ただ、県民大会というもの——私も三十二、三万の県民からの有権者の賛成を得て当選をいたしました身ですから——その存在はひしひしと実感しております。ですから、そういうのを持って有権者三十二、三万いただいたわけですが、140万県民の代表として生命財産を守るというのも第一の役目だということもよくわかっておりますから、そういう考えで私は取り組んでおります。

そういうことで、県民大会を私は別に軽視するとか、効果がないとは申し上げておりません。ですが、私たちは日常の仕事として主張の内容は既に取り組んでおりますので、私がそのまとめ役として改めて県民大会を開いてもらってやる必要があるかどうかについてももう少し検討させていただきたいと申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は、県知事が県民に頼むべきじゃないのかと、これは県民の命を守らないといけないう。そういう面でなかなか日本政府も総理大臣も防衛大臣も交渉しているけれども、どうも先が見えない。そういう面で自分が知事として、また政治家として沖縄県民の命を守らないといけないう。だから県民の皆さん、私に力をかけてください、一緒に総立ち上がりをしていきましょうかと、だから県民大会と一緒にやろうじゃないですかというのが私は知事の県民に対するやるべき責任じゃないかと思っているんですが、どうなんですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 前田議員のおっしゃるような考えも私は否定しませんよ。ですから、それは前田議員のお考えで、私は何度も繰り返し申し上げていきますように、既にいろんなことはやっています。それについて前田議員はそれは意味がない、限界があり過ぎるということをおっしゃっているようですが、私は私の手練を尽くしてやるべきことはしっかりやっているつもりですし、これからもうやろうと思っています。そういう中で何も県民大会は無意味だなどとは言っておりません。ただ、その県民大会というのはそこに参加して意思表示をし、県民の行政実務上、毎日取り組んでいるわけではない多くの人々が集まって意思を強く表明するという点では、無論私は大変意味のあること

だと思います。ですが、私が日ごろやっていることに加えてさらにその部分をやらなければならないという決まった形で前田議員おっしゃっていますが、私は必ずしもそれには賛成していません。ただし、無論効果も否定していませんから、考えさせてくれと申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 私は知事のすべての基地の閉鎖撤去、それから銃剣とブルドーザー、埋立申請が行われればということは、私なりに知事も同じウチナンチュとしての思いがあるなと評価しているんですよ。だから、ここは命を守る問題で宮森小学校に墜落した日に沖縄に訪ねてきて、オスプレイを認めてくれという政府ですよ。そういう意味で、知事の言っている思い、本当に万が一のことがあったらだれが責任を持つのかとそういう面では私は評価しているんですよ。だから、そのところを県民は、そう言うなら知事も共同代表になって、知事だけに押しつけませんよ。みんなでやろうじゃないかということを知事がそういうものを踏まえて、県民の願いにこたえてくれることを期待しているんですよ。私はそういう面で何も否定はしていません、知事が頑張っていることについてはこの点評価しているんですよ。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 同じことの繰り返しの感があるってことに申しわけないですし、前田議員の熱意は私もよくわかりますし、感じますよ。ただ申し上げている点は、先ほどから行政実務、行政の責任者として県民の命をまず守るというミッションは当然のこととしてありますし、そのために日々、意見が違ってても政府とは意見交換は我々はそういうことでやっております。ですから、この多数の県民にぜひとも集まっていたいてまたもう一回そういう意思を束ねて表現するという手法についてこれも否定はしませんが、私が直ちに前田議員のおっしゃるように皆さんと一緒にやって県民大会をつくってやるべきかどうかという点ではまた同じ答えになりますので、ひとつ検討させてもらいたいと私は申し上げているわけです。

○議長（喜納昌春君） 前田政明君。

○前田 政明君 知事の席はちゃんとあけて待っているとしますので、知事なるべく早目に、短期決戦なものですから、知事が参加するということになれば本当に島ぐるみ、過去最高の県民の心を一つにしたことができるんですよ。だから知事、早目に検討をしてほしい。どうですか。

○議長（喜納昌春君） 仲井眞知事。

○知事（仲井眞弘多君） 答えがまた同じになるんですが、可能な限り早目に検討をし結論は出したいと考えております。

○議長（喜納昌春君） 以上で本日の一般質問及び議案に対する質疑を終わります。

本日の日程は、これで全部終了いたしました。

次会は、明6日定刻より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後7時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 喜 納 昌 春

会議録署名議員 上 原 章

会議録署名議員 新 田 宜 明